

昭和四十年大蔵省令第十二号

法人税法施行規則

法人税法及び法人税法施行令の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、法人税法施行細則（昭和二十二年大蔵省令第三十号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一編 総則
第一章 通則（第一条）
第二章 公益法人等の範囲（第二条・第三条の二）
第二章の二 適格組織再編成（第三条―第三条の三）
第二章の三 恒久的施設の範囲（第三条の四）
第三章 収益事業の範囲（第四条―第八条の二）
第三章の二 資本金等の額（第八条の二の三）
第四章 有価証券に準ずるものの範囲（第八条の二の四）
第四章の二 信託の通則（第八条の三・第八条の三の二）
第五章 事業年度の特例（第八条の三の三）
第二編 内国法人の法人税
第一章 各事業年度の所得に対する法人税
第一節 各事業年度の所得の金額の計算
第一款 受取配当等（第八条の四―第八条の五の二）
第一款の二 資産の評価益（第八条の六）
第一款の三 棚卸資産の評価（第九条・第九条の二）
第二款 減価償却資産の償却（第九条の三―第二十一条の二）
第三款 繰延資産の償却（第二十一条の三・第二十二条）
第三款の二 資産の評価損（第二十二条の二）
第三款の三 役員の給与等（第二十二條の三）
第四款 寄附金（第二十二條の四―第二十四條）
第五款 圧縮記帳（第二十四條の二―第二十五條）
第六款 貸倒引当金（第二十五條の二―第二十五條の八）

第六款の二 譲渡制限付株式を対価とする費用（第二十五條の九）
第六款の三 不正行為等に係る費用等（第二十五條の十）
第七款 繰越欠損金（第二十六條―第二十六條の六）
第七款の二 短期売買商品等（第二十六條の七―第二十六條の十）
第八款 有価証券（第二十六條の十三―第二十七條の六）
第九款 デリバティブ取引（第二十七條の七）
第十款 ヘッジ処理（第二十七條の八・第二十七條の九）
第十一款 外貨建資産等の換算等（第二十七條の十―第二十七條の十三）
第十一款の二 完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第二十七條の十三の二）
第十一款の三 組織再編成に係る所得の金額の計算（第二十七條の十四―第二十七條の十六の二）
第十一款の四 工事未収入金の帳簿価額の調整（第二十七條の十六の三）
第十一款の五 公共法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算（第二十七條の十六の四）
第十一款の六 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算（第二十七條の十六の五―第二十七條の十六の十五）
第十一款の七 少額の減価償却資産等（第二十七條の十七―第二十七條の十九）
第十一款の八 確定給付企業年金の掛金等（第二十七條の二十）
第十二款 借地権等（第二十七條の二十一）

第十三款 資産に係る控除対象外消費税額等（第二十八條―第二十八條の四）
第二節 税額の計算（第二十八條の五―第三十條）
第三節 申告、納付及び還付
第一款 中間申告（第三十一条―第三十一条の三）
第二款 確定申告（第三十四條―第三十六條の三）
第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例（第三十六條の四・第三十七條）
第三款 還付（第三十八條）
第二章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税
第一節 総則
第一款 用語の定義等（第三十八條の二―第三十八條の二十九）
第二款 国際最低課税額（第三十八條の三十一―第三十八條の四十五）
第三款 申告（第三十八條の四十六―第三十九條）
第三章 退職年金等積立金に対する法人税（第三十九條―第五十一条）
第四章 青色申告（第五十二条―第六十條）
第五章 更正（第六十條の二）
第三編 外国法人の法人税
第一章 国内源泉所得（第六十條の三）
第二章 各事業年度の所得に対する法人税
第一節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第六十條の四―第六十條の十）
第二節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第六十條の十一）
第三節 税額の計算（第六十條の十二―第六十條の十四）
第四節 申告、納付及び還付
第一款 中間申告（第六十一条―第六十一条の三）
第二款 確定申告（第六十一条の四―第六十一条の七）
第三款 還付（第六十一条の八）
第三章 退職年金等積立金に対する法人税（第六十一条の九）
第四章 青色申告（第六十二条）

第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化（第六十二条の二・第六十二条の三）
第四編 雑則（第六十三条―第七十條）
附則
第一編 総則
第一章 通則
第一条 この省令において「国内」、「国外」、「内国法人」、「外国法人」、「公共法人」、「公益法人等」、「協同組合等」、「人格のない社団等」、「普通法人」、「同族会社」、「被合併法人」、「合併法人」、「分割法人」、「分割承継法人」、「現物出資法人」、「被現物出資法人」、「株式交換完全子法人」、「株式交換等完全子法人」、「株式交換完全親法人」、「株式交換等完全親法人」、「通算親完全子法人」、「通算法人」、「投資法人」、「特定目的会社」、「完全支配関係」、「通算完全支配関係」、「適格合併」、「分割型分割」、「分社型分割」、「適格分割」、「適格現物出資」、「適格現物分配」、「適格株式分配」、「株式交換等」、「恒久的施設」、「収益事業」、「株主等」、「役員」、「欠損金額」、「棚卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「損金経理」、「合同運用信託」、「中間申告書」、「確定申告書」、「退職年金等積立金中間申告書」、「退職年金等積立金確定申告書」、「期限後申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「更正請求書」、「更正」、「還付加算金」又は「地方税」とは、それぞれ法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条第一号から第九号まで、第十号から第十二号の七の四まで、第十二号の七の六から第十二号の十七まで、第十二号の十九から第十五号まで、第十九号から第二十六号まで、第三十号、第三十一号、第三十二号から第三十七号まで、第三十九号、第四十三号又は第四十四号（定義）に規定する国内、国外、内国法人、外国法人、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人、同族会社、被合併法人、合併法人、分割法人、分割承継法人、現物出資法人、被現物出資法人、現物分配法人、被現物分配法人、株式交換完全子法人、株式交換等完全子法人、株式交換完全親法人、株式交換等完全親法人、株式交換完全親法人、株式交換等完全親法人

人、株式移転完全子法人、株式移転完全親法人、通算親法人、通算子法人、通算法人、投資法人、特定目的会社、完全支配関係、通算完全支配関係、適格合併、分割型分割、分社型分割、適格分割、適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資、適格現物分配、株式分配、適格株式分配、株式交換等、適格株式交換等、恒久的施設、収益事業、株主等、役員、欠損金額、棚卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、損金経理、合同運用信託、中間申告書、確定申告書、退職年金等積立金中間申告書、退職年金等積立金確定申告書、期限内申告書、修正申告書、青色申告書、更正請求書、更正、還付加算金又は地方税をいう。

第二章 公益法人等の範囲

(公益法人等に該当する農業協同組合連合会の指定申請書の記載事項等)

第二条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号。以下「令」という。)第二条第二項(公益法人等に該当する農業協同組合連合会の要件等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする農業協同組合連合会(以下この条において「申請法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 申請法人が設置する病院又は診療所の名称及び所在地
- 三 申請法人が農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第十二号(老人の福祉に関する施設)に掲げる事業を行う場合には、その設置する老人の福祉に関する施設の名称及び所在地
- 四 申請法人の理事の氏名及び住所
- 五 申請法人の行う事業の概要
- 六 その他参考となるべき事項

2 令第二条第二項に規定する財務省令で定める書類は、定款の写し(当該定款が同項に規定する申請書の提出をする日前一年以内に変更したものである場合には、当該変更に関する農業協同組合法第四十四条第二項(定款の変更)に規定する行政庁の認可に係る書類の写し又は同条第四項の規定により行政庁に届け出た書類の写しを含む。)並びに同日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書、貸借対照表、剰余金又は損失の処分表及び事業報告書とする。

(理事と特殊の関係のある者の範囲等)

第二条の二 令第三条第一項第四号及び第二項第七号(非営利型法人の範囲)に規定する理事と

財務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該理事(清算人を含む。以下この項において同じ。)の配偶者
- 二 当該理事の三親等以内の親族
- 三 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 当該理事の使用人
- 五 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
- 六 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

2 令第三条第四項の規定により令第五条(収益事業の範囲)の規定を読み替えて適用する場合における第三章(収益事業の範囲)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同章の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五号第一号 医師会法人等 が行う医療保健 業で収益事業に 該当しないもの (要件)	公益社団法人 又は法別表第 二に掲げる一 般社団法人	次に掲げる要 件(法別表第 二に掲げる一 般社団法人及 び一般財団法 人以外の法人 にあつては、 第一号から第 六号までに掲 げる要件)	次に掲げる 要件
第六号第一号 公益法人等が 行う医療保健 業で収益事業 に該当しない もの(要件)	公益社団法人 又は法別表第 二に掲げる一 般社団法人	次に掲げる要 件(法別表第 二に掲げる一 般社団法人及 び一般財団法 人以外の法人 にあつては、 第一号から第 六号までに掲 げる要件)	次に掲げる 要件

第六号第二号 公益法人等 (役員)	公益社団法人 又は一般財 団法人	一般社団法人 又は一般財 団法人
第六号第二号イ (役員)	公益社団法人 又は一般財 団法人	一般社団法人 又は一般財 団法人
第六号第二号ロ (役員)	公益社団法人 又は一般財 団法人	一般社団法人 又は一般財 団法人
第六号第二号ハ (役員)	公益社団法人 又は一般財 団法人	一般社団法人 又は一般財 団法人

第二章の二 適格組織再編成

(事業関連性の判定)

第三条 法第二条第十二号のハイ又はロ(定義)に該当する合併以外の合併が次に掲げる要件の全てに該当するものである場合には、当該合併に係る令第四条の第三項(適格組織再編成)における株式の保有関係等)の規定の適用については、当該合併に係る被合併法人の同項第一号に規定する被合併事業(以下この項及び次項において「被合併事業」という。)と当該合併に係る合併法人(当該合併が法人を設立する合併である場合にあっては、当該合併に係る他の被合併法人。以下この項及び次項において同じ。)の同号に規定する合併事業(以下この項及び次項において「合併事業」という。)とは、同号の相互に関連するものに該当するものとする。

一 当該被合併法人及び合併法人が当該合併の直前においてそれぞれ次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 事務所、店舗、工場その他の固定施設(その本店又は主たる事務所の所在地がある国又は地域にあるこれらの施設に限る。ハ(6)において「固定施設」という。)を所有し、又は賃借していること。

ロ 従業者(役員にあつては、その法人の業務に専ら従事するものに限る。)があること。

ハ 自己の名義をもつて、かつ、自己の計算において次に掲げるいずれかの行為をしていること。

- (1) 商品販売等(商品の販売、資産の貸付け又は役務の提供で、継続して対価を得て行われるものをいい、その商品の開発若しくは生産又は役務の開発を含む。以下この号において同じ。)
- (2) 広告又は宣伝による商品販売等に関する契約の申込み又は締結の勧誘
- (3) 商品販売等を行うために必要となる資料を得るための市場調査
- (4) 商品販売等を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号(定義)に規定する許可等をいう。)についての同号に規定する申請又は当該許可等に係る権利の保有
- (5) 知的財産権(特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。(5)において同じ。)の取得をするための出願若しくは登録(移転の登録を除く。の請求若しくは申請(これらに準ずる手続を含む。)、知的財産権(実施権及び使用権を含むもの)とし、商品販売等を行うために必要となるものに限る。(5)及び次号ロにおいて「知的財産権等」という。)の移転の登録(実施権及び使用権にあつては、これらの登録を含む。)の請求若しくは申請(これらに準ずる手続を含む。)

イ 当該被合併事業と合併事業との間に当該合併の直前において次に掲げるいずれかの関係があること。

(7) 類するもの

二 当該被合併事業と合併事業とが同種のものである場合における当該被合併事業と合併事業との間の関係

ロ 当該被合併事業に係る商品、資産若しくは役務（それぞれ販売され、貸し付けられ、又は提供されるものに限る。以下この号及び次項において同じ。）又は経営資源（事業の用に供される設備、事業に関する知的財産権等、生産技術又は従業者の有する技能若しくは知識、事業に係る商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式その他これらに準ずるものをいう。以下この号及び次項において同じ。）と当該合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とが同一のもの又は類似するものである場合における当該被合併事業と合併事業との間の関係

ハ 当該被合併事業と合併事業とが当該合併後に当該被合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源と当該合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とを適用して行われることが見込まれている場合における当該被合併事業と合併事業との間の関係

2 合併に係る被合併法人の被合併事業と当該合併に係る合併法人の合併事業とが、当該合併後に当該被合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源と当該合併事業に係る商品、資産若しくは役務又は経営資源とを適用して行われている場合には、当該被合併事業と合併事業とは、前項第二号に掲げる要件に該当するものと推定する。

3 前二項の規定は、法第二条第十二号の十一イ、ロ若しくはニに該当する分割以外の分割、同条第十二号の十四イ若しくはロに該当する現物出資以外の現物出資、同条第十二号の十七イ若しくはロに該当する株式交換以外の株式交換又は同条第十二号の十八イ若しくはロに該当する株式移転以外の株式移転（以下この項において「分割等」という。）に係る分割法人、現物出資法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の令第四条の三第八項第一号に規定する分割事業、同条第十五項第一号に規定する現物出資事業、同条第二十項第一号に規定する子法人事業又は同条第二十四項第一号に規定する子法人事業と当該分割等に係る分割承継法人（当該分割が法人を設立する分割である場合にあっては、当該分割に係る他の分割法人）、被現物出資法人（当該現物出資が法人を設立する現物出資である場合にあっては、当該現物出資

に係る他の現物出資法人）、株式交換完全親法人又は他の株式移転完全子法人の同条第八項第一号に規定する分割承継事業、同条第十五項第一号に規定する被現物出資事業、同条第二十項第一号に規定する親法人事業又は同条第二十四項第一号に規定する他の子法人事業とが、同条第八項第一号、第十五項第一号、第二十項第一号又は第二十四項第一号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。（対価の交付が省略された場合における対価株式の帳簿価額等）

第三条の二 令第四条の三第四項第五号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する財務省令で定める金額は、同号の無対価合併に該当する合併が適格合併に該当するものとした場合における当該合併の直後の当該合併に係る合併法人の株式（出資を含む。次項及び第四項において同じ。）の帳簿価額とする。

2 令第四条の三第八項第六号イに規定する帳簿価額として財務省令で定める金額は、同号イの無対価分割に該当する分割型分割が適格分割型分割に該当するものとした場合における当該分割型分割の直後の当該分割型分割に係る分割承継法人の株式の帳簿価額とする。

3 令第四条の三第八項第六号イに規定する分割承継法人に移転した資産又は負債に対応する部分の金額として財務省令で定める金額は、同号イの無対価分割に該当する分割型分割に係る法第六十一条の二第四項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する分割純資産対応帳簿価額とする。

4 令第四条の三第八項第六号ロに規定する財務省令で定める金額は、同号ロの無対価分割に該当する分社型分割が適格分社型分割に該当するものとした場合における当該分社型分割の直後の当該分社型分割に係る分割承継法人の株式の帳簿価額とする。

5 令第四条の三第八項第六号ロに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号ロの無対価分割に該当する分社型分割の直前の移転資産（その分社型分割により分割承継法人に移転した資産をいう。）の帳簿価額から移転負債（その分社型分割により分割承継法人に移転した負債をいう。）の帳簿価額を控除した金額とする。（議決権のない株式等）

式又は出資で、当該事由が生じていないものは、令第四条の三第四項第五号、第八項第六号イ、第二十項第五号及び第二十四項第五号（適格組織再編成における株式の保有関係等）の議決権のないものに含まれるものとする。

2 次に掲げる株式は、令第四条の三第四項第五号、第八項第六号イ、第二十項第五号及び第二十四項第五号の議決権のないものに含まれないものとする。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式

二 会社法第九十九条第二項（株主の平等）の規定により株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない旨を定められた株主が有する株式

三 単元株式数に満たない株式

3 合併、分割型分割、株式交換又は株式移転（以下この項において「合併等」という。）により当該合併等に係る被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株主等に交付される株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項（定義）に規定する投資口を含む。以下同じ。）又は出資（以下この項において「交付株式」という。）が次に掲げる株式（出資を含む。以下この項において同じ。）である場合には、当該交付株式は、令第四条の三第四項第五号、第八項第六号イ、第二十項第五号及び第二十四項第五号に規定する対価株式に含まれないものとして、これらの規定を適用する。

一 会社法第三百三十五条第三項（親会社株式の取得の禁止）その他の法令の規定により当該株主等による保有の制限をされる株式

二 当該株主等が発行した株式

第二章の三 恒久的施設の範囲

第三条の四 令第四条の四第九項（恒久的施設の範囲）に規定する財務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一 一方の者が他方の法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える

数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

二 一の法人が同一の者によつてそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係その他の二の者が同一の者によつて直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2 前項第一号の場合において、一方の者が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の者の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一方の者の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいづれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 前項の他方の法人の株主等である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が同項の一方の者により保有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の者ととの間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を当該一方の者又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が当該一方の者又は他の出資関連法人によつて保

有する）の発行済株式等が当該一方の者又は他の出資関連法人によつて保有する）の発行済株式等が当該一方の者又は他の出資関連法人によつて保有する関係

有されているものに限る。)によつて保有されてある場合に限る。) 当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合(当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

4 第二項の規定は、第一項第二号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

第三章 収益事業の範囲

(住宅用土地)の貸付業で収益事業に該当しないもの(要件)

第四条 令第五条第一項第五号へ(不動産貸付業)に規定する財務省令で定める要件は、同号へに規定する貸付業の貸付けの対価の額のうち、当該事業年度の貸付期間に係る収入金額の合計額が、当該貸付けに係る土地に課される固定資産税額及び都市計画税額で当該貸付期間に係るものの合計額に三を乗じて計算した金額以下であることとする。

(事務処理の委託)を受ける業で収益事業に該当しないもの(要件)

第四条の二 令第五条第一項第十号イ(収益事業の範囲)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 その委託の対価がその事務処理のために必要な費用を超えないことが法令の規定により明らかなること。

二 その委託の対価がその事務処理のために必要な費用を超えるに至つた場合には、法令の規定により、その超える金額を委託者又はそれに代わるべき者として主務大臣の指定する者に支出することとされていること。

三 その委託が法令の規定に従つて行われていること。

(国民健康保険団体連合会が委託を受けて行う事業で収益事業に該当しないもの(要件))

第四条の二の二 令第五条第一項第十号ホ(収益事業の範囲)に規定する委託を受けて行うものであることその他の財務省令で定める要件は、法令の規定に基づく委託を受けて行うもの(これに準ずるものを含む。)であること、その委託の対価がその事業を実施するために必要な費用を超えるに至つた場合にはその超えるに至つた事業年度の翌事業年度の委託の対価を減額することとされていることその他の厚生労働大臣

の定める要件に該当することにつき厚生労働大臣の証明を受けたものであることとする。

2 令第五条第一項第十号ホ(4)に規定する財務省令で定める要件は、都道府県の区域をその区域とする国民健康保険団体連合会の全てをその社員とすることとする。

(血液事業の範囲)

第四条の三 令第五条第一項第二十九号(収益事業の範囲)に規定する財務省令で定める血液事業は、献血により血液を採取し、その採取した血液(その血液から生成される安全な血液製剤の安定供給の確保等)に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)第二条第一項(定義)に規定する血液製剤を含む。)を供給する事業とする。

(学術の研究に付随した医療保健業を行う法人の要件)

第四条の四 令第五条第一項第二十九号ル(収益事業の範囲)に規定する財務省令で定めるものは、専ら学術の研究を行い、かつ、当該研究を円滑に行うための体制が整備されているものとして文部科学大臣の定める基準に該当することにつき文部科学大臣の証明を受けた法人とする。

(医師会法人等が行う医療保健業で収益事業に該当しないもの(要件))

第五条 令第五条第一項第二十九号ヲ(収益事業の範囲)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件(公益社団法人にあつては、第一号から第五号までに掲げる要件)とする。

一 一又は二以上の都道府県、郡、市、町、村、特別区(旧東京都制(昭和十八年法律第八十九号)第四百十号第二項(区の区域等)に規定する従来の東京市の区を含む。)又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項(指定都市の権能)に規定する指定都市の区若しくは総合区の区域を単位とし、当該区域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人である医師会又は歯科医師会(以下この条において「医師会法人等」という。)で、当該医師会法人等の当該事業年度終了の日において地域医師等(当該医師会法人等の組織されている区域の医師又は歯科医師をいう。第三号及び第四号において同じ。)の大部分を会員としているものであること。

二 医師会法人等の当該事業年度終了の日における定款に、当該医師会法人等が解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は当該医師会法人等と類似の目的を有する他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

三 医師会法人等の開設する全ての病院又は診療所(専ら臨床検査をその業務とするものを含む。次号において「病院等」という。)が、当該事業年度を通じて、地域医師等の全ての者の利用に供するために開放され、かつ、当該地域医師等によつて利用されていること。

四 医師会法人等の開設する全ての病院等における診療が、当該事業年度を通じて地域医師等受診患者(当該病院等以外の病院又は診療所において主として診療を行う地域医師等の当該診療を受けた患者でその後引き続き主として当該地域医師等の診療を受けるものをいう。)に対して専ら行われていること。

五 医師会法人等の受ける診療報酬又は利用料の額が、当該事業年度を通じて、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項(療養の給付に関する費用)の規定により算定される額、同法第八十五条第二項(入院時食事療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額、同法第八十五条第二項(入院時生活療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これらに準ずる額以下であること。

六 医師会法人等の行う事業が、公的に運営され、かつ、地域における医療の確保に資するものとして厚生労働大臣の定める基準に該当することにつき、厚生労働大臣の証明を受けていること。

(農業協同組合連合会が行う医療保健業で収益事業に該当しないもの(要件等))

第五条の二 令第五条第一項第二十九号ワ(収益事業の範囲)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる事項の全てに該当するものであることにつき財務大臣の承認を受けた日から五年を経過していないこととする。

一 当該農業協同組合連合会が次条第四号イからハまでに規定する施設(同号ハに規定する再教育を行う施設を含む。)のうちいずれかの施設又はこれらの施設以外の施設で公益の増進に著しく寄与する事業を行うに足りる施設を有するものであり、かつ、当該農業協同組合連合会につき医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

二 当該農業協同組合連合会の行う事業が公的に運営されるものであることその他の厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準に該当すること。

三 前項の承認を受けようとする農業協同組合連合会は、第二条第一項各号(公益法人等に該当する農業協同組合連合会の指定申請書の記載事項等)に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 その定款の写し

二 第一項各号に掲げる事項に該当する旨を説明する書類

三 申請書を提出する日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書、貸借対照表、剰余金又は損失の処分表及び事業報告書(公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないもの(要件))

第六条 令第五条第一項第二十九号ヨ(医療保健業)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件(法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人以外の法人にあつては、第一号から第六号までに掲げる要件)とする。

一 公益法人等の当該事業年度終了の日における定款又は寄附行為その他これらに準ずるものに、当該公益法人等が解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は当該公益法人等と類似の目的を有する他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

を通じて当該公益法人等の役員の数分の三分の一以下であること。

イ 当該公益法人等に対して、財産を無償で提供した者、財産の譲渡(業として行うものを除く)をした者又は医療施設を貸与している者

ロ 当該公益法人等の行う医療保健業が個人又は法人の行っていた医療保健業を継承したと認められる場合には、当該個人又は法人の行っていた医療保健業を主宰していたと認められる者

ハ イ又はロに掲げる者の相続人及び当該相続人の相続人

ニ イ、ロ又はハに掲げる者の親族及び当該親族の配偶者

ホ イ、ロ又はハに掲げる者とは婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びイ、ロ又はハに掲げる者(イに掲げる者にあつては、個人である場合に限る。)の使用人(イ、ロ又はハに掲げる者の使用人であつた者で当該公益法人等の事業に従事するためこれらの者の使用人でなくなつたと認められるものを含む)

ヘ イに掲げる者が法人(国及び公共法人並びに公益法人等)その役員のうちその公益法人等に対しイからニまで及びトに掲げる者と同様の関係にある者の数がその役員の数分の三分の一以下であるものを除く)である場合には、その法人の役員又は使用人(その法人の役員又は使用人であつた者で当該公益法人等の事業に従事するためその法人の役員又は使用人でなくなつたと認められるものを含む)

ト イ、ロ、ハ又はニに掲げる者の関係会社(イ、ロ、ハ及びニに掲げる者の有するその会社の株式又は出資の数又は金額が当該会社の発行済株式又は出資(当該会社が有する自己の株式又は出資を除く)の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合におけるその会社をいう。)の役員又は使用人(その関係会社の役員又は使用人であつた者で当該公益法人等の事業に従事するためその関係会社の役員又は使用人でなくなつたと認められるものを含む)

三 公益法人等が自費患者から受ける診療報酬の額が、当該事業年度を通じて、健康保険法第七十六条第二項(療養の給付に関する費

用)の規定により算定される額、同法第八十五条第二項(入院時食事療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額、同法第八十五条の二第二項(入院時生活療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これらに準ずる額以下であり、かつ、その行う診療の程度が同法第七十二条(保険医又は保険薬剤師の責務)に規定する診療の程度以上であること。ただし、当該公益法人等が次のイからニまでに掲げる事項の全てに該当するものであるときは、この限りでない。

四 公益法人等が、当該事業年度を通じて、次のイからハまでに掲げる事項のうちいずれかの事項及びニに掲げる事項に該当し、又はホに掲げる事項に該当することにつき厚生労働大臣の証明を受けているものであること。

イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十二條第一号及び第四号から第九号まで(地域医療支援病院の施設の基準)に掲げる施設の全てを有していること。

ロ 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十一條第二号(医師国家試験の受験資格)若しくは歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二號)第十一條第二号(歯科医師国家試験の受験資格)に規定する実地修練又は医師法第十六條の二第一項(臨床研修)に規定する臨床研修を行うための施設を有していること。

ハ 都道府県知事の指定する保健師、助産師、看護師(准看護師を含む)、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士若しくは視能訓練士の養成所を有し、又は医学若しくは歯学に関する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)の規定による大学及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)の規定による専門学校を含む)の教職の経験若しくは担当診療科に関し五年以上の経験を有する医師若しくは歯科医師を指導医として、常時三人以上の医師若しくは歯科医師の再教育(再教育を受ける医師若しくは歯科医師に対して報酬を支給しないものに限る。)を行つていないこと。

ニ 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第十五條(医療扶助)若しくは第十

六条(出産扶助)に規定する扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法第七十六条第二項の規定により算定される額及び同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計の十分の一に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数が取扱患者の総延数の十分の一以上であること。

ホ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十九條第一項(第二種社会福祉事業開始の届出)の規定により同法第二条第三項第九号(無料又は低額な料金による診療事業)に掲げる事業を行う旨の届出を、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従つて当該事業を行つていないこと。

五 公益法人等が、当該事業年度を通じて、その特殊関係者に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給その他財産の運用及び事業の収入支出に関して特別の利益を与えていないこと。

六 公益法人等が当該事業年度においてその特殊関係者(第二号ホ、ヘ又はトに規定する使用人のうち当該公益法人等の役員でない者を除く。)に支給した給与の合計額が、当該公益法人等の役員及び使用人に支給した給与の合計額の四分の一に相当する金額以下であること。

七 公益法人等の行う事業が公的に運営されるものとして厚生労働大臣の定める基準に該当することにつき、厚生労働大臣の証明を受けていないこと。

(学校において行なう技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲)

第七条 令第五条第一項第三十号イ(技芸教授業)に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる事項のすべてに該当する技芸の教授とする。

一 その修業期間(普通科、専攻科その他これらに準ずる区別がある場合には、それぞれの修業期間)が一年以上であること。

二 前号に掲げるもののほか、学校等において行われる学力の教授で、次に掲げる事項のすべてに該当するもの

イ その教科又は課程の授業時間が六十時間以上であること。

ロ その施設(教員数を含む)が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であると認められること。

三 その施設(教員数を含む)が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であると認められること。

四 その教授が年二回をこえない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

五 その生徒について学年又は学期ごとにその成績の評価が行なわれ、その結果が成績考査に関する表簿その他の書類に記載されていること。

六 その生徒について所定の技術を修得したかどうかの成績の評価が行なわれ、その評価に基づいて卒業証書又は修了証書が授与されていること。

(学校において行なう学力の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲)

第七条の二 令第五条第一項第三十号ロ(学力の教授業)に規定する財務省令で定めるものは、前条各号に掲げる事項のすべてに該当する学力の教授及び次の各号に掲げる事項のいづれかに該当する学力の教授とする。

一 学校教育法(昭和二十三年法律第二十二号)に規定する学校、同法第二十四條(専修学校)に規定する専修学校又は同法第三十四條第一項(各種学校)に規定する各種学校(次号において「学校等」という)において行われるものうちその教科又は課程の授業時間が三十時間以上であるもの

二 前号に掲げるもののほか、学校等において行われる学力の教授で、次に掲げる事項のすべてに該当するもの

イ その教科又は課程の授業時間が六十時間以上であること。

ハ その教授が年三回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

(理容師等養成施設において行う技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲)

第八条 令第五条第一項第三十号二(収益事業の範囲)に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる事項の全てに該当する技芸の教授とする。

一 その修業期間(普通科、専攻科その他これらに準ずる区別がある場合は、それぞれの修業期間)が次に掲げる課程の区分に応じそれぞれ次に定める期間であること。

イ 昼間課程又は夜間課程 二年(修得者課程(理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)第二条第四項(養成課程)に規定する美容修得者課程又は美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号)第一条の二(美容修得者課程)に規定する美容修得者課程をいう。ロにおいて同じ)にあつては、一年)以上
ロ 通信課程 三年(修得者課程にあつては、一年六月)以上

二 その教科課目の単位数が理容師養成施設指定規則第四条第一項(養成施設指定の基準)又は美容師養成施設指定規則第三条第一項(養成施設指定の基準)に定める単位数であること。

三 その施設(教員数を含む)が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であると認められること。

四 その教授が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

五 その生徒について学年又は学期ごとにその成績の評価が行われ、その結果が成績考査に関する表簿その他の書類に記載されていること。

六 その生徒について所定の技術を修得したかどうかの成績の評価が行われ、その評価に基づいて卒業証書又は修了証書が授与されていること。

(信用保証業で収益事業に該当しないものの範囲等)

第八条の二 令第五条第一項第三十二号イ(収益事業の範囲)に規定する財務省令で定める法令は、清酒製造業等の安定に関する特別措置法

(昭和四十五年法律第七十七号)、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二十号)、農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)及び宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)とする。

2 令第五条第一項第三十二号ロに規定する財務省令で定める要件は、信用保証業のうち当該保証契約に係る保証料の額がその保証金額に年二パーセントの割合を乗じて計算した金額以下であることとする。

(無体財産権の提供等を行う事業で収益事業に該当しないものの範囲等)

第八条の二の二 令第五条第一項第三十三号ロ(収益事業の範囲)に規定する特別の法令により設立された法人で財務省令で定めるものは、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人理化学研究所、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三条(目的)に規定する放送大学学園をいう。)とする。

2 令第五条第一項第三十三号ハに規定する財務省令で定めるものは、同号に規定する無体財産権の提供等に係る収益の額がその行う事業(収益事業(同号に規定する無体財産権の提供等を行う事業を除く))に該当する事業を除く)に要する費用の額の二分の一に相当する額を超える公益法人等とする。

第三章の二 資本金等の額

第八条の二の三 令第八条第一項第十九号(資本金等の額)に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額(投資法人の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十七号)以下この条において「計算規則」という。)第三十九条第三項(純資産の部の区分)の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。)及び出資剰余金控除額(計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう)より増加する一時差異等調整引当額(計算規則第三十九条第三項後段又は第六項後段の規定により

計算規則第二条第二項第三十号(定義)に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。)を控除した金額とする。

第四章 有価証券に準ずるものの範囲

第八条の二の四 令第十一条第二号(有価証券に準ずるものの範囲)に規定する財務省令で定めるものは、銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十二条第一号(金銭債権の証券の範囲)に掲げる譲渡性預金の預金証書(外国法人が発行するものを除く。)をもつて表示される金銭債権とする。

第四章の二 信託の通則

第八条の三 令第十四条の四第一項第四号(特定受益証券発行信託)に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)に規定する有価証券報告書に記載する方法
二 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十条第一項(貸借対照表等の公告等)の規定により作成した書類及び同法第二十一条第一項(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)に規定する説明書類を同項の規定により公衆の縦覧に供する方法(これらの書類につき同条第四項に規定する内閣府令で定める措置をとる方法を含む。)

三 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三十四条第一項(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)に規定する説明書類を同項の規定により公衆の縦覧に供する方法(当該説明書類につき同条第三項に規定する内閣府令で定める措置をとる方法を含む。)

四 会社法第四百三十五条第二項(計算書類等の作成及び保存)に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を公告する方法
五 前各号に掲げる方法に類する方法

2 令第十四条の四第九項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する各計算期間の貸借対照表及び損益計算書(これらの書類に同項に規定する各計算期間に係る収益の分配の状況について記載がない場合には、その収益の分配の状況を記載した書類を含む。)とする。

3 令第十四条の四第十項に規定する財務省令で定める金額は、前項に規定する貸借対照表に記載された留保金の額とする。

4 法第二十九条ハ(一)(定義)の承認を受けた法人は、当該法人が受託者である同号ハに規定する特定受益証券発行信託の資産、負債及び元本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従って記録し、その記録に基づいて第二項に規定する書類を作成しなければならない。

5 前項の記録に係る計算は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従ってされるものとする。

第八条の三の二 令第十四条の五第二項(法人が委託者となる法人課税信託)に規定する信託財産に属する金銭以外の資産が同一の区分に属するかどうかを判定する場合における区分は、次に定めるところによる。この場合において、預金及び貯金は、金銭に含まれるものとする。

一 貸付金その他の金銭債権及び有価証券(第四号において「金銭債権等」という。)をもつて一の区分とする。
二 不動産等(土地(土地の上に存する権利を含む。))及び建物(その附属設備を含む。次号において「建物等」という。)をいう。第四号において同じ。)をもつて一の区分とする。

三 減価償却資産(建物等を除く。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)以下「耐用年数省令」という。)別表第一から別表第五までに規定する種類ごと(その種類につき構造若しくは用途又は設備の種類が定められていないものについては、その構造若しくは用途又は設備の種類ごと)に異なる区分とする。

四 金銭債権等、不動産等及び前号に規定する減価償却資産以外の資産については、同号に準じた区分とする。

第五章 事業年度の特例

第八条の三の三 法第十四条第八項(事業年度の特例)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十四条第八項の書類の提出をする同項に規定する通算親法人等の名称、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項

(定義)に規定する法人番号をいう。以下同じ。)並びに代表者の氏名

二 法第十四条第八項に規定する内国法人及び同項第九号に規定する他の内国法人(既に前号の通算親法人等により提出された同項の書類にその名称が記載されたものを除く。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 前号の内国法人及び他の内国法人の法第十四条第八項に規定する加入日(次号において「加入日」という。)

四 第二号の他の内国法人の加入日の前日から法第十四条第八項第一号に規定する特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度(同項の規定を適用するものとした場合における事業年度をいう。)開始の日及び終了の日

五 その他参考となるべき事項

第二編 内国法人の法人税

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 各事業年度の所得の金額の計算

第一款 受取配当等 (金銭の分配のうち出資総額等の減少に伴うものの範囲)

第八條の四 法第二十三条第一項第二号(受取配当等の益金不算入)に規定する財務省令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十七条(金銭の分配)の金銭の分配のうち、同条第三項の規定により出資総額又は同法第百三十五条(出資剰余金)の出資剰余金の額から控除される金額があるもの(当該金額が一時差異等調整引当額(投資法人の計算に関する規則第三十九条第三項後段又は第六項後段(純資産の部の区分)の規定により同令第二条第二項第三十号(定義)に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。)の増加額と同額である当該金銭の分配を除く。)とする。

(外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する書類)

第八條の五 法第二十三条の二第五項(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額(以下この条において「剰余金の配当等の額」という。)を支払う外国法人が同項に規定する外国子会社(以下この条に

おいて「外国子会社」という。)に該当することを証する書類

二 外国子会社の剰余金の配当等の額に係る事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、損益金の処分に關する計算書その他これらに類する書類

三 外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る法第三十九条の二(外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入)に規定する外国源泉税等の額(以下この号において「外国源泉税等の額」という。)がある場合には、当該外国源泉税等の額を課されたことを証する当該外国源泉税等の額に係る申告書の写し又はこれに代わるべき当該外国源泉税等の額に係る書類及び当該外国源泉税等の額が既に納付されている場合にはその納付を証する書類

法第二十三条の二第七項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された剰余金の配当等の額を明らかにする書類

二 外国子会社の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の法令により課される法人税に相当する税に關する申告書で前号の剰余金の配当等の額に係る事業年度に係るもの(以下「写し」)

三 法第二十三条の二第三項に規定する損金算入対応受取配当等の額の計算に關する明細を記載した書類

四 前項第二号に掲げる書類

五 その他参考となるべき事項を記載した書類(出資等減少分配による出資総額等の減少額)

第八條の五の二 令第二十三条第一項第五号(所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等)に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額(投資法人の計算に關する規則(以下この条において「計算規則」という。)第三十九条第三項(純資産の部の区分)の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。)及び出資剰余金控除額(計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。)

の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額(計算規則第三十九条第三項後段又は第六項後段の規定により計算規則第二条第二項第三十号(定義)に規定

する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。)を控除した金額とする。

第一款の二 資産の評価益

(資産の評価益の益金算入に関する書類等)

第八條の六 令第二十四条の二第一項第一号(再生計画認可の決定に準ずる事実等)に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 令第二十四条の二第一項の債務処理に關する計画(以下この条において「再生計画」という。)に係る債務者である内国法人、その役員及び株主等(株主等と見込まれる者を含む。)並びに債権者以外の者で、当該再生計画に係る債務処理について利害関係を有しないものうち、債務処理に關する専門的な知識経験を有すると認められる者(当該者が三人以上(当該内国法人の借入金その他の債務で利子の支払の基因となるものの額が十億円に満たない場合には、二人以上)選任される場合(次号において「三人以上選任される場合」という。)の当該者に限る。)

二 再生計画に係る債務者である内国法人に対し株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第二十四条第一項(支援基準)に規定する再生支援(当該再生支援に係る同法第二十五条第四項前段(再生支援決定)の再生支援をしようとするか)の決定を同法第十六条第一項(権限)の規定により同項の委員が行うものに限る。以下この号において「再生支援」という。)をする株式会社地域経済活性化支援機構(当該再生支援につき同法第三十一条第一項(出資決定)に規定する債権買取等をしない旨の決定が行われる場合には、当該再生計画に係る債務処理について利害関係を有しない者として株式会社地域経済活性化支援機構により選任される債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者(当該者が三人以上選任される場合の当該者に限る。))とする。

三 再生計画に従って令第二十四条の二第二項第三号に規定する債務免除等(信託の受託者として行う同号に規定する債務免除等を含む。)をする同項第二号に規定する協定銀行(令第二十四条の二第一項第五号に規定する財務省令で定める債権は、株式会社地域経済活性化支援機構が信託の受託者として有する債権又は同条第二項第二号に規定する協定銀行が信託の受託者として有する債権とする。)

3 法第二十五条第六項(資産の評価益)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 内国法人について再生計画認可の決定があつたこと 当該決定があつた旨を証する書類及び令第二十四条の二第五項第一号に規定する価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類

二 法第二十五条第三項に規定する政令で定める事実 次に掲げる書類

イ 令第二十四条の二第一項第一号に規定する手続に従い同号に規定する財務省令で定める者が同号に規定する確認をしたことを明らかにする書類

ロ 再生計画に係る計画書(令第二十四条の二第一項第二号の貸借対照表の添付並びに同項第三号の債務免除等をする者の氏名又は名称、当該債務免除等をする者)との当該債務免除等をする金額及び当該金額の算定の根拠を明らかにする事項の記載があるものに限る。)

第一款の三 棚卸資産の評価

(特別な評価の方法の承認申請書の記載事項)

第九條 令第二十八条の二第二項(棚卸資産の特別な評価の方法)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者(人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるもの)については、管理人。以下同じ。)の氏名

二 その他参考となるべき事項 (棚卸資産の評価の方法の変更申請書の記載事項)

第九條の二 令第三十条第二項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 その評価の方法を変更しようとする事業の種類並びに商品又は製品(副産物及び作業くずを除く。)、半製品、仕掛品(半成工事を含む。)、主要原材料及び補助原材料その他の棚卸資産の区分

三 現によつている評価の方法及びその評価の方法を採用した日

四 採用しようとする新たな評価の方法

五 その他参考となるべき事項

第二款 減価償却資産の償却

(特別な償却の方法の承認申請書の記載事項)

第九條の三 令第四十八條の四第二項(減価償却資産の特別な償却の方法)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 その採用しようとする償却の方法が令第五十九條第一項第一号又は第二号(事業年度の中途で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例)に掲げる償却の方法のいずれに類するか
- 三 その他参考となるべき事項

第十條 (取替資産の範囲)

令第四十九條第三項(取替資産の意義)に規定する財務省令で定める取替資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 軌道設備又は軌道設備に属する構築物のうち、軌条及びその附属品、まくら木、分岐器、ボンド、信号機、通信線、信号線、電灯電力線、送配電線、き電線、電車線、第三軌条並びに電線支持物(鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びびコンクリート塔を除く。)
- 二 送電設備に属する構築物のうち、木柱、がい子、送電線、地線及び添架電話線
- 三 配電設備に属する構築物のうち、木柱、配電線、引込線及び添架電話線
- 四 電気事業用配電設備に属する機械及び装置のうち、計器、柱上変圧器、保安開閉装置、電力用蓄電器及び屋内配線
- 五 ガス又はコークスの製造設備及びガスの供給設備に属する機械及び装置のうち、鑄鉄ガス導管(口径二十・三センチメートル以下のものに限る。)、鋼鉄ガス導管及び需要者用ガス計量器

第十一條 (取替法を採用する場合の承認申請書の記載事項)

令第四十九條第四項(取替資産に係る償却の方法の特例)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 令第四十九條第二項に規定する取替法を採用しようとする事業年度開始の時に於いて見込まれる同条第一項の規定の適用を受けようとする減価償却資産の種類ごとの数量並びにその取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額

三 その他参考となるべき事項

(旧リース期間定額法を採用する場合の届出書の記載事項)

第十一條の二 令第四十九條の二第二項(リース賃貸資産の償却の方法の特例)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 令第四十九條の二第二項に規定する旧リース期間定額法を採用しようとする資産の種類(同条第二項に規定する資産の種類をいう。)
- 三 その他参考となるべき事項

第十二條 (特別な償却率によることのできる減価償却資産の範囲)

令第五十條第一項(特別な償却率による償却の方法)に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる減価償却資産とする。

- 一 なつ染用銅ロール
- 二 映画用フィルム(二以上の常設館において順次上映されるものに限る。)
- 三 非鉄金属圧延用ロール(電線圧延用ロールを除く。)
- 四 短期間にその型等が変更される製品でその生産期間があらかじめ生産計画に基づき定められているものの生産のために使用する金型その他の工具で、当該製品以外の製品の生産のために使用することが著しく困難であるもの
- 五 漁網、活字に常用されている金属及び前各号に掲げる資産に類するもの

第十三條 (特別な償却率の認定申請書の記載事項)

令第五十條第二項(特別な償却率による償却の方法)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 令第五十條第二項に規定する申請書を提出する日の属する事業年度開始の日における同条第一項の規定の適用を受けようとする減価償却資産の種類ごとの数量並びにその取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額
- 三 認定を受けようとする償却率
- 四 その他参考となるべき事項

第十四條 (償却の方法の選定の単位)

令第五十一條第一項(減価償却資産の償却の方法の選定)に規定する財務省令で定める区分は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める種類の区分とする。

- 一 機械及び装置以外の減価償却資産のうち耐用年数省令別表第一(機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表)の適用を受けるもの
- 二 機械及び装置のうち耐用年数省令別表第二(機械及び装置の耐用年数表)の適用を受けるもの
- 三 耐用年数省令第二号(特殊の減価償却資産の耐用年数)に規定する汚水処理又はばい煙処理の用に供されている減価償却資産のうち耐用年数省令別表第五(公害防止用減価償却資産の耐用年数表)の適用を受けるもの
- 四 耐用年数省令第二号に規定する開発研究の用に供されている減価償却資産のうち耐用年数省令第六(開発研究用減価償却資産の耐用年数表)の適用を受けるもの
- 五 坑道及び令第十三條第八号イ(鉱業権)に掲げる鉱業権(次号に掲げるものを除く。)
- 六 当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類
- 七 試掘権 当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類

第十五條 (減価償却資産の変更申請書の記載事項)

令第五十二條第二項(減価償却資産の償却の方法の変更手続)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 その償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類(二以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあっては、事業所又は船舶ごとのこれらの区分)
- 三 現によつて償却の方法及びその償却の方法を採用した日
- 四 採用しようとする新たな償却の方法
- 五 その他参考となるべき事項

第十六條 (耐用年数の短縮が認められる事由)

令第五十七條第一項第六号(耐用年数の短縮)に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成二十年財務省令第三十二号)による改正前の耐用年数省令(以下この条及び第九條第二項(種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額)において「旧耐用年数省令」という。)を用いて償却限度額(減価償却資産の令第四十八條第一項(減価償却資産の償却の方法)に規定する償却限度額をいう。以下この条において同じ。)を計算することとした場合に、旧耐用年数省令に定める一の耐用年数を用いて償却限度額を計算すべきこととなる減価償却資産の構成が当該耐用年数を用いて償却限度額を計算すべきこととなる同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること。
- 二 当該資産が機械及び装置である場合において、当該資産の属する設備が旧耐用年数省令別表第二(機械及び装置の耐用年数表)に掲げられた設備以外のものであること。
- 三 その他令第五十七條第一項第一号から第五号まで及び前二号に掲げる事由に準ずる事由(耐用年数短縮の承認申請書の記載事項)

第十七條 (耐用年数の短縮)

令第五十七條第二項(耐用年数の短縮)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 令第五十七條第一項の規定の適用を受けようとする減価償却資産に係る耐用年数省令に定める耐用年数
- 三 承認を受けようとする償却限度額の計算の基礎となる令第五十七條第一項に規定する未経過使用可能期間の算定の基礎
- 四 令第五十七條第一項第一号から第五号まで及び前各号に掲げる事由のいずれに該当するか
- 五 当該減価償却資産の使用可能期間が第二号に規定する耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実
- 六 その他参考となるべき事項

第十八條 (更新の場合等)

令第五十七條第七項(耐用年数の短縮)に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 令第五十七條第一項の承認に係る減価償却資産(以下この項及び次項において「短縮特

例承認資産」という。)の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合

二 短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産(当該資産の購入の代価(令第五十四条第一項第一号イ(減価償却資産の取得価額)に規定する購入の代価をいう。)又は当該資産の建設等(同項第二号に規定する建設等をいう。)のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びに当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額が当該短縮特例承認資産の取得価額の百分の十に相当する金額を超えるものを除く。)と取り替えた場合であつて、その取り替えた後の使用可能期間の年数と当該短縮特例承認資産の令第五十七条第一項の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

2 令第五十七條第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 短縮特例承認資産の令第五十七條第一項の承認に係る使用可能期間の算定の基礎
- 三 令第五十七條第七項に規定する更新資産に取替えた後の使用可能期間の算定の基礎
- 四 前項各号に掲げる事由のいずれに該当するかの特
- 五 その他参考となるべき事項

3 令第五十七條第八項に規定する財務省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する財務省令で定める減価償却資産は、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。

- 一 第十六條第一号(耐用年数の短縮が認められる事由)に掲げる事由 当該事由による令第五十七條第一項の承認に係る減価償却資産と構成を同じくする減価償却資産
- 二 第十六條第三号(令第五十七條第一項第一号及び第十六條第一号に係る部分に限る。)に掲げる事由 当該事由による同項の承認に係る減価償却資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産

4 令第五十七條第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 令第五十七條第八項に規定する承認に係る減価償却資産及びその取得した減価償却資産の材質若しくは製作方法若しくは構成又はこれらに準ずるもの

三 令第五十七條第一項第一号及び前項各号に掲げる事由のいずれに該当するかの特

第十九條 内国法人の有する減価償却資産で耐用年数省令に規定する耐用年数(令第五十七條第一項(耐用年数の短縮)の規定により耐用年数とみなされるものを含む。以下この項において同じ。)を適用するものについては、各事業年度の償却限度額は、当該耐用年数に応じ、耐用年数省令に規定する減価償却資産の種類区分(その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分とし、二以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定している場合にあつては、事業所又は船舶ごとのこれらの区分とする。)ごとに、かつ、当該耐用年数及びその内国法人が採用している令第四十八條から第四十九條まで(減価償却資産の償却の方法等)に規定する償却の方法の異なるものについては、その異なることに、当該償却の方法により計算した金額とするものとする。

2 前項の場合において、内国法人がその有する機械及び装置の種類区分について旧耐用年数省令に定められている設備の種類区分によつて区分するときは、同項に規定する減価償却資産の種類区分は、旧耐用年数省令に定められている設備の種類区分とする。

3 内国法人がその有するべき償却の方法として令第四十八條の第二項第一号イ(二)(減価償却資産の償却の方法)に規定する定率法を採用している減価償却資産のうち平成二十四年三月三十一日以前に取得をされた資産と同年四月一日以後に取得をされた資産とがある場合には、これらの資産は、それぞれ償却の方法が異なるものとして、第一項の規定を適用する。

第二十條 令第六十條(通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例)に規定する財務省令で定めるところにより計算した増加償却割合の計算

第二十條 令第六十條(通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例)に規定する財務省令で定めるところにより計算した増加償却割合の計算

した増加償却割合は、同条に規定する平均的な使用時間を超えて使用する機械及び装置につき、千分の三十五に当該事業年度における当該機械及び装置の一日当たりの超過使用時間の数を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

2 前項の機械及び装置の一日当たりの超過使用時間とは、次に掲げる時間のうちその法人の選択したいずれかの時間をいう。

- 一 当該機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとにイに掲げる時間にロに掲げる割合を乗じて計算した時間の合計時間
- イ 当該個々の機械及び装置の当該事業年度における平均超過使用時間(当該個々の機械及び装置が当該機械及び装置の通常の経済事情における一日当たりの平均的な使用時間を超えて当該事業年度において使用された場合におけるその超えて使用された時間の合計時間を当該個々の機械及び装置の当該事業年度において通常使用されるべき日数で除して計算した時間をいう。次号において同じ。)
- ロ 当該機械及び装置の取得価額(減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額をいい、令第五十七條第九項(耐用年数の短縮)の規定の適用がある場合には同項の規定の適用がないものとした場合に減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額となる金額とする。以下この号及び第二十一條において同じ。)のうち当該個々の機械及び装置の取得価額の占める割合

二 当該機械及び装置に属する個々の機械及び装置の当該事業年度における平均超過使用時間の合計時間を当該事業年度終了の日における当該個々の機械及び装置の総数で除して計算した時間

第二十條の二 令第六十條(通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 令第六十條の規定の適用を受けようとする機械及び装置の設備の種類及び名称並びに所在する場所

三 届出をする内国法人の営む事業の通常の経済事情における当該機械及び装置の一日当たりの平均的な使用時間

四 当該事業年度における当該機械及び装置を通常使用すべき日数

五 当該事業年度における当該機械及び装置の第三号の平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間

六 当該機械及び装置の前条第一項に規定する一日当たりの超過使用時間

七 当該事業年度における当該機械及び装置の増加償却割合

八 当該機械及び装置を第三号の平均的な使用時間を超えて使用したことを証する書類として保存するものの名称

九 その他参考となるべき事項

(堅ろうな建物等の償却限度額の特例の適用を受ける場合の認定申請書の記載事項)

第二十一條 令第六十一條の二第三項(堅ろうな建物等の償却限度額の特例)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 令第六十一條の二第二項の規定の適用を受けようとする減価償却資産を取得した日及びその取得価額
- 三 当該減価償却資産の令第六十一條第一項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例)に規定する償却額の同項に規定する累積額がその資産の取得価額の百分の九十五に相当する金額に達することとなつた日の属する事業年度終了の日及び同日におけるその資産の帳簿価額
- 四 認定を受けようとする令第六十一條の二第二項に規定する残存使用可能期間
- 五 その他参考となるべき事項

(適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十一條の二 法第三十一條第三項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三十一條第二項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 法第三十一條第二項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」と

いう。)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日
四 適格分割等により分割承継法人等に移動する減価償却資産に係る法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額及び同項に規定する償却限度額に相当する金額並びにこれらの金額の計算に関する明細

五 その他参考となるべき事項
第三款 繰延資産の償却
(適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十一条の三 法第三十二条第三項(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十二条第二項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第三十二条第二項に規定する適格分割等(以下この条において「適格分割等」という。)に係る同項に規定する分割承継法人等(以下この条において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日
四 適格分割等により分割承継法人等に引継ぎをする繰延資産に係る法第三十二条第二項に規定する期中損金経理額及び同項に規定する償却限度額に相当する金額並びにこれらの金額の計算に関する明細

五 前号の繰延資産が関連を有する資産等(適格分割等により分割承継法人等に移動する法第三十二条第二項に規定する資産等をいう。)の種類及び名称並びに当該繰延資産と当該資産等との間の関連があると認められる説明
六 その他参考となるべき事項
(適格分割等により移動する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十二條 法第三十二条第五項(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十二条第四項第二号ハの規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第三十二条第四項第二号ハの適格分割等(以下この条において「適格分割等」という。)に係る同号ハの分割承継法人等(以下この条において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日
四 適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第三十二条第四項第二号ハに規定する繰延資産の種類、その額、繰延資産となつた費用の支出年月及び帳簿価額

五 前号の繰延資産が関連を有する資産等(適格分割等により分割承継法人等に移動する法第三十二条第四項第二号ハに規定する資産等をいう。)の種類及び名称並びに当該繰延資産と当該資産等との間の関連があると認められる説明

六 その他参考となるべき事項
第三款の二 資産の評価損
(資産の評価損の損金算入に関する書類)

第二十二條の二 法第三十三条第七項(資産の評価損の損金算入に関する書類)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 内国法人について再生計画認可の決定があつたこと、当該決定があつた旨を証する書類及び令第六十八条の二第四項第一号(再生計画認可の決定に準ずる事実等)に規定する価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類

二 法第三十三条第四項に規定する政令で定める事実、第八条の六第三項第二号イ及びロ(資産の評価損の損金算入に関する書類等)に掲げる書類

第三款の三 役員との給与等
第二十二條の三 令第六十九条第一項第一号イ(定期同額給与の範囲等)に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第七十五条の二第二項(確定申告書の提出期限の延長の特例)に規定する定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該通算法人(会計監査人を置いているものに限る。)の当該各事業年度の決算について定時総会が招集されない常況にあると認められる場合

二 当該通算法人に特別の事情があることにより各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該通算法人の当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合

2 令第六十九条第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第三十四条第一項第二号(役員給与の損金不算入)に規定する定めに基づいて支給する給与と同項第一号に規定する定期同額給与及び同条第五項に規定する業績連動給与のいずれにも該当しないもの(同条第一項第二号イに規定する定期給与を支給しない役員に対して支給する給与及び令第六十九条第三項各号に掲げる給与を除く。以下この項において「事前確定届出給与」という。)の支給の対象となる者(第八号において「事前確定届出給与の対象者」という。)の氏名及び役職名

三 事前確定届出給与の支給時期並びに各支給時期における支給額又は交付する株式若しくは新株予約権の銘柄、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項及び条件その他の内容

イ 令第七十一条の三第一項(確定した数の株式を交付する旨の定め)に基づいて支給する給与に係る費用の額等)に規定する確定数給与に該当する場合、その交付する数及び同項に規定する交付決議時価額

ロ 内国法人の役員職務につき、所定の時期に、確定した額の金銭債権に係る法第五十四条第一項(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)に規定する特定譲渡制限付株式又は法第五十四条の二第一項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合、当該金銭債権の額

四 令第六十九条第四項第一号の決議をした日及び当該決議をした機関等
五 事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日(令第六十九条第四項第二号に規定する臨時改定事由が生じた場合における同号の役員職務についてした同号の定め)の内容に関する

する届出で同項第一号に掲げる日の翌日から同項第二号に掲げる日まで間にするものについては、当該臨時改定事由の概要及び当該臨時改定事由が生じた日)
六 第一号の内国法人が令第六十九条第一項第一号イ(一)に掲げる法人である場合には、前項第一号に規定する定款等の定め又は同項第二号の特別の事情若しくはやむを得ない事情の内容

七 事前確定届出給与につき法第三十四条第一項第一号に規定する定期同額給与による支給としない理由及び当該事前確定届出給与の支給時期を第三号の支給時期とした理由

八 事前確定届出給与に係る職務を執行する期間内の日の属する法第十三条第一項(事業年度の意義)に規定する会計期間において事前確定届出給与の対象者に対して事前確定届出給与と事前確定届出給与以外の給与(法第三十条第一項に規定する役員に対して支給する給与をい、令第六十九条第三項各号に掲げる給与を除く。以下この号及び次項において「同じ」とを指す)の場合における当該事前確定届出給与以外の給与の支給時期及び各支給時期における支給額(法第三十四条第五項に規定する業績連動給与又は金銭以外の資産による給与にあつては、その概要)

九 その他参考となるべき事項
3 令第六十九条第五項に規定する財務省令で定める事項は、第一号に掲げる事項及び同項各号に掲げる事由に基因してその内容の変更がされた法第三十四条第一項第二号の定めに基づく給与(同項第一号に規定する定期同額給与を除く。)の支給の対象となる者(直前届出(令第六十九条第五項に規定する直前届出をいう。第七号において同じ。)に係る者に限る。)ごとの第二号から第八号までに掲げる事項とする。

一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 その氏名及び役職名(当該事由に基因してその役職が変更された場合には、当該変更後の役職名)
三 当該変更後の当該給与の支給時期並びに各支給時期における支給額又は交付する株式若しくは新株予約権の銘柄、前項第三号イ若しくはロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ若しくはロに定める事項及び条件その他の内容

四 令第六十九条第四項第一号の決議をした日及び当該決議をした機関等
五 事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日(令第六十九条第四項第二号に規定する臨時改定事由が生じた場合における同号の役員職務についてした同号の定め)の内容に関する

する届出で同項第一号に掲げる日の翌日から同項第二号に掲げる日まで間にするものについては、当該臨時改定事由の概要及び当該臨時改定事由が生じた日)
六 第一号の内国法人が令第六十九条第一項第一号イ(一)に掲げる法人である場合には、前項第一号に規定する定款等の定め又は同項第二号の特別の事情若しくはやむを得ない事情の内容

七 事前確定届出給与につき法第三十四条第一項第一号に規定する定期同額給与による支給としない理由及び当該事前確定届出給与の支給時期を第三号の支給時期とした理由
八 事前確定届出給与に係る職務を執行する期間内の日の属する法第十三条第一項(事業年度の意義)に規定する会計期間において事前確定届出給与の対象者に対して事前確定届出給与と事前確定届出給与以外の給与(法第三十条第一項に規定する役員に対して支給する給与をい、令第六十九条第三項各号に掲げる給与を除く。以下この号及び次項において「同じ」とを指す)の場合における当該事前確定届出給与以外の給与の支給時期及び各支給時期における支給額(法第三十四条第五項に規定する業績連動給与又は金銭以外の資産による給与にあつては、その概要)

四 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 当該変更が令第六十九條第五項第一号に掲げる臨時改定事由に基因するものである場合 当該臨時改定事由の概要及び当該臨時改定事由が生じた日

ロ 当該変更が令第六十九條第五項第二号に掲げる業績悪化改定事由に基因するものである場合 同号の決議をした日及び同号に規定する支給の日

五 当該変更を行った機関等
更後の当該給与の支給時期が当該変更後の当該給与の支給時期と異なる場合には、当該変更後の当該給与の支給時期を第三号の支給時期とした理由

六 当該直前届出に係る届出書の提出をした日
八 その他参考となるべき事項

4 令第六十九條第十八項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、会社法施行規則（平成十八年財務省令第十二号）第二条第三項第六号（定義）に規定する業務執行者とする。

5 令第六十九條第十八項第二号イに規定する財務省令で定めるものは、会社法施行規則第二条第三項第六号ハに掲げる者のうち重要な使用人でないものとする。

6 法第三十四條第一項第三号イ（三）に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 金融商品取引法第二十四條の五第一項（半期報告書及び臨時報告書の提出）に規定する半期報告書に記載する方法
二 金融商品取引法第二十四條の五第四項に規定する臨時報告書に記載する方法

三 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）第六十三條第二項第三号（認可を要する業務規程に係る事項）に掲げる事項を定めた金融商品取引法第二條第十六項（定義）に規定する金融商品取引所の業務規程又はその細則を委ねた規則に規定する方法に基づいて行う当該事項に係る開示による方法

7 法第三十四條第一項第三号に規定する内閣府令が同族会社である場合における同号イ（三）の規定の適用については、同号イに規定する有価証券報告書又は前項第一号若しくは第二号に規定する報告書は当該内閣府令との間に完全支配関係がある法人（同族会社を除く。以下この

項において「完全支配関係法人」という。）が提出するこれらの報告書とし、前項第三号に規定する開示は完全支配関係法人が行う開示とする。

第四款 寄附金

（一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人）

第二十二條の四 令第七十三條第一項第二号（一般寄附金の損金算入限度額）に規定する財務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 地方自治法第二百六十條の二第七項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体
二 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十

七年法律第六十九号）第四十七條第二項（成立等）に規定する管理組合法人及び同法第六十六條（建物の区分所有に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人

三 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六十六号）第七條の二第二項（変更の登記）に規定する法人である政党等

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三百三十三條第一項（法人格）に規定する防災街区整備事業組合

五 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人（同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を除く。）

六 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第五條第一項（マンション建替事業の施行）に規定するマンション建替組合、同法第六十六條（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合及び同法第六十四條（敷地分割事業の実施）に規定する敷地分割組合

（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例計算）
第二十二條の五 令第七十三條の二第一項（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）に規定する財務省令で定める金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 次に掲げる金額の合計額
イ 当該事業年度の公益目的事業（公益社団

律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号（定義）に規定する公益目的事業をいう。以下この条において同じ。）に係る経常費用の額から、当該経常費用の額に含まれる公益目的保有財産（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）以下この条において「公益認定法規則」という。）第二十六條第三号（公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産）に規定する公益目的保有財産をいう。次号二において同じ。）の償却費の額を控除した金額

ロ 公益認定法規則第十八條第一項（特定費用準備資金）の規定により当該事業年度の公益目的事業比率（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十五條（公益目的事業比率）に規定する公益目的事業比率をいう。以下この条において同じ。）の計算上公益目的事業に係る費用額（公益認定法規則第十三條第二項（費用額の算定）に規定する費用額をいう。以下この条において同じ。）に算入される金額（当該金額が特定費用準備資金当期積立基準額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額。ロにおいて「算入額」という。）に相当する金額（公益目的事業に係る公益認定法規則第十八條第一項に規定する特定費用準備資金（以下この項及び次項において「特定費用準備資金」という。）を二以上有する場合には、特定費用準備資金ごとの算入額に相当する金額の合計額）

ハ 当該事業年度終了の時にける資産取得資金（公益認定法規則第二十二條第三項第三号（遊休財産額）に掲げる資金をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の額（同条第三項第一号に掲げる財産に係る部分の額に限る。以下この条において「公益資産取得資金の額」という。）が当該事業年度の前事業年度終了の時にける当該公益資産取得資金の額を超える場合におけるその超える部分の金額（当該金額が公益資産取得資金当期積立基準額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額。ハにおいて「増加額」という。）に相

当する金額（資産取得資金を二以上有する場合には、資産取得資金ごとの増加額に相当する金額の合計額）

ニ 当該事業年度に取得した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十八條第五号及び第六号（公益目的事業財産）に掲げる財産並びに公益認定法規則第二十六條第六号に掲げる財産の取得価額並びに当該事業年度に同法第十八條第七号に規定する方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した同号及び公益認定法規則第二十六條第七号に掲げる財産のその表示した額の合計額

二 次に掲げる金額の合計額に公益目的事業以外の事業（収益事業を除く。）から公益目的事業に繰り入れた金額を加算した金額
イ 当該事業年度の公益目的事業に係る経常収益の額
ロ 公益認定法規則第十八條第二項の規定により当該事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額から控除される金額（ロにおいて「控除額」という。）に相当する金額（公益目的事業に係る特定費用準備資金を二以上有する場合には、特定費用準備資金ごとの控除額に相当する金額の合計額）

ハ 当該事業年度の前事業年度終了の時にける公益資産取得資金の額が当該事業年度終了の時にける当該公益資産取得資金の額を超える場合におけるその超える部分の金額（ハにおいて「減少額」という。）に相当する金額（資産取得資金を二以上有する場合には、資産取得資金ごとの減少額に相当する金額の合計額）

ニ 当該事業年度において公益目的保有財産を処分した場合におけるその処分に係る公益認定法規則第二十六條第四号の額及び当該事業年度において公益目的保有財産を公益目的保有財産以外の財産とした場合におけるその財産に係る同条第五号の額の合計額

2 前項第一号ロに規定する特定費用準備資金当期積立基準額とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額を当該事業年度開始の日から当該特定費用準備資金を積み立てることとされた期間の末日までの期間の月数で除し、これに当該事業年度の月数（当該事業

当する金額（資産取得資金を二以上有する場合には、資産取得資金ごとの増加額に相当する金額の合計額）

ニ 当該事業年度に取得した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十八條第五号及び第六号（公益目的事業財産）に掲げる財産並びに公益認定法規則第二十六條第六号に掲げる財産の取得価額並びに当該事業年度に同法第十八條第七号に規定する方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した同号及び公益認定法規則第二十六條第七号に掲げる財産のその表示した額の合計額

二 次に掲げる金額の合計額に公益目的事業以外の事業（収益事業を除く。）から公益目的事業に繰り入れた金額を加算した金額
イ 当該事業年度の公益目的事業に係る経常収益の額
ロ 公益認定法規則第十八條第二項の規定により当該事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額から控除される金額（ロにおいて「控除額」という。）に相当する金額（公益目的事業に係る特定費用準備資金を二以上有する場合には、特定費用準備資金ごとの控除額に相当する金額の合計額）

ハ 当該事業年度の前事業年度終了の時にける公益資産取得資金の額が当該事業年度終了の時にける当該公益資産取得資金の額を超える場合におけるその超える部分の金額（ハにおいて「減少額」という。）に相当する金額（資産取得資金を二以上有する場合には、資産取得資金ごとの減少額に相当する金額の合計額）

ニ 当該事業年度において公益目的保有財産を処分した場合におけるその処分に係る公益認定法規則第二十六條第四号の額及び当該事業年度において公益目的保有財産を公益目的保有財産以外の財産とした場合におけるその財産に係る同条第五号の額の合計額

2 前項第一号ロに規定する特定費用準備資金当期積立基準額とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額を当該事業年度開始の日から当該特定費用準備資金を積み立てることとされた期間の末日までの期間の月数で除し、これに当該事業年度の月数（当該事業

当する金額（資産取得資金を二以上有する場合には、資産取得資金ごとの増加額に相当する金額の合計額）

ニ 当該事業年度に取得した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十八條第五号及び第六号（公益目的事業財産）に掲げる財産並びに公益認定法規則第二十六條第六号に掲げる財産の取得価額並びに当該事業年度に同法第十八條第七号に規定する方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した同号及び公益認定法規則第二十六條第七号に掲げる財産のその表示した額の合計額

二 次に掲げる金額の合計額に公益目的事業以外の事業（収益事業を除く。）から公益目的事業に繰り入れた金額を加算した金額
イ 当該事業年度の公益目的事業に係る経常収益の額
ロ 公益認定法規則第十八條第二項の規定により当該事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額から控除される金額（ロにおいて「控除額」という。）に相当する金額（公益目的事業に係る特定費用準備資金を二以上有する場合には、特定費用準備資金ごとの控除額に相当する金額の合計額）

ハ 当該事業年度の前事業年度終了の時にける公益資産取得資金の額が当該事業年度終了の時にける当該公益資産取得資金の額を超える場合におけるその超える部分の金額（ハにおいて「減少額」という。）に相当する金額（資産取得資金を二以上有する場合には、資産取得資金ごとの減少額に相当する金額の合計額）

ニ 当該事業年度において公益目的保有財産を処分した場合におけるその処分に係る公益認定法規則第二十六條第四号の額及び当該事業年度において公益目的保有財産を公益目的保有財産以外の財産とした場合におけるその財産に係る同条第五号の額の合計額

2 前項第一号ロに規定する特定費用準備資金当期積立基準額とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額を当該事業年度開始の日から当該特定費用準備資金を積み立てることとされた期間の末日までの期間の月数で除し、これに当該事業年度の月数（当該事業

年度が当該末日の属する事業年度である場合には、当該事業年度開始の日から当該末日までの期間の月数)を乗じて計算した金額をいう。

一 当該事業年度終了の時ににおける当該特定費用準備資金(公益目的事業に係るものに限る。)に係る公益認定法規則第十八条第一項第一号に規定する積立限度額

二 当該特定費用準備資金につき、公益認定法規則第十八条第一項の規定により当該事業年度前の各事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額に算入された金額の合計額(同条第二項の規定により当該事業年度前の各事業年度の公益目的事業比率の計算上当該公益目的事業に係る費用額から控除された金額がある場合には、当該控除された金額の合計額を控除した金額)

三 第一項第一号に規定する公益資産取得資金当期積立基準額とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額を当該事業年度開始の日から当該資産取得資金を積み立てることとされた期間の末日までの期間の月数で除し、これに当該事業年度の月数(当該事業年度が当該末日の属する事業年度である場合には、当該事業年度開始の日から当該末日までの期間の月数)を乗じて計算した金額をいう。

四 前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

五 令第七十三条の二第一項の公益社団法人又は公益財団法人(以下この項において「適用法人」という。)が当該事業年度において他の公益社団法人又は公益財団法人(以下この項において「他の公益法人」という。)を被合併法人とする合併を行った場合には、公益認定法規則第十八条第一項の規定により当該他の公益法人の当該合併の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額に算入された金額若しくは同条第二項の規定により当該他の公益法人の同日の属する事業年度以前の各事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額

から控除された金額又は当該他の公益法人の同日の属する事業年度終了の時ににおける公益資産取得資金の額は、それぞれ当該適用法人の当該事業年度前の各事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額に算入された金額若しくは当該適用法人の当該事業年度前の各事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額から控除された金額又は当該適用法人の当該事業年度の前期事業年度終了の時ににおける公益資産取得資金の額とみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

第二十三条 令第七十四条(長期給付の事業を行なう共済組合の寄付金の損金算入限度額)に規定する財務省令で定める金額は、同条各号に掲げる内国法人の各事業年度において同条に規定する長期給付の事業から融通を受けた期間に応じ、その融通を受けた資金の金額につき当該法人を規制している経理に関する規程で定めている利率(当該利率が年五・五パーセントをこえる場合には、年五・五パーセントとする。)により計算した金額とする。

第二十三条の二 令第七十七条第四号(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)に規定する財務省令で定める専修学校は、次のいずれかの課程による教育を行う学校教育法第二百二十四条(専修学校)に規定する専修学校とする。

一 学校教育法第二百五十五条第一項(専修学校の課程)に規定する高等課程でその修業期間(普通科、専攻科その他これらに準ずる区別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合に、これらの課程の修業期間を通算した場合をいう。次号において同じ。)を通算する授業時間数が二千時間以上であるもの

二 学校教育法第二百二十五条第一項に規定する専門課程でその修業期間を通算する授業時間数が千七百時間以上であるもの

(特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人)

第二十三条の三 令第七十七条の二第二項第二号(特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額)に規定する財務省令で定める法人は、第二十二條の四各号(一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人)に掲げる法人とする。

(特定公益信託の信託財産の運用の方法等) 第二十三条の四 令第七十七条の四第一項第四号(特定公益信託の要件等)に規定する財務省令で定める方法は、合同運用信託の信託(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第十二号(定義)に規定する貸付信託の受益権の取得を除く。)とする。

二 令第七十七条の四第三項第八号に規定する財務省令で定める法人は、自然環境の保全のため野生動物植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で次に掲げるものとする。

一 その構成員に固若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人が含まれていないもの

二 国又は地方公共団体が拠出をしているもの(前号に掲げる法人を除く。)

三 前二号に掲げる法人に類するものとして環境大臣が認めたもの

第二十四条 法第三十七条第九項(寄附金の損金不算入)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第七十七条第一号、第二号、第三号、第五号又は第六号(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)に掲げる法人に対して寄附金を支出した場合 当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第三十七条第四項に規定する寄附金である旨の当該法人が証する書類

人法(平成十五年法律第十八号)第六条第三項(財産的基礎)に規定する設立団体が証明した書類(当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限り)の写しとして当該法人から交付を受けたもの

三 令第七十七条第四号に掲げる法人に対して寄附金を支出した場合 当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する法第三十七條第四項に規定する寄附金である旨の当該法人が証する書類及び当該法人が同号に掲げる法人に該当する旨の私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第四条(所轄庁)に規定する所轄庁が証明した書類(当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限り)の写しとして当該法人から交付を受けたもの

四 令第七十七条の四第三項(特定公益信託の要件等)の規定による認定を受けた特定公益信託(法第三十七條第六項に規定する特定公益信託をいう。)の信託財産とするために金銭を支出した場合 令第七十七條の四第三項に係る書類の写し(当該書類に記載されている同項の認定の日が当該金銭を支出する日以前五年内であるものの写しに限る。)

第五款 圧縮記憶(国庫補助金等の対象となる助成金の使途)

第二十四条の二 令第七十九條第八号(国庫補助金等の範囲)に規定する財務省令で定める使途は、日本国鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則(平成十年運輸省令第七十号)附則第五條第一項第一号ロ(一)(機構の行う会社等への助成金の交付等の認可)に掲げる鉄道施設等の整備とする。

(適格分割等に係る国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十二条第五項又は第六項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十二条第五項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る同項に規定する分割承継法人

等（第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 適格分割等により分割承継法人等に移転する固定資産に係る法第四十二条第五項又は第六項に規定する帳簿価額を減額した金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細

五 その他参考となるべき事項

（適格分割等を行った場合の国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十四条の四 法第四十三条第七項（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十三条第六項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十三条第六項に規定する適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る同項第一号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 法第四十三条第六項第二号に規定する取得又は改良をすることが見込まれる同号に規定する固定資産の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日

五 法第四十三条第六項に規定する期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細

六 その他参考となるべき事項

（適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項）

第二十四条の五 法第四十三条第九項（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十三条第八項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十三条第八項第二号に掲げる適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る同項第二号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人若しくは被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 法第四十三条第八項第二号ロに掲げる場合に該当する場合には、同号ロに規定する取得又は改良をすることが見込まれる同号ロに規定する固定資産の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日

五 法第四十三条第八項第二号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人若しくは被現物出資法人に引き継ぐこれらの規定に定める特別勘定の金額

七 その他参考となるべき事項

（特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る国庫補助金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十四条の六 法第四十四条第五項（特別勘定を設けた場合の国庫補助金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十四条第四項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十四条第四項に規定する適格分割等（次号及び第四号において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 適格分割等により分割承継法人等に移転する固定資産に係る法第四十四条第四項に規定する帳簿価額を減額した金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細

五 その他参考となるべき事項

二 法第四十五条第五項に規定する適格分割等（次号及び第四号において「適格分割等」という。）に係る同項に規定する分割承継法人等（第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 適格分割等により分割承継法人等に移転する固定資産に係る法第四十五条第五項又は第六項に規定する帳簿価額を減額した金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細

五 その他参考となるべき事項

（適格分割等に係る保険金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十四条の七 法第四十五条第七項（工費負担金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十五条第五項又は第六項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十五条第五項に規定する適格分割等（次号及び第四号において「適格分割等」という。）に係る同項に規定する分割承継法人等（第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 適格分割等により分割承継法人等に移転する固定資産に係る法第四十五条第七項又は第六項に規定する帳簿価額を減額した金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細

五 その他参考となるべき事項

（保険差益等に係る特別勘定の設定期間延長申請書の記載事項）

第二十四条の八 法第四十七条第七項（保険金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十七条第五項又は第六項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十七条第五項に規定する適格分割等（次号及び第四号において「適格分割等」という。）に係る同項に規定する分割承継法人等（第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 適格分割等により分割承継法人等に移転する固定資産に係る法第四十七条第五項又は第六項に規定する帳簿価額を減額した金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細

五 その他参考となるべき事項

（被併法法人等（以下この号において「引継ぎを受けた場合」という。）から引継ぎを受けたものである場合（以下この号において「引継ぎを受けた場合」という。）には、当該被併法法人等が当該特別勘定に係る当該保険金等の支払を受けた日）及びその支払を受けた事業年度（引継ぎを受けた場合には、当該被併法法人等の当該保険金等の支払を受けた事業年度）終了の日の翌日から二年を経過した日の前日

三 前号の保険金等の支払を受ける基因となつた滅失又は損壊をした法第四十七条第一項に規定する所有固定資産の種類、構造及び規模

四 その申請の日における法第四十八条第一項又は第四十九条第一項に規定する特別勘定の金額

五 取得（令第八十八条第一項に規定する取得をいう。次号において同じ。）をする見込みである法第四十七条第一項に規定する代替資産の種類、構造及び規模並びにその見込取得価額

六 前号の代替資産の取得が見込まれる日

七 その他参考となるべき事項

（適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十四条の十 法第四十八条第七項（保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十八条第六項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十八条第六項に規定する適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る同項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 法第四十七条第七項（保険金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する届出書の記載事項

五 法第四十七条第七項に規定する特別勘定の金額

六 取得（令第八十八条第一項に規定する取得をいう。次号において同じ。）をする見込みである法第四十七条第一項に規定する代替資産の種類、構造及び規模並びにその見込取得価額

七 前号の代替資産の取得が見込まれる日

八 その他参考となるべき事項

（適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十四条の九 令第八十八条第一項（代替資産の取得に係る期限の延長の手続）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十七条第一項（保険金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する届出書の記載事項

三 法第四十七条第一項に規定する特別勘定の金額

四 取得（令第八十八条第一項に規定する取得をいう。次号において同じ。）をする見込みである法第四十七条第一項に規定する代替資産の種類、構造及び規模並びにその見込取得価額

五 前号の代替資産の取得が見込まれる日

六 その他参考となるべき事項

（適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十四条の十 法第四十八条第七項（保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十八条第六項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十八条第六項に規定する適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る同項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 法第四十八条第六項第一項（保険金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する届出書の記載事項

五 法第四十八条第六項第一項に規定する特別勘定の金額

六 取得（令第八十八条第一項に規定する取得をいう。次号において同じ。）をする見込みである法第四十七条第一項に規定する代替資産の種類、構造及び規模並びにその見込取得価額

七 前号の代替資産の取得が見込まれる日

八 その他参考となるべき事項

（適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十四条の十一 令第八十八条第一項（代替資産の取得に係る期限の延長の手続）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十七条第一項（保険金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する届出書の記載事項

三 法第四十七条第一項に規定する特別勘定の金額

四 取得（令第八十八条第一項に規定する取得をいう。次号において同じ。）をする見込みである法第四十七条第一項に規定する代替資産の種類、構造及び規模並びにその見込取得価額

五 前号の代替資産の取得が見込まれる日

六 その他参考となるべき事項

（適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）

項に規定する代替資産又は損壊資産等の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日

七 法第四十八條第六項に規定する期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細

八 その他参考となるべき事項

(適格分割等)による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十四条の十一 法第四十八條第九項(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十八條第八項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十八條第八項第二号に掲げる適格分割等(次号において「適格分割等」という)に係る同項第二号の分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 法第四十八條第一項の保険金等の支払を受ける基因となつた滅失又は損壊をした法第四十七條第一項(保険金等)で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する所有固定資産の種類、構造及び規模

五 前号の保険金等の支払を受けた日

六 法第四十八條第一項に規定する指定日がある場合には、当該指定日

七 法第四十八條第八項第二号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第四十七條第一項に規定する代替資産又は損壊資産等の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日

八 法第四十八條第八項第二号の分割承継法人等に引き継ぐ同号に定める特別勘定の金額

九 その他参考となるべき事項

(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る保険金等)で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の十二 法第四十九條第五項(特別勘定を設けた場合の保険金等)で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十九條第四項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十九條第四項に規定する適格分割等(次号及び第六号において「適格分割等」という)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第六号において「分割承継法人等」という)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 法第四十九條第一項に規定する保険金等の支払を受けた日(第一号の内国法人の有する特別勘定の金額が法第四十八條第八項(保険差益等)に係る特別勘定の金額の損金算入)の規定により引継ぎを受けたものである場合には、同項に規定する適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人が当該保険金等の支払を受けた日)

五 法第四十八條第一項に規定する指定日がある場合には、当該指定日

六 適格分割等により分割承継法人等に移転する固定資産に係る法第四十九條第四項に規定する帳簿価額を減額した金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細

七 その他参考となるべき事項

(適格分割等)に係る交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)に関する届出書の記載事項)

第二十五条 法第五十條第六項(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十條第五項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第五十條第五項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第四号において「分割承継法人等」という)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 適格分割等により分割承継法人等に移転する法第五十條第五項に規定する取得資産に係る同項に規定する帳簿価額を減額した金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細

五 その他参考となるべき事項

(更生計画認可の決定等に準ずる事由)

第二十五条の二 令第九十六條第一項第一号ホ(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する

財務省令で定める事由は、法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの(同号ニに掲げる事由を除く。)とする。

一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせらによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が前号に準ずるもの

(更生手続開始の申立て等に準ずる事由)

第二十五条の三 令第九十六條第一項第三号ホ(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 手形交換所(手形交換所のない地域にあつては、当該地域において手形交換業務を行う銀行団を含む。)による取引停止処分

二 電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)第二条第二項(定義)に規定する電子債権記録機関(次に掲げる要件を満たすものに限る。)による取引停止処分

イ 金融機関(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項各号(定義)に掲げる者をいう。以下この号において同じ。)の総数の百分の五十を超える数の金融機関に業務委託(電子記録債権法第五十八條第一項(電子債権記録業の一部の委託)の規定による同法第五十一条第一項(電子債権記録業を営む者の指定)に規定する電子債権記録業の一部の委託をいう。ロにおいて同じ。)をしていること。

ロ 電子記録債権法第五十六条(電子債権記録機関の業務)に規定する業務規程に、業務委託を受けている金融機関はその取引停止処分を受けた者に対し資金の貸付け(当該金融機関の有する債権を保全するための貸付けを除く。)をすることができない旨の定めがあること。

(保存書類)

第二十五条の四 令第九十六條第二項(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令第九十六條第一項各号に掲げる事実が生じていることを証する書類

二 担保権の実行、保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額がある場合には、その金額を明らかにする書類

(銀行又は保険会社の子会社に準ずる会社等の範囲)

第二十五条の四の二 令第九十六條第五項第六号(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める会社は、次の各号に掲げる会社とし、同項第六号ハに規定する財務省令で定める業務は、当該各号に掲げる会社の区分に応じ当該各号に定める業務とする。

一 農業協同組合法第十條第一項第三号又は第十号(事業)の事業を行う農業協同組合の同法第十一條の二第二項(農業協同組合の子会社の定義)に規定する子会社である会社

同法第十條第六項第六号に掲げる業務

二 農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合の子会社である同法第十一條の六第六項第五号(農業協同組合連合会の子会社の範囲等)に掲げる会社

同法第十條第六項第六号に掲げる業務

三 信用協同組合の協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第四條第一項(信用協同組合の子会社の定義)に規定する子会社である同法第四條の二第一項第一号(信用協同組合の子会社の範囲等)に掲げる会社

中小企業等協同組合(昭和二十四年法律第八十一号)第九條の八第二項第十号(信用協同組合)に掲げる業務

四 中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号(協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会の協同組合による金融事業に関する法律第四條第一項に規定する子会社である同法第四條の四第一項第六号(信用協同組合連合会の子会社の範囲等)に掲げる会社

中小企業等協同組合法第九條の八第二項第十号に掲げる業務

五 信用金庫の信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第三十二條第六項(役員)に規定する子会社である同法第五十四條の二第一項第一号(信用金庫の子会社の範囲等)に掲げる会社

同法第五十三條第三項第五号(信用金庫の事業)に掲げる業務

六 信用金庫連合会の信用金庫法第三十二條第六項に規定する子会社である同法第五十四條の二第三項第一号(信用金庫連合会の子会社の範囲等)に掲げる会社

同法第五十四

項に規定する代替資産又は損壊資産等の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日

七 法第四十八條第六項に規定する期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細

八 その他参考となるべき事項

(適格分割等)による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十四条の十一 法第四十八條第九項(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十八條第八項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十八條第八項第二号に掲げる適格分割等(次号において「適格分割等」という)に係る同項第二号の分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 法第四十八條第一項の保険金等の支払を受ける基因となつた滅失又は損壊をした法第四十七條第一項(保険金等)で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する所有固定資産の種類、構造及び規模

五 前号の保険金等の支払を受けた日

六 法第四十八條第一項に規定する指定日がある場合には、当該指定日

七 法第四十八條第八項第二号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第四十七條第一項に規定する代替資産又は損壊資産等の種類、構造及び規模並びに当該取得又は改良に要することが見込まれる金額及び当該取得又は改良予定日

八 法第四十八條第八項第二号の分割承継法人等に引き継ぐ同号に定める特別勘定の金額

九 その他参考となるべき事項

(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る保険金等)で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の十二 法第四十九條第五項(特別勘定を設けた場合の保険金等)で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十九條第四項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第四十九條第四項に規定する適格分割等(次号及び第六号において「適格分割等」という)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第六号において「分割承継法人等」という)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 法第四十九條第一項に規定する保険金等の支払を受けた日(第一号の内国法人の有する特別勘定の金額が法第四十八條第八項(保険差益等)に係る特別勘定の金額の損金算入)の規定により引継ぎを受けたものである場合には、同項に規定する適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人が当該保険金等の支払を受けた日)

五 法第四十八條第一項に規定する指定日がある場合には、当該指定日

六 適格分割等により分割承継法人等に移転する固定資産に係る法第四十九條第四項に規定する帳簿価額を減額した金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細

七 その他参考となるべき事項

(適格分割等)に係る交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)に関する届出書の記載事項)

第二十五条 法第五十條第六項(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十條第五項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第五十條第五項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第四号において「分割承継法人等」という)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 適格分割等により分割承継法人等に移転する法第五十條第五項に規定する取得資産に係る同項に規定する帳簿価額を減額した金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細

五 その他参考となるべき事項

(更生計画認可の決定等に準ずる事由)

第二十五条の二 令第九十六條第一項第一号ホ(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に規定する

条第四項第五号（信用金庫連合会の事業）に掲げる業務

七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行の同法第十三条の第二項（長期信用銀行の子会社の範囲等）に規定する子会社である同条第一項第一号に掲げる会社 同法第六条第三項第四号（業務の範囲）に掲げる業務

八 長期信用銀行法第十六条の四第一項（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社の子会社である同法第十三条の第二項に規定する子会社である同法第十六条の四第一項第十号に掲げる会社 同法第六条第三項第四号に掲げる業務

九 労働金庫の労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三十二条第五項（役員）に規定する子会社である同法第五十八条の三第一項第一号（労働金庫の子会社の範囲等）に掲げる会社 同法第五十八条第二項第一号（金庫の事業）に掲げる業務

十 労働金庫連合会の労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社である同法第五十八条の五第一項第六号（労働金庫連合会の子会社の範囲等）に掲げる会社 同法第五十八条の二第一項第九号（金庫の事業）に掲げる業務

十一 銀行法第九十二条第三項（定義等）に規定する銀行持株会社の同条第八項に規定する子会社である同法第五十二条の二十三第一項第十号（銀行持株会社の子会社の範囲等）に掲げる会社 同法第十條第二項第五号（業務の範囲）に掲げる業務

十二 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十六項（定義）に規定する保険持株会社の同条第十二項に規定する子会社である同法第二百七十一條の二十二第一項第十二号（保険持株会社の子会社の範囲等）に掲げる会社 同法第九十八條第一項第四号（業務の範囲等）に掲げる業務

十三 農林中央金庫の農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第四項（監事）に規定する子会社である同法第七十二条第一項第八号（農林中央金庫の子会社の範囲等）に掲げる会社 同法第五十四條第四項第五号（業務の範囲）に掲げる業務

十四 株式会社商工組合中央金庫の株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四

号）第二十三條第二項（経営の健全性の確保）に規定する子会社である同法第三十九條第一項第六号（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）に掲げる会社 同法第二十一條第四項第五号（業務の範囲）に掲げる業務（貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項）

第二十五条の五 令第九十七條第二項（貸倒実績率の特別な計算方法）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 前号の内国法人の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項
イ 令第九十七條第一項に規定する適格分割等（以下この条において「適格分割等」という。）に係る分割法人又は現物出資法人（ロにおいて「分割法人等」という。）が当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人（ロ及び第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名
ロ 適格分割等に係る分割承継法人等 当該適格分割等に係る分割法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名
三 適格分割等の日（令第九十七條第八項の規定の申請をする場合には、同条第六項に規定する該当しないこととなつた日又は該当することとなつた日を含む。）
四 採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮した計算方法の内容及びその方法による計算の基礎となる金額の明細
五 前号の方法を採用しようとする理由
六 その他参考となるべき事項

第二十五条の六 法第五十二條第七項（貸倒引当金）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第五十二條第五項又は第六項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 法第五十二條第五項に規定する適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係

る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
三 適格分割等の日
四 次に掲げる事項
イ 法第五十二條第五項に規定する期中個別貸倒引当金勘定の金額に相当する金額及び個別貸倒引当金繰入限度額に相当する金額並びにこれらの金額の計算に関する明細
ロ 法第五十二條第六項に規定する期中一括貸倒引当金勘定の金額に相当する金額及び一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額並びにこれらの金額の計算に関する明細
五 その他参考となるべき事項

第二十五条の七及び第二十五条の八 削除
第六款の二 譲渡制限付株式を対価とする費用

第二十五条の九 令百十一條の二第二項第二号（譲渡制限付株式の範囲等）の分割型分割（承継譲渡制限付株式（法第五十四條第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する承継譲渡制限付株式をいう。以下この条において同じ。）が交付されるものに限る。）に伴い、当該分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式（法第五十四條第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この条において同じ。）につき法第五十四條第一項に規定する給与等課税額が生ずることが確定した場合には、当該特定譲渡制限付株式に係る令百十一條の二第四項に規定する費用の額は、当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する消滅債権の額（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める金額）に相当する金額に第一号に掲げる割合を乗じて計算した金額と当該相当する金額から当該計算した金額を控除した金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額その他の合理的な方法により計算した金額とし、当該承継譲渡制限付株式に係る同項に規定する費用の額は、当該消滅債権の額に相当する金額から当該合理的な方法により計算した金額を控除した金額とする。

一 から当該分割型分割に係る令第二十三條第一項第二号（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等）に規定する割合を控除した割合
二 当該特定譲渡制限付株式の交付の日から当該承継譲渡制限付株式に係る令百十一條の

二第一項第一号に規定する譲渡制限期間終了の日までの期間の日数のうちに当該交付の日から当該分割型分割の日の前日までの期間の日数の占める割合
第六款の三 不正行為等に係る費用等

第二十五条の十 法第五十五條第三項第一号ロ（不正行為等に係る費用等）に規定する財務省令で定める場所は、同号ロの内国法人の納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地とする。
第七款 繰越欠損金（事業関連性の判定）
第二十六条 第三條（事業関連性の判定）の規定は、法第五十七條第三項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の適格合併又は同条第四項に規定する適格組織再編成等に係る令百十二條第三項第一号（適格合併等）による欠損金の引継ぎ等（同条第十項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の被合併法人の同号に規定する被合併事業と当該適格合併又は適格組織再編成等に係る同号に規定する合併法人の同号に規定する合併事業とが同号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。
（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）
第二十六条の二 令百十二條第六項第三号イ（適格合併等）による欠損金の引継ぎ等（同条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める単位は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。
一 金銭債権 一の債務者ごとに区分するものとする。
二 減価償却資産 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。
イ 建物 一棟（建物の区分所有等に関する法律第一条（建物の区分所有）の規定に該当する建物にあつては、同法第二条第一項（定義）に規定する建物の部分）ごとに区分するものとする。
ロ 機械及び装置 一の生産設備又は一台若しくは一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）ごとに区分するものとする。
ハ その他の減価償却資産 イ又はロに準じて区分するものとする。

三 土地（土地の上に存する権利を含む。以下この号において「土地等」という。）土地等を一筆（一体として事業の用に供される一団の土地等にあつては、その一団の土地等）ごとに区分するものとする。

四 有価証券 その銘柄の異なるごとに区分するものとする。

五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項（定義）に規定する暗号資産 その種類の異なるごとに区分するものとする。

六 その他の資産 通常の取引の単位を基準として区分するものとする。

2 令百十二条第三号ロ（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、同号の資産に係る次に掲げる書類とする。

一 資産の種類、名称、構造、取得価額、その取得をした日、令百十二条第五項第一号（同条第八項において準用する場合にあつては、同条第七項）に規定する支配関係発生日の属する事業年度開始の日（次号において「支配関係事業年度開始日」という。）における帳簿価額その他その資産の内容を記載した書類

二 次に掲げるいずれかの書類で前号の資産の支配関係事業年度開始日における価額を明らかにするもの

イ その資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し

ロ 法第五十七条第三項（欠損金の繰越し）の内国法人が、当該支配関係事業年度開始日における価額を算定し、これを当該支配関係事業年度開始日における価額として記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ イ又はロに掲げるもののほかその資産の価額を明らかにする事項を記載した書類

3 前項の規定は、令百十二条第十一項において準用する同条第六項第三号ロ（同条第十一項において準用する同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、前項第一号中「第百十二条第五項第一号」とあるのは「第百十二条第十一項において準用する同

条第五項第一号（同条第十一項において準用する）と、「同条第七項」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第七項」と、同項第二号ロ中「法第五十七条第三項」とあるのは「法第五十七条第四項」と読み替えるものとする。

（時価評価除外法人の控除対象外欠損金額に係る事業関連性の判定）

第二十六条の二の二 第三条第一項及び第二項（事業関連性の判定）の規定は、令百十二条の二第四項第一号（通算完全支配関係に準ずる関係等）の通算法人又は同号に規定する通算法人との間に完全支配関係がある法人の同号の同号に規定する通算前事業と同号に規定する通算親法人又は同号に規定する通算親法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する親法人事業とが同号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、第三条第二号中「第二条第八号の八イ又はロ（定義）に該当する合併以外の合併」とあるのは「第五十七条第八項（欠損金の繰越し）の通算法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた場合において」と、「ものである場合には」とあるのは「ときは」と、同項第一号中「当該被合併法人及び合併法人が当該合併の直前」とあるのは「令百十二条の二第四項第一号（通算完全支配関係に準ずる関係等）に規定する通算前事業を行う法人及び同号に規定する親法人事業を行う法人が同号の通算承認日の直前」と、同項第二号中「当該合併の直前」とあるのは「令百十二条の二第四項第一号の通算承認日の直前」と、同号ハ中「合併後」とあるのは「通算承認日後」と、同条第二項中「当該合併後」とあるのは「令百十二条の二第四項第一号の通算承認日後」と読み替えるものとする。

（特定資産譲渡等損失額に相当する金額に係る資産の単位等）

第二十六条の二の三 令百十二条の二第五項（通算完全支配関係に準ずる関係等）において準用する令百十二条第六項第三号イ（適格合併等）による欠損金の引継ぎ等）（令百十二条の二第五項において準用する令百十二条第八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める単位は、第二十六条の二第二項各号（適格合併等）による欠損金の引継ぎ等）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2 第二十六条の二第二項の規定は、令百十二条の二第五項において準用する令百十二条第六項第三号ロ（令百十二条の二第五項において準用する令百十二条第八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十六条の二第二項第一号中「第百十二条第五項第一号（同条第八項）」とあるのは「第百十二条の二第五項（通算完全支配関係に準ずる関係等）において準用する令百十二条第五項第一号（令百十二条の二第五項において準用する令百十二条第八項）」と、「同条第七項」とあるのは「令百十二条第七号の二第五項において準用する令百十二条第七号」と、「同条第二号ロ中「第五十七条第三項（欠損金の繰越し）」の内国法人」とあるのは「第五十七条第八項（欠損金の繰越し）の通算法人」と読み替えるものとする。

（時価純資産価額等に関する保存書類）

第二十六条の二の四 令百十三条第二項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令百十三条第一項第一号に規定する支配関係事業年度の前事業年度終了の時にあっては、有する資産及び負債の当該終了の時にあっては、価額及び帳簿価額を記載した書類

二 次に掲げるいずれかの書類で前号の資産及び負債の同号の前事業年度終了の時に掲げる価額を明らかにするもの

イ その資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し

ロ 令百十三条第二項の内国法人が、当該終了の時に掲げる価額を算定し、これを当該終了の時に掲げる価額として記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ イ又はロに掲げるもののほかその資産及び負債の価額を明らかにする事項を記載した書類

4 第一項の規定は、令百十三条第十二項において準用する同条第二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第一項第一号中「第百十三条第一項第一号」とあるのは「第百十三条第十二項において準用する同条第一項第一号」と、同項第二号ロ

式又は出資を除く。）の当該移動の直前（適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）にあつては、その残余財産の確定の時。以下この項において同じ。）における価額及び帳簿価額を記載した書類

二 次に掲げるいずれかの書類で前号の資産の同号の移動の直前における価額を明らかにするもの

イ その資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し

ロ 令百十三条第六項の内国法人が、当該移動の直前における価額を算定し、これを当該移動の直前における価額として記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ イ又はロに掲げるもののほかその資産及び負債の価額を明らかにする事項を記載した書類

2 令百十三条第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令百十三条第五項の適格組織再編成等により移動を受けた資産（同項の内国法人の株

中「第百十三条第二項の内国法人」とあるのは「第百十三条第二項において準用する同条第二項の通算法人」と読み替えるものとする。

3 第三項の規定は、令第百十三条第十三項において準用する同条第九項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第三項第一号中「第百十三条第八項第一号」とあるのは「第百十三条第十三項において準用する同条第八項第一号」と、同項第二号中「第百十三条第九項の内国法人」とあるのは「第百十三条第十三項において準用する同条第九項の通算法人」と読み替えるものとする。

第二十六条の三 内国法人が法第五十七条第一項(欠損金の繰越し)の規定の適用を受けようとする場合(当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人が法第六十四条の七第一項(欠損金の通算)の規定により当該内国法人の法第五十七条第一項の欠損金額について同項の規定の適用を受けようとする場合を含む。)には、当該内国法人は、同項の欠損金額が生じた事業年度の第五十九条第一項各号(帳簿書類の整理保存)に掲げる帳簿書類(法第五十七条第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものにあつては、当該帳簿書類又はその写し)を整理し、第五十九条第二項に規定する起算日から十年間、これを納税地(同条第一項第三号に掲げる書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地)に保存しなければならない。

2 第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項に規定する帳簿書類の保存について準用する。

3 第一項に規定する事業年度が青色申告書を提出する事業年度でない場合には、その事業年度に係る前二項の規定の適用については、第一項中「第五十九条第一項各号(帳簿書類の整理保存)に掲げる帳簿書類」とあるのは、「第六十六条第一項(取引に関する帳簿及びその記載事項等)に規定する帳簿及び第六十七条第一項各号(帳簿書類の整理保存等)に掲げる書類」と、「当該帳簿書類」とあるのは、「当該帳簿及び書類」と、「その写し」とあるのは、「これらの写し」と、「同条第一項第三号」とあるのは、「第六十七条第一項第一号」と、前項中「帳簿書類」とあるのは「帳簿及び書類」と、「準用する」とあるのは「準用する」とあり、同条第四項中「別表二十四に定める記載事項」とあるのは「別表二十四の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする。

類」とあるのは「帳簿及び書類」と、「準用する」とあるのは「準用する」とあり、同条第四項中「別表二十四に定める記載事項」とあるのは「別表二十四の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする。

第二十六条の四 令第百十三条の第二項第三号(事業の再生が図られたと認められる事由等)に規定する財務省令で定める再生支援は、次に掲げるものとする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十条第一項(支援基準)に規定する再生支援のうち、同法第二十八条第一項(買取決定)に規定する買取決定又は同法第三十一条第一項(出資決定)に規定する出資決定が行われるもの。

第二十六条の五 令第百十三条の第三項第六号(特定株主等)に規定する特定株主等(特定株主等)に規定された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の第十五項各号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2 法第五十七条の第二項(特定株主等)によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する欠損等法人(以下この項にお

いて「欠損等法人」という。)の同条第一項第二号に規定する旧事業(以下この条において「旧事業」という。)及び同号に規定する資金借入れ等(以下この項及び第四項第一号において「資金借入れ等」という。)につき次の各号に掲げる事実がある場合には、当該欠損等法人が法第五十七条の第二項第二号又は第三号に規定する旧事業の事業規模(同項第二号に規定する事業規模をいう。第四項において同じ。)のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行ったかどうかの判定については、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 旧事業による収益が資産の譲渡によるものである場合で、資金借入れ等により行われることが見込まれる事業(以下この条において「新事業」という。)が次に掲げるものであることが明らかであるとき、次に掲げる新事業の区分に応じそれぞれ次に定める金額(イ)において「旧事業」という。)とを比較し、当該新事業の事業規模(以下この項において「旧事業」という。)に規定する貸付収益額(令第百十三条の第十項第二号に規定する貸付収益額をいう。以下この項において同じ。)として合理的に見込まれる金額

第二十六条の六 令第百十三条の第四項第一号(債権者集会の協議決定)に規定する合理的な基準により債権者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結(評価損資産の範囲等)

第二十六条の七 令第百十三条の第六項(特定株主等)に規定された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の第十五項各号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2 法第五十七条の第二項(特定株主等)によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する欠損等法人(以下この項にお

いて「欠損等法人」という。)の同条第一項第二号に規定する旧事業(以下この条において「旧事業」という。)及び同号に規定する資金借入れ等(以下この項及び第四項第一号において「資金借入れ等」という。)につき次の各号に掲げる事実がある場合には、当該欠損等法人が法第五十七条の第二項第二号又は第三号に規定する旧事業の事業規模(同項第二号に規定する事業規模をいう。第四項において同じ。)のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行ったかどうかの判定については、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 旧事業による収益が資産の譲渡によるものである場合で、資金借入れ等により行われることが見込まれる事業(以下この条において「新事業」という。)が次に掲げるものであることが明らかであるとき、次に掲げる新事業の区分に応じそれぞれ次に定める金額(イ)において「旧事業」という。)とを比較し、当該新事業の事業規模(以下この項において「旧事業」という。)に規定する貸付収益額(令第百十三条の第十項第二号に規定する貸付収益額をいう。以下この項において同じ。)として合理的に見込まれる金額

(1) 旧事業による事業規模算定期間(旧事業にあつては令第百十三条の第十項第一号に規定する事業規模算定期間)において、新事業にあつては資金借入れ等の日以後の期間を一年ごとに区分した期間又は同日の属する事業年度以後の事業年度をいう。以下この項及び第四項において同じ。)における譲渡収益額(同号に規定する譲渡収益額をいう。ロ(1)において同じ。) 新事業による事業規模算定期間における譲渡収益額として合理的に見込まれる金額

第二十六条の八 令第百十三条の第六項(特定株主等)に規定された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の第十五項各号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2 法第五十七条の第二項(特定株主等)によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する欠損等法人(以下この項にお

いて「欠損等法人」という。)の同条第一項第二号に規定する旧事業(以下この条において「旧事業」という。)及び同号に規定する資金借入れ等(以下この項及び第四項第一号において「資金借入れ等」という。)につき次の各号に掲げる事実がある場合には、当該欠損等法人が法第五十七条の第二項第二号又は第三号に規定する旧事業の事業規模(同項第二号に規定する事業規模をいう。第四項において同じ。)のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行ったかどうかの判定については、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

二 旧事業による事業規模算定期間における原価所要額 資金借入れ等による金銭の額及び金銭以外の資産の合計額(資金借入れ等が合併等によるものである場合において、当該合併等により移転を受けた棚卸資産の価額と金銭の額及び金銭以外の預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権の価額(これらに対応する貸倒引当金勘定の金額がある場合には、これを控除した金額。以下この号において「金銭等価額」という。)との合計額。以下この項及び次項において「棚卸資産資金額」という。)

第二十六条の九 令第百十三条の第六項(特定株主等)に規定された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の第十五項各号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2 法第五十七条の第二項(特定株主等)によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する欠損等法人(以下この項にお

いて「欠損等法人」という。)の同条第一項第二号に規定する旧事業(以下この条において「旧事業」という。)及び同号に規定する資金借入れ等(以下この項及び第四項第一号において「資金借入れ等」という。)につき次の各号に掲げる事実がある場合には、当該欠損等法人が法第五十七条の第二項第二号又は第三号に規定する旧事業の事業規模(同項第二号に規定する事業規模をいう。第四項において同じ。)のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行ったかどうかの判定については、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 旧事業による収益が資産の譲渡によるものである場合で、資金借入れ等により行われることが見込まれる事業(以下この条において「新事業」という。)が次に掲げるものであることが明らかであるとき、次に掲げる新事業の区分に応じそれぞれ次に定める金額(イ)において「旧事業」という。)とを比較し、当該新事業の事業規模(以下この項において「旧事業」という。)に規定する貸付収益額(令第百十三条の第十項第二号に規定する貸付収益額をいう。以下この項において同じ。)として合理的に見込まれる金額

第二十六条の十 令第百十三条の第六項(特定株主等)に規定された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の第十五項各号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2 法第五十七条の第二項(特定株主等)によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する欠損等法人(以下この項にお

いて「欠損等法人」という。)の同条第一項第二号に規定する旧事業(以下この条において「旧事業」という。)及び同号に規定する資金借入れ等(以下この項及び第四項第一号において「資金借入れ等」という。)につき次の各号に掲げる事実がある場合には、当該欠損等法人が法第五十七条の第二項第二号又は第三号に規定する旧事業の事業規模(同項第二号に規定する事業規模をいう。第四項において同じ。)のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行ったかどうかの判定については、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 旧事業による収益が資産の譲渡によるものである場合で、資金借入れ等により行われることが見込まれる事業(以下この条において「新事業」という。)が次に掲げるものであることが明らかであるとき、次に掲げる新事業の区分に応じそれぞれ次に定める金額(イ)において「旧事業」という。)とを比較し、当該新事業の事業規模(以下この項において「旧事業」という。)に規定する貸付収益額(令第百十三条の第十項第二号に規定する貸付収益額をいう。以下この項において同じ。)として合理的に見込まれる金額

第二十六条の十一 令第百十三条の第六項(特定株主等)に規定された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の第十五項各号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2 法第五十七条の第二項(特定株主等)によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)に規定する欠損等法人(以下この項にお

いて「欠損等法人」という。)の同条第一項第二号に規定する旧事業(以下この条において「旧事業」という。)及び同号に規定する資金借入れ等(以下この項及び第四項第一号において「資金借入れ等」という。)につき次の各号に掲げる事実がある場合には、当該欠損等法人が法第五十七条の第二項第二号又は第三号に規定する旧事業の事業規模(同項第二号に規定する事業規模をいう。第四項において同じ。)のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行ったかどうかの判定については、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 旧事業による収益が資産の譲渡によるものである場合で、資金借入れ等により行われることが見込まれる事業(以下この条において「新事業」という。)が次に掲げるものであることが明らかであるとき、次に掲げる新事業の区分に応じそれぞれ次に定める金額(イ)において「旧事業」という。)とを比較し、当該新事業の事業規模(以下この項において「旧事業」という。)に規定する貸付収益額(令第百十三条の第十項第二号に規定する貸付収益額をいう。以下この項において同じ。)として合理的に見込まれる金額

又は現物出資(以下この項において「合併等」という。)によるものである場合にあつては、当該合併等により移転を受けた棚卸資産の価額と金銭の額及び金銭以外の預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権の価額(これらに対応する貸倒引当金勘定の金額がある場合には、これを控除した金額。以下この号において「金銭等価額」という。)との合計額。以下この項及び次項において「棚卸資産資金額」という。)

二 旧事業による事業規模算定期間における原価所要額 資金借入れ等による金銭の額及び金銭以外の資産の合計額(資金借入れ等が合併等によるものである場合において、当該合併等により移転を受けた棚卸資産の価額と金銭の額及び金銭以外の預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権の価額(これらに対応する貸倒引当金勘定の金額がある場合には、これを控除した金額。以下この号において「金銭等価額」という。)との合計額。以下この項及び次項において「棚卸資産資金額」という。)

三 旧事業による事業規模算定期間における原価所要額 資金借入れ等による金銭の額及び金銭以外の資産の合計額(資金借入れ等が合併等によるものである場合において、当該合併等により移転を受けた棚卸資産の価額と金銭の額及び金銭以外の預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権の価額(これらに対応する貸倒引当金勘定の金額がある場合には、これを控除した金額。以下この号において「金銭等価額」という。)との合計額。以下この項及び次項において「棚卸資産資金額」という。)

四 旧事業による事業規模算定期間における原価所要額 資金借入れ等による金銭の額及び金銭以外の資産の合計額(資金借入れ等が合併等によるものである場合において、当該合併等により移転を受けた棚卸資産の価額と金銭の額及び金銭以外の預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権の価額(これらに対応する貸倒引当金勘定の金額がある場合には、これを控除した金額。以下この号において「金銭等価額」という。)との合計額。以下この項及び次項において「棚卸資産資金額」という。)

五 旧事業による事業規模算定期間における原価所要額 資金借入れ等による金銭の額及び金銭以外の資産の合計額(資金借入れ等が合併等によるものである場合において、当該合併等により移転を受けた棚卸資産の価額と金銭の額及び金銭以外の預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権の価額(これらに対応する貸倒引当金勘定の金額がある場合には、これを控除した金額。以下この号において「金銭等価額」という。)との合計額。以下この項及び次項において「棚卸資産資金額」という。)

六 旧事業による事業規模算定期間における原価所要額 資金借入れ等による金銭の額及び金銭以外の資産の合計額(資金借入れ等が合併等によるものである場合において、当該合併等により移転を受けた棚卸資産の価額と金銭の額及び金銭以外の預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権の価額(これらに対応する貸倒引当金勘定の金額がある場合には、これを控除した金額。以下この号において「金銭等価額」という。)との合計額。以下この項及び次項において「棚卸資産資金額」という。)

七 旧事業による事業規模算定期間における原価所要額 資金借入れ等による金銭の額及び金銭以外の資産の合計額(資金借入れ等が合併等によるものである場合において、当該合併等により移転を受けた棚卸資産の価額と金銭の額及び金銭以外の預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権の価額(これらに対応する貸倒引当金勘定の金額がある場合には、これを控除した金額。以下この号において「金銭等価額」という。)との合計額。以下この項及び次項において「棚卸資産資金額」という。)

八 旧事業による事業規模算定期間における原価所要額 資金借入れ等による金銭の額及び金銭以外の資産の合計額(資金借入れ等が合併等によるものである場合において、当該合併等により移転を受けた棚卸資産の価額と金銭の額及び金銭以外の預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権の価額(これらに対応する貸倒引当金勘定の金額がある場合には、これを控除した金額。以下この号において「金銭等価額」という。)との合計額。以下この項及び次項において「棚卸資産資金額」という。)

- 提供収益額をいう。以下この項において同じ。）として合理的に見込まれる金額
- (2) 旧事業による事業規模算定期間における原価所要額 資金借入れ等による金額の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（資金借入れ等が合併等により移転を受けた当該業務の提供の用に供することが見込まれる資産の価額と金銭等価額の合計額。以下この項及び次項において「役務提供資金額」という。）
- 二 旧事業による収益が資産の貸付けによるものである場合で、新事業が次に掲げるものであることが明らかであるとき、次に掲げる新事業の区分に応じそれぞれ次に定める方法イ 資産の譲渡による事業 次に掲げる金額（イにおいて「旧事業計数」という。）とそれぞれ次に定める金額（イにおいて「新事業計数」という。）とを比較し、当該新事業計数が当該旧事業計数のおおむね五倍を超えるものとなるかどうかを判定する方法
- (1) 旧事業による事業規模算定期間における貸付収益額 新事業による事業規模算定期間における譲渡利益額として合理的に見込まれる金額
- (2) 旧事業による事業規模算定期間終了の時における貸付けの用に供していた資産の価額（以下この号及び次項において「貸付資産額」という。） 資金借入れ等による棚卸資産資金額
- ロ 資産の貸付けによる事業 次に掲げる金額（ロにおいて「旧事業計数」という。）とそれぞれ次に定める金額（ロにおいて「新事業計数」という。）とを比較し、当該新事業計数が当該旧事業計数のおおむね五倍を超えるものとなるかどうかを判定する方法
- (1) 旧事業による事業規模算定期間における貸付収益額 新事業による事業規模算定期間における貸付収益額として合理的に見込まれる金額
- (2) 旧事業による事業規模算定期間終了の時における貸付資産額 資金借入れ等による貸付資産資金額
- ハ 業務の提供による事業 次に掲げる金額（ハにおいて「旧事業計数」という。）とそ

- れぞれ次に定める金額（ハにおいて「新事業計数」という。）とを比較し、当該新事業計数が当該旧事業計数のおおむね五倍を超えるものとなるかどうかを判定する方法
- (1) 旧事業による事業規模算定期間における貸付収益額 新事業による事業規模算定期間における役務提供収益額として合理的に見込まれる金額
- (2) 旧事業による事業規模算定期間終了の時における貸付資産額 資金借入れ等による役務提供資金額
- 三 旧事業による収益が役務の提供によるものである場合で、新事業が次に掲げるものであることが明らかであるとき、次に掲げる新事業の区分に応じそれぞれ次に定める方法イ 資産の譲渡による事業 次に掲げる金額（イにおいて「旧事業計数」という。）とそれぞれ次に定める金額（イにおいて「新事業計数」という。）とを比較し、当該新事業計数が当該旧事業計数のおおむね五倍を超えるものとなるかどうかを判定する方法
- (1) 旧事業による事業規模算定期間における役務提供収益額 新事業による事業規模算定期間における譲渡利益額として合理的に見込まれる金額
- (2) 旧事業による事業規模算定期間における役務の提供の用に供していた資金の額（以下この号及び次項において「役務提供所要額」という。） 資金借入れ等による棚卸資産資金額
- ロ 資産の貸付けによる事業 次に掲げる金額（ロにおいて「旧事業計数」という。）とそれぞれ次に定める金額（ロにおいて「新事業計数」という。）とを比較し、当該新事業計数が当該旧事業計数のおおむね五倍を超えるものとなるかどうかを判定する方法
- (1) 旧事業による事業規模算定期間における役務提供収益額 新事業による事業規模算定期間における貸付収益額として合理的に見込まれる金額
- (2) 旧事業による事業規模算定期間における役務提供所要額 資金借入れ等による貸付資産資金額
- ハ 業務の提供による事業 次に掲げる金額（ハにおいて「旧事業計数」という。）とそ

- れぞれ次に定める金額（ハにおいて「新事業計数」という。）とを比較し、当該新事業計数が当該旧事業計数のおおむね五倍を超えるものとなるかどうかを判定する方法
- (1) 旧事業による事業規模算定期間における役務提供収益額 新事業による事業規模算定期間における役務提供収益額として合理的に見込まれる金額
- (2) 旧事業による事業規模算定期間における役務提供所要額 資金借入れ等による貸付資産資金額
- 四 その他参考となるべき事項
- 二 旧事業の事業規模算定期間の開始の日及び終了の日並びに当該事業規模算定期間における旧事業の事業規模
- 三 新事業の事業規模算定期間の開始の日及び終了の日並びに当該事業規模算定期間における旧事業の事業規模
- 四 その他参考となるべき事項
- 二十六条の六 法第五十九条第六項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
- 一 法第五十九条第一項各号に掲げる場合に該当する場合 次に掲げる書類
- イ 更生手続開始の決定があつたことを証する書類
- ロ 次に掲げる事項を記載した書類
- (1) 当該内国法人が債務の免除を受けた金額（当該内国法人に対する債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときは当該利益の額を含む。）並びにその贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の明細

- (1) に規定する免除を受けた債務（一）に係る債権が令第六十六条の三（会社更生等の場合の債権の範囲）に規定する更生債権であることの明細
- (2) その債務の免除を行つた者（一）に規定する消滅した債務に係る債権を法第五十九条第一項第一号に規定する時にいて有していた者を含む。）又は贈与を行つた者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- (3) に規定する贈与を行つた者が当該内国法人の法第五十九条第一項第二号に規定する役員等であることの明細
- (4) その他参考となるべき事項
- (5) 法第五十九条第二項に規定するとき又は同条第三項各号に掲げる場合に該当する場合次に掲げる書類
- イ 令第六十七条の二各号（民事再生等の場合の債権の範囲）又は第六十七条の三各号（再生手続開始の決定に準ずる事実等）に掲げる事実が生じたことを証する書類
- ロ 次に掲げる事項を記載した書類
- (1) 当該内国法人が債務の免除を受けた金額（当該内国法人に対する債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるときは当該利益の額を含む。）並びにその贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の明細
- (2) (一) に規定する免除を受けた債務（一）に係る債権が令第六十七条の二各号又は第六十七条の三各号に定める債権であることの明細
- (3) その債務の免除を行つた者（一）に規定する消滅した債務に係る債権を令第六十七条の二各号又は第六十七条の三各号に掲げる事実が生じた時にいて有していた者を含む。）又は贈与を行つた者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- (4) (三) に規定する贈与を行つた者が当該内国法人の法第五十九条第二項第二号

又は第三項第二号に規定する役員等であることの明確

(5) その他参考となるべき事項

三 法第五十九条第四項の残余財産がないと見込まれる場合 残余財産がないと見込まれることを説明する書類

第七款の二 短期売買商品等

(短期売買商品等に該当する旨の記載の方法)

第二十六条の七 令第六十一条の四第一号(短期売買商品等の範囲)の記載は、資産の取得に関する帳簿書類において、同号に規定する短期売買目的で取得した資産の勘定科目をその目的以外の目的で取得した資産の勘定科目と区分することにより行うものとする。

(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の記載事項)

第二十六条の八 令第六十一条の六第七項(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等)において準用する令第三十条第二項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 その一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする法第六十一条第一項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する短期売買商品等の令第六十一条の六第四項に規定する種類等及び区分
三 現によつて一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその方法を採用した日
四 採用しようとする新たな一単位当たりの帳簿価額の算出の方法

五 その他参考となるべき事項

(短期売買商品等の譲渡損益の発生する日)

第二十六条の九 法第六十一条第一項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する財務省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する財務省令で定める日は、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配(分割型分割によるものを除く。)
二 解散による残余財産の一部の分配又は引渡し
三 当該分配又は引渡しの日

三 自己の株式(出資及び新株予約権を含む)の取得の対価としての交付、その取得の日

四 出資の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資を取得することなく消滅させることによる対価としての交付

これらの事由が生じた日

五 自己の組織変更 当該組織変更の日

六 自己を合併法人、分割承継法人又は株式交換等完全親法人とする合併、分割又は株式交換等 当該合併、分割又は株式交換の日

七 自己を現物出資法人とする適格現物出資に該当しない現物出資(新株予約権又は社債と引換えにする給付を含む。) 当該現物出資の日

八 自己を令第二十三条の十第一項(非適格合併等)により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等)に規定する非適格合併等に該当する事業の譲受け(第六号に掲げるものを除く。) 当該事業の譲受けの日

九 法第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引(暗号資産(同条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この款において同じ。))の売付けをし、その後当該暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買付けをして決済をするものに限る。) その決済に係る買付けの契約をした日

(譲渡についての制限その他の条件が付されてい暗号資産の要件)

第二十六条の十 令第六十一条の七第二項第一号(市場暗号資産等の範囲)に規定する財務省令で定める条件は、暗号資産交換業者に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第七号)第二十三条第一項第九号(その他利用者保護を図るための措置等)に規定する移転制限とする。

2 令第六十一条の七第二項第二号に規定する財務省令で定める手続は、同号に規定する暗号資産交換業者が公表等措置(暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項第九号に掲げる措置をいう。)を講ずるための当該暗号資産交換業者に対する暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項第九号の要請若しくは同号の通知(当該暗号資産交換業者がその

内容を確認することができるものに限る。以下この項において同じ。)又は他の者に対する当該他の者が同号の通知をすることの要請とする。

3 令第六十一条の七第三項第一号に規定する財務省令で定める措置は、同号の暗号資産を他の者に移転することができないようにする技術的措置であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 その移転することができない期間が定められていること。
二 その技術的措置が、その暗号資産を発行した内国法人(その内国法人との間に完全支配関係がある他の者を含む。以下この号において「発行法人等」という。)の役員及び使用人(以下この号において「役員等」という。)並びに次に掲げる者のみによつて解除をすることができないものであること。

イ 発行法人等の役員等の親族

ロ 発行法人等の役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ イ又はロに掲げる者以外の者で発行法人等の役員等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(特定譲渡制限付暗号資産の評価の方法の変更申請書の記載事項)

第二十六条の十一 令第六十一条の九第三項(特定譲渡制限付暗号資産の評価の方法の選定の手続等)において準用する令第三十条第二項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 その評価の方法を変更しようとする令第六十一条の九第一項に規定する選定特定譲渡制限付暗号資産(同条第二項の規定により同条第一項に規定する選定特定譲渡制限付暗号資産に該当するものとされたものを含む。)の種類
三 現によつて一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその方法を採用した日
四 採用しようとする新たな評価の方法
五 その他参考となるべき事項

(暗号資産信用取引に係る利益相当額又は損失相当額)

第二十六条の十二 法第六十一条第七項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 暗号資産信用取引(法第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引をいう。次号において同じ。)の方法により暗号資産の売付けをしてい場合、その売付けに係る暗号資産(事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに限る。)のその売付けに係る対価の額から当該暗号資産の令第六十一条の八第一項第三号又は第四号(短期売買商品等の時価評価金額)に掲げる金額に相当する金額(次号において「時価評価額」という。)に当該暗号資産の数量を乗じて計算した金額を減算した金額

二 暗号資産信用取引の方法により暗号資産の買付けをしてい場合、その買付けに係る暗号資産(事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに限る。)の時価評価額に当該暗号資産の数量を乗じて計算した金額から当該暗号資産のその買付けに係る対価の額を減算した金額

第八款 有価証券

(株式交換により取得をした株式交換完全子法人株式の取得価額)

第二十六条の十三 令第六十一条第十号口(有価証券の取得価額)に規定する財務省令で定める方法は、第一号に掲げる金額に相当する金額を第二号に掲げる数で除し、これに第三号に掲げる数を乗じて計算する方法その他合理的な方法とする。

- 一 令第六十一条第十号口に規定する前事業年度終了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額
二 令第六十一条第十号口に規定する株式交換完全子法人の同号口の適格株式交換等の直前の基準株式数(会社法施行規則第二十五条第四項(一株当たり純資産額)に規定する基準株式数をいう。)

三 前号の適格株式交換等により取得をした同号の株式交換完全子法人の各種類の株式の数に当該種類の株式に係る株式係数(会社法施

三 前号の適格株式交換等により取得をした同号の株式交換完全子法人の各種類の株式の数に当該種類の株式に係る株式係数(会社法施

行規則第二十五条第五項に規定する株式係数(満期保有目的等有価証券に該当する旨の記載の方法等)

第二十六条の十四 令百十九条の二第二項第一号(有価証券の単位当たりの帳簿価額の算出の方法)の記載は、有価証券に関する帳簿書類において、同号に規定する償還期限の定めのある有価証券のうちその償還期限まで保有する目的で取得したものの勘定科目をその目的以外の目的で取得したものの勘定科目と区分することにより行うものとする。

2 令百十九条の二第三項第一号に規定する財務省令で定めるものは、農業協同組合法第十一条の三十七第一項(特別勘定)に規定する特別勘定とする。

3 令百十九条の二第三項第三号に規定する財務省令で定めるものは、同号に規定する償還期限の定めのある有価証券で、その取得の日において、有価証券に関する帳簿書類に同号に規定する責任準備金を積み立てた保険契約又は共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるための有価証券である旨を記載し、かつ、その勘定科目を同項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる有価証券に該当するものの勘定科目と区分したものとす。

(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の単位当たりの帳簿価額の算出の特例に関する書類等)

第二十七条 令百十九条の三第六項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の単位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令百十九条の三第六項の規定の適用に係る同条第七項第三号に規定する資産調整勘定対応金額又は同項第四号に規定する負債調整勘定対応金額についての次に掲げる書類

イ 当該資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額の計算の基礎となる令百十九条の三第六項の他の通算法人の同条第七項第二号に規定する対象株式に関する次に掲げる事項を記載した書類

(1) 当該対象株式の取得ごとのその取得の時におけるその取得価額、その取得をした数又は金額及びその取得をした日

(2) 当該他の通算法人の当該対象株式の各取得の時における発行済株式又は出資(当該他の通算法人が有する自己の株式又は出資を除く)の総数又は総額

ロ 当該他の通算法人がイの対象株式の各取得の時において有する資産及び負債のその次に掲げるいずれかの書類でロの資産及び負債の口の価額を明らかにするもの

ハ 次の資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し

(1) その取得をした法人が、その取得の時における価額を算定し、これをその取得の時における根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

(2) (1)又は(2)に掲げるもののほかその資産及び負債の価額を明らかにする事項を記載した書類

ニ 令百十九条の三第六項の規定の適用に係る同項の他の通算法人を合併法人とする同条第七項第五号に規定する通算内適格合併に係る同項第六号に規定する被合併法人調整勘定対応金額に係る同項の被合併法人の株式についての同条第六項の規定の適用に係る同項に規定する明細を記載した書類の写しその他当該被合併法人調整勘定対応金額の計算に関する明細を記載した書類

令百十九条の三第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 他の法人(令百十九条の三第十項に規定する他の法人をいう。以下この条において同じ)の同項第一号に規定する特定支配日前に最後に終了した事業年度(当該特定支配日の属する事業年度が当該他の法人の設立の日(時)から同項に規定する対象配当等の額に係る令百十九条の三第十二項第一号に規定する決議日等前に最後に終了した事業年度までの各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書その他これらに類する書類

二 令百十九条の三第十一項に規定する支配後配当等の額を明らかにする書類(前号に掲げる書類を除く)

三 令百十九条の三第十一項に規定する特定支配後増加利益剰余金の計算の基礎となる書類(第一号に掲げる書類を除く)

四 前三号に掲げるもののほか、令百十九条の三第十一項に規定する特定支配後増加利益剰余金額超過額の計算の基礎となる書類

3 令百十九条の三第十一項第二号に規定する財務省令で定める場合は、同条第十項第二号イ中「当該対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度」とあるのを「設立の時」と、「事業年度終了の日の翌日」とあるのを「同日」と読み替えた場合における同号イに規定する利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合とする。

4 令百十九条の三第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令百十九条の三第十六項に規定する各基準時の直前において内国法人が有する他の法人の株式又は出資の帳簿価額のうち最も大きいもの

二 令百十九条の三第十項第一号又は第二号に掲げる要件に該当する場合には、その旨

三 令百十九条の三第十項(令百十九条の四第一項後段(評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例)においてその例による場合を含む)の規定により他の法人の株式又は出資の令百十九条の三第十項に規定する基準時の直前における帳簿価額から減算される金額

四 その他参考となるべき事項

(有価証券の単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の記載事項)

第二十七条の二 令百十九条の六第二項(有価証券の単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更の手続)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 その単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする有価証券の令百十九条の五第一項(有価証券の単位当たりの帳簿価額の算出の方法の選定及びその手続)に規定する区分及び種類

三 現によっている単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその方法を採用した日

四 採用しようとする新たな単位当たりの帳簿価額の算出の方法

五 その他参考となるべき事項

(有価証券の譲渡損益の発生する日)

第二十七条の三 法第六十一条の二第一項(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)に規定する財務省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とし、同項に規定する財務省令で定める日は、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配(分割型分割によるもの及び株式分配を除く)。これらの効力が生ずる日

二 解散による残余財産の一部の分配又は引渡し。当該分配又は引渡しの日

三 自己の株式(出資及び新株予約権を含む)の取得の対価としての交付。その取得の日

四 出資の消却、出資の払戻し、社員その他内国法人の出資者の退社又は脱退による持分の払戻しその他株式又は出資を取得することなく消滅させることによる対価としての交付。これらの事由が生じた日

五 自己の組織変更。当該組織変更の日

六 自己を合併法人、分割承継法人、株式交換等完全親法人又は会社法第七百七十四条の三第一項第一号(株式交付計画)に規定する株式交付親会社とする合併、分割、株式交換等又は株式交付。当該合併、分割、株式交換等又は株式交付の日

七 自己を現物出資法人とする適格現物出資に該当しない現物出資(新株予約権又は社債と引換えにする給付を含む)。当該現物出資の日

八 自己を現物分配法人とする適格株式分配に該当しない株式分配。当該株式分配の日

九 自己を令百二十三条の十第一項(非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等)に規定する非適格合併等に該当する事業の譲受け(第六号に掲げるものを除く)。当該事業の譲受けの日

十 その有していた株式(出資及び新株予約権(投資信託及び投資法人に関する法律第二条

第十七項（定義）に規定する新投資口予約権を含む。以下第十五号までにおいて同じ。）を発行した法人を被合併法人とする合併 当該合併の日

十一 その有していた株式を発行した法人を分割法人とする分割型分割 当該分割型分割の日

十二 その有していた株式を発行した法人を現物分配法人とする株式分配 当該株式分配の日

十三 その有していた株式を発行した法人を株式交換等完全子法人とする株式交換等 当該株式交換等の日

十四 その有していた株式を発行した法人を株式移転完全子法人とする株式移転 当該株式移転の日

十五 その有していた株式を発行した法人を会社法第七百七十四条の第三項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付 当該株式交付の日

十六 その有していた法第六十一条の第二十四項各号に掲げる有価証券についての当該各号に定める事由 当該事由の生じた日

十七 その有していた株式又は出資を発行した法人の法第二十四条第一項第四号から第七号まで（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受け、又は当該株式若しくは出資を有しないこととなつたこと（当該法人の残余財産の分配を受けないことが確定したことを含む。） 当該事由が生じた日又は残余財産の分配を受けないことが確定した日

（有価証券の空売り等）

第二十七条の四 法第六十一条の第二十項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する財務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 売買目的外有価証券（内国法人の保有する法第六十一条の第三項第二号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的外有価証券に該当する有価証券をいう。）と銘柄を同じくする有価証券（以下この号において「同一銘柄有価証券」という。）を短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で売り付け、その後

にその同一銘柄有価証券を買い戻して決済する取引

二 保険会社売買目的勘定（令百十九条の二第三項第一号（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法）に規定する特別勘定（その特別勘定が二以上ある場合には、それぞれのその特別勘定）又は同項第二号に掲げる有価証券の属する勘定をいう。以下この号において同じ。）に属する有価証券と銘柄を同じくする有価証券（以下この号において「同一銘柄有価証券」という。）を他の保険会社売買目的勘定において、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で売り付け、その後

にその同一銘柄有価証券を買い戻して決済する取引

三 保有有価証券（内国法人の保有する有価証券をいう。以下この号において同じ。）と価額の変動が類似する有価証券（以下この号において「類似有価証券」という。）をその保有有価証券の価額の変動に伴つて生ずるおそれのある損失の額を減少させる目的で売り付け、その後

にその類似有価証券を買い戻して決済する取引（保有有価証券と令百十九条の二第二項又は第三項の区分を同じくする類似有価証券を保有していない場合の取引に限る。）

2 法第六十一条の第二十一項に規定する財務省令で定める取引は、金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）第一条第二項（定義）に規定する発行日取引とする。

（売買目的有価証券に該当する旨の記載の方法）

第二十七条の五 令百十九条の十二第一号（売買目的有価証券の範囲）の記載は、有価証券の取得に関する帳簿書類において、同号に規定する短期売買目的で取得した有価証券の勘定科目をその目的以外の目的で取得した有価証券の勘定科目と区分することにより行うものとする。

2 令百十九条の十二第二号の記載は、同号に規定する金銭の信託（以下この条において「金銭の信託」という。）に関する帳簿書類において、その信託財産として同号に規定する短期売買目的で取得した有価証券の信託の信託財産に属する有価証券の勘定科目をその金銭の信託以外の金銭の信託の信託財産に属する有価証券の勘定科目と区分することにより行うものとする。

（有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額）

第二十七条の六 法第六十一条の四第一項（有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当

額の益金又は損金算入等）に規定する財務省令で定めるところによる金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第六十一条の四第一項に規定する有価証券の空売り その有価証券の空売りの方法により売付けをした有価証券（事業年度終了の時において決済されていないものに限る。）の当該事業年度終了の時における帳簿価額から当該有価証券の令百十九条の十三第一項第一号から第三号まで（売買目的有価証券の時価評価金額）に定める金額に相当する金額（次号において「時価評価額」という。）に当該有価証券の数を乗じて計算した金額を減算した金額

二 法第六十一条の四第一項に規定する信用取引（以下この号において「信用取引」という。）及び発行日取引（以下この号において「発行日取引」という。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 信用取引又は発行日取引の方法により有価証券の売付けをしていない場合 その売付けをした有価証券（事業年度終了の時において決済されていないものに限る。）のその売付けに係る対価の額から当該有価証券の時価評価額に当該有価証券の数を乗じて計算した金額を減算した金額

ロ 信用取引又は発行日取引の方法により有価証券の買付けをしていない場合 その買付けをした有価証券（事業年度終了の時において決済されていないものに限る。）の時価評価額に当該有価証券の数を乗じて計算した金額から当該有価証券のその買付けに係る対価の額を減算した金額

三 法第六十一条の四第一項に規定する有価証券の引受け その有価証券の引受けに係る有価証券（事業年度終了の時において決済されていないものに限る。）の令百十九条の十三第一項各号に定める金額に相当する金額に当該有価証券の数を乗じて計算した金額から当該有価証券のその引受けに係る対価の額を減算した金額

第九款 デリバティブ取引

第二十七条の七 法第六十一条の五第一項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 金融商品取引法第二十条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引

二 銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第一号（金融等デリバティブ取引）に規定する商品デリバティブ取引

三 銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第二号に掲げる取引

四 銀行法施行規則第十三条の二の三第一項第三号に掲げる取引（第三項第三号において「商品等オプション取引」という。）

五 銀行法施行規則第十三条の六の三第五項第四号（特定取引勘定）に規定する選択権付債券売買

六 外国通貨をもつて表示される支払手段（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十一条第七号（定義）に規定する支払手段をいう。）又は外貨債権（外国通貨をもつて支払を受けることができ、債権をいう。）の売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引をその売買契約の締結の日後の一定の時期に一定の外国為替の売買相場により実行する取引（第三項第二号において「先物外国為替取引」という。）

七 前各号に掲げる取引に類似する取引

2 法第六十一条の五第一項に規定する財務省令で定める取引は、前項第一号に掲げる取引（金融商品取引法第二十一条第三号若しくは第四号又は第二十二項第三号から第五号までに掲げる取引に係る部分に限る。）のうち次に掲げる要件を満たす取引（適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人から次に掲げる要件を満たす取引に係る契約の移転を受け、かつ、当該適格合併等により第二号に規定する資産若しくは負債の移転を受け、又は同号に規定する金利を受け取り、若しくは支払うこととなつた場合における当該移転を受けた契約に係る取引を含む。）とする。

一 金利の変動に伴つて生ずるおそれのある損失の額（次号において「金利変動損失額」という。）を減少させるために行つたものであること。

二 その取引を行つた日において、金利変動損失額を減少せよとする法第六十一条の六第一項第一号（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）に規定する資産若しく

は負債又は同項第二号に規定する金利に係る元本（以下この項において「ヘッジ対象資産等」という。）の種類、名称、金額、金利変動損失額を減少させようとする期間、金利変動損失額を減少させるためにその取引を行った旨、その取引を事業年度終了の時に決済したものとみなさない旨及びその他参考となるべき事項をその取引に関する帳簿書類に記載したことを。

三 その取引の当事者がその取引の元本として定めた金額とヘッジ対象資産等の金額とおおむね同額であること。

四 その取引を行う期間の終了の日とヘッジ対象資産等の償還等の期日がおおむね同一であること。

五 その取引の金利に相当する額の計算の基礎となる指標とヘッジ対象資産等から生ずる金利の計算の基礎となる指標がおおむね一致していること。

六 その取引の金利に相当する額の受取又は支払の期日とヘッジ対象資産等から生ずる金利の支払又は受取の期日とおおむね一致していること。

七 その取引の金利に相当する額がその取引を行う期間を通じて一定の金額又は特定の指標を基準として計算されること。

3 法第六十一条の五第一項に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

- 一 第一項第一号に掲げる取引（金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引又は同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引に該当するものに限る。以下この号及び第四号において「市場デリバティブ取引等」という。）市場デリバティブ取引等につき、同条第十六項に規定する金融商品取引所若しくは同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における事業年度終了の日の最終の価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく金額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した金額

二 第一項第一号に掲げる取引（金融商品取引法第二十一条に規定する店頭デリバティブ取引（同項第三号、第四号及び第六号に

掲げる取引を除く。）に該当するものに限る。以下この号及び第四号において「先渡取引等」という。）及び第一項第六号に掲げる取引（先渡取引等又は先物外国為替取引につき、これらの取引により当事者間で授受することを約した金額（その金額が事業年度終了の時に確定していない場合は、金利、通貨の価格、金融商品市場（同条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標（次号において「指標」という。）の予想される数値に基づき算出される金額）を事業年度終了の時の現在の価値に割り引く合理的な方法により割り引いた金額）

三 第一項第一号に掲げる取引（金融商品取引法第二十一条に規定する店頭デリバティブ取引（同項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）に該当するものに限る。以下この号及び次号において「金融商品オプション取引」という。）及び第一項第四号に掲げる取引（金融商品オプション取引又は商品等オプション取引につき、これらの取引に係る権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（その金額が事業年度終了の時に確定していない場合は、これらの取引に係る指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の時の当該権利の行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算出した金額

四 第一項第一号から第三号まで、第五号及び第七号に掲げる取引（市場デリバティブ取引等、先渡取引等及び金融商品オプション取引を除く。）前三号に定める金額に準ずる金額として合理的な方法により算出した金額

4 内国法人は、法第六十一条の五第一項に規定する財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額を算出する場合において、前項各号の合理的な方法によつたときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならない。

第十款 ヘッジ処理

（繰延ヘッジ処理）

第二十七条の八 法第六十一条の六第一項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延）に規定する財務省令で定める事項は、同条第四項に規定するデリバティブ取引等（以下この条

及び次条において「デリバティブ取引等」という。）により法第六十一条の六第一項に規定するヘッジ対象資産等損失額（以下この条において「ヘッジ対象資産等損失額」という。）を減少させようとする同項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭並びにそのデリバティブ取引等の種類、名称、金額、ヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする期間その他参考となるべき事項（次項において「ヘッジ対象等の明細」という。）とする。

2 法第六十一条の六第一項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合、デリバティブ取引等を行った日において、同項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生又はそのデリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類に同項に規定する旨及びヘッジ対象等の明細を記載した場合とする。

3 令第二百一十一条第二項（繰延ヘッジ処理におけるヘッジの有効性判定等）に規定する特定事由による同項に規定する資産又は負債の価額の変動に伴つて生ずるおそれのある損失の額のみを減少させる目的でデリバティブ取引等を行った旨を帳簿書類に記載しようとするときの同項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合は、そのデリバティブ取引等を行った日において、前項に規定する帳簿書類にその旨及びそのデリバティブ取引等によつて減少させようとするその損失の基因となるその特定事由を記載した場合とする。

4 令第二百一十一条第二項に規定する特定事由による同項に規定する金銭の額の変動に伴つて生ずるおそれのある損失の額のみを減少させる目的でデリバティブ取引等を行った旨を帳簿書類に記載しようとするときの同項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合、そのデリバティブ取引等を行った日において、第二項に規定する帳簿書類にその旨及びそのデリバティブ取引等によつて減少させようとするその損失の基因となるその特定事由を記載した場合とする。

5 令第二百一十一条の三第一項（デリバティブ取引等に係る利益額又は損失額のうちヘッジとして有効である部分の金額等）に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合は、そのデリバティブ取引等を行った日において、第二項に規定する帳簿書類に同条第一項に規定する旨を記載した場合とする。

6 令第二百一十一条の三の二第一項（オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等）に規定する財務省令で定める取引は、金融商品取引法第二十一条（定義）に規定する市場デリバティブ取引（同項第三号に掲げる取引に限る。）及び前条第三項第三号に掲げる取引とする。

7 令第二百一十一条の三の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 令第二百一十一条の三の二第一項各号に定める方法により令第二百一十一条第一項に規定する有効性判定（次項第二号において「有効性判定」という。）を行うとする令第二百一十一条の三の二第一項に規定するオプション取引の種類並びにそのオプション取引によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭の範囲
- 三 令第二百一十一条の三の二第一項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日
- 四 その他他参考となるべき事項

8 令第二百一十一条の三の二第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 令第二百一十一条の三の二第一項各号に定める方法により有効性判定を行うことをやめようとする旨並びにそのやめようとする前項第二号のオプション取引の種類並びに資産又は負債及び金銭の範囲
- 三 その他他参考となるべき事項

9 令第二百一十一条の四第二項（繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 令第二百一十一条の二（繰延ヘッジ処理に係るヘッジが有効であると認められる場合）（令第二百一十一条の三の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定

10 令第二百一十一条の五第一項（繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 令第二百一十一条の二（繰延ヘッジ処理に係るヘッジが有効であると認められる場合）（令第二百一十一条の三の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定

11 令第二百一十一条の六第一項（繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 令第二百一十一条の二（繰延ヘッジ処理に係るヘッジが有効であると認められる場合）（令第二百一十一条の三の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定

12 令第二百一十一条の七第一項（繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 令第二百一十一条の二（繰延ヘッジ処理に係るヘッジが有効であると認められる場合）（令第二百一十一条の三の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定

13 令第二百一十一条の八第一項（繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 令第二百一十一条の二（繰延ヘッジ処理に係るヘッジが有効であると認められる場合）（令第二百一十一条の三の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定

する場合に代えて、その採用しようとする場合をもつてそのヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合とする旨

三 令第二百一十一条の三第一項（令第二百一十一条の三の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により計算した金額に代えて、その採用しようとする方法により計算した金額をもつてそのヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額とする旨

四 その他参考となるべき事項（時価ヘッジ処理）

第二十七条の九 法第六十一条の七第一項（時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の評価益又は評価損の計上）に規定する財務省令で定める事項は、デリバティブ取引等により令第二百一十一条の七第一項（時価ヘッジ処理におけるヘッジの有効性判定等）に規定するヘッジ対象有価証券損失額（以下この条において「ヘッジ対象有価証券損失額」という。）を減少させようとする法第六十一条の七第一項に規定する売買目的外有価証券（次項において「売買目的外有価証券」という。）及びそのデリバティブ取引等の種類、名称、金額、ヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする期間その他参考となるべき事項（次項において「ヘッジ対象等の明細」という。）とする。

2 法第六十一条の七第一項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合は、デリバティブ取引等を行った日において、売買目的外有価証券の取得又はそのデリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類に同項に規定する旨及びヘッジ対象等の明細を記載した場合とする。

3 令第二百一十一条の六第一項第一号（時価ヘッジ処理における売買目的外有価証券の評価額と円換算額等）に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合は、そのデリバティブ取引等を行った日において前項に規定する帳簿書類に、同号に規定する旨及びそのデリバティブ取引等による同号に規定する特定事由を記載した場合とし、令第二百一十一条の七第二項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合は、そのデリバティブ取引等を行った日において、当該帳簿書類に同項

に規定する旨及びそのデリバティブ取引等による減少させようとするその損失の基因となる同項に規定する特定事由を記載した場合とする。

4 令第二百一十一条の九の二第二項（オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 令第二百一十一条の九の二第二項に規定する変動差額比較法（次項第二号において「変動差額比較法」という。）により令第二百一十一条の七第一項に規定する有効性判定（次項第二号において「有効性判定」という。）を行うおとす令第二百一十一条の九の二第二項に規定するオプション取引の種類及びそのオプション取引によりヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする法第六十一条の七第一項に規定する売買目的外有価証券の範囲
三 令第二百一十一条の九の二第二項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日
四 その他参考となるべき事項

5 令第二百一十一条の九の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 変動差額比較法により有効性判定を行うことをやめようとする旨並びにそのやめようとする前項第二号のオプション取引の種類及び売買目的外有価証券の範囲
三 その他参考となるべき事項

6 令第二百一十一条の十第二項（時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）において準用する令第二百一十一条の四第二項（繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 令第二百一十一条の八（時価ヘッジ処理に係るヘッジが有効であると認められる場合）（令第二百一十一条の九の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する場合に代えて、その採用しようとする場

合をもつてそのヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合とする旨
三 令第二百一十一条の九（売買目的外有価証券の含み損益のうちデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額）（令第二百一十一条の九の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により計算した金額に代えて、その採用しようとする方法により計算した金額をもつて法第六十一条の六第一項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）に規定する利益額又は損失額に対応する部分の金額とする旨
四 その他参考となるべき事項
第十一款 外貨建資産等の換算等
第二十七条の十 令第二百一十二条第一項（先物外国為替契約により発生時の外国通貨の円換算額を確定させた外貨建資産・負債の換算等）に規定する財務省令で定めるものは、第二十七条の七第一項第六号（先物外国為替取引に係る契約のうち令第二百一十二条第一項に規定する外貨建資産・負債の取得又は発生時の基因となる外貨建取引（法第六十一条の八第一項（外貨建取引の換算）に規定する外貨建取引をいう。次項及び次条において同じ。）に伴って支払い、又は受け取る外国通貨の金額の円換算額（法第六十一条の八第一項に規定する円換算額をいう。次条において同じ。）を確定させる契約とする。

2 令第二百一十二条第一項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合は、同項に規定する先物外国為替契約の締結の日において、その先物外国為替契約の締結等に関する帳簿書類に同項に規定する旨、その外貨建資産・負債の取得又は発生時の基因となる外貨建取引の種類、金額その他参考となるべき事項を記載した場合とする。

2 令第二百一十二条第二項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載したときは、同項に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生に関する帳簿書類に同項に規定する旨、同項に規定する先物外国為替契約等（以下この項において「先物外国為替契約等」という。）の契約金額、締結の日、履行の日その他参考となるべき事項を記載し、又はその先物外国為替契約等の締結等に関する帳簿書類に同条第二項に規定する旨、その外貨建取引の種類、金額その他参考となるべき事項を記載したときとする。

2 令第二百一十二条第三項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載したときは、同項に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生に関する帳簿書類に同項に規定する旨、同項に規定する先物外国為替契約等（以下この項において「先物外国為替契約等」という。）の契約金額、締結の日、履行の日その他参考となるべき事項を記載し、又はその先物外国為替契約等の締結等に関する帳簿書類に同条第二項に規定する旨、その外貨建取引の種類、金額その他参考となるべき事項を記載したときとする。

2 令第二百一十二条第四項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載したときは、同項に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生に関する帳簿書類に同項に規定する旨、同項に規定する先物外国為替契約等（以下この項において「先物外国為替契約等」という。）の契約金額、締結の日、履行の日その他参考となるべき事項を記載し、又はその先物外国為替契約等の締結等に関する帳簿書類に同条第二項に規定する旨、その外貨建取引の種類、金額その他参考となるべき事項を記載したときとする。

替取引に係る契約のうち法第六十一条の八第二項に規定する資産若しくは負債の決済によつて受け取り、若しくは支払う外国通貨の金額の円換算額を確定させる契約（以下この項において「先物外国為替契約」という。）又は第二十七条の七第一項第一号に掲げる取引に係る契約のうちその取引の当事者が元本及び利息として定めた外国通貨の金額についてその当事者間で取り決めた外国為替の取引相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引に係る契約（次に掲げるいづれかの要件を満たすものに限る。）とする。
一 その契約の締結に伴つて支払い、又は受け取ることとなる外貨元本額（その取引の当事者がその取引の元本として定めた外国通貨の金額をいう。以下この項において同じ。）の円換算額が満了時円換算額（その契約の期間の満了に伴つて受け取り、又は支払うこととなる外貨元本額の円換算額をいう。以下この項において同じ。）と同額となつていないこと。
二 その契約に係る満了時円換算額がその契約の期間の満了の日を外国為替の売買の日とする先物外国為替契約に係る外国為替の売買相場により外貨元本額を円換算額に換算した金額に相当する金額となつていないこと。

2 法第六十一条の八第二項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載したときは、同項に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生に関する帳簿書類に同項に規定する旨、同項に規定する先物外国為替契約等（以下この項において「先物外国為替契約等」という。）の契約金額、締結の日、履行の日その他参考となるべき事項を記載し、又はその先物外国為替契約等の締結等に関する帳簿書類に同条第二項に規定する旨、その外貨建取引の種類、金額その他参考となるべき事項を記載したときとする。

2 法第六十一条の九第一項第一号（外貨建有価証券）（外貨建有価証券の期末換算の方法）に規定する財務省令で定めるところにより、次に掲げる有価証券とする。
一 その償還が外国通貨で行われる債券
二 残余財産の分配が外国通貨で行われる株式
三 前二号に掲げる有価証券に準ずる有価証券（外貨建資産等の期末換算の方法の変更申請書の記載事項）

2 令第二百一十二条第五項に規定する財務省令で定めるところにより、次に掲げる有価証券とする。
一 その償還が外国通貨で行われる債券
二 残余財産の分配が外国通貨で行われる株式
三 前二号に掲げる有価証券に準ずる有価証券（外貨建資産等の期末換算の方法の変更申請書の記載事項）

2 令第二百一十二条第六項に規定する財務省令で定めるところにより、次に掲げる有価証券とする。
一 その償還が外国通貨で行われる債券
二 残余財産の分配が外国通貨で行われる株式
三 前二号に掲げる有価証券に準ずる有価証券（外貨建資産等の期末換算の方法の変更申請書の記載事項）

に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 その換算の方法を変更しようとする令第二百二十二条の四（外貨建資産等の期末換算方法の選定の方法）に規定する外貨建資産等の同条に規定する外国通貨の種類及び区分（事業所ごとに換算の方法を選定しようとする場合には事業所の名称）

三 現によつて換算の方法及びその換算の方法を採用した日

四 新たに採用しようとする換算の方法

五 その他参考となるべき事項

第十一條の二 完全支配関係がある法人の間の取引の損益

第二十七條の十三の二 令第二百二十二条の十二第一項第三号（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七條の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

第十條の三 組織再編成に係る所得の金額の計算

（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）

第二十七條の十四 内国法人が次の各号に掲げる事項を記載した法又は租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の規定に基づく書類を提出する場合には、当該各号に掲げる事項の記載については、別表十（三）、別表十一（一）から別表十二（一）まで、別表十二（三）から別表十二（七）まで、別表十二（九）、別表十三（二）、別表十三（三）から別表十三（七）まで、別表十三（九）、別表十六（一）から別表十六（六）まで及び別表十六（八）から別表十六（十）までに定める書式によらなければならない。この場合において、第二十一条の二第四号（適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）又は第二十一条の三第四号（適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）に掲げる事項をこれらの書式により記載するときは、第二十一条の二第四号に掲げる事項にあつては、その移転をする減価償却資産に係る記載すべき金額を令第十三条各号（減価償却資産の範囲）に掲げる資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を、第二十一条の三第四号に掲げる事項にあつては、その引継ぎをする繰延資産に係る記載すべき金額を令第十四条第一項各号（繰延資産の範囲）に掲げる繰延資産の種類ごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を記載することができる。

第二十一条の二第四号、第二十一条の三第四号、第二十四条の三第四号（適格分割等に係る国庫補助金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項）、第二十四条の四第五号（適格分割等を行った場合の国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）、第二十四条の六第四号（特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る国庫補助金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項）、第二十四条の七第四号（適格分割等に係る工事負担金取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項）、第二十四条の八第四号（適格分割等に係る保険金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項）、第二十四条の十第七号（適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）、第二十四条の十二第六号（特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る保険金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項）、第二十五条の十第七号（適格分割等に係る交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項）、第二十五条の六第四号（適格分割等により移転する金銭債権に係る期中貸倒引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）、第二十七条の十八第四号（適格分割等により引き継ぐ一括償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）及び第二十八条の三第四号（適格分割等により引き継ぐ繰延消費税額等に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）に掲げる事項

一 租税特別措置法施行規則（昭和三十一年大蔵省令第十五号）第二十条の二十三第七号（準備金方式による特別償却）、第二十一条第

六項第五号（海外投資等損失準備金）、第二十一条の十二第二項第五号（保険会社等の異常危険準備金）、第二十一条の十三第五号（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）、第二十一条の十四第二項第五号（特定船舶に係る特別修繕準備金）、第二十一条の十五第七項第六号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）、第二十一条の二第五項第七号、第九項第七号及び第十三項第七号（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）、第二十一条の七第四項第六号及び第五項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）、第二十一条の八第二項第六号（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）、第二十一条の九第三項第六号（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）並びに第二十一条の十七第三項第六号及び第四項第六号（転廃業助成金等に係る課税の特例）に掲げる事項

三 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年財務省令第二十六号）附則第十七条第一項（法人の準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとしてされる同令による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の五第十三項第五号（特定災害防止準備金）に掲げる事項

四 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）附則第二十一条（新幹線鉄道大規模改修準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとしてされる同令による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の七第六号（新幹線鉄道大規模改修準備金）に掲げる事項

五 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第二十四号）附則第十一条（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとしてされる同令による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の七第六号（新幹線鉄道大規模改修準備金）に掲げる事項

六 法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十三号）附則第二条（返品調整引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとしてされる同令による改正前の法人税法施行規則第二十五

条の八第四号（適格分割等により移転する対象事業に係る期中返品調整引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）に掲げる事項

七 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十四号）附則第十一条（新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとしてされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の二第三項第五号（新事業開拓事業者投資損失準備金）に掲げる事項

八 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）附則第十六条（金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとしてされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の四第五号（金属鉱業等鉱害防止準備金）に掲げる事項

九 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の七第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

十 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十一号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の七第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

十一 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）附則第八条第二項（準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとしてされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の五第五号（特定災害防止準備金）に掲げる事項

十二 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十九号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十一条の七第四項第六号及び第五項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）

第二十七條の十五 令第二百二十三條の八第二項第四号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算

入）

入）

入）（同条第九項、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める単位は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

一 金銭債権 一の債務者ごとに区分するものとする。

二 減価償却資産 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 建物 一棟（建物の区分所有等に関する法律第一条（建物の区分所有）の規定に該当する建物にあつては、同法第二条第一項（定義）に規定する建物の部分）ごとに区分するものとする。

ロ 機械及び装置 一の生産設備又は一台若しくは一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）ごとに区分するものとする。

ハ その他の減価償却資産 イ又はロに準じて区分するものとする。

三 土地等（令第二百二十三条の八第二項第一号に規定する土地等をいう。以下この号において同じ。） 土地等を一筆（一体として事業の用に供される一団の土地等にあつては、その一団の土地等）ごとに区分するものとする。

四 有価証券 その銘柄の異なるごとに区分するものとする。

五 資金決済に関する法律第十四条（定義）に規定する暗号資産 その種類の異なるごとに区分するものとする。

六 その他の資産 通常の取引の単位を基準として区分するものとする。

2 令第二百二十三条の八第二項第五号（同条第九項、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、同号の資産に係る次に掲げる書類とする。

一 資産の種類、名称、構造、取得価額、その取得をした日、令第二百二十三条の八第二項第五号に規定する支配関係発生日（次号において「支配関係発生日」という。）の属する事業年度開始の日における帳簿価額その他その資産の内容を記載した書類

二 次に掲げるいずれかの書類で前号の資産の支配関係発生日の属する事業年度開始の日における価額を明らかにするもの

イ その資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し

ロ 令第二百二十三条の八第二項第五号の内国法人が、当該支配関係発生日の属する事業年度開始の日における価額を算定し、これを同日における価額として算定した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ イ又はロに掲げるもののほかその資産の価額を明らかにする事項を記載した書類

3 令第二百二十三条の八第三項第三号イ（同条第九項、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める単位は、第一項各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

4 第二項の規定は、令第二百二十三条の八第三項第三号ロ（同条第九項、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二項各号中「第二百二十三条の八第二項第五号」とあるのは「第二百二十三条の八第三項」と、「支配関係発生日」とあるのは「関連法人支配関係発生日」と読み替えるものとする。

5 法第六十二条の七第二項第二号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していた資産に準ずるものとして政令で定めるもののうち当該内国法人が同条第一項に規定する特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日後に有することとなつたものについて令第二百二十三条の八第九項において準用する同条第二項第四号の規定を適用する場合には、その有することとなつた日を同号に規定する特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日とみなす。

（特定資産譲渡等損失額から控除することのできる金額等）

第二十七条の十五の二 令第二百二十三条の九第二項（特定資産譲渡等損失額から控除することのできる金額等）（同条第七項から第九項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令第二百二十三条の九第一項第一号に規定する支配関係事業年度の前事業年度終了の時にあっては有する資産及び負債の当該終了の時に掲げる価額及び帳簿価額を記載した書類

二 次に掲げるいずれかの書類で前号の資産及び負債の同号の前事業年度終了の時に掲げる価額を明らかにするもの

イ その資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し

ロ 令第二百二十三条の九第一項の内国法人が、当該終了の時に掲げる価額を算定し、これを当該終了の時に掲げる価額として算定した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ イ又はロに掲げるもののほかその資産及び負債の価額を明らかにする事項を記載した書類

2 前項の規定は、令第二百二十三条の九第五項（同条第七項から第九項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、前項第一号中「第二百二十三条の九第一項第一号に規定する支配関係事業年度」とあるのは「第二百二十三条の九第四項第一号に規定する関連法人支配関係事業年度」と、同項第二号中「第二百二十三条の九第一項」とあるのは「第二百二十三条の九第四項」と読み替えるものとする。

3 令第二百二十三条の九第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令第二百二十三条の九第十項の特定適格組織再編成等により移転を受けた資産（同項の内国法人の株式又は出資を除く。）の当該移転の直前（適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）にあつては、その残余財産の確定の時。以下この項において同じ。）における価額及び帳簿価額を記載した書類

二 次に掲げるいずれかの書類で前号の資産の同号の移転の直前における価額を明らかにするもの

イ その資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し

ロ 令第二百二十三条の九第十項の内国法人が、当該移転の直前における価額を算定し、これを当該移転の直前における価額として算定したときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ イ又はロに掲げるもののほかその資産の価額を明らかにする事項を記載した書類

（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）

第二十七条の十六 令第二百二十三条の第十四項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一 法第六十二条の八第一項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）の項において「非適格合併等（以下この項において「非適格合併等」という。）により交付された同条第一項の内国法人の株式その他の資産（以下この号において「非適格合併等対価資産」という。）の当該非適格合併等の時における価額（以下この号において「交付時価額」という。）が当該非適格合併等により当該非適格合併等対価資産を交付することを約した時の価額（以下この号において「約定時価額」という。）と著しい差異を生じている場合（当該非適格合併等対価資産の交付時価額が約定時価額の二倍を超える場合に限る。） イ又はロに掲げる金額（当該内国法人がイに掲げる金額の算定をしていない場合又はその算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類を保存していない場合にあつては、ロに掲げる金額）

イ 当該非適格合併等対価資産の交付時価額から当該非適格合併等により移転を受けた事業の価値に相当する金額として当該事業により見込まれる収益の額を基礎として合理的に見込まれる金額を控除した金額

ロ 当該非適格合併等対価資産の交付時価額から約定時価額を控除した金額（法第六十二条の八第一項に規定する時価純資産価額が当該約定時価額を超える場合にあつては、当該交付時価額から当該時価純資産価額を控除した金額）

二 非適格合併等が適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない分割である場合において法第六十二条の八第一項に規定する超える部分の金額が当該合併又は分割により移転を受ける事業により見込まれる収益の額の状態その他の事情からみて実質的に当該合併又は分割に係る被合併法人又は分割法人の欠

（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）

第二十七条の十六 令第二百二十三条の第十四項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一 法第六十二条の八第一項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）の項において「非適格合併等（以下この項において「非適格合併等」という。）により交付された同条第一項の内国法人の株式その他の資産（以下この号において「非適格合併等対価資産」という。）の当該非適格合併等の時における価額（以下この号において「交付時価額」という。）が当該非適格合併等により当該非適格合併等対価資産を交付することを約した時の価額（以下この号において「約定時価額」という。）と著しい差異を生じている場合（当該非適格合併等対価資産の交付時価額が約定時価額の二倍を超える場合に限る。） イ又はロに掲げる金額（当該内国法人がイに掲げる金額の算定をしていない場合又はその算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類を保存していない場合にあつては、ロに掲げる金額）

イ 当該非適格合併等対価資産の交付時価額から当該非適格合併等により移転を受けた事業の価値に相当する金額として当該事業により見込まれる収益の額を基礎として合理的に見込まれる金額を控除した金額

ロ 当該非適格合併等対価資産の交付時価額から約定時価額を控除した金額（法第六十二条の八第一項に規定する時価純資産価額が当該約定時価額を超える場合にあつては、当該交付時価額から当該時価純資産価額を控除した金額）

二 非適格合併等が適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない分割である場合において法第六十二条の八第一項に規定する超える部分の金額が当該合併又は分割により移転を受ける事業により見込まれる収益の額の状態その他の事情からみて実質的に当該合併又は分割に係る被合併法人又は分割法人の欠

（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）

第二十七条の十六 令第二百二十三条の第十四項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一 法第六十二条の八第一項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）の項において「非適格合併等（以下この項において「非適格合併等」という。）により交付された同条第一項の内国法人の株式その他の資産（以下この号において「非適格合併等対価資産」という。）の当該非適格合併等の時における価額（以下この号において「交付時価額」という。）が当該非適格合併等により当該非適格合併等対価資産を交付することを約した時の価額（以下この号において「約定時価額」という。）と著しい差異を生じている場合（当該非適格合併等対価資産の交付時価額が約定時価額の二倍を超える場合に限る。） イ又はロに掲げる金額（当該内国法人がイに掲げる金額の算定をしていない場合又はその算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類を保存していない場合にあつては、ロに掲げる金額）

イ 当該非適格合併等対価資産の交付時価額から当該非適格合併等により移転を受けた事業の価値に相当する金額として当該事業により見込まれる収益の額を基礎として合理的に見込まれる金額を控除した金額

ロ 当該非適格合併等対価資産の交付時価額から約定時価額を控除した金額（法第六十二条の八第一項に規定する時価純資産価額が当該約定時価額を超える場合にあつては、当該交付時価額から当該時価純資産価額を控除した金額）

損金額（当該移転を受ける事業による収益の額によつて補填されると見込まれるものを除く。）に相当する部分から成ると認められる金額があるとき、当該欠損金額に相当する部分から成ると認められる金額

2 令第二百二十三条の第十五項の非適格合併等が分割型分割に該当する場合における同項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる金額に掲げる割合を乗じて計算した金額と同項第一号に掲げる金額から当該計算した金額を控除した金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額その他の合理的な方法により計算した金額とする。

1 一から当該非適格合併等に係る令第二十三条第一項第二号（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等）に規定する割合を控除した割合

2 令第二百二十三条の第十五項第一号の特定報酬株式の交付の日から当該特定報酬株式に係る役務の提供の終了の日（当該特定報酬株式が法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式である場合には、令第十一十一条の第二項第一号（譲渡制限付株式の範囲等）に規定する譲渡制限期間終了の日）までの期間の日数のうちに当該交付の日から当該非適格合併等の日の前日までの期間の日数の占める割合（当該割合が一を超える場合には、一）

3 令第二百二十三条の第十六項第一号に規定する財務省令で定める資産評定は、同項の非適格合併等により移転する資産及び負債の価額の評定（公正な価額によるものに限る。）で、当該非適格合併等の後に当該資産及び負債の譲渡を受ける者、当該資産及び負債を有する法人の株式関係を示す出資の譲渡を受ける者その他の利害関係を有する第三者又は公正な第三者が関与して行われるものとする。

4 令第二百二十三条の第十六項第一号に規定する財務省令で定める金額は、同項の内国法人がその履行に係る負担の引受けをした同号ロに規定する将来の債務のうち次に掲げるものの額とする。

一 令第二百二十三条の第十六項第一号に規定する資産評定による価額が当該資産評定を基礎として作成された貸借対照表に計上されてある負債に係るもの

二 その額、その算定の根拠を明らかにする事項及びその算定の基礎とした事項を記載した書類を保存している場合のその書類に記載されているもの

2 令第二百二十三条の十一項第一号（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

1 令第二百二十三条の十一項第一号（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2 令第二百二十三条の十一項第一号（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

1 令第二百二十三条の十一項第一号（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

1 令第二百二十三条の十一項第一号（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

九号。以下この項において「整備府令」という。）第二十三条第二項（公益目的財産残額）に規定する公益目的収支差額が零に満たない場合のその満たない部分の金額をいう。次項第一号において同じ。）の合計額に整備府令第十四条第一項第二号（公益目的財産額）に掲げる金額（既に有していない同項第一号に規定する時価評価資産（以下この条において「時価評価資産」という。）に係る部分の金額を除く。次項第三号において「評価損の額」という。）を加算し、これから整備府令第十四条第一項第一号に掲げる金額（既に有していない時価評価資産に係る部分の金額を除く。次項第三号において「評価損の額」という。）を控除した金額とする。

2 法第六十四条の四第四項（公共法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）に規定する財務省令で定める書類は、令第二百三十一条の五第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する場合にはこれらの号に定める金額を証する書類とし、同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する場合には次に掲げる事項を証する書類とし、同項第五号に掲げる場合に該当する場合には同号に規定する計画の認定を受けたい旨を証する書類の写し及び当該計画の認定に係る同号に規定する実施計画の写しとする。

1 移行日（法第六十四条の四第一項に規定する移行日をいう。次号及び第三号において同じ。）又は適格合併（同条第二項に規定する適格合併をいう。次号及び第三号において同じ。）の直前における公益目的財産残額及び公益目的収支差額の収入超過額

二 移行日に有する時価評価資産又は適格合併により引継ぎを受けた時価評価資産の状況

三 移行日に有する時価評価資産又は適格合併により引継ぎを受けた時価評価資産に係る評価損の額及び評価損の額

1 令第二百二十三条の十一項第一号（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

1 令第二百二十三条の十一項第一号（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

算法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する通算前事業と同号に規定する通算親法人又は同号に規定する通算親法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する親法人事業とが同号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、第三条第一項中「第二条第十二号の八イ又はロ（定義）に該当する合併以外の合併」とあるのは、「第六十四条の六第一項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）に規定する通算法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた場合において」とし、「ものである場合には」とあるのは「ときは」と、同項第一号中「当該被合併法人及び合併法人が当該合併の直前」とあるのは「令第二百三十一条の八第二項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第二百三十二条の二第四項第一号（通算完全支配関係に準ずる関係等）に規定する通算前事業を行う法人及び同号に規定する親法人事業を行う法人が同号の通算承認日の直前」と、同項第二号中「当該合併の直前」とあるのは「令第二百三十一条の八第二項において準用する令第二百三十二条の二第四項第一号の通算承認日の直前」と、同項第三号中「合併後」とあるのは「通算承認日後」と、同条第二項中「当該合併後」とあるのは「令第二百三十一条の八第二項において準用する令第二百三十二条の二第四項第一号の通算承認日後」と読み替えるものとする。

（損益通算の対象となる欠損金額の特例における特定資産譲渡等損失額に係る資産の単位等）

2 令第二百二十三条の十六の六 令第二百三十一条の八第三項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第二百二十三条の八第二項第四号及び第三項第三号イ（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2 令第二百二十三条の十五第二項の規定は、令第二百三十一条の八第三項において準用する令第二百二十三条の八第二項第五号に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五第二項第一号中「第二百二十三条の八第二項第五号」とあるのは「第二百三十一条の八第三項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）に規定する通算親法人又は同号に規定する通算親法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する親法人事業とが同号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、第三条第一項中「第二条第十二号の八イ又はロ（定義）に該当する合併以外の合併」とあるのは、「第六十四条の六第一項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）に規定する通算法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた場合において」とし、「ものである場合には」とあるのは「ときは」と、同項第一号中「当該被合併法人及び合併法人が当該合併の直前」とあるのは「令第二百三十一条の八第二項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第二百三十二条の二第四項第一号（通算完全支配関係に準ずる関係等）に規定する通算前事業を行う法人及び同号に規定する親法人事業を行う法人が同号の通算承認日の直前」と、同項第二号中「当該合併の直前」とあるのは「令第二百三十一条の八第二項において準用する令第二百三十二条の二第四項第一号の通算承認日の直前」と、同項第三号中「合併後」とあるのは「通算承認日後」と、同条第二項中「当該合併後」とあるのは「令第二百三十一条の八第二項において準用する令第二百三十二条の二第四項第一号の通算承認日後」と読み替えるものとする。

（損益通算の対象となる欠損金額の特例における特定資産譲渡等損失額に係る資産の単位等）

2 令第二百二十三条の十五第二項の規定は、令第二百三十一条の八第三項において準用する令第二百二十三条の八第二項第五号に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五第二項第一号中「第二百二十三条の八第二項第五号」とあるのは「第二百三十一条の八第三項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）に規定する通算親法人又は同号に規定する通算親法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する親法人事業とが同号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、第三条第一項中「第二条第十二号の八イ又はロ（定義）に該当する合併以外の合併」とあるのは、「第六十四条の六第一項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）に規定する通算法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた場合において」とし、「ものである場合には」とあるのは「ときは」と、同項第一号中「当該被合併法人及び合併法人が当該合併の直前」とあるのは「令第二百三十一条の八第二項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第二百三十二条の二第四項第一号（通算完全支配関係に準ずる関係等）に規定する通算前事業を行う法人及び同号に規定する親法人事業を行う法人が同号の通算承認日の直前」と、同項第二号中「当該合併の直前」とあるのは「令第二百三十一条の八第二項において準用する令第二百三十二条の二第四項第一号の通算承認日の直前」と、同項第三号中「合併後」とあるのは「通算承認日後」と、同条第二項中「当該合併後」とあるのは「令第二百三十一条の八第二項において準用する令第二百三十二条の二第四項第一号の通算承認日後」と読み替えるものとする。

金額の特例)において準用する令第二百二十三条の八第二項第五号」と、同項第二号ロ中「第二百二十三条の八第二項第五号の内国法人」とあるのは「第二百三十一号の八第三項において準用する令第二百二十三条の八第二項第五号の通算法人」と読み替えるものとする。

3 第二十七条の十五第二項の規定は、令第二百三十一号の八第三項において準用する令第二百二十三条の八第三項第三号ロに規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五第二項第一号中「第二百二十三条の八第二項第五号」とあるのは「第二百三十一号の八第三項(損益通算の対象となる欠損金額の特例)において準用する令第二百二十三条の八第三項」と、「支配関係発生日」とあるのは「関連法人支配関係発生日」と、同項第二号中「の支配関係発生日」とあるのは「関連法人支配関係発生日」と、同号ロ中「第二百二十三条の八第二項第五号の内国法人」とあるのは「第二百三十一号の八第三項において準用する令第二百二十三条の八第三項」と、「支配関係発生日」と、「支配関係係生生日」とあるのは「関連法人支配関係係生生日」とあるのは「関連法人支配関係係生生日」と読み替えるものとする。

第二十七条の十六の七 第二十七条の十五の二第一項(特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等)の規定は、令第二百三十一号の八第五項(損益通算の対象となる欠損金額の特例)において準用する令第二百二十三条の九第二項(特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等)に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七号の十五の二第一項第一号中「第二百二十三条の九第一項第一号」とあるのは「第二百三十一号の九第一項第一号(損益通算の対象となる欠損金額の特例)において準用する令第二百二十三条の九第一項第一号」と、同項第二号ロ中「第二百二十三条の九第一項の内国法人」とあるのは「第二百三十一号の九第一項の内国法人」と読み替えるものとする。

2 第二十七条の十五の二第一項の規定は、令第二百三十一号の八第五項において準用する令第二百二十三条の九第五項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七号の十五の二第一項第一号中「第二百二十

十三号の九第一項第一号に規定する支配関係係事業年度」とあるのは「第二百三十一号の八第五項(損益通算の対象となる欠損金額の特例)において準用する令第二百二十三条の九第四項第一号に規定する関連法人支配関係係事業年度」と、同項第二号ロ中「第二百二十三条の九第一項の内国法人」とあるのは「第二百三十一号の八第五項の通算法人」と読み替えるものとする。

第二十七条の十六の八 法第六十四条の九第二項(通算承認)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十四条の九第二項の申請をする同条第一項に規定する親法人及び同条第二項に規定する他の内国法人(以下この項及び次項において「申請法人」という。)の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第二編第一章第十一節第一款第一目(損益通算及び欠損金の通算)の規定の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日

三 第一号の親法人の申請時における発行済株式又は出資の総数又は総額並びにその主要な株主等の氏名又は名称及びその保有する株式又は出資の数又は金額

四 第一号の他の内国法人の申請時における発行済株式又は出資の総数又は総額、当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資の数又は金額及び令第二百三十一号の十一第二項(通算法人の範囲)の規定により読み替えられた令第四条の二第二項各号(支配関係及び完全支配関係)に掲げる株式の数並びに当該他の内国法人の発行済株式又は出資を保有する申請法人の名称及びその保有する株式又は出資の数又は金額

五 申請法人のうち法第六十四条の十第一項(通算制度の取りやめ等)の承認を受けたことがあるものにあつては、当該申請法人の名称及びその承認を受けた日

六 申請法人のうち法第二百二十七条第二項(青色申告の承認の取消し)の規定による通知を受けたことがあるものにあつては、当該申請法人の名称及びその通知を受けた日

七 申請法人のうち法第二百二十八条(青色申告の取りやめ)に規定する届出書の提出をしたことがあるものにあつては、当該申請法人の名称及びその届出書を提出した日

8 その他参考となるべき事項

2 法第六十四条の九第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十四条の九第八項の書類を提出する同項に規定する親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 前号の親法人の設立の日

三 申請法人のうち、法第六十四条の九第十項第一号に掲げる法人に該当するものがある場合には、その該当する申請法人の名称

四 その他参考となるべき事項

3 令第二百三十一号の十二第三項(通算承認の手續等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第二百三十一号の十二第三項の通算親法人又は親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 令第二百三十一号の十二第三項の他の内国法人(以下この項において「他の内国法人」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 令第二百三十一号の十二第三項に規定する完全支配関係を有することとなつた日における当該他の内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額、当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資の数又は金額及び令第二百三十一号の十一第二項の規定により読み替えられた令第四条の二第二項各号に掲げる株式の数並びに当該他の内国法人の発行済株式又は出資を保有する法人の名称及びその保有する株式又は出資の数又は金額

四 当該他の内国法人が法第六十四条の十第一項の承認を受けたことがある場合には、その承認を受けた日

五 当該他の内国法人が法第二百二十七条第二項の規定による通知を受けたことがある場合には、その通知を受けた日

六 当該他の内国法人が法第二百二十八条に規定する届出書の提出をしたことがある場合には、その届出書を提出した日

七 当該他の内国法人が法第六十四条の十第六項(第六号に係る部分に限るものとし、その発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する通算子法人の破産手続開始の決定による解散に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除く。)の規定により法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つたことが

ある場合には、その効力を失つた日並びにその効力を失つた直前において当該他の内国法人に係る通算親法人であつたものの名称及び納税地

八 当該他の内国法人が法第十四条第八項(事業年度の特例)の規定の適用を受ける場合には、その旨並びに当該他の内国法人の同項に規定する加入日の前日から同項第一号に規定する特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度(同項の規定を適用するものとした場合における事業年度をいう。)の開始の日及び終了の日

九 その他参考となるべき事項

第二十七条の十六の九 法第六十四条の十第二項(通算制度の取りやめ等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十四条の十第二項の申請をする同項に規定する通算法人の全ての名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 その他参考となるべき事項

第二十七条の十六の十 令第二百三十一号の十五第一項第四号(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

(通算制度への加入に伴う資産の時価評価の単位等)

第二十七条の十六の十一 令第二百三十一号の十六第一項第三号(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2 第三条第一項及び第二項(事業関連性の判定)の規定は、令第二百三十一号の十六第四項第一号の法人又は同号に規定する他の法人の同号に規定する子法人事業と同号の通算親法人又は同号に規定する他の通算法人の同号に規定する親法人事業とが同号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、第三条第一項中「第二項第十二

号の八イ又はロ（定義）に該当する合併以外の合併が」とあるのは「第六十四条の十二第二項第四号（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）の法人が同号の通算親法人との間に完全支配関係（法第六十四条の九第一項（通算承認）に規定する政令で定める関係に限る。）を有することとなつた場合において」と、「ものである場合には」とあるのは「ときは」と、「同項第一号中「当該被合併法人及び合併法人が当該合併の直前」とあるのは「令第三百三十一条の十六第四項第一号（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する子法人事業を行う法人及び同号に規定する親法人事業を行う法人が同号の完全支配関係発生日の直前」と、「同項第二号中「当該合併の直前」とあるのは「令第三百三十一条の十六第四項第一号の完全支配関係発生日の直前」と、「同号ハ中「合併後」とあるのは「完全支配関係発生日後」と、「同条第二項中「当該合併後」とあるのは「令第三百三十一条の十六第四項第一号の完全支配関係発生日後」と読み替へるものとする。

（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価の単位）
第二十七条の十六の十二 令第三百三十一条の十七第二項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に係る事業関連性の判定）
第二十七条の十六の十三 第三条第一項及び第二項（事業関連性の判定）の規定は、令第三百三十一条の十九第二項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第三百二十二条の二第四項第一号（通算完全支配関係に準ずる関係等）に規定する通算法人又は同号に規定する通算法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する通算前事業と同号に規定する通算親法人又は同号に規定する通算親法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する親法人事業とが同号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、第三条第一項中「第二条第十二号の八イ又はロ（定義）に該当する合併以外の合併が」とあるのは「第六十四条の十四第一項

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する通算法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた場合において」と、「ものである場合には」とあるのは「ときは」と、「同項第一号中「当該被合併法人及び合併法人が当該合併の直前」とあるのは「令第三百三十一条の十九第二項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第三百二十二条の二第四項第一号（通算完全支配関係に準ずる関係等）に規定する通算前事業を行う法人及び同号に規定する親法人事業を行う法人が同号の通算承認日の直前」と、「同項第二号中「当該合併の直前」とあるのは「令第三百三十一条の十九第二項において準用する令第三百二十二条の二第四項第一号の通算承認日後」と、「同条第二項中「当該合併後」とあるのは「令第三百三十一条の十九第二項において準用する令第三百二十二条の二第四項第一号の通算承認日後」と読み替へるものとする。

（特定資産譲渡等損失額に係る資産の単位等）
第二十七条の十六の十四 令第三百三十一条の十九第三項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第三百二十三条の八第二項第四号及び第三項第三号イ（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2 第二十七条の十五第二項の規定は、令第三百三十一条の十九第三項において準用する令第三百二十三条の八第二項第五号に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五第二項第一号中「第三百二十三条の八第二項第五号」とあるのは「第三百三十一条の十九第三項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第三百二十三条の八第二項第五号の「内国法人」とあるのは「第三百三十一条の十九第三項において準用する令第三百二十三条の八第二項第五号の通算法人」と読み替へるものとする。

（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等に関する保存書類）
第二十七条の十六の十五 第二十七条の十五の二第一項（特定資産譲渡等損失額から控除することのできる金額等）の規定は、令第三百三十一条の十九第五項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第三百二十三条の九第二項（特定資産譲渡等損失額から控除することのできる金額等）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五の二第一項第一号中「第三百二十三条の九第一項第一号」とあるのは「第三百三十一条の十九第五項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第三百二十三条の九第一項第一号」と、「同項第二号中「第三百二十三条の九第一項の内国法人」とあるのは「第三百三十一条の十九第五項の通算法人」と読み替へるものとする。

3 第二十七条の十五第二項の規定は、令第三百三十一条の十九第三項において準用する令第三百二十三条の八第三項第三号ロに規定する財務省令

で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五第二項第一号中「第三百二十三条の八第二項第五号」とあるのは「第三百三十一条の十九第三項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第三百二十三条の八第三項」と、「支配関係発生日」とあるのは「関連法人支配関係発生日」と、「同項第二号中「の支配関係発生日」とあるのは「の関連法人支配関係発生日」と、「同号ロ中「第三百二十三条の八第二項第五号の内国法人」とあるのは「第三百三十一条の十九第三項において準用する令第三百二十三条の八第三項の通算法人」と、「支配関係発生日」とあるのは「関連法人支配関係発生日」と読み替へるものとする。

（少額の減価償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定）
第二十七条の十七 次に掲げる貸付け（次項の規定に該当する貸付けを除く。）は、令第三百三十三条第一項（少額の減価償却資産の取得価額の損金算入）に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するものとする。

一 当該内国法人が当該内国法人との間に特定関係（一の者が法人の事業の経営に参加し、事業を実質的に支配し、又は株式若しくは出資を有する場合における当該一の者と法人との間の関係（以下この号において「当事者間の関係」という。））がある法人相互の関係その他これらに準ずる関係をいう。）がある法人の事業の管理及び運営を行う場合における当該法人に対する資産の貸付け

二 当該内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け

三 継続的に当該内国法人の経営資源（事業の用に供される設備（その貸付けの用に供する資産を除く。）、事業に関する従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）、その他これらに準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け

四 当該内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け

資産の貸付け後に譲渡人（当該内国法人に対して当該資産を譲渡した者をいう。）その他の者が当該資産を買取り、又は当該資産を第三者に買い取らせることをあつせんする旨の契約が締結されている場合（当該貸付けの対価の額及び当該資産の買取りの対価の額（当該対価の額が確定していない場合には、当該対価の額として見込まれる金額）の合計額が当該内国法人の当該資産の取得価額のおおむね百分の九十に相当する金額を超える場合に限る。）における当該貸付けは、令第三百三十三条第一項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当しないものとする。

（一括償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定）
第二十七条の十七の二 前条の規定は、令第三百三十三条の二第一項（一括償却資産の損金算入）

2 第二十七条の十五の二第一項の規定は、令第三百三十一条の十九第五項において準用する令第三百二十三条の九第五項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五の二第一項第一号中「第三百二十三条の九第一項第一号に規定する支配関係事業年度」とあるのは「第三百三十一条の十九第五項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第三百二十三条の九第四項第一号に規定する関連法人支配関係事業年度」と、「同項第二号ロ中「第三百三十一条の九第一項の内国法人」とあるのは「第三百三十一条の十九第五項の通算法人」と読み替へるものとする。

（少額の減価償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定）
第二十七条の十七 次に掲げる貸付け（次項の規定に該当する貸付けを除く。）は、令第三百三十三条第一項（少額の減価償却資産の取得価額の損金算入）に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するものとする。

一 当該内国法人が当該内国法人との間に特定関係（一の者が法人の事業の経営に参加し、事業を実質的に支配し、又は株式若しくは出資を有する場合における当該一の者と法人との間の関係（以下この号において「当事者間の関係」という。））がある法人相互の関係その他これらに準ずる関係をいう。）がある法人の事業の管理及び運営を行う場合における当該法人に対する資産の貸付け

二 当該内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け

三 継続的に当該内国法人の経営資源（事業の用に供される設備（その貸付けの用に供する資産を除く。）、事業に関する従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）、その他これらに準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け

四 当該内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け

資産の貸付け後に譲渡人（当該内国法人に対して当該資産を譲渡した者をいう。）その他の者が当該資産を買取り、又は当該資産を第三者に買い取らせることをあつせんする旨の契約が締結されている場合（当該貸付けの対価の額及び当該資産の買取りの対価の額（当該対価の額が確定していない場合には、当該対価の額として見込まれる金額）の合計額が当該内国法人の当該資産の取得価額のおおむね百分の九十に相当する金額を超える場合に限る。）における当該貸付けは、令第三百三十三条第一項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当しないものとする。

（一括償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定）
第二十七条の十七の二 前条の規定は、令第三百三十三条の二第一項（一括償却資産の損金算入）

2 第二十七条の十五の二第一項の規定は、令第三百三十一条の十九第五項において準用する令第三百二十三条の九第五項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五の二第一項第一号中「第三百二十三条の九第一項第一号に規定する支配関係事業年度」とあるのは「第三百三十一条の十九第五項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第三百二十三条の九第四項第一号に規定する関連法人支配関係事業年度」と、「同項第二号ロ中「第三百三十一条の九第一項の内国法人」とあるのは「第三百三十一条の十九第五項の通算法人」と読み替へるものとする。

に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定について準用する。
(適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する要件)

第二十七条の十七の三 令第三百三十三條の第二項及び第七項第二号ロ(一括償却資産の損金算入)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 令第三百三十三條の第二項及び第七項第二号ロに規定する移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産又はこれらの規定に規定する移転する資産に係るものであること。
二 前号の要件を満たすことを明らかにする書類を保存していること。
(適格分割等により引き継ぐ一括償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十七条の十八 令第三百三十三條の第二項第三項(一括償却資産の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 令第三百三十三條の第二項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 令第三百三十三條の第二項に規定する適格分割等(次号において「適格分割等」という。)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
三 適格分割等の日
四 令第三百三十三條の第二項に規定する期中損金経理額及び同項に規定する損金算入限度額に相当する金額並びにこれらの金額の計算に関する明細
五 その他参考となるべき事項
(適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十七条の十九 令第三百三十三條の第二項第八項(一括償却資産の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 令第三百三十三條の第二項第二号ロの規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 令第三百三十三條の第二項第二号ロに規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第一

四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名
三 適格分割等の日
四 令第三百三十三條の第二項第二号ロに規定する一括償却資産(次号において「一括償却資産」という。)の帳簿価額及び当該一括償却資産に係る同条第一項に規定する一括償却対象額
五 一括償却資産が生じた事業年度開始の日及び終了の日
六 その他参考となるべき事項
第十一條の八 確定給付企業年金の掛金等
第二十七條の二十 令第三百三十五條(確定給付企業年金等の掛金等の損金算入)に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同条に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
一 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第五十六條第二項(掛金の納付)の規定に基づき同法第三條第一項(確定給付企業年金の実施)に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金の支出を金銭に代えて同法第五十六條第二項に規定する株式をもつて行った場合、その時における当該株式の価額
二 令附則第十六條第二項(適格退職年金契約の要件等)の規定に基づき次項第四号に掲げる掛金は、保険料の支出を金銭に代えて同条第二項に規定する株式をもつて行った場合、その時における当該株式の価額
三 令第三百三十五條第二号に規定する財務省令で定める掛金又は保険料は、次に掲げる掛金又は保険料とする。
一 確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)第五十四條の四(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出)の規定により支出した同条の掛金
二 確定給付企業年金法第三條第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて同法第八十二條の五第一項(確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換)の加入者であった者のために支出した確定給付企業年金法施行令第五十四條の八第三号(独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換の基準)の掛金

三 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)第六十四條(積立金の額が給付に関する事業に要する費用に不足する場合の取扱い)の規定により支出した同条の掛金
四 法附則第二十条第三項(退職年金等積立金に対する法人税の特例)に規定する適格退職年金契約に基づいて令附則第十六條第一項第二号に規定する受益者等のために支出した掛金又は保険料(同項第三号に規定する要件に反してその役員について支出した掛金又は保険料を除く)
第十二條 借地権等
(地役権の設定される導流堤等に類するものの範囲等)
第二十七條の二十一 令第三百三十八條第一項(借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入)に規定する財務省令で定める導流堤に類するものは、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条(定義)に規定する砂防設備である遊砂地(流出した土砂、土石又は泥流(以下この項において「土砂等」という。)が下流域に流出することを防止するため設置される施設で、当該土砂等を捕捉し、かつ、当該施設の区域内において人為的に当該土砂等を氾濫させるものをいう。)とする。
2 令第三百三十八條第一項第一号イに規定する財務省令で定める遊水地に類するものは、ダムによつて貯留される流水に係る河川法(昭和三十三年法律第六十七号)第十六條第一項(河川整備基本方針)に規定する計画高水流量を低減するために設置される施設で、同法第六條第一項第三号(河川区域)に規定する遊水地に相当するもの(同法第七十九條第一項(国土交通大臣の認可)の規定による国土交通大臣の認可を受けて設置されるものに限る。)とする。
3 令第三百三十八條第一項第一号ロに規定する財務省令で定めるものは、同号ロの事業計画書に係る大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則(平成十二年総理府令第五十七号)第八條第一号イ(使用認可申請書の添付書類の様式等)に掲げる事業計画の概要に記載された同号ロの施設又は工作物とする。
第十三條 資産に係る控除対象外消費費
税額等
第二十八條 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第四十八條第一項(課税売上割合の計算方法)の規定は、令第三百三十九條の四第一項(資産に係る控除対象外消費費税額等の損金算入)に規定する課税売上割合に準ずる割合として財務省令で定めるところにより計算した割合について準用する。この場合において、消費税法施行令第四十八條第一項中「課税期間中」とあるのは、「事業年度中」と読み替えるものとする。
2 令第三百三十九條の四第五項に規定する経理は、同項に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税の額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額並びに課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額を、それぞれ仮受消費税等及び仮払消費税等としてこれらに係る取引の対価と区分する会計処理の方法その他これに準ずる会計処理の方法による経理とする。
(適格分割等による繰延消費税額等の引継ぎに関する要件)
第二十八條の二 令第三百三十九條の四第七項及び第十二項第二号ロ(資産に係る控除対象外消費費税額等の損金算入)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 令第三百三十九條の四第七項及び第十二項第二号ロに規定する移転する資産に係るものであること。
二 前号の要件を満たすことを明らかにする書類を保存していること。
(適格分割等により引き継ぐ繰延消費税額等に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十八條の三 令第三百三十九條の四第八項(資産に係る控除対象外消費費税額等の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 令第三百三十九條の四第七項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 令第三百三十九條の四第七項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る同項に規定する分割承継法人等(第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名
三 適格分割等の日
四 適格分割等により分割承継法人等に引継ぎをする繰延消費税額等に係る令第三百三十九條

の計算方法)の規定は、令第三百三十九條の四第一項(資産に係る控除対象外消費費税額等の損金算入)に規定する課税売上割合に準ずる割合として財務省令で定めるところにより計算した割合について準用する。この場合において、消費税法施行令第四十八條第一項中「課税期間中」とあるのは、「事業年度中」と読み替えるものとする。
2 令第三百三十九條の四第五項に規定する経理は、同項に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税の額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額並びに課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額を、それぞれ仮受消費税等及び仮払消費税等としてこれらに係る取引の対価と区分する会計処理の方法その他これに準ずる会計処理の方法による経理とする。
(適格分割等による繰延消費税額等の引継ぎに関する要件)
第二十八條の二 令第三百三十九條の四第七項及び第十二項第二号ロ(資産に係る控除対象外消費費税額等の損金算入)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 令第三百三十九條の四第七項及び第十二項第二号ロに規定する移転する資産に係るものであること。
二 前号の要件を満たすことを明らかにする書類を保存していること。
(適格分割等により引き継ぐ繰延消費税額等に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)

の四第七項に規定する期中損金経理額及び同項に規定する計算した金額並びにこれらの金額の計算に関する明細

五 その他参考となるべき事項

(適格分割等)により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載事項)
第二十八條の四 令第三百二十九條の四第十三項(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第三百二十九條の四第十二項第二号口の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 令第三百二十九條の四第十二項第二号口に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る同項第二号口に規定する分割承継法人等(第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ令第三百二十九條の四第十二項第二号口に規定する繰延消費税額等(次号において「繰延消費税額等」という。)

五 繰延消費税額等の生じた事業年度開始の日及び終了の日

六 その他参考となるべき事項

第二節 税額の計算

(共通費用の額の配分に関する書類)

第二十八條の五 令第四百四十一條の三第七項(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令第四百四十一條の三第六項に規定する共通費用の額の配分の基礎となる費用の明細及び内容を記載した書類

二 令第四百四十一條の三第六項に規定する合理的と認められる基準により配分するための計算方法の明細を記載した書類

三 前号の計算方法が合理的であるとすると理由を記載した書類

(発生し得る危険の範囲)

第二十八條の六 令第四百四十一條の四第三項第一号イ(三)(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子)に規定する財務省令で定める理由により発生し得る危険は、次に掲げるものとする。

一 取引の相手方の契約不履行により発生し得る危険

二 保有する有価証券等(有価証券その他の資産及び取引をいう。)の価格の変動により発生し得る危険

三 事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生し得る危険

四 前三号に掲げるものに類する危険(同業法人比準法を用いた国外事業所等に帰せられるべき資本の額の計算)

第二十八條の七 令第四百四十一條の四第三項第二号イ(一)(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子)に規定する財務省令で定める場合は、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二倍を超える場合とする。

一 イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合

イ 令第四百四十一條の四第三項第二号イに掲げる内国法人に係る比較対象法人(同号イ(一))に規定する比較対象法人をいう。以下この号において同じ。の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額(当該比較対象法人が国外事業所等所在地(同項第二号イ(一))に規定する国外事業所等所在地をいう。以下この項及び次項において同じ。)に本店又は主たる事務所を有する法人以外の法人である場合には、当該法人の国外事業所等(法第六十九條第四項第一号(外国税額の控除)に規定する国外事業所等)をいい、当該国外事業所等所在地(同項第二号イ(一))に規定するものに限る。以下この項において同じ。)に係る純資産の額)

ロ イの比較対象法人の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の額(当該比較対象法人が国外事業所等所在地(同項第二号イ(一))に規定するものに限る。以下この項において同じ。)に係る純資産の額)

二 令第四百四十一條の四第三項第二号イに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号イ(一))に規定するものとする。

三 令第四百四十一條の四第三項第二号イに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号イ(一))に規定するものとする。

四 令第四百四十一條の四第三項第二号イに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号イ(一))に規定するものとする。

五 令第四百四十一條の四第三項第二号イに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号イ(一))に規定するものとする。

六 令第四百四十一條の四第三項第二号イに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号イ(一))に規定するものとする。

七 令第四百四十一條の四第三項第二号イに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号イ(一))に規定するものとする。

八 令第四百四十一條の四第三項第二号イに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号イ(一))に規定するものとする。

九 令第四百四十一條の四第三項第二号イに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号イ(一))に規定するものとする。

種の事業を国外事業所等所在地において行う法人の貸借対照表(同号の内国法人の事業年度終了の日以前三年内に終了した当該法人の事業年度に係るものに限る。)に基づき合理的な方法により計算するものとする。

令第四百四十一條の四第三項第二号ロ(一)に規定する財務省令で定める場合は、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二倍を超える場合とする。

一 イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合

イ 令第四百四十一條の四第三項第二号ロに掲げる内国法人に係る比較対象法人(同号ロ(一))に規定する比較対象法人をいう。以下この号において同じ。の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額(当該比較対象法人が国外事業所等所在地(同項第二号ロ(一))に規定する国外事業所等所在地をいう。以下この項及び次項において同じ。)に本店又は主たる事務所を有する法人以外の法人である場合には、当該法人の国外事業所等(法第六十九條第四項第一号に規定する国外事業所等)をいい、当該国外事業所等所在地(同項第二号ロ(一))に規定するものに限る。以下この項において同じ。)に係る純資産の額)

ロ イの比較対象法人の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の額(当該比較対象法人が国外事業所等所在地(同項第二号ロ(一))に規定するものに限る。以下この項において同じ。)に係る純資産の額)

二 令第四百四十一條の四第三項第二号ロに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号ロ(一))に規定するものとする。

三 令第四百四十一條の四第三項第二号ロに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号ロ(一))に規定するものとする。

四 令第四百四十一條の四第三項第二号ロに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号ロ(一))に規定するものとする。

五 令第四百四十一條の四第三項第二号ロに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号ロ(一))に規定するものとする。

六 令第四百四十一條の四第三項第二号ロに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号ロ(一))に規定するものとする。

七 令第四百四十一條の四第三項第二号ロに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号ロ(一))に規定するものとする。

八 令第四百四十一條の四第三項第二号ロに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号ロ(一))に規定するものとする。

九 令第四百四十一條の四第三項第二号ロに掲げる内国法人の当該国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地(同項第二号ロ(一))に規定するものとする。

債の利子)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第四百四十一條の四第四項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号

二 代表者の氏名

三 令第四百四十一條の四第四項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度の開始及び終了の日

四 令第四百四十一條の四第四項に規定する一定の日

五 令第四百四十一條の四第四項に規定する提出期限までに同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由

六 その他参考となるべき事項

(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入に関する保存書類)

第二十八條の九 令第四百四十一條の四第十項(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 令第四百四十一條の四第三項第一号イに掲げる内国法人 次に掲げる書類

イ 当該内国法人が令第四百四十一條の四第三項第二号イに定める方法又は同条第六項第三号に掲げる方法を用いて当該事業年度の国外事業所等に帰せられるべき資本の額(同条第一項に規定する国外事業所等)に帰せられるべき資本の額をいう。以下この条において同じ。)を計算する場合における当該内国法人に係る令第四百四十一條の四第三項第二号イ(一)に規定する比較対象法人の選定に係る事項を記載した書類並びに当該比較対象法人の同号イ(一)及び(二)に掲げる金額又は同条第六項第二号イ及びロに掲げる金額の基礎となる書類

ロ 当該事業年度の危険勘案資産額(令第四百四十一條の四第四項に規定する危険勘案資産額)をいう。次号において同じ。)の計算の根拠を明らかにする事項を記載した書類

ハ イ及びロに掲げるもののほか国外事業所等に帰せられるべき資本の額の計算の基礎となる事項を記載した書類

二 令第四百四十一條の四第三項第一号ロに掲げる内国法人 次に掲げる書類

イ 当該内国法人が令第四百四十一條の四第三項第一号ロに定める方法を用いて当該事業

年度の危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書の記載事項)

第二十八條の八 令第四百四十一條の四第五項(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

年度の国外事業等に帰せられるべき資本の額を計算する場合における同号口に規定する規制上の自己資本の額の計算の基礎となる書類

ロ 当該内国法人が令第四百四十一条の四第三項第二号口に定める方法を用いて当該事業年度の国外事業等に帰せられるべき資本の額を計算する場合における当該内国法人に係る同号口(一)に規定する比較対象法人の選定に係る事項を記載した書類並びに当該比較対象法人の同号口(一)及び(二)に掲げる金額の基礎となる書類

ハ 当該事業年度の危険勘案資産額(次条第一項各号に掲げる金額を含む。)の計算の根拠を明らかにする事項を記載した書類
ニ イからハまでに掲げるもののほか国外事業所等に帰せられるべき資本の額の計算の基礎となる事項を記載した書類

第二十八條の十 令第四百四十一条の四第三項第一号口(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子)に掲げる内国法人が同号口(一)又は(二)に掲げる金額を計算する場合

において、信用リスク額(当該内国法人の各事業年度終了の時の総資産の額について第二十八條の六第一号(発生し得る危険の範囲)に掲げる危険を勘案して計算した金額をいう。以下この項において同じ。)の全リスク額(当該内国法人の当該事業年度に係る同項第一号口(二)に掲げる金額をいう。)に対する割合が百分の八十を超え、かつ、貸出債権リスク額(当該内国法人の当該事業年度終了の時の貸出債権の額について第二十八條の六第一号に掲げる危険を勘案して計算した金額をいう。第二号において同じ。)の当該信用リスク額に対する割合が百分の五十を超えるときは、同項第一号口(一)に掲げる金額は第一号に掲げる金額と、同項第一号口(二)に掲げる金額は第二号に掲げる金額とすることができる。

一 当該内国法人の当該事業年度終了の時の法第六十九條第四項第一号(外国税額の控除)に規定する当該国外事業所等に帰せられる貸出債権の額について、第二十八條の六第一号に掲げる危険を勘案して計算した金額

二 貸出債権リスク額

2 前項の規定の適用がある場合における令第四百四十一条の四第四項及び第五項の規定の適用に

ついては、これらの規定に規定する危険勘案資産額には、前項各号に掲げる金額を含むものとする。

(共通費用の額の配分に関する書類)

第二十八條の十一 第二十八條の五(共通費用の額の配分に関する書類)の規定は、令第四百四十一条の八第三項(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算)に規定する財務省令で定める書類について準用する。

(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等)

第二十九條 令第四百四十二条の二第二項第二号(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)に規定する同項第一号に規定する総収入金額の合計額に相当する金額として財務省令で定める金額は、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額との合計額から第三号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 令第四百四十二条の二第二項第一号に規定する納付事業年度(以下この条において「納付事業年度」という。)及び同号に規定する前二年内事業年度(以下この条において「前二年内事業年度」という。)の総収入金額(当該総収入金額のうち有価証券及び固定資産(以下この号において「資産」という。)の譲渡に係る収入金額がある場合には、当該収入金額から当該資産の譲渡の直前の帳簿価額を控除した残額を当該資産に係る収入金額とみなして、当該総収入金額を算出するものとす

る。次項において同じ。)の合計額
二 納付事業年度及び前二年内事業年度の責任準備金の戻入額及び支払準備金の戻入額の合計額
三 納付事業年度及び前二年内事業年度の支払保険金、支払年金、支払給付金、解約その他の返戻金、支払再保険料、保険金据置支払金、責任準備金の繰入額(当該繰入額のうち令第十九條第三項第一号イ(関連法人株式)に係る配当等の額から控除する利子の額)に規定する保険料積立金に係る利子に相当する部分の金額(次項において「予定利子」という。)を除く。)、支払準備金の繰入額及び保険契約者配当準備金の繰入額(当該繰入額のうち同号口に規定する利子、配当その他の資産の収益から成る部分の金額を除く。)の合計額

2 令第四百四十二条の二第二項第三号に規定する同項第一号に規定する総収入金額の合計額に相

当する金額として財務省令で定める金額は、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額との合計額から第三号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 納付事業年度及び前二年内事業年度の同項第一号に規定する総収入金額の合計額
二 納付事業年度及び前二年内事業年度の責任準備金の戻入額及び支払準備金の戻入額の合計額
三 納付事業年度及び前二年内事業年度の支払保険金、満期返戻金、解約その他の返戻金、支払再保険料、責任準備金の繰入額(当該繰入額のうち予定利子の額に準ずる金額を除く。)、及び支払準備金の繰入額の合計額

3 令第四百四十二条の二第二項第四号に規定する売上総利益の額の合計額として財務省令で定める金額は、納付事業年度及び前二年内事業年度の棚卸資産の販売による収入金額の合計額(棚卸資産の販売に係る事業以外の事業の場合には、当該事業に係る収入金額の合計額)から同号に規定する売上総原価の額の合計額を控除した金額とする。

4 令第四百四十二条の二第二項第四号に規定する売上総原価の額の合計額として財務省令で定める金額は、納付事業年度及び前二年内事業年度の棚卸資産の原価の額の合計額(棚卸資産の販売に係る事業以外の事業の場合には、これに準ずる原価の額又は費用の額の合計額)とする。(法人税が課せられないこととなる金額を課税標準として課せられる外国法人税の額の範囲)

第二十九條の二 令第四百四十二条の二第七項第五号(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)に規定する財務省令で定める関係は、同号の内国法人と同号の他の者との間に次掲げる関係がある場合における当該関係とする。
一 一方の者が他方の者(法人に限る。次号において同じ。)の株式又は出資を保有する関係
二 一方の者が他方の者の残余財産について分配を請求する権利を保有する関係(前号に掲げる関係に該当するものを除く。)

三 一方の者が他方の者の財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決を締結している関係がある場合における当該一方の者と当該他方の者との間の関係(前二号に掲げる関係に該当するものを除く。)

四 一方の者と他方の者(次に掲げる者のいずれれかに該当するものに限る。)との間の関係

(前三号に掲げる関係に該当するものを除く。)

イ 当該一方の者が、その株式若しくは出資を保有する関係、その残余財産について分配を請求する権利を保有する関係又はその財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決を締結している関係にある者

ロ イ又はハに掲げる者が、その株式若しくは出資を保有する関係、その残余財産について分配を請求する権利を保有する関係又はその財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決を締結している関係にある者

ハ ロに掲げる者が、その株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係、その残余財産について分配を請求する権利を保有する関係又はその財産の処分の方針を決定することができる旨の契約その他の取決を締結している関係にある者

五 一方の者が他方の者と資産の販売等(資産の

販売、資産の購入、役務の提供その他の取引をいう。以下この号において同じ。)に係る取引関係(当該一方の者と当該他方の者との間にこれらの者と資産の販売等に係る取引関係を通じて連鎖関係にある一又は二以上の者が介在している場合における当該取引関係を含む。以下この号において同じ。)にある場合(当該他方の者が当該取引関係を通じて行う資産の販売等から生ずる所得のうち当該一方の者が当該取引関係を通じて行った資産の販売等から生ずる所得に係る部分がある場合に限り。)における当該一方の者と当該他方の者との間の関係(前各号に掲げる関係に該当するものを除く。)

六 連鎖関係者(一方の者と他の者に第四号中「他方の者」とあるのを「他の者」と、「関係(前三号に掲げる関係に該当するものを除く。)」とあるのを「関係」と読み替えた場合に同号に掲げる関係がある者をいう。)と他方の者との間に前号中「一方の者が他方の者」とあるのを「次号に規定する連鎖関係者が他方の者」と、「当該一方の者」とあるのを「当該連鎖関係者」と読み替えた場合に同号に掲げる関係があるときにおける当該一方の者と当該他方の者との間の関係

七 その他前各号に掲げる関係に準ずる関係

2 令第四百二十二条の二第七項第六号に規定する

財務省令で定める関係は、同号の内国法人と同号の他の者との間に当該他の者が当該内国法人の総株主、総社員若しくは総出資者の議決権の総数又は当該内国法人の発行可能株式総数の百分の二十五以上の数を有する関係その他の関係がある場合に、当該内国法人の国外事業所等(法第六十九条第四項第一号(外国税額の控除)に規定する国外事業所等をいう。以下この項において同じ。)の所在する国又は地域(以下この項において「国外事業所等所在地」という。)

の者(当該国外事業所等所在地に住所若しくは居所、本店若しくは主たる事務所その他これらに類するもの又は当該国外事業所等所在地の国籍その他これに類するものを有するものを除く。)及び当該内国法人の法第六十九条第四項第一号に規定する本店等(当該国外事業所等項所在地に所在するものを除く。)をいう。以下この項において同じ。)への支払に係る金額及び当該内国法人の国外事業所等が当該内国法人の関連者等から取得した資産に係る償却費の額のうち当該国外事業所等所在地において当該内国法人の国外事業所等を通じて行う事業から生ずる所得に対して課される他の外国法人税の課税標準となる所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を当該他の外国法人税の課税標準となる所得の金額に相当する金額に加算することその他これらの金額に関する調整を加えて当該国外事業所等所在地の外国法人税の課税標準となる所得の金額を計算することとされているときにおける当該関係とする。

(適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項)
第二十九条の三 法第六十九条第十項(外国税額の控除)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第六十九条第九項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
二 法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等(次号において「適格分割等」とい

う。)に係る同項第二号に規定する分割法人等の名称及び納税地又は本店若しくは主たる事務所所在地並びに代表者の氏名
三 適格分割等の日
四 法第六十九条第九項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人の令第四百四十六条第二項各号(適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等)に定める事業年度の法第六十九条第一項に規定する控除限度額とみなされる金額及びその金額の計算に関する明細
五 法第六十九条第九項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人が令第四百四十六条第二項各号に定める事業年度において納付することとなつた法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額とみなされる金額及びその金額の計算に関する明細(外国税額控除を受けるための書類等)
第二十九条の四 法第六十九条第二十五項(外国税額の控除)に規定する控除対象外国法人税の額の計算に関する明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が同項に規定する外国法人税(以下この項において「外国法人税」という。)に該当することについての説明及び同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額(以下第三十条の二(税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等)までにおいて「控除対象外国法人税の額」という。)の計算に関する明細を記載した書類
二 法第六十九条第十二項の規定の適用がある場合(次号に規定する場合を除く。)には、当該事業年度において減額された外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに当該外国法人税の額が当該事業年度前の事業年度において同条第一項から第三項まで又は第十八項(同条第二十四項において準用する場合を含む。)の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつたことについての説明及び令第四百四十七条第一項(外国法人税が減額された場合の特例)に規定する減額控除対象外国法人税額(次号において「減額控除対象外国法人

税額」という。)の計算に関する明細を記載した書類
三 法第六十九条第九項に規定する適格合併等に係る同項に規定する被合併法人等(以下この号において「被合併法人等」という。)である他の内国法人において生じた減額控除対象外国法人税額につき、令第四百四十七条第四項の規定の適用がある場合には、当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度以前の事業年度又は法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等の日の属する事業年度前の事業年度(以下この号において「適格合併等前の事業年度」という。)において減額された外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに当該外国法人税の額が当該被合併法人等の当該適格合併等前の事業年度において同条第一項から第三項まで又は第十八項(同条第二十四項において準用する場合を含む。)の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつたことについての説明及び減額控除対象外国法人税額の計算に関する明細を記載した書類
四 租税特別措置法第六十六条の七第一項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額(租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第三十九条の十八第一項(外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等)に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。)に関する計算の明細及び同法第六十六条の七第一項の規定による控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類
五 当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第一項の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係会社(同法第六十六条の六第二項第一号(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)に規定する外国関係会社をいう。)の所得に対して課される外国法人税の額(外国法人税に課税に関する法令に企業集団等所得課税規定(租税特別措置法施行令第三十九条の十五第六項(適用対

象金額の計算)に規定する企業集団等所得課税規定をいう。第七号において同じ。)がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。)で当該事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに同令第三十九条の十八第十項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類
六 租税特別措置法第六十六条の九の三第一項(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額(租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第一項(外国関係法人の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等)において準用する同令第三十九条の十八第一項に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。)に関する計算の明細及び同法第六十六条の九の三第一項の規定による控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類
七 当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第一項の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係会社(同法第六十六条の九の二第二項(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)に規定する外国関係法人をいう。)の所得に対して課される外国法人税の額(外国法人税に課税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合に当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。)で当該事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第六項の規定によりその例によることとされる同令第三十九条の十八第十項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類
八 第四号又は第六号に規定する税を課されたことを証するこれらの税に係る申告書の写し

税額」という。)の計算に関する明細を記載した書類
三 法第六十九条第九項に規定する適格合併等に係る同項に規定する被合併法人等(以下この号において「被合併法人等」という。)である他の内国法人において生じた減額控除対象外国法人税額につき、令第四百四十七条第四項の規定の適用がある場合には、当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度以前の事業年度又は法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等の日の属する事業年度前の事業年度(以下この号において「適格合併等前の事業年度」という。)において減額された外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに当該外国法人税の額が当該被合併法人等の当該適格合併等前の事業年度において同条第一項から第三項まで又は第十八項(同条第二十四項において準用する場合を含む。)の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつたことについての説明及び減額控除対象外国法人税額の計算に関する明細を記載した書類
四 租税特別措置法第六十六条の七第一項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額(租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第三十九条の十八第一項(外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等)に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。)に関する計算の明細及び同法第六十六条の七第一項の規定による控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類
五 当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第一項の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係会社(同法第六十六条の六第二項第一号(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)に規定する外国関係会社をいう。)の所得に対して課される外国法人税の額(外国法人税に課税に関する法令に企業集団等所得課税規定(租税特別措置法施行令第三十九条の十五第六項(適用対

象金額の計算)に規定する企業集団等所得課税規定をいう。第七号において同じ。)がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。)で当該事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに同令第三十九条の十八第十項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類
六 租税特別措置法第六十六条の九の三第一項(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)に規定する外国関係法人をいう。)の所得に対して課される外国法人税の額(外国法人税に課税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合に当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。)で当該事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第六項の規定によりその例によることとされる同令第三十九条の十八第十項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類
七 当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第一項の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係会社(同法第六十六条の九の二第二項(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)に規定する外国関係法人をいう。)の所得に対して課される外国法人税の額(外国法人税に課税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合に当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。)で当該事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第六項の規定によりその例によることとされる同令第三十九条の十八第十項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類
八 第四号又は第六号に規定する税を課されたことを証するこれらの税に係る申告書の写し

税額」という。)の計算に関する明細を記載した書類
三 法第六十九条第九項に規定する適格合併等に係る同項に規定する被合併法人等(以下この号において「被合併法人等」という。)である他の内国法人において生じた減額控除対象外国法人税額につき、令第四百四十七条第四項の規定の適用がある場合には、当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度以前の事業年度又は法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等の日の属する事業年度前の事業年度(以下この号において「適格合併等前の事業年度」という。)において減額された外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに当該外国法人税の額が当該被合併法人等の当該適格合併等前の事業年度において同条第一項から第三項まで又は第十八項(同条第二十四項において準用する場合を含む。)の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつたことについての説明及び令第四百四十七条第一項(外国法人税が減額された場合の特例)に規定する減額控除対象外国法人税額(次号において「減額控除対象外国法人

税額」という。)の計算に関する明細を記載した書類
三 法第六十九条第九項に規定する適格合併等に係る同項に規定する被合併法人等(以下この号において「被合併法人等」という。)である他の内国法人において生じた減額控除対象外国法人税額につき、令第四百四十七条第四項の規定の適用がある場合には、当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度以前の事業年度又は法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等の日の属する事業年度前の事業年度(以下この号において「適格合併等前の事業年度」という。)において減額された外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに当該外国法人税の額が当該被合併法人等の当該適格合併等前の事業年度において同条第一項から第三項まで又は第十八項(同条第二十四項において準用する場合を含む。)の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつたことについての説明及び令第四百四十七条第一項(外国法人税が減額された場合の特例)に規定する減額控除対象外国法人税額(次号において「減額控除対象外国法人

又はこれに代わるべきこれらの税に係る書類及びこれらの税が既に納付されている場合はその納付を証する書類並びに第四号又は第六号に規定する個別計算外国法人税額に関する計算の基礎となる書類

2 法第六十九條第二十五項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 前項第一号に規定する税を課されたことを証する当該税に係る申告書の写し又はこれに代わるべき当該税に係る書類及び当該税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類並びに当該税が控除対象外国法人税の額に該当する旨及び控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類

二 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九條の七第六項ただし書（外国の法人税等の額の控除）又は第四十八條の十三第七項ただし書（外国の法人税等の額の控除）（同令第五十七條の二（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等））において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による限度額の計算の基礎を証する地方税に係る申告書の写し又はこれに代わるべき書類

3 法第六十九條第二十五項に規定する財務省令で定める金額は、控除対象外国法人税の額とする。ただし、同條第十二項の規定の適用がある場合には、令第四百四十七條第一項に規定する控除後の金額とする。

（繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等）

第三十條 法第六十九條第二十六項（外国税額の控除）に規定する繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額の計算の基礎となるべき事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 繰越控除限度額（法第六十九條第二項に規定する繰越控除限度額をいう。以下次条までにおいて同じ。）又は繰越控除対象外国法人税額（法第六十九條第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額をいう。以下次条までにおいて同じ。）の計算の基礎となるべき事項を記載した書類

二 法第六十九條第一項の規定による控除を受けるべき金額がない場合において同條第二項

の規定の適用を受けようとするときにおける前條第一項各号に掲げる書類に相当する書類

2 法第六十九條第二十六項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九條第一項の規定による控除を受けるべき金額がない場合において同條第二項の規定の適用を受けようとするときにおける前條第二項第一号に掲げる書類に相当する書類

二 法第六十九條第三項の規定による控除を受けるべき金額に係る控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類

3 法第六十九條第二十六項に規定する当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度（次号において「繰越控除限度額等に係る各事業年度」という。）の法第六十九條第一項に規定する控除限度額（次条において「控除限度額」という。）

二 繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において法第六十九條第十二項の規定の適用があつた場合には、令第四百四十七條第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）

（税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等）

第三十條の二 法第六十九條第二十七項（外国税額の控除）に規定する同條第十八項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する事項を記載した書類その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九條第十八項（同條第二十三項及び第二十四項において準用する場合を含む。）次号及び第三号において同じ。）の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する事項を記載した書類

二 法第六十九條第十八項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度（同

項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この条において同じ。）の税額控除額（法第六十九條第十五項に規定する税額控除額をいう。第四号において同じ。）及びその計算に関する明細並びに同條第十八項に規定する過去適用事業年度の過去適用事業年度の第二十九條の四第二項各号及び前條第二項各号に掲げる書類とする。

2 法第六十九條第二十七項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、前項第二号の書類（これらの書類が対象前各事業年度の申告書等に添付されている場合における当該書類を除く。）

3 法第六十九條第二十七項に規定する控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 第一項第二号の過去適用事業年度の控除対象外国法人税の額（法第六十九條第十二項の規定の適用があつた場合には、令第四百四十七條第一項に規定する控除後の金額）

二 繰越控除限度額等に係る各事業年度の控除限度額

三 繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において法第六十九條第十二項の規定の適用があつた場合には、令第四百四十七條第一項に規定する控除後の金額）

（国外事業所等帰属外部取引に関する書類）

第三十條の三 法第六十九條第二十九項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九條第二十九項に規定する内国法人の国外事業所等（同條第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に帰せられる取引（以下この条において「国外事業所等帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類

二 法第六十九條第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等（同條第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該国外事業所等帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類

三 法第六十九條第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外事業所等帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれ等をいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十九條第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類（内部取引に関する書類）

第三十條の四 法第六十九條第三十項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

の規定の適用があつた場合には、令第四百四十七條第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額

二 繰越控除限度額等に係る各事業年度の控除限度額

三 繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において法第六十九條第十二項の規定の適用があつた場合には、令第四百四十七條第一項に規定する控除後の金額）

（国外事業所等帰属外部取引に関する書類）

第三十條の三 法第六十九條第二十九項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九條第二十九項に規定する内国法人の国外事業所等（同條第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に帰せられる取引（以下この条において「国外事業所等帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類

二 法第六十九條第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等（同條第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該国外事業所等帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類

三 法第六十九條第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外事業所等帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれ等をいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十九條第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類（内部取引に関する書類）

第三十條の四 法第六十九條第三十項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

の規定の適用があつた場合には、令第四百四十七條第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額

二 繰越控除限度額等に係る各事業年度の控除限度額

三 繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において法第六十九條第十二項の規定の適用があつた場合には、令第四百四十七條第一項に規定する控除後の金額）

（国外事業所等帰属外部取引に関する書類）

第三十條の三 法第六十九條第二十九項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九條第二十九項に規定する内国法人の国外事業所等（同條第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に帰せられる取引（以下この条において「国外事業所等帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類

二 法第六十九條第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等（同條第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該国外事業所等帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類

三 法第六十九條第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外事業所等帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれ等をいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十九條第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類（内部取引に関する書類）

第三十條の四 法第六十九條第三十項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

の規定の適用があつた場合には、令第四百四十七條第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額

二 繰越控除限度額等に係る各事業年度の控除限度額

三 繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において法第六十九條第十二項の規定の適用があつた場合には、令第四百四十七條第一項に規定する控除後の金額）

（国外事業所等帰属外部取引に関する書類）

第三十條の三 法第六十九條第二十九項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九條第二十九項に規定する内国法人の国外事業所等（同條第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に帰せられる取引（以下この条において「国外事業所等帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類

二 法第六十九條第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等（同條第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該国外事業所等帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類

三 法第六十九條第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外事業所等帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれ等をいう。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十九條第二十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類（内部取引に関する書類）

第三十條の四 法第六十九條第三十項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九条第三十項の内国法人の国外事業所等と本店等との間の同条第四項第一号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）に該当する資産の移転、業務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し

二 法第六十九条第三十項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において使用した資産の明細並びに当該内部取引に係る負債の明細を記載した書類

三 法第六十九条第三十項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれという。以下この号において同じ。）の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能という。次号において同じ。）並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十九条第三十項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

五 その他内部取引に関連する事実（資産の移転、業務の提供その他内部取引に関連して生じた事実をいう。）が生じたことを証する書類

（税額控除超過額相当額の加算に関する書類等）

第三十条の五 第三十条の二第一項（税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等）の規定は法第六十九条第三十一項（外国税額の控除）に規定する同条第十九項の規定により法人税の額に加算されるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める事項を記載した書類について、第三十条の二第二項の規定は法第六十九条第三十項の規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類について、第三十条の二第三項の規定は法第六十九条第三十項の規定する控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、第三十条の二第一項第一号中「第六十九条第十八項」

とあるのは「第六十九条第十九項」と、「よる控除を受ける」とあるのは「より法人税の額に加算される」と、同項第二号中「第六十九条第十八項」とあるのは「第六十九条第十九項」と、「よる控除を受ける」とあるのは「より法人税の額に加算される」と、「同項」とあるのは「同条第十八項（同条第二十三項及び第二十四項において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）」と読み替えるものとする。

第三節 申告、納付及び還付

第一款 中間申告

第三十一条 法第七十一条第一項第二号（中間申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 内国法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所所在地
- 二 代表者の氏名
- 三 当該事業年度の開始及び終了の日
- 四 その他参考となるべき事項

2 法第七十一条第一項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表十九に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）

第三十二条 法第七十二条第一項第三号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 内国法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所所在地
 - 二 代表者の氏名
 - 三 当該事業年度の開始及び終了の日
 - 四 法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付の請求をする法人税の額
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表一付表、別表二、別表三（二）から別表六

（三十一）まで、別表七（一）から別表七（四）付表まで、別表七（二）から別表十（九）付表まで、別表十（十一）から別表十七（二）の三）付表まで、別表十七（三）の二）から別表十七（三）の八）まで及び別表十八（一）から別表十八（二）まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三条第二項（減価償却に関する明細書の添付）又は第六十七条第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

（仮決算をした場合の中間申告書の添付書類）

第三十三条 法第七十二条第二項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第三十五条第一項において同じ。）で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記載された情報の内容を記載した書類）とする。

一 法第七十二条第一項に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間。以下この号及び次項において同じ。）の末日における貸借対照表並びに同条第一項に規定する期間の損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類に過年度事項（当該期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

二 前号に掲げるものに係る勘定科目内説明細書

三 当該内国法人が通算子法人である場合には、当該内国法人の法第六十四条の五（損益通

算）及び第六十四条の七（欠損金の通算）の規定その他通算子法人のみに適用される規定に係る金額の計算の基礎となる当該内国法人及び他の通算子法人の有する金額等に関する明細を記載した書類

2 通算親法人が提出した法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書に前項第三号に掲げる書類の添付があつた場合には、他の通算子法人が提出した同条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書（当該通算親法人が提出した同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書に係る期間の末日に終了する当該他の通算子法人の同項に規定する期間に係るものに限る。）の全てに前項第三号に掲げる書類の添付があつたものとみなす。

第二款 確定申告

第三十四条 法第七十四条第一項第六号（確定申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 内国法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所所在地
- 二 代表者の氏名
- 三 当該事業年度の開始及び終了の日
- 四 当該事業年度が残余財産の確定の日の属する事業年度（第一号の内国法人が通算子法人である場合には、当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものを除く。）である場合において、当該事業年度終了の日の翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その分配又は引渡しが行われる日
- 五 法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付の請求をする法人税の額
- 六 その他参考となるべき事項

2 確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表一付表、別表二から別表六（三十一）まで、別表七（一）から別表十七（四）まで及び別表十八（一）から別表十八（三）まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三条第二項（減価償却に関する明細書の添付）又

は第六十七条第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

第三十五条 法第七十四条第三項（確定申告）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記載された情報の内容を記載した書類）とする。

- 一 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 当該事業年度の株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表（これらの書類又は前号に掲げる書類に次に掲げる事項の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）
 - イ 当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までの間に終わった剰余金の処分の内容
 - ロ 過年度事項（当該事業年度前の事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。）の修正の内容
- 三 第一号に掲げるものに係る勘定科目内訳明細書
- 四 当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人の法第六十四条の五（損益通算）及び第六十四条の七（欠損金の通算）の規定その他通算法人のみに適用される規定に係る金額の計算の基礎となる当該内国法人及び他の通算法人の有する金額等に関する明細を記載した書類
- 五 当該内国法人の事業等の概況に関する書類（当該内国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含む。）
- 六 組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除く。）、法第二十一条第十二号の五の二（定義）に規定する現物分配（次号において

「現物分配」という。）、株式交換又は株式移転をいう。次号において同じ。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書、株式交付計画書その他これらに類するものの写し

七 組織再編成（株式交換、株式移転及び株式交付を除く。）により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主に移転した資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項又は組織再編成（現物分配にあつては、適格現物分配に限る。）により当該組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人、現物分配法人、株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主若しくは株式交付子会社（会社法第七百七十四条の三第一項第一号（株式交付計画）に規定する株式交付子会社をいう。以下この号において同じ。）の株主から移転を受けた資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項に関する明細書（株式交付に係る株式交付子会社の株主から資産の移転を受けた場合には、当該株式交付子会社の株主に対して交付した株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を含む。）

- 2 通算親法人が提出した法第七十四条第一項の規定による申告書に前項第四号に掲げる書類の添付があつた場合には、他の通算法人が提出した同条第一項の規定による申告書（当該通算親法人が提出した同項の規定による申告書に係る事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度に係るものに限る。）の全てに同号に掲げる書類の添付があつたものとみなす。
- （確定申告書の提出期限の延長申請書の記載事項）
- 第三十六条 法第七十五条第二項（確定申告書の提出期限の延長）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号
 - 二 代表者の氏名
 - 三 当該申告書に係る事業年度終了の日
 - 四 指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由
 - 五 その他参考となるべき事項
- （確定申告書の提出期限の延長の特例の申請書の記載事項）
- 第三十六条の二 法第七十五条の二第三項（確定申告書の提出期限の延長の特例）に規定する財

務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号

- 二 代表者の氏名
 - 三 当該申告書に係る事業年度終了の日
 - 四 法第七十五条の二第一項各号の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数の期間その提出期限の延長を必要とする理由
 - 五 法第七十五条の二第一項各号の指定に係る月数の変更しようとする場合には、その変更後の月数の期間その提出期限の延長を必要とする理由
 - 六 その他参考となるべき事項
- （確定申告書の提出期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載事項）
- 第三十六条の三 法第七十五条の二第七項（確定申告書の提出期限の延長の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号
 - 二 代表者の氏名
 - 三 確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があつたものとみなされた日
 - 四 当該事業年度以後の各事業年度について確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする当該事業年度終了の日
 - 五 確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由
 - 六 その他参考となるべき事項
- 第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例
- （電子情報処理組織による申告）
- 第三十六条の四 法第七十五条の四第一項（電子情報処理組織による申告）の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」と又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四十一条から第三項まで、第六項及び第七項（事前届出等）の規定の例による。

2 前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四十一条の届出は、内国法人（法第四条の三（受託法人等）に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）が資本金の額又は出資金の額が一億円を超えることとなつた日（法第七十五条の四第二項に規定する特定法人でなかつた内国法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この項において「通算承認」という。）の効力が生じた場合には、その効力が生じた日（同条第七項の規定の適用を受けて行つた同条第二項の申請につき当該内国法人に係る通算親法人が通算承認を受けた場合には、同日と当該通算承認の処分があつた日又は同条第九項の規定により当該通算承認があつたものとみなされた日とのうちいずれか遅い日）とする。）から一月以内（これらの内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日から二月以内）に行わなければならない。

一 新たに設立された次に掲げる法人

- その設立の日
- イ その設立の日における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人（公益法人等を除く。）
- ロ 保険業法に規定する相互会社
- ハ 投資法人
- ニ 特定目的会社
- 三 新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の日における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人
- その開始した日
- 公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた協同組合等の当該協同組合等に該当することとなつた時における出資金の額が一億円を超える場合における当該協同組合等
- その該当することとなつた日
- 法第七十五条の四第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。
 - 一 申告書記載事項 法第七十五条の四第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該申告書記載事項を入力して送信する方法
 - 二 添付書類記載事項 次に掲げる方法

イ 法第七十五条の四第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該添付書類記載事項を入力して送信する方法

ロ 当該添付書類記載事項が記載された書類をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第七号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五十二条第二項各号（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を法第七十五条の四第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

4 法第七十五条の四第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五十二条第一項の定めるところにより、行わなければならない。

5 法第七十五条の四第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五十二条各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク又は磁気ディスクとする。

6 申告書記載事項又は添付書類記載事項を第三項各号に定める方法又は法第七十五条の四第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

7 法第七十五条の四第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関

係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六十一条（第四号に係る部分を除く。）（申請等において氏名等を明らかにする措置）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、法第七十五条の四第一項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に關し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

第三十七条 法第七十五条の五第二項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号
二 代表者の氏名
三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第七十五条の五第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日
四 その他参考となるべき事項

2 法第七十五条の五第二項に規定する財務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

3 法第七十五条の五第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号
二 代表者の氏名
三 法第七十五条の五第一項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日
四 法第七十五条の五第一項の規定の適用を求めようとする理由
五 その他参考となるべき事項

第三十八條 還付

第三十八條 法第八十条第九項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 請求をする内国法人の名称、納税地及び法人番号
二 代表者の氏名
三 法第八十条第一項に規定する還付所得事業年度の開始及び終了の日

四 法第八十条第一項に規定する欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限後に提出する場合において同項の規定による法人税の還付を請求するときは、当該申告書をその提出期限までに提出することができなかつた事情の詳細

五 法第八十条第四項の規定による法人税の還付の請求をする場合には、同項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

六 法第八十条第五項の規定による法人税の還付の請求をする場合には、同項に規定する災害のあつた日及び当該災害の詳細

七 その他参考となるべき事項

第二章 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

第一節 総則
第一款 用語の定義等
（定義）
第三十八條の二 この章において、「連結等財務諸表」、「企業グループ等」、「多国籍企業グループ等」、「特定多国籍企業グループ等」、「導管会社等」、「恒久的施設等」、「所在地」、「所有持分」、「最終親会社等」、「構成会社等」、「除外会社等」、「共同支配会社等」、「各種投資会社等」、「無国籍会社等」、「各種投資会社等」、「被少数保有構成会社等」、「被少数保有構成会社等」、「被少数保有親構成会社等」、「被少数保有子構成会社等」、「無国籍共同支配会社等」、「個別計算所得等の金額」、「個別計算所得金額」、「個別計算損失金額」、「調整後対象税額」、「自国内最低課税額に係る税」とは、それぞれ法第八十二条第一号から第八号まで、第十号、第十三号から第二十二号まで又は第二十六号から第三十二号まで（定義）に規定する連結等財務諸表、企業グループ等、多国籍企業グループ等、特定多国籍企業グループ等、導管会社等、恒久的施設等、所在地、所有持分、最終親会社等、構成会社等、除外会社等、共同支配会社等、各種投資会社等、無国籍会社等、無国籍構成会社等、被少数保有構成会社等、被少数保有親構成会社等、被少数保有子構成会社等、無国籍共同支配会社等、個別計算所得等の金額、個別計算所得金額、個別計算損失金額、対象税額、調整後対象税額、自国内最低課税額に係る税又は特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう。

2 この章において、「特定財務会計基準」、「会社等」、「収入等」、「設立国」、「年金基金」、「共同支配親会社等」、「当期純損益金額」、「特定連結等財務諸表」、「基準税率」、「過去対象会計年度」又は「移行対象会計年度」とは、それぞれ令第五十五条の三第二項各号（定義）に規定する特定財務会計基準、会社等、収入等、設立国、年金基金、共同支配親会社等、当期純損益金額、特定連結等財務諸表、基準税率、過去対象会計年度又は移行対象会計年度をいう。

3 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国等 法第八十二条第十四号イに規定する国等をいう。

二 非営利会社等 法第八十二条第十四号ハに規定する非営利会社等をいう。

三 税引後当期純損益金額 令第五十五条の十六第一項第一号（当期純損益金額）に規定する税引後当期純損益金額をいう。

四 最終親会社等財務会計基準 令第五十五条の十六第一項第一号に規定する最終親会社等財務会計基準をいう。

五 個別財務諸表 令第五十五条の十六第一項第二号イに規定する個別財務諸表をいう。

六 代用財務会計基準 令第五十五条の十六第二項に規定する代用財務会計基準をいう。

第三十八條の三 法第八十二条第四号（定義）及び第八十二条の二第七項各号（国際最低課税額）（同条第十三項において準用する場合を含む。）並びに令第五十五条の六第三項第二号及び第三号（特定多国籍企業グループ等の範囲）、第五十五条の十八第二項第八号（個別計算所得等の金額の計算）（同条第四項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三十五第四項各号（調整後対象税額の計算）、第五十五条の四十第一項第二号（構成会社等に係る再計算国際最低課税額）（令第五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する場合を含む。）、並びに第五十五条の四十四第一項第二号（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）（令第五十五条の五十一第一項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定めるところにより本邦通貨

表示の金額に換算した金額は、これらの規定に規定する七億五千万ユーロ、千万ユーロ、百万ユーロ又は五千万ユーロをそれぞれこれらの規定の適用に係る対象会計年度（法第八十二条第四号にあっては同号の直前の四対象会計年度とし、令第五十五条の六第三項第三号にあっては同号の各対象会計年度とする。以下この条において同じ。）開始の日（当該対象会計年度が参照日（各対象会計年度開始の日を決定するための基準となる日という。）から最も近い特定の曜日から開始することとされる場合）にあっては、当該参照日）の属する年の前年十二月における欧州中央銀行によつて公表された外国為替の売買相場の平均値により、本邦通貨表示の金額に換算した金額とする。

第三十八條の四 法第八十二条第一号イ（定義）

に規定する国際的に共通した会計処理の基準として財務省令で定めるものは、国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第三百十二条（指定国際会計基準に係る特例）に規定する国際会計基準をいう。次項において同じ。）とする。

2 法第八十二条第一号イに規定する国際的に共通した会計処理の基準として財務省令で定めるものに準ずるものとして財務省令で定めるものは、我が国又は次に掲げる国若しくは地域において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（国際会計基準を除く。）とする。

- 一 アメリカ合衆国
- 二 インド
- 三 英国
- 四 オーストラリア
- 五 カナダ
- 六 シンガポール
- 七 スイス
- 八 大韓民国
- 九 中華人民共和国
- 十 ニュージーランド
- 十一 ブラジル
- 十二 香港
- 十三 メキシコ
- 十四 ロシア
- 十五 欧州連合の加盟国
- 十六 欧州経済領域の加盟国（前号に掲げる国を除く。）

（企業グループ等の範囲）

第三十八條の五 令第五十五条の四第二項第二号（企業グループ等の範囲）

（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 会社等の資産、売上高（役員収益を含む。）、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいこと。
- 二 会社等の持分が譲渡することを目的として保有されていること。

（特定多国籍企業グループ等の範囲）

第三十八條の六 法第八十二条第四号（定義）

に規定する財務省令で定める金額は、多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表における売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額とする。

2 令第五十五条の六第三項第一号（特定多国籍企業グループ等の範囲）

に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 被支配企業グループ等（令第五十五条の六第四項第三号に規定する被支配企業グループ等という。次号において同じ。）が同項第三号に掲げる企業グループ等である場合当該企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表における売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額
- 二 被支配企業グループ等が令第五十五条の六第四項第三号に掲げる非グループ会社等（同項第二号ロに規定する非グループ会社等という。以下この号において同じ。）である場合当該非グループ会社等の計算書類（次に掲げるものに限る。）における売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額

イ 特定財務会計基準又は非グループ会社等の所在地（当該非グループ会社等が無国籍会社等である場合には、その設立国）において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（特定財務会計基準を除く。ロにおいて「適格財務会計基準」という。）に従つて当該非グループ会社等の財産及び損益の状況を記載した計算書類

ロ イに掲げる計算書類が作成されていない非グループ会社等につき、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従つて当該非グループ会社等の財産及び損益の状況を記載した計算書類を作成されたらるるを記載した計算書類を作成したならば作成されることとなる計算書類

準又は適格財務会計基準に従つて当該非グループ会社等の暦年の財産及び損益の状況を記載した計算書類を作成したなららば作成されることとなる計算書類

3 令第五十五条の六第三項第一号に規定する財務省令で定める当該多国籍企業グループ等の対象会計年度は、同号の被支配企業グループ等の各会計年度（同条第四項第四号に規定する会計年度をいう。）終了の日の属する当該多国籍企業グループ等の各対象会計年度とする。

4 令第五十五条の六第三項第一号の多国籍企業グループ等の同号に規定する判定対象会計年度の直前の四対象会計年度がない場合には、その最も古い対象会計年度前に対象会計年度があるものとした場合に当該多国籍企業グループ等の対象会計年度とされるべき各期間を、当該最も古い対象会計年度前の当該多国籍企業グループ等の各対象会計年度とみなして、前項の規定を適用する。

5 令第五十五条の六第四項第二号イに規定する財務省令で定める部分は、同号イの異なる企業グループ等に属する会社等のおおむね全部と認められる部分とする。

6 前項の規定は、令第五十五条の六第四項第二号ロ（一）に規定する財務省令で定める部分について準用する。この場合において、前項中「同号イの異なる」とあるのは、「同号ロ（一）」と読み替えるものとする。

7 令第五十五条の六第四項第四号ロに規定する財務省令で定める期間は、同号ロの非グループ会社等の第二項第二号イ又はロに掲げる計算書類の作成に係る期間とする。

（導管会社等の範囲）

第三十八條の七 令第七十六条（恒久的施設に係る内部取引の相手方である本店等の範囲）の規定は、令第五十五条の七第二号ハ（導管会社等の範囲）に規定する本店、支店、工場その他これらに準ずるものとして財務省令で定めるものについて準用する。

2 法第三百三十八條第二項（国内源泉所得）の規定は、令第五十五条の七第二号ハに規定する恒久的施設等と会社等の同号ハに規定する本店等との間の内部取引として財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同項中「外国法人の恒久的施設」とあるのは、「第八十一条第一号ハ（定義）に規定する会社等の同条第六号ハに掲げる恒久的施設等と法人

税法施行令第五十五条の七第二号ハ（導管会社等の範囲）に規定する」と読み替えるものとする。

（恒久的施設等の範囲）

第三十八條の八 法第八十二条第六号イ（定義）に規定する財務省令で定めるものは、同号イに規定する事業から生ずる所得の範囲を定める同号イに規定する条約等であつて、国際的に広く用いられる方法により当該所得の範囲を定めるものとする。

（所在地の判定）

第三十八條の九 令第五十五条の八第三号イ（所在地の判定）に規定する財務省令で定める金額は、国又は地域において行つた勤務その他の人的役務の提供に基因する会社等の特定費用（当該会社等の令第五十五条の三十八第一項第一号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）に規定する特定費用に相当する費用をいう。）の額（当期純損益金額に係るもの及び有形資産（次項に規定する特定資産を除く。）の帳簿価額に含まれるものに限る。）とする。

2 令第五十五条の八第三号ロに規定する財務省令で定める金額は、会社等有する特定資産（当該会社等の令第五十五条の三十八第一項第二号に規定する特定資産に相当する資産をいう。）の帳簿価額につき、第三十八條の三十一第五項（構成会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）の規定の例により計算した金額とする。

3 令第五十五条の八の規定により、法第八十二条第七号イ（一）（定義）に掲げる会社等の同号イ（一）に定める国又は地域が定まらない場合には、当該国又は地域は、ないものとみなす。

4 会社等の各対象会計年度開始の時ににおける所在地が当該対象会計年度の中途において異なることとなつた場合には、当該対象会計年度に係る所在地は当該対象会計年度開始の時ににおける所在地とみなす。

（除外会社等の範囲）

第三十八條の十 令第五十五条の十一第二項第四号（除外会社等の範囲）に規定する財務省令で定める場合は、支払若しくは交付をする金銭その他の財産の額又は供与をする経済的利益の価額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものに照らし、これらの行為の

基因となる取引に係る対価として相当であると認められる金額である場合とする。

一 当該取引に係る市場価格がない場合 当該取引の内容その他の事情

二 当該取引に係る市場価格がある場合 当該取引に係る市場価格

2 令第五十五条の十一第三項に規定する財務省令で定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

一 商工会（我が国以外の国又は地域におけるこれに類するものを含む。）又は商工会議所（我が国以外の国又は地域におけるこれに類するものを含む。）

二 労働組合（我が国以外の国又は地域におけるこれに類するものを含む。）

三 専門的な知識及び技能を必要とする特定の業種に属する事業を行う者で組織する会社等

四 事業上の共通の利益を有する者で組織する会社等

五 農業又は園芸に従事する者で組織する会社等

六 市民活動を行うことを目的として組織する会社等

七 社会福祉の増進を目的とする事業のみを行う会社等

3 令第五十五条の十一第三項に規定する財務省令で定める要件は、設立国における租税に関する法令においてその設立の目的とする活動から生ずる所得（収益事業から生ずる所得以外の所得に限る。）に対して法人税又は法人税に相当する税を課することとされないこととする。

4 令第五十五条の十一第四項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる要件の全てを満たす会社等とする。

一 退職年金等（令第五十五条の十一第四項第一号に規定する退職年金等をいう。次号において同じ。）の給付が設立国の規制によって確保されること。

二 退職年金等を給付することができなくなつた場合にその給付を補填し、又は補足する旨を定める信託契約があることその他これに相当する措置が講じられていること。

5 法第八十二条第十四号へ（定義）に規定する財務省令で定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

一 保有会社等（法第八十二条第十四号へに規定する保有会社等をいう。以下この項及び次

項において同じ。）がその所有持分を直接又は除外会社等（国等及び国際機関を含む。次号及び同項第二号において同じ。）を通じて間接に有する会社等（以下この条において「判定対象会社等」という。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 当該保有会社等の当該判定対象会社等に係る合計保有割合（当該合計保有割合に変動をもたらす所有持分の取得又は譲渡その他の行為（当該対象会計年度終了の日までに行われたものうち最も遅いものに限る。）が行われた時におけるものに限る。）が百分の九十五以上であること。

ロ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 当該判定対象会社等の事業のおおむね全部が当該保有会社等のために行われる資産の運用又は保有であること。

(2) 当該判定対象会社等が当該保有会社等の事業に付随する事業のみを行うものであること。

(3) 当該判定対象会社等が当該保有会社等のための資産の運用又は保有及び当該保有会社等の事業に付随する事業のみを行うものであること（一）に掲げる要件に該当する場合を除く。

二 保有会社等がその所有持分を直接又は除外会社等を通じて間接に有する判定対象会社等（当該判定対象会社等の各対象会計年度に係る収益の額のおおむね全部が令第五十五条の十三第四項各号（各種投資会社等の範囲）に掲げる金額のいずれかであるものに限る。以下この号において同じ。）であつて、当該保有会社等の当該判定対象会社等に係る合計保有割合（当該合計保有割合に変動をもたらす所有持分の取得又は譲渡その他の行為（当該対象会計年度終了の日までに行われたものうち最も遅いものに限る。）が行われた時におけるものに限る。）が百分の八十五以上であるもの

前項各号に規定する合計保有割合とは、次に掲げる割合の合計割合をいう。

一 判定対象会社等に対する所有持分を有する保有会社等における保有割合（会社等に対する所有持分を有する者のその所有持分の価額が当該会社等の所有持分の価額の総額のうちに占める割合をいう。次号において同じ。）

二 次に掲げる場合の区分に依りそれぞれ次に定める割合（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次に定める割合の合計割合）

イ 判定対象会社等の所有持分を有する他の会社等（除外会社等に限る。イにおいて「他の会社等」という。）に対する所有持分の全部又は一部を保有会社等が有する場合は、当該保有会社等の当該他の会社等に係る保有割合に当該他の会社等の当該判定対象会社等に係る保有割合を乗じて計算した割合（当該他の会社等が二以上ある場合には、当該二以上の他の会社等につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

ロ 判定対象会社等と他の会社等（除外会社等（その所有持分の全部又は一部を保有会社等が有するものに限る。）という。）との間に一又は二以上の会社等（除外会社等に限る。ロにおいて「介在会社等」という。）が介在している場合であつて、当該保有会社等、当該他の会社等、介在会社等及び当該判定対象会社等が所有持分の保有を通じて連鎖関係にある場合、当該保有会社等の当該他の会社等に係る保有割合、当該他の会社等の介在会社等に係る保有割合、介在会社等の他の介在会社等に係る保有割合及び介在会社等の当該判定対象会社等に係る保有割合を順次乗じて計算した割合（当該連鎖関係が二以上ある場合には、当該二以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

7 非営利会社等及び当該非営利会社等がその所有持分の全部を直接又は間接に有する判定対象会社等の特定多国籍企業グループ等に属する全ての会社等（当該非営利会社等、他の非営利会社等（当該非営利会社等がその所有持分の全部を直接又は間接に有するものであつて、かつ、当該非営利会社等と当該判定対象会社等との間にこれらの会社等と所有持分の保有を通じて連鎖関係にあるものに限る。）及びこの項の規定の適用がないものとした場合に法第八十二条第十四号へに掲げる除外会社等に該当することとなる会社等（当該非営利会社等がその所有持分の全部を直接又は間接に有するものであつて、かつ、当該非営利会社等と当該判定対象会社等との間にこれらの会社等と所有持分の保有を通じて連鎖関係にあるものに限る。）という。）の間

二 令第五十五条の十二第二項第一号に定める割合

二 次に掲げる場合の区分に依りそれぞれ次に定める割合（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次に定める割合の合計割合）

一 七億五千万ユーロ（当該対象会計年度の期間が一年でない場合には、令第五十五条の六第一項及び第二項（特定多国籍企業グループ等の範囲）の規定の例により計算した金額）を第三十八条の三（本邦通貨表示の金額への換算）の規定の例により本邦通貨表示の金額に換算した金額

二 当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度における法第八十二条第四号に規定する総収入金額として財務省令で定める金額に百分の二十五を乗じて計算した金額

第三十八条の十一 法第八十二条第十五号イ（定義）に規定する財務省令で定める方法は、会社等が他の会社等に対する所有持分を有する場合において、当該他の会社等の純資産及び損益のうち当該会社等に帰属する部分の変動に応じて、その投資の金額を各対象会計年度ごとに修正する方法とする。

2 令第五十五条の十二第二項（共同支配会社等の範囲）に規定する会社等に対する所有持分を有する者のその所有持分に係る権利の同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を加重平均したものとして財務省令で定めるところにより計算した割合は、第一号に掲げる割合に三分の二を乗じて計算した割合と第二号に掲げる割合に三分の一を乗じて計算した割合との合計割合とする。

一 令第五十五条の十二第二項第一号に定める割合

二 令第五十五条の十二第二項第二号に定める割合

3 次の各号に掲げる場合における前項の規定の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 令第五十五条の十二第二項第一号に定める割合

二 令第五十五条の十二第二項第二号に定める割合

三 次の各号に掲げる場合における前項の規定の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 令第五十五条の十二第二項第一号に定める割合

二 令第五十五条の十二第二項第二号に定める割合

三 次の各号に掲げる場合における前項の規定の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 令第五十五条の十二第二項第一号に定める割合

一 令第五十五条の十二第二項第一号に掲げる権利のみを有する場合 前項中「第一号に掲げる割合に三分の二を乗じて計算した割合」と第二号に掲げる割合に三分の一を乗じて計算した割合との合計割合」とあるのは、「第一号に掲げる割合」とする。

二 令第五十五条の十二第二項第二号に掲げる権利のみを有する場合 前項中「第一号に掲げる割合に三分の二を乗じて計算した割合」と第二号に掲げる割合に三分の一を乗じて計算した割合との合計割合」とあるのは、「第一号に掲げる割合」とする。

4 令第五十五条の十二第二項に規定する当該直前の対象会計年度に生じた利益の配当を受ける権利に基づき受けることができる金額の合計額、当該それ以外の権利に基づき受けることができる金額の合計額及び同項第二号に掲げる権利に基づき受けることができる金額の合計額が、それぞれこれらの権利に基づき受けることができる金額の総額のうちに占める割合を加重平均したものとして財務省令で定めるところにより計算した割合は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める割合に三分の一を乗じて計算した割合の合計割合とする。

一 令第五十五条の十二第二項に規定する当該直前の対象会計年度に生じた利益の配当を受ける権利 その権利に基づき受けることができる金額の合計額がその権利に基づき受けることができる金額の総額のうちに占める割合

二 令第五十五条の十二第二項に規定する当該それ以外の権利 その権利に基づき受けることができる金額の合計額がその権利に基づき受けることができる金額の総額のうちに占める割合

三 令第五十五条の十二第二項第二号に掲げる権利 その権利に基づき受けることができる金額の合計額がその権利に基づき受けることができる金額の総額のうちに占める割合

5 次の各号に掲げる場合における前項の規定の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 前項各号に掲げる権利のうちいずれか一つのみを有する場合 同項中「三分の一を乗じて計算した割合の合計割合」とあるのは、「その権利を有するものに係るものに限る。」とする。

二 前項各号に掲げる権利のうちいずれか一つのみを有しない場合 同項中「三分の一」とあるのは、「その権利を有するものに係るものに限る。」に二分の一」とする。

6 令第五十五条の十二第三項第三号に規定する財務省令で定める要件を満たす会社等は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

一 当該会社等が主として令第五十五条の十二第三項第三号に規定する除外会社等の事業に付随する事業を行うものであること。

二 当該会社等の事業のおおむね全部が令第五十五条の十二第三項第三号に規定する除外会社等のために行われる資産の運用又は保有であること。

三 当該会社等の各対象会計年度に係る収益の額のおおむね全部が令第五十五条の十三第四項各号（各種投資会社等の範囲）に掲げる金額のいずれかであること。

3 前項に規定する間接保有の持分の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 前項の他方の会社等の持分を有する者（以下この項において「持分保有者」という。）である会社等の総持分数の百分の五十を超える数又は金額の持分が前項の一方の者により保有されている場合 当該持分保有者である会社等の有する当該他方の会社等の持分の数又は金額が当該他方の会社等の総持分数のうちを占める割合（当該持分保有者である会社等が二以上ある場合には、当該二以上の持分保有者である会社等につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

3 前項の他方の会社等の持分保有者である会社等（前号に掲げる場合を除く。）と同項の一方の者との間にこれらの者と持分の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の会社等（以下この号において「介在会社等」という。）が介在している場合（介在会社等及び当該持分保有者である会社等がそれぞれその総持分数の百分の五十を超える数又は金額の持分を当該一方の者又は介在会社等（その総持分数の百分の五十を超える数又は金額の持分が当該一方の者又は他の介在会社等によって保有されているものに限る。））によって保有されている場合に限る。） 当該持分保有者である会社等の有する当該他方の会社等の持分の数又は金額が当該他方の会社等の総持分数のうちに占める割合（当該持分保有者である会社等が二以上ある場合には、当該二以上の持分保有者である会社等につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 二の会社等が同一の者によつてそれぞれその総持分数の百分の五十を超える数又は金額の持分を直接又は間接に保有される場合における当該二の会社等の関係その他の二の者が同一の者によつて直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

二 二の会社等が同一の者によつてそれぞれその総持分数の百分の五十を超える数又は金額の持分を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の会社等に係る直接保有の持分の保有割合（当該一方の者の有する当該他方の会社等の持分の数又は金額が当該他方の会社等の総持分数のうちに占める割合をいう。）と当該一方の者の当該他方の会社等に係る間接保有の持分の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

2 前項第一号の場合において、一方の者が他方の会社等の総持分数の百分の五十を超える数又は金額の持分を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の会社等に係る直接保有の持分の保有割合（当該一方の者の有する当該他方の会社等の持分の数又は金額が当該他方の会社等の総持分数のうちに占める割合をいう。）と当該一方の者の当該他方の会社等に係る間接保有の持分の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

4 第二項の規定は、第一項第二号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

5 令第五十五条の十三第一項第二号（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、同条第一項第一号に規定する出資財産の運用の基本方針、当該出資財産に係る投資の方法及び取引の種類その他参考となるべき事項とする。

6 令第五十五条の十三第二項第二号（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、同条第二項第一号

に規定する出資不動産の運用の基本方針、当該出資不動産に係る投資の方法及び取引の種類その他参考となるべき事項とする。

7 令第五十五条の十三第二項第五号の会社等の同項第四号に規定する出資者のうちに年金基金（その所得に対する法人税又は法人税に相当する税を課することとされないものに限る。）以下この項において同じ。）がある場合には、当該年金基金は、その所得に対する法人税又は法人税に相当する税を課することとされ、かつ、当該会社等の収益に相当する金額が当該収益の生じた当該会社等の対象会計年度終了の日から一年以内に終了する当該年金基金の同条第二項第五号に規定する課税期間に係る所得の金額の計算の基礎とされているものとみなして、同項（第五号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

8 令第五十五条の十三第三項に規定する財務省令で定める割合は、保有投資会社等（投資会社等（法第八十二条第十六号イ（定義）に規定する投資会社等をいう。次項第二号において同じ。）又は不動産投資会社等（法第八十二条第十六号ロに規定する不動産投資会社等をいう。次項第二号において同じ。）がその持分を直接又は間接に有する令第五十五条の十三第三項に規定する会社等（次項において「判定対象会社等」という。）に係る合計保有割合（当該合計保有割合に変動をもたらす持分の取得又は譲渡その他の行為（当該対象会計年度終了の日までに行われたものうち最も遅いものに限る。）が行われた時におけるものに限る。）とする。

9 前項に規定する合計保有割合とは、次に掲げる割合の合計割合をいう。

一 判定対象会社等に対する持分を有する保有投資会社等における保有割合（会社等に対する持分を有する者のその持分の価額が当該会社等の持分の価額の総額のうちに占める割合をいう。次号において同じ。）

二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次に定める割合の合計割合）

イ 判定対象会社等の持分を有する他の会社等（投資会社等、不動産投資会社等又は付随会社等（法第八十二条第十六号ハに規定する投資会社等又は不動産投資会社等が直

に規定する出資不動産の運用の基本方針、当該出資不動産に係る投資の方法及び取引の種類その他参考となるべき事項とする。

に規定する出資不動産の運用の基本方針、当該出資財産に係る投資の方法及び取引の種類その他参考となるべき事項とする。

に規定する出資不動産の運用の基本方針、当該出資財産に係る投資の方法及び取引の種類その他参考となるべき事項とする。

に規定する出資不動産の運用の基本方針、当該出資財産に係る投資の方法及び取引の種類その他参考となるべき事項とする。

接又は間接に有する会社等として政令で定める会社等をいう。ロにおいて同じ。）に限る。イにおいて「他の会社等」という。に対する持分の全部又は一部を保有投資会社等有する場合、当該保有投資会社等の当該他の会社等に係る保有割合に当該他の会社等の当該判定対象会社等に係る保有割合を乗じて計算した割合（当該他の会社等が二以上ある場合には、当該二以上の他の会社等につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

ロ 判定対象会社等と他の会社等（その持分の全部又は一部を保有投資会社等有する会社等（投資会社等、不動産投資会社等又は付随会社等に属する。）が有するものに限る。ロにおいて「他の会社等」という。）との間に一又は二以上の会社等（投資会社等、不動産投資会社等又は付随会社等に属する。ロにおいて「介在会社等」という。）が介在している場合であつて、当該保有投資会社等、当該他の会社等、介在会社等及び当該判定対象会社等が持分の保有を通じて連鎖関係にある場合、当該保有投資会社等の当該他の会社等に係る保有割合、当該他の会社等の介在会社等に係る保有割合、介在会社等の他の介在会社等に係る保有割合及び介在会社等の当該判定対象会社等に係る保有割合を順次乗じて計算した割合（当該連鎖関係が二以上ある場合には、当該二以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

10 令第五十五条の十三第四項に規定する投資会社等又は不動産投資会社等の会社等に保有する割合として財務省令で定める割合は、保有投資会社等がその持分を直接又は間接に有する項目に規定する会社等（次項において「判定対象会社等」という。）に係る合計保有割合（当該合計保有割合に変動をもたらす持分の取得又は譲渡その他の行為（当該対象会計年度終了の日までに行われたものうち最も遅いものに限る。）が行われた時におけるものに限る。）とする。

11 第九項の規定は、判定対象会社等に係る前項に規定する合計保有割合について準用する。この場合において、第九項第二号イ中「有する会社等」とあるのは、「有する会社等に類するもの」と読み替えるものとする。

12 令第五十五条の十八第二項第二号イからハまで（個別計算所得等の金額の計算）の規定は、令第五十五条の十三第四項第二号に規定する財務省令で定める割合について準用する。この場合において、令第五十五条の十八第二項第二号イからハまでの規定中「当該構成会社等」とあるのは「会社等」と、「会社等が」とあるのは「会社等（当該会社等が共同支配会社等である場合に於ては、当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に属する他の共同支配会社等）」と読み替えるものとする。

13 令第五十五条の十三第四項第三号に規定する財務省令で定める方法は、会社等が他の会社等に対する所有持分を有する場合において、当該他の会社等の純資産及び損益のうち当該会社等に帰属する部分の変動に於いて、その投資の金額を各対象会計年度ごとに修正する方法とする。

14 令第五十五条の十八第二項第四号イからハまでの規定は、令第五十五条の十三第四項第四号に規定する財務省令で定める割合について準用する。この場合において、令第五十五条の十八第二項第四号イからハまでの規定中「当該構成会社等」とあるのは「会社等」と、「会社等が」とあるのは「会社等（当該会社等が共同支配会社等である場合に於ては、当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に属する他の共同支配会社等）」と読み替えるものとする。

第三十八条の十三 令第五十五条の十六第一項

第一号（当期純損益金額）に規定する財務省令で定める金額は、会社等の各対象会計年度に係る損益計算書の項目に計上される金額（当該損益計算書の項目に計上されない金額であつて、当該会社等に係る特定連結等財務諸表における損益計算書の項目に計上される金額（当該会社等に帰せられる部分の金額に限る。）を含む。）のうち、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減算した額に、営業外収益の額を加算し、又は営業外費用の額を減算して得た額に、特別利益の額を加算し、又は特別損失の額を減算して得た額に、法人税等（令第五十五条の三十五第二項第一号（調整後対象租税額の計算）に規定する法人税等をいう。第三項において同じ。）の額及び法人税等調整額（令第五十五条の三十五第一項第二号に規定する法人税等調

整額をいう。第三項において同じ。）を減算して得た額とする。

一 売上高の額から売上原価の額を減算した額

二 販売費及び一般管理費の額

2 令第五十五条の十六第一項第一号に規定する財務省令で定める会計処理は、次に掲げる会計処理とする。

一 構成会社等と他の構成会社等との間又は共同支配会社等と当該共同支配会社等に属する他の共同支配会社等との間の取引に係る金額を相殺することその他これに類する会計処理

二 会社等が企業グループ等に新たに属することとなる場合において、当該企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表（法第八十二条第一号イ又はロ（定義）に掲げるものに限る。第四項において同じ。）における当該会社等の資産及び負債の帳簿価額を時価により評価した価額とすることその他これに類する会計処理

3 令第五十五条の十六第一項第二号イに規定する財務省令で定める金額は、恒久的施設等の各対象会計年度に係る損益計算書の項目に計上される金額のうち、第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減算した額に、営業外収益の額を加算し、又は営業外費用の額を減算して得た額に、特別利益の額を加算し、又は特別損失の額を減算して得た額に、法人税等の額及び法人税等調整額を減算して得た額とする。

4 令第五十五条の十六第二項に規定する財務省令で定める場合は、会社等が企業グループ等に新たに属することとなつた日から当該企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表を作成するまでの期間が著しく短いことその他の事由により、同項の税引後当期純損益金額又は個別財務諸表若しくは恒久的施設等純損益金額について、最終親会社等財務会計基準に基づくことが実務上困難であると認められる場合とする。

5 令第五十五条の十六第三項に規定する財務省令で定める資本等取引は、最終親会社等財務会計基準における資本取引（これに類する取引を含む。）とする。

（特定組織再編成の範囲）

第三十八条の十四 令第五十五条の十六第九項

第一号（当期純損益金額）に規定する財務省令で定める事由は、合併、分割、清算その他これらに類する事由とする。

2 令第五十五条の十六第九項第一号イに規定する財務省令で定める部分は、同号に規定する組織再編成により移転を受けた資産又は負債に係る対価として交付される資産の大部分と認められる部分とする。

3 令第五十五条の十六第九項第一号イに規定する財務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一 一方の会社等が他方の会社等の持分（自己が有する自己の持分を除く。）の総数又は総額（次号において「総持分数」という。）の百分の五十を超える数又は金額の持分を直接又は間接に保有する関係その他の一方の会社等が他方の会社等を直接又は間接に支配する関係

二 二の会社等が同一の者によつてそれぞれ総持分数の百分の五十を超える数又は金額の持分を直接又は間接に保有される場合における当該二の会社等の関係その他の二の会社等が同一の者によつて直接又は間接に支配される場合における当該二の会社等の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

4 第三十八条の十二第二項及び第三項（各種投資会社等の範囲）の規定は前項第一号の直接又は間接に保有する関係について、同条第四項の規定は前項第二号の直接又は間接に保有される関係について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「一方の者」とあるのは、「一方の会社等」と読み替えるものとする。

（移行対象会計年度に係る当期純損益金額等）

第三十八条の十五 令第五十五条の第十六第十項

（当期純損益金額）に規定する財務省令で定める会計処理は、会社等が企業グループ等に新たに属することとなる場合において、当該企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表（法第八十二条第一号イ（定義）に掲げるものに限る。）における当該会社等の資産又は負債の帳簿価額を用いて当該会社等の個別財務諸表を作成する会計処理とする。

2 令第五十五条の十六第十項の規定は、同項の構成会社等又は共同支配会社等が令和三年十二月一日前に特定多国籍企業グループ等に属することとなつた場合又は同日前にその共同支配親会社等に係る共同支配会社等に該当することとなつた場合において、当該特定多国籍企業グループ等に属することとなる直前又は当該共同

支配親会社等に係る共同支配会社等に該当することとなる直前の当該構成会社等又は共同支配会社等の資産又は負債の帳簿価額が不明であるときは、適用しない。

3 令第五十五条の第十六項の規定は、構成会社等又は共同支配会社等の特定連結等財務諸表が法第八十二条第一号ロに掲げるものである場合について準用する。

4 対象会社等（特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等をいう。以下第六項までにおいて同じ。）が他の会社等（当該特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の移転（令和三年十二月一日から当該他の会社等に係る移行対象会計年度開始の前日までの期間において行われたものに限るものとし、当該移転の時において当該対象会社等又は当該他の会社等のいずれかが当該特定多国籍企業グループ等に属していなかった場合における当該資産及び当該対象会社等が当該資産に係る償却費その他の費用の額につき当期純損益金額に係る費用の額とする対象会計年度において当該他の会社等が当該費用の額に対応する収益の額につき当期純損益金額に係る収益の額とする場合における当該資産（リース資産又はこれに類する資産に限る。）の移転を除く。）を受けた場合には、当該資産を当該他の会社等の当該移転の直前の帳簿価額に相当する金額により取得したものとして、当該対象会社等の当該移行対象会計年度以後の各対象会計年度に係る税引後当期純損益金額又は恒久的施設等純損益金額（令第五十五条の第十六項第二号イに規定する恒久的施設等純損益金額をいう。次項において同じ。）を計算する。

5 対象会社等が令第五十五条の第十八項第二項第九号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する会計処理の基準の変更又はこれに類する事由（以下この項において「特定事由」という。）により資産の帳簿価額の変更（令和三年十二月一日から移行対象会計年度開始の前日までの期間において行われたものに限るものとし、当該変更の時において当該対象会社等の特定多国籍企業グループ等に属していなかった場合における当該変更を除く。）を行なった場合は、当該特定事由による当該資産の帳簿価額の変更が

なかつたものとみなして、当該対象会社等の当該移行対象会計年度以後の各対象会計年度に係る税引後当期純損益金額又は恒久的施設等純損益金額を計算する。

6 対象会社等が最終親会社等財務会計基準（令第五十五条の第十六項第二項の規定の適用がある場合には、代用財務会計基準）において第四項の移転の時と同項の資産の帳簿価額を時価により評価した場合又は前項の変更の時に同項の資産の帳簿価額を時価により評価した場合において、これらの資産につき第三十八条の二第八項第一号ラ（調整後対象租税額の計算）の規定により生じたものとされる同号イに規定する繰延税金資産があるとき（当該繰延税金資産がこれらの時における課税所得の計算の結果算定された当該これらの資産の金額から前二項の規定により算定された当該これらの資産の帳簿価額を控除した残額に基準税率を乗じて計算した金額と等しい場合に限る。）は、前二項の規定を適用しないことができる。

7 前三項の規定は、共同支配会社等の当期純損益金額について準用する。この場合において、第四項中「属する構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等」と、「特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等」とあるのは「対象会社等に係る他の共同支配会社等」と、「属していなかった」とあるのは「係る共同支配会社等に係る共同支配会社等に該当していなかった」と、第五項中「第五十五条の第十八項第九号」とあるのは「第五十五条の第十八項第四号」と、「計算」とあるのは「計算」において準用する同条第二項第九号」と、「属していなかった」とあるのは「係る共同支配会社等に該当していなかった」と読み替えるものとする。

第三十八条の十六 令第五十五条の第十八項第一号（個別計算所得等の金額の計算）（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める金額は、当期純損益金額に係る法人税等（令第五十五条の三十五第二項第一号（調整後対象租税額の計算）に規定する法人税等をいう。第十五項において同じ。）の額（零を超えるものに限る。）、当期純損益金額に係る法人税等調整額（令第五十五条の三十五第一項第二号に規定する法人税等調整額をいう。第十五項において同じ。）（零を超えるものに限る。）その他の当期純損益金額に係る費用の額として算入している金額とする。

2 令第五十五条の第十八項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める損失の額は、最終親会社等財務会計基準（令第五十五条の第十六項第二項（当期純損益金額）の規定の適用がある場合には、代用財務会計基準。第七項を除き、以下この条において同じ。）における資産について減損が生じたことによる損失の額とする。

3 令第五十五条の第十八項第五号（同条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する有形固定資産とされるものその他の財務省令で定めるものは、最終親会社等財務会計基準における有形固定資産とする。

4 令第五十五条の第十八項第五号に規定するその他の包括利益とされるものその他の財務省令で定めるものは、最終親会社等財務会計基準におけるその他の包括利益とする。

5 令第五十五条の第十八項第八号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、五万ユーロを十二で除し、これに当該対象会計年度の月数を乗じて計算した金額とする。

6 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 令第五十五条の第十八項第九号（同条第四項において準用する場合を含む。次項及び第九項において同じ。）に規定する過去対象会計年度に係る当期純損益金額の計算に誤りがあつたとされることその他の財務省令で定める事由は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事由とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 最終親会社等財務会計基準において過去対象会計年度に係る当期純損益金額の計算に誤りがあつたとされること。
- 二 令第五十五条の第十六項第二項の規定の適用がある場合 代用財務会計基準において過去対象会計年度に係る当期純損益金額の計算に誤りがあつたとされること。

8 令第五十五条の第十八項第九号に規定する最終親会社等財務会計基準を他の会計処理の基準に変更することその他の財務省令で定める事由は、最終親会社等財務会計基準を他の会計処理の基準に変更することその他の最終親会社等財務会計基準において過去対象会計年度に係る当期純損益金額を修正することとされる会計方針の変更とする。

9 令第五十五条の第十八項第九号に規定する財務省令で定めるものは、最終親会社等財務会計基準における純資産とする。

10 令第五十五条の第十八項第十二号（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務省令で定める金額は、国又は地域の租税に関する法令において、税額控除を受けることができる者その他の者との間の取引に基づき、当該税額控除を受けることができる者がその税額控除を受けることができる金額の全部又は一部につきその適用を受けることができないうこととなることにより、当該適用を受けることができないうこととなる金額に相当する額につき当該他の者が税額控除を受けることができること（以下この条において「適用者変更」という。）が認められる税額控除に係る最初にその適用を受けることができる金額（適格給付付き税額控除額（同号に規定する適格給付付き税額控除額をいう。以下この条において同じ。）を除く。）をいう。以下この条において「適用者変更税額控除額」という。のうち、各対象会計年度における当該適用者変更税額控除額に係る構成会社等又は共同支配会社等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 当該対象会計年度において、当該適用者変更税額控除額に係る当初適用者（税額控除につき最初にその適用を受けることができることとなつた者をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなつた構成会社等又は共同支配会社等（当該適用者変更税額控除額が次に掲げる要件の全てを満たす場合における構成会社等又は共同支配会社等に限る。）当該適用者変更税額控除額
- イ 当該国又は地域の租税に関する法令において、当該対象会計年度又は当該対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内において当初適用者が他の者（当該当初適用者と特殊の関係にある者を除く。）との間で適用者変更を行うことが認められていること。
- ロ 当該対象会計年度又は当該対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に当初適用者のいずれか他者（当該当初適用者と特殊の関係にある者を除く。）との間で

る当期純損益金額を修正することとされる会計方針の変更とする。

当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更が行われ、かつ、当該適用者変更につき支払を受けた対価の額が適格適用者変更価格以上であったと認められること。

二 当該適用者変更税額控除額に係る新適用者（税額控除につき適用者変更によりその適用を受けることができることとなつた者をいう。以下この条において同じ。）に該当する構成会社等又は共同支配会社等（当該適用者変更税額控除額が次に掲げる要件の全てを満たす場合における構成会社等又は共同支配会社等に限定。）新適用者変更税額控除額（当該適用者変更税額控除額のうち適用者変更により構成会社等又は共同支配会社等がその適用を受けることができることとなつた部分の金額をいう。以下この号において同じ。）から当該新適用者変更税額控除額に係る適用者変更につき支払つた対価の額を控除した残額に、当該新適用者変更税額控除額のうち当該対象会計年度においてその適用を受けた部分の金額（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間（令第五十五条の十三第二項第五号（各種投資会社等の範囲）に規定する課税期間をいう。以下この条において同じ。）終了の日の属する対象会計年度である場合における当該金額に限る。）が当該新適用者変更税額控除額のうち占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該国又は地域の租税に関する法令において、当該対象会計年度において構成会社等又は共同支配会社等が他の者（当該構成会社等又は共同支配会社等と特殊の関係にある者を除く。ロにおいて同じ。）との間で適用者変更を行うことが認められていること。

ロ 他の者との間で当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更が行われ、かつ、当該適用者変更につき支払つた対価の額が適格適用者変更価格以上であったこと。
前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特殊の関係 次に掲げる関係をいう。
イ 一方の者が他方の会社等の持分（自己が有する自己の持分を除く。）の総数又は総額（ロにおいて「総持分」という。）の百分の五十以上の数又は金額の持分を直接

又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係
ロ 二の会社等が同一の者によつてそれぞれその総持分数の百分の五十以上の数又は金額の持分を直接又は間接に保有される場合における当該二の会社等の関係その他の二の者が同一の者によつて直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係（イに掲げる関係に該当するものを除く。）

二 適格適用者変更価格 適用者変更税額控除額に係る当初適用者又は新適用者が当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行った場合において、当該適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができる期間内の日の属する各年のその適用を受けることができる金額を適格割引率を用いて当該適用者変更を行った時の現在価値として割り引いた金額の合計額に百分の八十を乗じて計算した金額をいう。

三 適格割引率 適用者変更税額控除額に係る当初適用者又は新適用者が当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行った対象会計年度において当該適用者変更税額控除額に係る国等が発行した債券（発行日から償還日までの期間が五年以下である債券のうち、当該適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができる期間と当該償還日までの期間がおおむね同一であるもの（その適用を受けることができる期間が五年を超える場合にあつては、当該償還日までの期間が最も長いもの）に限る。）の利回りのうち、当該適用者変更税額控除額の当該適用者変更を行った時の現在価値を算定する際の割引率として合理的と認められるものをいう。

十二 第三十八条の十二第二項及び第三項（各種投資会社等の範囲）の規定は前項第一号イの直接又は間接に保有する関係について、同条第四項の規定は同号ロの直接又は間接に保有される関係について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「百分の五十を超える」とあるのは、「百分の五十以上」と読み替えるものとする。

十三 令第五十五条の十八第二項第十三号に規定する当期国別国際最低課税額がないものその他財務省令で定めるものは、各対象会計年度に係る次に掲げる構成会社等とする。
一 構成会社等（無国籍構成会社等を除く。次号において同じ。）のうち、その所在地国に

係る当該対象会計年度に係る当期国別国際最低課税額（法第八十二条の二第二項第一号イ（国際最低課税額）に規定する当期国別国際最低課税額をいう。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）がないもの
二 構成会社等のうち、資金の供与（令第五十五条の十八第二項第十三号に規定する資金の供与をいう。第四号並びに次項第二号及び第四号において同じ。）に係る収益の額又は費用の額がなかつたとしたならばその所在地国に係る当該対象会計年度に係る当期国別国際最低課税額がないこととなるもの（前号に掲げるものを除く。）

三 無国籍構成会社等のうち、当該対象会計年度に係る当期国別国際最低課税額（法第八十二条の二第二項第四号イに規定する当期国際最低課税額をいう。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。）がないもの
四 無国籍構成会社等のうち、資金の供与に係る収益の額又は費用の額がなかつたとしたならば当該対象会計年度に係る当期国際最低課税額がないこととなるもの（前号に掲げるものを除く。）

十四 令第五十五条の十八第二項第十三号イに規定する財務省令で定めるものは、各対象会計年度に係る次に掲げる構成会社等とする。
一 構成会社等（無国籍構成会社等を除く。次号において同じ。）のうち、その所在地国に係る当該対象会計年度に係る当期国別国際最低課税額があるもの
二 構成会社等のうち、資金の供与に係る収益の額又は費用の額がなかつたとしたならばその所在地国に係る当該対象会計年度に係る当期国別国際最低課税額があることとなるもの（前号に掲げるものを除く。）

三 無国籍構成会社等のうち、当該対象会計年度に係る当期国際最低課税額があるもの
四 無国籍構成会社等のうち、資金の供与に係る収益の額又は費用の額がなかつたとしたならば当該対象会計年度に係る当期国際最低課税額があることとなるもの（前号に掲げるものを除く。）

十五 令第五十五条の十八第三項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。第二十五項において同じ。）に規定する財務省令で定める金額は、当期純損益金額に係る法人税等の額（零を下回る場合のその下回る部分の金額に限る。）

十六 第十三項の規定は共同支配会社等に係る令第五十五条の十八第四項において準用する同条第二項第十三号に規定する当期国別国際最低課税額がないものその他の財務省令で定めるものについて、第十四項の規定は同号イに規定する財務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第十三項第一号中「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、「第八十二条の二第二項第一号イ」とあるのは「第八十二条の二第二項第一号イ」と、同項第三号中「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、「第八十二条の二第二項第四号イ」と、同項第四号並びに第十四項第一号、第三号及び第四号中「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と読み替えるものとする。

十七 構成会社等又は共同支配会社等に係る令第五十五条の十八第二項（第九号に係る部分に限る。）（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する加算調整額又は同条第三項（第八号に係る部分に限る。）（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する減算調整額のうち次に掲げる金額（以下この項において「対象外所得等の金額」という。）が含まれている場合には、当該加算調整額又は当該減算調整額には対象外所得等の金額を含まないものとする。
一 個別計算所得等の金額以外の金額に係る部分の金額
二 当該構成会社等が特定多国籍企業グループ等に属する前の過去対象会計年度又は当該共同支配会社等が特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に該当する前の過去対象会計年度に係る個別計算所得等の金額に係る部分の金額

十八 各対象会計年度において、適用者変更税額控除額に係る構成会社等又は共同支配会社等が次の各号に掲げる場合に該当する場合は、当該対象会計年度に係る当該適用者変更税額控除額（令第五十五条の十八第二項第十二号に規定する適格適用者変更税額控除額をいう。以下この条において

る。）

同じ。は、第十項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 当該構成会社等又は共同支配会社等（第十項第一号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に該当するものに限る。）が当該対象会計年度（当該適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができることとなった対象会計年度に限る。）において当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行った場合、次に掲げる金額の合計額

イ 当該適用者変更につき支払を受けた対価の額

ロ 当該適用者変更税額控除額（当該適用者変更を行った部分の金額を除く。）

二 当該構成会社等又は共同支配会社等（第十項第二号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に該当するものに限る。）が当該対象会計年度において当該適用者変更税額控除額に係る新適用者変更税額控除額（同号に規定する新適用者変更税額控除額をいう。ロにおいて同じ。）に係る適用者変更を行った場合、当該適用者変更税額控除額にイに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額を加算した金額

イ 当該適用者変更につき支払を受けた対価の額

ロ 当該新適用者変更税額控除額のうちその適用者変更を行った部分の金額に（一）に掲げる金額が（二）に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

（一） 当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更につき支払った対価の額

（二） 当該新適用者変更税額控除額

19 第十項第一号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等が適用者変更税額控除額につきその適用を受けることができることとなった対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行った場合には、当該終了の日において当該適用者変更を行ったものとみなして、前項第一号の規定を適用する。

20 第十項第一号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等が、過去対象会計年度において適用者変更税額控除額につき最初にその適用を受けることができることとなったことにより、当該適用者変更税額控除額につき令第五百十

五条の十八第二項第十二号の規定の適用があつた場合において、当該過去対象会計年度終了の日の翌日から一年三月を経過した日以後に当該適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行ったときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額のうち、当該構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益金額に係る損失の額としていない金額を当該構成会社等又は共同支配会社等の当該適用者変更を行った対象会計年度に係る個別計算所得等の金額から減算する。

一 当該適用者変更税額控除額のうち当該適用者変更を行った部分の金額

二 当該適用者変更につき支払を受けた対価の額

21 第十項及び前第三項の規定は、適用者変更を行うことができる適格給付付き税額控除額について適用する。この場合において、第十項（二）を除く。とあるのは、「（適用者変更を行うことができないうものに限り。）を除く」と、同項各号中「共同支配会社等（当該適用者変更税額控除額が次に掲げる要件の全てを満たす場合における構成会社等又は共同支配会社等に限る。）」とあるのは、「共同支配会社等」とする。

22 構成会社等又は共同支配会社等が、各対象会計年度において税額控除の額（適格給付付き税額控除額又は適用者変更税額控除額（当初適用者等に該当する構成会社等又は共同支配会社等にあつては第十項第一号及びロに掲げる要件の全てを満たすものに限るものとし、新適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等にあつては同項第二号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものに限る。）に限る。）の全部又は一部について、その適用を受けることができる期間が経過したことにより、その適用を受けることができなくなつた場合には、次の各号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等の区分に応じ当該各号に定める金額のうち、当該構成会社等又は共同支配会社等に係る当期純損益金額に係る損失の額としていない金額を当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額から減算する。

一 当該税額控除の額に係る当初適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等

二 当該税額控除の額のうちその適用を受けることができる部分の金額

26 当該税額控除の額に係る新適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等

25 令第五百五十五条の十八第一項各号の各対象会計年度に対応する課税期間に係る欠損の金額により生じた第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金資産のうち当該対象会計年度の当期純損益金額に係る収益の額としていない金額があるときは、当該対象会計年度に係る令第五百五十五条の十八第三項第一号に掲げる金額には、当該繰延税金資産を含むものとす

変更税額控除額（当該税額控除の額のうち、適用者変更により当該構成会社等又は共同支配会社等がその適用を受けることができることとなつた部分の金額をいう。ロにおいて同じ。）のうちその適用を受けることができなくなつた部分の金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該税額控除の額に係る適用者変更につき支払った対価の額

ロ 当該新適用者変更税額控除額

23 各対象会計年度において、構成会社等又は共同支配会社等が、資産の取得に係る税額控除の額（適格給付付き税額控除額又は適格適用者変更税額控除額に限る。）に係る当初適用者に該当する場合において、当該構成会社等又は共同支配会社等に係る当期純損益金額の計算上次に掲げる会計処理のいずれかを行つているときは、当該対象会計年度に係る当該税額控除の額については、令第五百五十五条の十八第二項第十二号の規定は適用しない。

一 当該資産の帳簿価額から当該税額控除の額を減算する会計処理

二 当該税額控除の額につき当該資産の耐用年数に応じた収益の額を計上する会計処理

24 各対象会計年度において、構成会社等又は共同支配会社等が第三十八条の二十八第九項第一号（調整後対象租税額の計算）に規定する非適格適用者変更税額控除額に係る同号ロの新適用者である場合において、同号ロ（二）に定める金額が零を下回るときは、その下回る部分の金額のうち、当該構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益金額に係る損失の額としていない金額を当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得等の金額から減算する。

26 構成会社等又は共同支配会社等が令第五百五十五条の十八第三項第二号（同条第四項において

準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の利益の配当を受ける日前一年以内に令第五百五十五条の十六第九項第一号に規定する特定組織再編成により他の構成会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等から令第五百五十五条の十八第三項第二号ロの所有持分の移転を受けた場合における同号の規定の適用については、当該所有持分を有していた期間には、当該他の構成会社等又は当該他の共同支配会社等が当該所有持分を有していた期間を含むものとする。

（国際海運業所得）

第三十八条の十七 令第五百五十五条の十九第一項（国際海運業所得）（同条第五項において準用する場合を含む。以下第三項までにおいて同じ。）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 国際海運業（令第五百五十五条の十九第一項に規定する国際海運業をいう。以下この号、第三項及び第五項において同じ。） 各対象会計年度の当期純損益金額に係る費用の額としていない金額のうち販売費、一般管理費その他の費用で国際海運業とそれ以外の事業に共通するもの額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ 国際海運業に係る収益の額又は利益の額で、当該対象会計年度の当期純損益金額に係る収益の額としていない金額及び利益の額としていない金額の合計額

ロ 当該対象会計年度の当期純損益金額に係る収益の額としていない金額及び利益の額としていない金額の合計額

二 付随的国際海運業（令第五百五十五条の十九第一項に規定する付随的国際海運業をいう。以下この号及び第四項において同じ。） 各対象会計年度の当期純損益金額に係る費用の額としていない金額のうち販売費、一般管理費その他の費用で付随的国際海運業とそれ以外の事業に共通するもの額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ 付随的国際海運業に係る収益の額又は利益の額で、当該対象会計年度の当期純損益金額に係る収益の額としていない金額及び利益の額としていない金額の合計額

ロ 当該対象会計年度の当期純損益金額に係る収益の額としていない金額及び利益の額としていない金額の合計額

25 令第五百五十五条の十八第一項各号の各対象会計年度に対応する課税期間に係る欠損の金額により生じた第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金資産のうち当該対象会計年度の当期純損益金額に係る収益の額としていない金額があるときは、当該対象会計年度に係る令第五百五十五条の十八第三項第一号に掲げる金額には、当該繰延税金資産を含むものとす

ロ 当該対象会計年度の当期純損益金額に係る収益の額として算入する金額及び利益の額として算入する金額の合計額

2 令第五十五条の十九第一項第一号ニ規定する財務省令で定める運送契約は、船舶の運航を行う者が当該船舶に係る船員の乗組みを行う運送契約とする。

3 令第五十五条の十九第一項第二号ホに規定する財務省令で定めるものは、国際海運業のために行う金銭の預託その他の利子若しくは利益の配当又はこれらに類する収益を生ずべき事業（国際海運業又は同号イからニまでに掲げる事業に該当するものを除く。）のうち、国際航路における船舶の運航に欠くことのできないものとする。

4 令第五十五条の十九第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する付随的国際海運業に係る金額として財務省令で定めるところにより計算した金額は、各対象会計年度の当期純損益金額に係る収益の額として算入する金額及び利益の額として算入する金額の合計額（付随的国際海運業に係るものに限る。）から当該対象会計年度の当期純損益金額に係る費用の額として算入する金額及び損失の額として算入する金額の合計額（付随的国際海運業に係るものに限るものとし、当該対象会計年度に係る第一項第二号に定める金額を含む。）を減算した金額とする。

5 令第五十五条の十九第二項に規定する国際海運業に係る金額として財務省令で定めるところにより計算した金額は、各対象会計年度の当期純損益金額に係る収益の額として算入する金額及び利益の額として算入する金額の合計額（国際海運業に係るものに限る。）から当該対象会計年度の当期純損益金額に係る費用の額として算入する金額及び損失の額として算入する金額の合計額（国際海運業に係るものに限るものとし、当該対象会計年度に係る第一項第一号に定める金額を含む。）を減算した金額とする。

6 令第五十五条の十九第二項に規定する構成会社等に係る金額として財務省令で定めるところにより計算した金額は、各対象会計年度に係る同項に規定する超える部分の金額に当該対象会計年度に係る第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額（第一号に掲げる金額がない場合には、零）とする。

一 令第五十五条の十九第二項の構成会社等の同項に規定する付随的国際海運業所得等の金額（零を超えるものに限る。次号において同じ。）

二 令第五十五条の十九第二項の所在地を所在の国とする全ての構成会社等の同項に規定する付随的国際海運業所得等の金額の合計額

7 前項の規定は、令第五十五条の十九第五項において準用する同条第二項に規定する構成会社等に係る金額として財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは、「前号の共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

（連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）

第三十八条の十八 令第五十五条の二十第一項（連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税若しくは外国におけるこれに相当する税、自国内最低課税額に係る税又は令第五十五条の三十四第二項第三号（対象租税の範囲）に掲げる税に係る規定を除く。）又はこれらに類する規定とする。

一 構成会社等又は共同支配会社等の属する企業集団の所得に対し租税を課することとする租税に関する法令の規定

二 構成会社等又は共同支配会社等の所得の金額又は欠損の金額と他の構成会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の所得の金額又は欠損の金額とを通算して当該構成会社等又は当該共同支配会社等の課税標準とされるべき所得の金額を計算することとする租税に関する法令の規定

（銀行等に係る個別計算所得等の金額の計算）

第三十八条の十九 令第五十五条の二十二第一項（銀行等に係る個別計算所得等の金額の計算）（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定めるものは、会社等が発行する金融商品のうち、あらかじめ定められた一定の事実が生じた場合に株式への転換が行われるもの若しくは元本の削減が行われるもの又はこれらに類するものであつて、銀行業又は保険業に関する規制により必要とされる自己資本の充実に図られるものとする。

（資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）

第三十八条の二十 令第五十五条の二十四第一項第一号ニ（一）（資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める調整は、減価償却その他の最終親会社等財務会計基準（令第五十五条の十六第二項（当期純損益金額）の規定の適用がある場合には、代用財務会計基準。以下この条において同じ。）における資産の帳簿価額の調整（時価による評価又は減損に係るものを除く。）とする。

2 令第五十五条の二十四第一項第一号ニ（二）（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める調整は、発行する債券の券面金額と発行価額との差額の調整その他の最終親会社等財務会計基準における負債の帳簿価額の調整（時価による評価に係るものを除く。）とする。

3 令第五十五条の二十四第三項（同条第七項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により読み替えられた同条第一項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、最終親会社等財務会計基準における有形資産とする。

4 令第五十五条の二十四第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用がある場合における令第五十五条の二十四第一項に規定する適用対象会計年度以後の各対象会計年度における令第五十五条の十六第一項の規定の適用については、同項各号に定める金額の基礎となる資産又は負債（令第五十五条の二十四第一項の規定の適用を受けるものに限る。）に係る費用の額（時価による評価又は減損に係るものを除く。以下この項において同じ。）又は収益の額（時価による評価に係るものを除く。以下この項において同じ。）は、当該資産又は負債に係る令第五十五条の二十四第一項第一号ニ（一）に規定する当初資産帳簿価額又は同号ニ（二）に規定する当初負債帳簿価額を当該資産又は負債の帳簿価額としたならば算出されることとなる当該費用の額又は当該収益の額とする。

5 令第五十五条の二十四第一項の規定の適用を受ける構成会社等又は共同支配会社等が負債（最終親会社等財務会計基準においてその消滅により損失が生ずることとされるものに限る。以下この項において同じ。）を有する場合（同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）における同条第一項及び第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第一号ハに掲げる金額には、当該負債の消滅により生じた損失の額で、当期純損益金額に係る損失の額として算入する金額を含むものとする。

（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）

第三十八条の二十の二 令第五十五条の二十四の第二項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定により読み替えられた令第五十五条の十八第二項第二号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する財務省令で定める金額は、当期法人税等の額（令第五十五条の三十五第二項第一号（調整後対象租税額の計算）に規定する当期法人税等の額をいう。第四項において同じ。）又は法人税等調整額（令第五十五条の三十五第一項第二号に規定する法人税等調整額をいう。第四項において同じ。）の計算の基礎となる令第五十五条の二十四の第二項第一項の規定により読み替えられた令第五十五条の十八第二項第二号の構成会社等の所在地の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（適格持分（令第五十五条の三十五第七項に規定する適格持分をいう。以下この条において同じ。）に係るものを除く。）とする。

2 令第五十五条の二十四の二第一項の規定により読み替えられた令第五十五条の十八第二項第三号に規定する財務省令で定める金額は、特定所有持分（導管会社等（以下この項において「対象導管会社等」という。）に対する所有持分（適格持分を除く。）のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものをいう。第五項において同じ。）に係る令第五十五条の二十四の二第一項の規定により読み替えられた令第五十五条の十八第二項第三号の構成会社等の所在地の租税に関する法令において当該構成会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額とする。

一 対象導管会社等に対する所有持分を当該構
成会社等が有する場合、当該対象導管会社等
の収入等が当該構成会社等の所在する国又は
地域の租税に関する法令においてその構成員
の収入等として取り扱われること。

二 対象導管会社等に対する所有持分を有する
他の会社等（導管会社等に限る。以下この号
及び次号において同じ。）に対する所有持分
の全部又は一部を当該構成会社等が有する場
合、当該対象導管会社等の収入等がその所有
持分を有する当該他の会社等の所在する国又
は地域の租税に関する法令においてその構成員
の収入等として取り扱われ、かつ、当該他
の会社等の収入等がその所有持分を有する当
該構成会社等の所在する国又は地域の租税に
関する法令においてその構成員の収入等とし
て取り扱われること。

三 対象導管会社等と他の会社等（その所有持
分の全部又は一部を当該構成会社等が有する
ものに限る。以下この号において同じ。）と
の間には又は二以上の会社等（導管会社等と
いう。）が介在する場合であつて、当該構成
会社等、当該他の会社等、介在会社等及び当
該対象導管会社等が所有持分の保有を通じて
連鎖関係にある場合、当該対象導管会社等の
収入等がその所有持分を有する介在会社等の
所在する国又は地域の租税に関する法令にお
いてその構成員の収入等と、介在会社等の
収入等がその所有持分を有する当該他の会社
等の所在する国又は地域の租税に関する法令
においてその構成員の収入等と、当該他の会
社等の収入等がその所有持分を有する当該構
成会社等の所在する国又は地域の租税に関す
る法令においてその構成員の収入等として取
り扱われること。

3 令第五十五条の二十四の二第一項の規定に
より読み替えられた令第五十五条の十八第二
項第四号に規定する財務省令で定める金額は、
所有持分（適格持分を除く。）に係る同号の構
成会社等の所在地の租税に関する法令におい
て当該構成会社等の所得の金額の計算上損金の
額に算入される金額とする。

4 令第五十五条の二十四の二第一項の規定に
より読み替えられた令第五十五条の十八第三

項第三号に規定する財務省令で定める金額は、
当期法人税等の額又は法人税等調整額の計算の
基礎となる同号の構成会社等の所在地の租税
に関する法令において当該構成会社等の所得の
金額の計算上益金の額に算入される金額（適格
持分に係るものを除く。）とする。

5 令第五十五条の二十四の二第一項の規定に
より読み替えられた令第五十五条の十八第三
項第四号に規定する財務省令で定める金額は、
特定所有持分に係る同号の構成会社等の所在
地域の租税に関する法令において当該構成会社等
の所得の金額の計算上益金の額に算入される金
額とする。

6 令第五十五条の二十四の二第一項の規定に
より読み替えられた令第五十五条の十八第三
項第五号に規定する財務省令で定める金額は、
所有持分（適格持分を除く。）に係る同号の構
成会社等の所在地の租税に関する法令におい
て当該構成会社等の所得の金額の計算上益金の
額に算入される金額とする。

7 第一項の規定は令第五十五条の二十四の二
第六項において準用する同条第一項の規定によ
り読み替えられた令第五十五条の十八第四項
において準用する同条第二項第二号に規定する
財務省令で定める金額について、第二項の規定
は令第五十五条の二十四の二第六項において
準用する同条第一項の規定により読み替えられ
た令第五十五条の十八第四項において準用す
る同条第二項第三号に規定する財務省令で定め
る金額について、第三項の規定は令第五十五
条の二十四の二第六項において準用する同条第
一項の規定により読み替えられた令第五十五
条の十八第四項において準用する同条第二項第
四号に規定する財務省令で定める金額につい
て、第四項の規定は令第五十五条の二十四の
二第六項において準用する同条第一項の規定に
より読み替えられた令第五十五条の十八第四
項において準用する同条第三項第三号に規定す
る財務省令で定める金額について、第五項の規
定は令第五十五条の二十四の二第六項におい
て準用する同条第一項の規定により読み替えら
れた令第五十五条の十八第四項において準用
する同条第三項第四号に規定する財務省令で定
める金額について、前項の規定は令第五十五
条の二十四の二第六項において準用する同条第
一項の規定により読み替えられた令第五十五
条の十八第四項において準用する同条第三項第

五号に規定する財務省令で定める金額につい
て、それぞれ準用する。
（一定のヘッジ処理に係る個別計算所得等の金
額の計算の特例）
第三十八条の二十一 令第五十五条の二十六第
一項第一号（一定のヘッジ処理に係る個別計算
所得等の金額の計算の特例）（同条第五項にお
いて準用する場合を含む。）に規定する財務省
令で定めるものは、最終親会社等財務会計基準
において、同号に規定する所有持分の為替相場
の変動による損失の危険を減殺するために有効
であると認められる取引とする。
（債務免除等を受けた場合の個別計算所得等の
金額の計算の特例）
第三十八条の二十二 令第五十五条の二十八第
一項第三号（債務免除等を受けた場合の個別計
算所得等の金額の計算の特例）（同条第二項に
おいて準用する場合を含む。次項において同
じ。）に規定する財務省令で定める総負債の額
は、構成会社等又は共同支配会社等の負債の全
ての帳簿価額の合計額とする。
第三十八条の二十三 令第五十五条の二十九第
一項第一号（資産等の時価評価課税が行われた
場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）
（同条第二項において準用する場合を含む。）に
規定する財務省令で定める資産は、棚卸資産そ
の他これに相当する資産及び租税特別措置法第
六十六条の四第一項（国外関連者との取引に係
る課税の特例）の規定又は我が国以外の国若し
くは地域の租税に関する法令におけるこれに相
当する規定の適用に係る資産とする。
2 令第五十五条の二十九第一項第一号及び第
二号に規定する財務省令で定める場合は、同項
の構成会社等が令第五十五条の二十第一項
（連結等納税規定の適用がある場合の個別計算
所得等の金額の計算の特例）に規定する連結等
納税規定の適用を受けることとなる場合又はそ
の適用を受けないこととなる場合、当該構成会
社等が居住地域（国又は地域の租税に関する法
令において、当該国又は地域に本店若しくは主
たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支

配されている場所を有することその他当該国又
は地域にこれらに類する場所を有することに
より、法人税又は法人税に相当する税を課するこ
ととされる場合における当該国又は地域をい
う。）を変更する場合その他の場合において、
その所在地の租税に関する法令の規定によ
り、その有する資産又は負債の時価により評価
した価額を基礎として当該資産又は負債の帳簿
価額に調整を加えた金額を用いてその所得の金
額を計算することとされることとする。

3 前項の規定は、令第五十五条の二十九第二
項において準用する同条第一項第一号及び第二
号に規定する財務省令で定める場合について準
用する。この場合において、前項中「第五十五
条の二十第一項」とあるのは、「第五十五
条の二十第六項」と、「特例」とあるのは、「特
例」において準用する同条第一項」と読み替
えるものとする。
（各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額
の計算の特例）
第三十八条の二十四 令第五十五条の三十一第
二項第二号（各種投資会社等に係る個別計算所
得等の金額の計算の特例）に規定する利益の配
当の額に対応するものとして財務省令で定める
金額は、同号の適用株主等の各対象会計年度に
係る次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各
号に定める金額（当該各号に掲げる場合のい
ずれも該当する場合には、当該各号に定める金
額の合計額）とする。

一 対象各種投資会社等（令第五十五条の三
十一第一項に規定する対象各種投資会社等を
いう。以下この項及び次項において同じ。）
の所有持分を有する他の構成会社等（各種投
資会社等に限る。）に対する所有持分の全部
又は一部を当該適用株主等が有する場合、当
該対象会計年度において当該他の構成会社等
が当該適用株主等に支払った利益の配当の額
のうち、当該対象各種投資会社等が当該他の
構成会社等に支払った利益の配当の額（当該
対象各種投資会社等が同条第一項（第二号に
係る部分に限る。）の規定の適用を受けた対
象会計年度に支払ったものに限る。）に対応
するものとして合理的な方法により計算した
金額（当該他の構成会社等が二以上ある場合
には、当該二以上の他の構成会社等につきそ
れぞれ計算した金額の合計額）

二 対象各種投資会社等と他の構成会社等（各
種投資会社等に該当し、かつ、その所有持分

二 対象各種投資会社等と他の構成会社等（各
種投資会社等に該当し、かつ、その所有持分

の全部又は一部を当該適用株主等が有するものに限る。以下この号において「介在会社等」という。が介在している場合であつて、当該適用株主等、当該他の構成会社等、介在会社等及び当該対象各種投資会社等が所有持分の保有を通じて連鎖関係にある場合、当該対象会計年度において当該他の構成会社等が当該適用株主等に支払つた利益の配当の額のうち、当該対象各種投資会社等が介在会社等に支払つた利益の配当の額（当該対象各種投資会社等が令第五十五条の三十一第一項（第二号）に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた対象会計年度に支払つたものに限る。）に対応するものとして合理的な方法により計算した金額（当該連鎖関係が二以上ある場合には、当該二以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した金額の合計額）

2 令第五十五条の三十一第二項第二号に規定するこれらの金額に類するものとして財務省令で定める金額は、各対象会計年度において適用株主等（同条第一項に規定する適用株主等をいう。以下この項において同じ。）が、対象各種投資会社等に対する他の構成会社等に対する所有持分を他の会社等（当該適用株主等の特定多国籍企業グループ等に属するものを除く。）に譲渡した場合において、その譲渡した時における当該対象各種投資会社等の当該対象会計年度の直前の三対象会計年度に係る令第五十五条の四十二第二項第一号（構成会社等に係る未分配所得国際最低課税額）（令第五十五条の四十五（無国籍構成会社等に係る未分配所得国際最低課税額））において準用する場合を含む。）に規定する未分配所得額の合計額に、その譲渡した時の直前の適用割合（同項第二号（令第五十五条の四十五）において準用する場合を含む。）に規定する適用割合をいう。以下この項において同じ。）からその譲渡した時の直後の適用割合を控除した割合を乗じて計算した金額とする。

3 第一項の規定は令第五十五条の三十一第六項において準用する同条第二項第二号に規定する利益の配当の額に対応するものとして財務省令で定める金額について、前項の規定は同号に規定するこれらの金額に類するものとして財務

省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項第一号中「他の構成会社等（とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等（と、当該他の構成会社等」とあるのは「当該他の共同支配会社等」と、）の他の共同支配会社等」と、同項第二号中「他の構成会社等（とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等（と、）の他の共同支配会社等」とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る共同支配会社等」と、）の他の共同支配会社等」とあるのは「当該他の共同支配会社等」と、前項中「他の構成会社等」とあるのは「他の共同支配会社等」と、）の特定多国籍企業グループ等に属するもの」とあるのは「に係る共同支配会社等」と、）に係る令第五十五条の四十九（共同支配会社等に係る未分配所得国際最低課税額）（令第五十五条の五十二（無国籍共同支配会社等に係る未分配所得国際最低課税額））において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する令」と、「適用割合（同じ。）において準用する令」（令第五十五条の四十九）において準用する」と読み替えるものとする。

（導管会社等の恒久的施設等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）
第三十八条の二十五 令第五十五条の三十二第一項及び第二項（導管会社等である最終親会社等）に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定は、各対象会計年度において同条第一項に規定する構成会社等が同項又は同条第二項の規定の適用を受ける場合における次に掲げる恒久的施設等の当該対象会計年度に係る令第五十五条の十八第一項第一号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する構成会社等個別計算所得等の金額の計算について準用する。この場合において、令第五十五条の三十二第一項中「当該構成会社等」とあるのは、「に当該恒久的施設等に係る最終親会社等（導管会社等に限る。以下この項及び次項において同じ。）」と、「の当該構成会社等」とあるのは、「の当該最終親会社等」と、）の合計額」とあるのは、「（当該恒久的施設等が法人税法施行規則第三十八条の二十五第一項第一号（導管会社等の恒久的施設等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）に掲げる恒久的施設等）に該当する場合に

は、当該請求権割合に当該最終親会社等の同号の対象導管会社等に係る令第五十五条の十六第十四項（第二号）に係る部分に限る。）（当期純損益金額）の規定の適用を受ける場合における同号の対象導管会社等の恒久的施設等」
 2 前項の規定は、各対象会計年度において令第五十五条の三十二第三項に規定する共同支配会社等が同項において準用する同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における次に掲げる恒久的施設等の当該対象会計年度に係る令第五十五条の十八第一項第二号に規定する共同支配会社等個別計算所得等の金額の計算について準用する。この場合において、前項中「に係る最終親会社等」とあるのは、「に係る共同支配親会社等」と、「当該最終親会社等」とあるのは「当該共同支配親会社等」と、「第三十八條の二十五第一項第二号」とあるのは「第三十八條の二十五第一項第二号」と、「最終親会社等」とあるのは「共同支配親会社等」と読み替えるものとする。

1 当該構成会社等の恒久的施設等
 2 当該構成会社等が令第五十五条の十六第十四項（第二号）に係る部分に限る。）（当期純損益金額）の規定の適用を受ける場合における同号の対象導管会社等の恒久的施設等
 2 前項の規定は、各対象会計年度において令第五十五条の三十二第三項に規定する共同支配会社等が同項において準用する同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における次に掲げる恒久的施設等の当該対象会計年度に係る令第五十五条の十八第一項第二号に規定する共同支配会社等個別計算所得等の金額の計算について準用する。この場合において、前項中「に係る最終親会社等」とあるのは、「に係る共同支配親会社等」と、「当該最終親会社等」とあるのは「当該共同支配親会社等」と、「第三十八條の二十五第一項第二号」とあるのは「第三十八條の二十五第一項第二号」と、「最終親会社等」とあるのは「共同支配親会社等」と読み替えるものとする。

2 当該共同支配会社等の恒久的施設等
 2 当該共同支配会社等が令第五十五条の十六第十四項（第二号）に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合における同号の対象導管会社等の恒久的施設等
 （配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）
第三十八条の二十六 令第五十五条の三十三第一項第一号（配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等）に係る個別計算所得等の金額

の計算の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）に規定する財務省令で定める場合は、同号の構成会社等若しくは共同支配会社等から受ける利益の配当の額が同号の当該対象会計年度終了の日から一年以内に終了する同号の持分保有者の同号に規定する課税期間の所得として取り扱われる場合又は当該構成会社等若しくは共同支配会社等が同号に規定する特定協同組合等である場合において、同号の持分保有者（会社等）に限る。以下この項において同じ。）の当該課税期間の所得の金額の計算上、当該持分保有者が当該構成会社等又は共同支配会社等から受ける利益の配当の額をその損金の額から減算することとされるものとする。

2 令第五十五条の三十三第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、その所在地の租税に関する法令において、組合員のその事業の利用分量の割合に応じて行つた利益の配当に相当する金額がその所得の金額の計算上損金の額に算入される組合その他の組合員がその組合を通じて資産の販売若しくは購入を行い、又はその組合を通じて役務の提供を行い、若しくは受ける場合においてこれらの事業に係る所得に対する法人税又はこれに相当する税が当該組合又は当該組合員のいずれかのみ課することとされることにおける当該組合であつて、その組合員の事業に必要な物資の供給を行うものとする。

3 最終親会社等（令第五十五条の三十三第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）の所在地を所在地とする構成会社等（当該所在地の配当控除所得課税規定（同条第一項に規定する配当控除所得課税規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）の各対象会計年度に係る令第五十五条の十八第一項第一号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する構成会社等個別計算所得等の金額の計算については、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る特例適用前個別計算所得等の金額（同号に規定する特例適用前個別計算所得等の金額をいい、令第五十五条の十九から第五十五条の三十一まで（国際海運業所得等）の規定の適用がある場合にはその適用後の金額とする。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲

3 最終親会社等（令第五十五条の三十三第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）の所在地を所在地とする構成会社等（当該所在地の配当控除所得課税規定（同条第一項に規定する配当控除所得課税規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）の各対象会計年度に係る令第五十五条の十八第一項第一号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する構成会社等個別計算所得等の金額（同号に規定する特例適用前個別計算所得等の金額をいい、令第五十五条の十九から第五十五条の三十一まで（国際海運業所得等）の規定の適用がある場合にはその適用後の金額とする。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲

ける場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）及び当該構成会社等の当該対象会計年度に係る第三十八条の二十九第二十項（被配分当期対象租税額等）において準用する令第五十五条の三十五第十項（調整後対象租税額の計算）に規定する財務省令で定める金額の合計額を控除する。

一 当該構成会社等に対する所有持分を当該最終親会社等有する場合、当該最終親会社等有する場合（令第五十五条の三十三第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たす事項において同じ。）に支払う利益の配当の額（配当控除所得課税規定において当該最終親会社等の所得から控除されるものに限る。）のうち、当該構成会社等が当該最終親会社等に支払う利益の配当の額（配当控除所得課税規定において当該構成会社等の所得から控除されるものであつて、当該対象会計年度終了の日から一年以内に支払われるものに限る。）に対応するものとして合理的な方法により計算した金額

二 当該構成会社等の所有持分を有する他の構成会社等（当該所在地国を所在地とし、かつ、当該所在地国の配当控除所得課税規定の適用を受けるものに限る。）に対する所有持分の全部又は一部を当該最終親会社等有する場合、当該最終親会社等有が有する支払う利益の配当の額（配当控除所得課税規定において当該最終親会社等の所得から控除されるものに限る。）のうち、当該構成会社等が当該他の構成会社等に支払う利益の配当の額（配当控除所得課税規定において当該構成会社等の所得から控除されるものであつて、当該対象会計年度終了の日から一年以内に支払われるものに限る。）に対応するものとして合理的な方法により計算した金額（当該他の構成会社等が二以上ある場合には、当該二以上の他の構成会社等につきそれぞれ計算した金額の合計額）

三 当該構成会社等と他の会社等（当該所在地国を所在地とし、かつ、当該所在地国の配当控除所得課税規定の適用を受ける他の構成会社等であつて、その所有持分の全部又は一部を当該最終親会社等有するものに限る。）以下この項において「他の会社等」という。）との間に一又は二以上の会社等（当該所在地

国を所在地とし、かつ、当該所在地国の配当控除所得課税規定の適用を受ける他の構成会社等に限る。以下この項において「介在会社等」という。）が介在している場合であつて、当該最終親会社等、当該他の会社等、介在会社等及び当該構成会社等有所有持分の保有を通じて連鎖関係にある場合、当該最終親会社等有が持分保有者に支払う利益の配当の額（配当控除所得課税規定において当該最終親会社等の所得から控除されるものに限る。）のうち、当該構成会社等有が介在会社等に支払う利益の配当の額（配当控除所得課税規定において当該構成会社等の所得から控除されるものであつて、当該対象会計年度終了の日から一年以内に支払われるものに限る。）に対応するものとして合理的な方法により計算した金額（当該連鎖関係が二以上ある場合には、当該二以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した金額の合計額）

4 前項の規定は、共同支配親会社等（令第五十五条の三十三第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）の所在地国を所在地とする当該共同支配親会社等に係る共同支配会社等の令第五十五条の十八第一項第二号に規定する共同支配会社等個別計算所得等の金額の計算について準用する。この場合において、前項中「する構成会社等（一）とあるのは、一、する共同支配親会社等に係る共同支配会社等（一）と、同項第一号中「第五十五条の三十三第二項において準用する同条第一項各号」と、「同項」とあるのは「同条第二項において準用する同条第一項」と、同項第二号中「有する他の構成会社等」とあるのは「有する共同支配親会社等に係る他の共同支配会社等」と、「当該他の構成会社等」とあるのは「当該他の共同支配会社等」と、その他の構成会社等」とあるのは「他の共同支配会社等」と、同項第三号中「他の構成会社等」とあるのは「当該共同支配親会社等に係る他の共同支配会社等」と読み替へるものとする。

第三十八条の二十七 令第五十五条の三十四第一項第二号（対象租税の範囲）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定により、会社等の令第五十五条の

三十四第一項第二号に規定する課税期間において、当該会社等の株主等に対して当該会社等の利益の分配のあつた又は分配があつたものとみなされる当該利益に対して基準税率以上の税率で法人税に相当する税を課することとされていること（当該法人税に相当する税の税率が基準税率を下回り、かつ、当該法人税に相当する税の額がイに掲げる金額に当該税率を乗じて計算することとされている場合には、イに掲げる金額に当該税率を乗じて計算した金額をロに掲げる金額で除して計算した率が基準税率以上である場合における当該利益に対して当該法人税に相当する税を課することとされていることを含む。）。

イ ロに掲げる金額を一から当該税率を控除して得た率で除して計算した金額又はこれに準ずる方法により計算した金額

ロ 当該利益の額その他の金額を基礎として計算した金額

二 前号の我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定（同号に掲げる要件を満たす一日以前に施行されたものであること）。

2 令第五十五条の三十四第一項第五号に規定する財務省令で定める税は、構成会社等又は共同支配会社等の利益剰余金その他の純資産に対して課される税（構成会社等又は共同支配会社等の所得と利益剰余金その他の純資産とに対して課される税を含む。）とする。

3 令第五十五条の三十四第二項第四号に規定する財務省令で定める税は、構成会社等又は共同支配会社等の所得に対する税であつて、当該構成会社等又は共同支配会社等が利益の配当を行う際に、当該利益の配当を受ける者が当該税の額に係る還付を受け、又は当該利益の配当を受ける者が当該税の額に係る当該利益の配当に係る税以外の税の額からの控除をすることができ、そのうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

一 当該利益の配当を受ける者が、外国税額控除等（所得税法第九十五条（外国税額控除）若しくは法第六十九条（外国税額の控除）の規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定をいう。第三十八条の二十九（被配分当期対象租税額等）において同じ。）の適用により、当該所得に対する税の額に係る還付

を受け、又は当該利益の配当に係る税以外の税の額からの控除をすることができること。

二 当該構成会社等又は共同支配会社等に対し租税を課する国又は地域の租税に関する法令において、当該利益の配当を受ける者が、当該利益の配当につき基準税率以上の税率（当該税率が所得の額に応じて高くなる場合には、これらの税率のうち最も低い税率）で税を課することとされること。

三 当該利益の配当を受ける者が、当該構成会社等又は共同支配会社等に対し租税を課する国又は地域を令第五十五条の三十二第一項第二号（導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）に規定する居住地域とする個人であり、かつ、当該国又は地域の租税に関する法令において当該利益の配当につき税を課することとされること（当該利益の配当につき通常の税率より低い税率で税を課することとされる場合を除く。）。

四 次に掲げるものが、退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的とする事業その他これに準ずる事業に関連して当該利益の配当を受ける場合に、当該利益の配当につき、当該構成会社等又は共同支配会社等に対し租税を課する国又は地域の租税に関する法令において年金基金が同等の利益の配当に対する課税上の取扱いと同等の取扱が行われること。

イ 国等又は法第八十二条第十四号イ（定義）に規定する政府関係会社等

ロ 国際機関又は法第八十二条第十四号ロに規定する国際機関関係会社等

ハ 当該国又は地域で設立され、かつ、管理される非営利会社等又は年金基金

ニ 当該国又は地域で設立され、かつ、当該国又は地域の法令により規制される法第八十二条第十六号イに規定する投資会社等（特定多国籍企業グループ等に属するものを除く。）

ホ 当該国又は地域を所在地とする生命保険会社等（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくはこれに準ずるもの又は我が国以外の国若しくは地域におけるこれらに相当する会社等をいう。）

第三十八条の二十八 令第五十五条の三十五第一項第二号（調整後対象租税額の計算）に規定

する財務省令で定める会計処理は、貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（同条第二項第一号に規定する法人税等をいう。以下この条において同じ。）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の額を合理的に対応させるための会計処理とする。

2 令第五十五条の三十五第一項第二号に規定する財務省令で定める額は、税効果会計（同号に規定する税効果会計をいう。次項第一号イにおいて同じ。）の適用により計上される法人税等の調整額とする。

3 令第五十五条の三十五第一項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額から第三号に掲げる金額を減算した金額をいう。

イ 調整後法人税等調整額（各対象会計年度の当期純損益金額に係る令第五十五条の三十五第一項第二号に規定する法人税等調整額を次に定めるところにより算出した場合における当該法人税等調整額をいう。）

イ 当該当期純損益金額に係る繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上される金額をいう。以下この項、第五項及び第六項において同じ。）又は繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下この項、次項及び第六項において同じ。）のうち、基準税率を上回る適用税率（繰延税金資産又は繰延税金負債の計算に用いられた税率をいう。以下この項及び第五項において同じ。）により算出された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合には、当該繰延税金資産又は繰延税金負債は基準税率により算出されたものとする。

ロ 当該当期純損益金額に係る繰延税金資産（当該対象会計年度における個別計算損失金額に係るものに限る。）のうちに、基準税率を下回る適用税率により算出されたものがある場合には、当該繰延税金資産は当該対象会計年度において基準税率により算出されたものとする。

ハ 当該当期純損益金額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債のうち、個別計算所得

等の金額に含まれない収入等に係る繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合には、当該繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとする。

ニ 当該当期純損益金額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債のうち、不確実な税務処理（法人税又は法人税に相当する税に係る所得の金額の計算上行われた処理に不確実性がある場合におけるその処理をいう。第十項において同じ。）に係る繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合には、当該繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとする。

ホ 当該当期純損益金額に係る繰延税金負債のうち、他の構成会社等又は他の共同支配会社等に対する所有持分を有する場合における当該他の構成会社等又は他の共同支配会社等の利益剰余金に係る繰延税金負債（当該他の構成会社等又は他の共同支配会社等から受ける利益の配当があつた場合に取り崩されることとなるものに限る。ホにおいて同じ。）がある場合には、当該繰延税金負債はないものとする。

ヘ 当該当期純損益金額に係る繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合には、当該金額はないものとする。

ト 当該当期純損益金額に係る繰延税金資産のうち、当該対象会計年度後の対象会計年度における法人税等の額を減少させる見込みに変更があつたことにより計上された繰延税金資産がある場合には、当該繰延税金資産はないものとする。

チ 当該当期純損益金額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債のうち、適用税率の引上げ又は引下げにより計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合には、当該繰延税金資産又は繰延税金負債はないものとする。

リ 当該当期純損益金額に係る繰延税金資産のうち、繰越外国税額（法第六十九条第三項（外国税額の控除）に規定する繰越控除対象外国法人税額又は我が国以外の国若しくは地域におけるこれに相当するものをいう。第五項において同じ。）その他当該対象会計年度後の対象会計年度の法人税等の額から控除されることとなる金額に係る

繰延税金資産（特定繰延税金資産を除く。）がある場合には、当該繰延税金資産はないものとする。

又 特定取引（第三十八条の十五第四項（移行対象会計年度に係る当期純損益金額等）（同条第七項において準用する場合を含む。又において同じ。）に規定する資産の同条第四項に規定する移転をいう。以下この号において同じ。）が行われた場合において、他の会社等（同条第四項に規定する他の会社等をいう。又において同じ。）が当該特定取引の直前において当該特定取引に係る資産に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を有していたときは、当該特定取引の時に当該繰延税金資産又は繰延税金負債に相当する繰延税金資産又は繰延税金負債が対象会社等（同項に規定する対象会社等をいう。又において同じ。）において生じたものとする。

ル 帳簿価額の変更（第三十八条の十五第五項（同条第七項において準用する場合を含む。ルにおいて同じ。）に規定する資産の帳簿価額の同条第五項に規定する変更をいう。以下この号において同じ。）により取り崩された繰延税金資産又は繰延税金負債があつた場合には、当該繰延税金資産又は繰延税金負債は、当該帳簿価額の変更によつては取り崩されなかつたものとする。

ヲ 当該当期純損益金額に係る繰延税金資産のうち、移行対象会計年度前の特定取引又は帳簿価額の変更により生じた繰延税金資産がある場合には、当該繰延税金資産は次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額に相当する部分の金額を限度として生じたものとする。

- (1) 当該繰延税金資産が特定取引により生じた場合 次に掲げる金額の合計額
 - (i) 当該特定取引について他の会社等が支払った租税の額（当該他の会社等が令第五十五条の二十第一項（連結等納税規定の適用がある場合の個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する連結等納税規定の適用を受けている場合には、当該特定取引について当該連結等納税規定により課された租税の額）

税の額のうち当該他の会社等に帰せられる部分の金額）

(ii) 当該特定取引がなかつたならば取り崩されなかつた又は計上された他の会社等の欠損の金額に係る繰延税金資産（当該他の会社等が令第五十五条の二十第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する連結等納税規定の適用を受ける場合には、当該特定取引がなかつたならば取り崩されなかつた又は計上された欠損の金額に係る繰延税金資産のうち当該対象会社等に帰せられる部分の金額）

(iii) 当該特定取引が移行対象会計年度以後の各対象会計年度において生

税の額のうち当該他の会社等に帰せられる部分の金額）

(ii) 当該特定取引がなかつたならば取り崩されなかつた又は計上された他の会社等の欠損の金額に係る繰延税金資産（当該他の会社等が令第五十五条の二十第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する連結等納税規定の適用を受ける場合には、当該特定取引がなかつたならば取り崩されなかつた又は計上された欠損の金額に係る繰延税金資産のうち当該対象会社等に帰せられる部分の金額）

(iii) 当該特定取引が移行対象会計年度以後の各対象会計年度において生じたものであつたならば他の会社等の被配分当期対象租税額（令第五十五条の三十五第二項第一号に規定する被配分当期対象租税額をいう。（2）（i）（ii）において同じ。）となつた金額

(2) 当該繰延税金資産が帳簿価額の変更により生じた場合 次に掲げる金額の合計額

(i) 当該帳簿価額の変更について対象会社等が支払った租税の額（当該対象会社等が令第五十五条の二十第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する連結等納税規定の適用を受ける場合には、当該帳簿価額の変更について当該連結等納税規定により課された租税の額のうち当該対象会社等に帰せられる部分の金額）

(ii) 当該帳簿価額の変更がなかつたならば取り崩されなかつた又は計上された対象会社等の欠損の金額に係る繰延税金資産（当該対象会社等が令第五十五条の二十第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する連結等納税規定の適用を受ける場合には、当該特定取引がなかつたならば取り崩されなかつた又は計上された欠損の金額に係る繰延税金資産のうち当該対象会社等に帰せられる部分の金額）

(iii) 当該帳簿価額の変更が移行対象会計年度以後の各対象会計年度において生

じたものであつたならば対象会社等の被配分当期対象租税額となつた金額のうち、当期純損益金額に係る繰延税金負債のうち、移行対象会計年度前の特定取引又は帳簿価額の変更により生じた繰延税金負債がある場合には、当該繰延税金負債はないものとする。

二 次に掲げる金額

イ 過去対象会計年度においてこの項(次号ハ)に係る部分に限る。)の規定により調整後対象租税額から減算された金額に係る繰延税金負債のうち、当該対象会計年度において支払われた部分に相当する金額

ロ 過去対象会計年度において次項の規定により調整後対象租税額から減算された金額に係る繰延税金負債のうち、当該対象会計年度において支払われた部分に相当する金額

ハ 過去対象会計年度における令第五百五十五条の第四十二項第三号イ(構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額)(令第五百五十五条の四十八第一項(共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額)において準用する場合を含む。)の規定する再計算国別国際調整後対象租税額の計算上減算された第三十八条の三十二第一項第二号(構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額)(第三十八条の三十七第一項(共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額)において準用する場合を含む。)に規定する取戻繰延税金負債又は過去対象会計年度における令第五百五十五条の四十四第二項(無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額)(令第五百五十五条の五十一第一項(無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額)において準用する場合を含む。)に規定する取戻繰延税金負債のうち、当該対象会計年度において支払われた部分に相当する金額

三 次に掲げる金額

イ 当該対象会計年度において生じた欠損の金額について当該対象会計年度後の対象会計年度における法人税等の額を減少させることが見込まれないことにより繰延税金資産が計上されなかつた場合において、当該欠損の金額が当該対象会計年度後の対象会計年度における法人税等の額を減少させることが見込まれるとしたならば計上されることとなる繰延税金資産に相当する金額

ロ 当該対象会計年度において生じた欠損の金額がある場合において、欠損金の繰戻還付(法第八十条(欠損金の繰戻しによる還付)若しくは第百四十四条の十三(欠損金の繰戻しによる還付)の規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定をいう。)に係る還付金の額がある場合において当該欠損の金額が当該対象会計年度後の対象会計年度に繰り越されたとしたならば計上されることとなる繰延税金資産に相当する金額

ハ 所有持分の移転により特定多国籍企業グループ等に属することとなつた構成会社等又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に該当することとなつたもの(当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配親会社等に係る共同支配会社等を含む。)のその属することとなり、又はその該当することとなる前の過去対象会計年度に計上された繰延税金負債に係る令第五百五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額のうち、当該移転の日を含む対象会計年度の五対象会計年度後の対象会計年度終了の日ま

でに取り崩されなかつた繰延税金負債に係る部分の金額(次に掲げる金額に係る部分の金額を除く。)に相当する金額

(1) 法人税又は法人税に相当する税に関する法令における有形資産に対する償却の方法を定める規定により損金の額に算入される金額

(2) 国等の認可(これに準ずるものを含む。)を要する不動産の使用又は天然資源の開発に関する費用の額その他これらに相当する費用の額

(3) 研究開発費の額その他これに相当する費用の額

(4) 施設又は設備の廃止又は修復に要すると認められる費用の額その他これらに類する費用の額

(5) 資産又は負債の時価により評価した価額がその評価した時の直前の帳簿価額を超え、又は下回る場合におけるその超える部分の金額又はその下回る部分の金額で利益の額として算入される金額

(6) 会計機能通貨(令第五百五十五条の十八第二項第六号(個別計算所得等の金額の計算)に規定する会計機能通貨をいう。(6)において同じ。)と当該会計機能通貨以外の通貨との間の為替相場の変動による利益の額

(7) 保険会社等(会社等であつて、保険業法第二条第二項(定義)に規定する保険会社若しくはこれに準ずるもの又は我が国以外の国若しくは地域におけるこれらに相当するものをいう。)に係る次に掲げる金額

(i) 保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために準備金として繰り入れた金額のうち法人税又は法人税に相当する税に関する法令の規定により損金の額に算入される金額

(ii) 保険契約を締結するために要した費用(これに準ずるものを含む。)の額

(8) 会社等の所在地にある有形資産を譲渡した場合において、租税特別措置法第六十五条の七(特定の資産の買換えの場

合の課税の特例)若しくはこれに準ずる規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定の適用を受けるときに、かかるその譲渡に係る利益の額その他これに類する利益の額

(9) (1)から(8)までに掲げる金額に係る会計処理の変更に伴い発生する費用の額又は利益の額

4 各対象会計年度の当期純損益金額に係る繰延税金負債(当該対象会計年度において計上されたものに限る。以下この項において同じ。)のうち当該対象会計年度(以下この項において「適用対象会計年度」という。)の五対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに支払われることが見込まれない部分に係る金額がある場合において、特定多国籍企業グループ等の適用対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(令第五百五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供があるとき、又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があるとき(法第五十条の三第三項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)は、その見込まれない部分に係る金額に相当する金額を同号に掲げる金額から減算する。

5 第三項第一号に規定する特定繰延税金資産とは、構成会社等又は共同支配会社等の各対象会計年度(外国子会社合算税制等(租税特別措置法第六十六条の六(内国法人の外国関係会社)に係る所得の課税の特例)若しくは第六十六条の九の二(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定をいう。以下この項並びに次条第四項及び第五項において同じ。)の適用を受けた対象会計年度に限る。)において生じた特定欠損金額(外国子会社合算税制等の適用がないものとして計算した場合の欠損の金額をいう。以下この項において同じ。)があり、かつ、当該対象会計年度において益金の額に算入される課税対象金額

合の課税の特例)若しくはこれに準ずる規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定の適用を受けるときに、かかるその譲渡に係る利益の額その他これに類する利益の額

(1)から(8)までに掲げる金額に係る会計処理の変更に伴い発生する費用の額又は利益の額

4 各対象会計年度の当期純損益金額に係る繰延税金負債(当該対象会計年度において計上されたものに限る。以下この項において同じ。)のうち当該対象会計年度(以下この項において「適用対象会計年度」という。)の五対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに支払われることが見込まれない部分に係る金額がある場合において、特定多国籍企業グループ等の適用対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(令第五百五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供があるとき、又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があるとき(法第五十条の三第三項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)は、その見込まれない部分に係る金額に相当する金額を同号に掲げる金額から減算する。

5 第三項第一号に規定する特定繰延税金資産とは、構成会社等又は共同支配会社等の各対象会計年度(外国子会社合算税制等(租税特別措置法第六十六条の六(内国法人の外国関係会社)に係る所得の課税の特例)若しくは第六十六条の九の二(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定をいう。以下この項並びに次条第四項及び第五項において同じ。)の適用を受けた対象会計年度に限る。)において生じた特定欠損金額(外国子会社合算税制等の適用がないものとして計算した場合の欠損の金額をいう。以下この項において同じ。)があり、かつ、当該対象会計年度において益金の額に算入される課税対象金額

合の課税の特例)若しくはこれに準ずる規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定の適用を受けるときに、かかるその譲渡に係る利益の額その他これに類する利益の額

(1)から(8)までに掲げる金額に係る会計処理の変更に伴い発生する費用の額又は利益の額

4 各対象会計年度の当期純損益金額に係る繰延税金負債(当該対象会計年度において計上されたものに限る。以下この項において同じ。)のうち当該対象会計年度(以下この項において「適用対象会計年度」という。)の五対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに支払われることが見込まれない部分に係る金額がある場合において、特定多国籍企業グループ等の適用対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(令第五百五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供があるとき、又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があるとき(法第五十条の三第三項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)は、その見込まれない部分に係る金額に相当する金額を同号に掲げる金額から減算する。

5 第三項第一号に規定する特定繰延税金資産とは、構成会社等又は共同支配会社等の各対象会計年度(外国子会社合算税制等(租税特別措置法第六十六条の六(内国法人の外国関係会社)に係る所得の課税の特例)若しくは第六十六条の九の二(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定をいう。以下この項並びに次条第四項及び第五項において同じ。)の適用を受けた対象会計年度に限る。)において生じた特定欠損金額(外国子会社合算税制等の適用がないものとして計算した場合の欠損の金額をいう。以下この項において同じ。)があり、かつ、当該対象会計年度において益金の額に算入される課税対象金額

合の課税の特例)若しくはこれに準ずる規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定の適用を受けるときに、かかるその譲渡に係る利益の額その他これに類する利益の額

(1)から(8)までに掲げる金額に係る会計処理の変更に伴い発生する費用の額又は利益の額

4 各対象会計年度の当期純損益金額に係る繰延税金負債(当該対象会計年度において計上されたものに限る。以下この項において同じ。)のうち当該対象会計年度(以下この項において「適用対象会計年度」という。)の五対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに支払われることが見込まれない部分に係る金額がある場合において、特定多国籍企業グループ等の適用対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(令第五百五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供があるとき、又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があるとき(法第五十条の三第三項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)は、その見込まれない部分に係る金額に相当する金額を同号に掲げる金額から減算する。

5 第三項第一号に規定する特定繰延税金資産とは、構成会社等又は共同支配会社等の各対象会計年度(外国子会社合算税制等(租税特別措置法第六十六条の六(内国法人の外国関係会社)に係る所得の課税の特例)若しくは第六十六条の九の二(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定をいう。以下この項並びに次条第四項及び第五項において同じ。)の適用を受けた対象会計年度に限る。)において生じた特定欠損金額(外国子会社合算税制等の適用がないものとして計算した場合の欠損の金額をいう。以下この項において同じ。)があり、かつ、当該対象会計年度において益金の額に算入される課税対象金額

合の課税の特例)若しくはこれに準ずる規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定の適用を受けるときに、かかるその譲渡に係る利益の額その他これに類する利益の額

(1)から(8)までに掲げる金額に係る会計処理の変更に伴い発生する費用の額又は利益の額

4 各対象会計年度の当期純損益金額に係る繰延税金負債(当該対象会計年度において計上されたものに限る。以下この項において同じ。)のうち当該対象会計年度(以下この項において「適用対象会計年度」という。)の五対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに支払われることが見込まれない部分に係る金額がある場合において、特定多国籍企業グループ等の適用対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(令第五百五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。)の提供があるとき、又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供があるとき(法第五十条の三第三項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)の規定の適用がある場合に限る。)は、その見込まれない部分に係る金額に相当する金額を同号に掲げる金額から減算する。

等（同法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額若しくは同法第六十六条の九の第二項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額又は我が国以外の国若しくは地域におけるこれらに相当するものをいう。）から当該特定欠損金額が控除された場合において、外国子会社支配会社等の適用を受けた構成会社等又は共同支配会社等に係る外国関係会社等（同法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社若しくは同法第六十六条の九の第二項に規定する外国関係法人又は我が国以外の国若しくは地域におけるこれらに相当するものをいう。）の所得に対して課される税の額に係る繰越外国税額に係る繰延税金資産（当該繰延税金資産が当該特定欠損金額に適用税率を乗じて計算した金額を上回る場合には、当該特定欠損金額に適用税率を乗じて計算した金額）をいう。

6 移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合における令第五十五条の三十五第一項第二号に規定する財務省令定めるところにより計算した金額（当該繰延税金資産又は繰延税金負債に係るものに限る。）については、第三項第一号（八からホまで、チ及びリに係る部分に限る。）、第二号並びに第三号ロ及びハ並びに第四項の規定は、適用しない。ただし、その計上された繰延税金資産のうち、個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る繰延税金資産（令和三年十二月一日以後に行われた取引に係るものに限る。）がある場合における当該繰延税金資産については、この限りでない。

7 令第五十五条の三十五第一項第三号に規定する財務省令定める金額は、特定連結等財務諸表の作成の基礎となる個別財務諸表（純資産の項目又はその他の包括利益の項目に限る。）に記載された対象租税の額（当該対象租税の額の基礎とされた金額が個別計算所得等の金額に含まれる場合に限る。）とする。

8 令第五十五条の三十五第二項第一号に規定する財務省令で定める税は、法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税とする。

9 令第五十五条の三十五第二項第三号ロに規定する財務省令で定める金額は、各対象会計年

度に係る同号ロに規定する還付を受け、又は対象租税の額から控除された金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 非適格適用者変更税額控除額（当初適用者（第三十八条の十六第十項第一号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する当初適用者をいう。イにおいて同じ。）に該当する構成会社等若しくは共同支配会社等に係る適用者変更税額控除額（同項に規定する適用者変更税額控除額をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同項第一号イ又はロに掲げる要件を満たさないものに限る。）又は新適用者（同項第二号に規定する新適用者をいう。ロにおいて同じ。）に該当する構成会社等若しくは共同支配会社等に係る適用者変更税額控除額（同項に規定する適用者変更税額控除額をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同項第一号イ又はロに掲げる要件を満たさないものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）に次掲げる構成会社等又は共同支配会社等の区分に応じそれぞれ次に定める金額

- イ 当該非適格適用者変更税額控除額に係る当初適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - (1) 当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等が当該非適格適用者変更税額控除額につきその適用を受けた場合（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間（令第五十五条の十三第三項第二号イ（各種投資会社等の範囲）に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。）終了の日の属する対象会計年度である場合に限る。）当該適用を受けた部分の金額
 - (2) 当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等が当該非適格適用者変更税額控除額に係る適用者変更（第三十八条の十六第十項に規定する適用者変更をいう。以下この号において同じ。）を行った場合 当該適用者変更につき支払を受けた対価の額

- ロ 当該非適格適用者変更税額控除額に係る新適用者に該当する構成会社等又は共同支配会社等 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（一）に定める金額にあつては、零を超えるものに限る。）

- (1) 当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等が新適用者変更税額控除額（当該非適格適用者変更税額控除額のうち、適用者変更により当該構成会社等又は共同支配会社等がその適用を受けることができることとなった部分の金額をいう。ロにおいて同じ。）につきその適用を受けた場合（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間終了の日の属する対象会計年度である場合に限る。）当該新適用者変更税額控除額から当該非適格適用者変更税額控除額に係る適用者変更につき支払った対価の額を控除した残額に、当該適用を受けた部分の金額が当該新適用者変更税額控除額のうち占める割合を乗じて計算した金額
- (2) 当該対象会計年度において当該構成会社等又は共同支配会社等が新適用者変更税額控除額に係る適用者変更を行った場合 当該適用者変更につき支払を受けた対価の額から当該新適用者変更税額控除額のうち当該適用者変更を行った部分の金額に（一）に掲げる金額が（一）に掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額を減算した金額
 - (i) 当該非適格適用者変更税額控除額に係る適用者変更につき支払った対価の額
 - (ii) 当該新適用者変更税額控除額

- (ii) 当該新適用者変更税額控除額
 - 二 非適格給付付き税額控除額（国等から受けける令第五十五条の十八第二項第十二号（同条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する給付付き税額控除の額のうち、適格給付付き税額控除額（同条第二項第二号に規定する適格給付付き税額控除額をいう。次条において同じ。）以外の金額（当該金額のうち適用者変更税額控除額を除く。）をいう。以下この号において同じ。） 当該非適格給付付き税額控除額のうち当該対象会計年度においてその適用を受けた金額（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間終了の日の属する対象会計年度である場合における当該金額に限るものとし、国又は地域の法令において当該非適格給付付き税額控除額に係る税額控除を受ける要

件を満たすこととなつた日が移行対象会計年度開始の前日であるものを除く。）

三 前二号に掲げる金額以外の金額のうち、還付を受け、又は対象租税の額から控除された金額 当該対象会計年度においてその適用を受けた金額（当該対象会計年度が当該適用を受けた課税期間終了の日の属する対象会計年度である場合における当該金額に限る。）

10 令第五十五条の三十五第二項第三号ハに規定する財務省令で定める金額は、不確定な税務処理に係る法人税等の額（対象租税の額に限る。以下この項において同じ。）がある場合における当該法人税等の額とする。

11 令第五十五条の三十五第二項第三号ホに規定する財務省令定めるところにより計算した金額は、構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益金額に係る法人税等の額及び同項第二号イに掲げる金額のうち同項第三号ホに規定する会社等別利益額に係る金額として当該構成会社等又は共同支配会社等に係る租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額とする。

12 構成会社等又は共同支配会社等の令第五十五条の三十五第四項の規定の適用を受けた対象会計年度において、第三項第三号ロ又は令第五十五条の四十第一項第四号（令第五十五条の四十八第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十五条の四十一第一項第四号（令第五十五条の五十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる金額がある場合には、これらの金額は零とし、当該対象会計年度において過去対象会計年度に係る令第五十五条の三十五第一項第一号に規定する当期対象租税額が過大であつたことが判明した場合において、その過大であつた部分の金額が同条第二項第一号に規定する当期法人税等の額又は費用等の計算上減算されていないときは、当該過大であつた部分の金額を当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額から減算する。

第三十八条の二十九 令第五十五条の三十五第三項第一号（調整後対象租税額の計算）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一 令第五十五条の三十五第三項第一号の恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配

会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額（法人税等調整額を除く。以下第十項までにおいて同じ。）（当該構成会社等又は共同支配会社等がその所在地において外国税額控除等の適用を受ける場合には、その適用がないものとして計算した場合の対象租税の額）のうち当該恒久的施設等の所得に係る部分の金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

二 前号の構成会社等又は共同支配会社等がその所在地において外国税額控除等の適用を受ける金額のうち同号に掲げる金額に係る部分の金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

2 令第五十五条の第三十五第三項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号の対象導管会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額に同号の構成会社等又は共同支配会社等の当該対象導管会社等に係る令第五十五条の第十六第十四項第一号（当期純損益金額）の合計割合を乗じて計算した金額とする。

3 令第五十五条の第三十五第三項第三号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号の対象各種投資会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額に同号の構成会社等又は共同支配会社等の当該対象各種投資会社等に係る令第五十五条の第十七第一項第一号（各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例）（同条第七項において準用する場合を含む。）の合計割合を乗じて計算した金額とする。

4 令第五十五条の第三十五第三項第四号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、外国子会社合算税制等により構成会社等又は共同支配会社等に係る親会社等（同号に規定する親会社等）の益金の額に算入される金額の計算の基礎とされる当該構成会社等又は共同支配会社等に係る所得の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を合計した金額とする。

- 一 受動的所得の金額以外の所得の金額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額
- イ 当該親会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額（当該親会社等がその所在地

において外国税額控除等の適用を受ける場合には、その適用がないものとして計算した場合の対象租税の額）のうち外国子会社合算税制等により当該親会社等の益金の額に算入される金額に係る部分の金額として当該親会社等の所在地の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ロ 当該親会社等がその所在地において外国税額控除等の適用を受ける金額のうちイに掲げる金額に係る部分の金額として当該親会社等の所在地の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ハ 当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額以外の所得の金額が当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額の合計額のうち占める割合に掲げる金額を控除した残額にハに掲げる割合を乗じて計算した金額（当該金額がニに掲げる金額を超える場合には、ニに掲げる金額）

イ 前号イに掲げる金額
ロ 前号ロに掲げる金額
ハ 当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額が当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額及び受動的所得の金額以外の所得の金額の合計額のうち占める割合

ニ 当該構成会社等又は共同支配会社等の受動的所得の金額に、基準税率から被配分当期対象租税額（令第五十五条の第三十五第二項第一号に規定する被配分当期対象租税額をいう。第七項第二号ニにおいて同じ。）（同条第三項第四号に定める金額のうち、受動的所得の金額に係る部分に限る。）がないものとして計算した場合の当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地に係る法第八十二条の第二項第一号イ（三）又は第四項第一号イ（三）（国際最低課税額）に規定する個別実効税率（当該構成会社等又は共同支配会社等が無国籍会社等である場合には、当該構成会社等又は共同支配会社等の同条第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率又は同条第四項第四号

- イ 前号イに掲げる金額
- ロ 前号ロに掲げる金額
- ハ 当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額が当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額及び受動的所得の金額以外の所得の金額の合計額のうち占める割合
- ニ 当該構成会社等又は共同支配会社等の受動的所得の金額に、基準税率から被配分当期対象租税額（令第五十五条の第三十五第二項第一号に規定する被配分当期対象租税額をいう。第七項第二号ニにおいて同じ。）（同条第三項第四号に定める金額のうち、受動的所得の金額に係る部分に限る。）がないものとして計算した場合の当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地に係る法第八十二条の第二項第一号イ（三）又は第四項第一号イ（三）（国際最低課税額）に規定する個別実効税率（当該構成会社等又は共同支配会社等が無国籍会社等である場合には、当該構成会社等又は共同支配会社等の同条第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率又は同条第四項第四号

に規定する無国籍共同支配会社等実効税率）を控除した割合を乗じて計算した金額（前項に規定する受動的所得の金額とは、構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の金額に含まれる次に掲げる金額のうち、外国子会社合算税制等により当該構成会社等又は共同支配会社等に係る親会社等の益金の額に算入される金額の計算の基礎とされるものをいう。）

一 支払を受ける利子（これに相当するものを含む。）の額
二 支払を受ける利益の配当（これに相当するものを含む。）の額
三 支払を受ける資産の貸付けによる対価の額
四 支払を受ける使用料の額
五 保険契約であつて支払を受ける年金の額

六 前各号に掲げる金額に係る利益の額（これに類する利益の額を含む。）を生じさせる資産につき、その運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額（前各号に掲げる金額に係る利益の額を除く。）
各対象会計年度に係る第四項第二号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した残額に同号ハに掲げる割合を乗じて計算した金額が同号ニに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額は、同項の親会社等の当該対象会計年度に係る当期対象租税額（令第五十五条の第三十五第一項第一号に規定する当期対象租税額をいう。第九項において同じ。）に加算する。

7 令第五十五条の第三十五第三項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、構成会社等又は共同支配会社等（同号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものに限る。）に対する所有持分を有する他の構成会社等又は共同支配会社等（以下この項及び次項において「構成員」という。）の所在地における租税に関する法令により当該構成員の益金の額に算入される金額の計算の基礎とされる当該構成会社等又は共同支配会社等に係る所得の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を合計した金額とする。

一 受動的所得の金額以外の所得の金額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

- イ 前号イに掲げる金額
- ロ 前号ロに掲げる金額
- ハ 当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額が当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額及び受動的所得の金額以外の所得の金額の合計額のうち占める割合
- ニ 当該構成会社等又は共同支配会社等の受動的所得の金額に、基準税率から被配分当期対象租税額（令第五十五条の第三十五第三項第五号に定める金額のうち、受動的所得の金額に係る部分に限る。）がないものとして計算した場合の当該構成員の所在地に係る法第八十二条の第二項第一号イ（三）又は第四項第一号イ（三）（国際最低課税額）に規定する個別実効税率（当該構成会社等又は共同支配会社等が無国籍会社等である場合には、当該構成会社等又は共同支配会社等の同条第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率又は同条第四項第四号に規定する無国籍共同支配会社等実効税率）を控除した割合を乗じて計算した金額

において外国税額控除等の規定の適用を受ける場合には、その適用がないものとして計算した場合の対象租税の額）のうち当該構成員の益金の額に算入される金額（当該構成会社等又は共同支配会社等の所得に係る部分の金額に限る。）として当該構成員の所在地の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ロ 当該構成員がその所在地において外国税額控除等の適用を受ける金額のうちイに掲げる金額に係る部分の金額として当該構成員の所在地の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

ハ 当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額以外の所得の金額が当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額の合計額のうち占める割合に掲げる金額を控除した残額にハに掲げる割合を乗じて計算した金額（当該金額がニに掲げる金額を超える場合には、ニに掲げる金額）

イ 前号イに掲げる金額
ロ 前号ロに掲げる金額
ハ 当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額が当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額及び受動的所得の金額以外の所得の金額の合計額のうち占める割合

ニ 当該構成会社等又は共同支配会社等の受動的所得の金額に、基準税率から被配分当期対象租税額（令第五十五条の第三十五第三項第五号に定める金額のうち、受動的所得の金額に係る部分に限る。）がないものとして計算した場合の当該構成員の所在地に係る法第八十二条の第二項第一号イ（三）又は第四項第一号イ（三）（国際最低課税額）に規定する個別実効税率（当該構成会社等又は共同支配会社等が無国籍会社等である場合には、当該構成会社等又は共同支配会社等の同条第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率又は同条第四項第四号に規定する無国籍共同支配会社等実効税率）を控除した割合を乗じて計算した金額

- イ 前号イに掲げる金額
- ロ 前号ロに掲げる金額
- ハ 当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額が当該構成会社等又は共同支配会社等に係る受動的所得の金額及び受動的所得の金額以外の所得の金額の合計額のうち占める割合
- ニ 当該構成会社等又は共同支配会社等の受動的所得の金額に、基準税率から被配分当期対象租税額（令第五十五条の第三十五第三項第五号に定める金額のうち、受動的所得の金額に係る部分に限る。）がないものとして計算した場合の当該構成員の所在地に係る法第八十二条の第二項第一号イ（三）又は第四項第一号イ（三）（国際最低課税額）に規定する個別実効税率（当該構成会社等又は共同支配会社等が無国籍会社等である場合には、当該構成会社等又は共同支配会社等の同条第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率又は同条第四項第四号に規定する無国籍共同支配会社等実効税率）を控除した割合を乗じて計算した金額

8 前項に規定する受動的所得の金額とは、構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得等の

金額に含まれる第五項各号に掲げる金額のうち、当該構成会社等又は共同支配会社等の構成員が有する当該構成会社等又は共同支配会社等に対する所有持分に応じて益金の額に算入される金額の計算の基礎とされる金額をいう。

9 各対象会計年度に係る第七項第二号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した残額に同号ハに掲げる割合を乗じて計算した金額が同号ニに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額は、同項の構成員の当該対象会計年度に係る当期対象租税額に加算する。

10 令第五十五条の第三十五第三項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する親会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額（当該親会社等を受ける同号の利益の配当を課税標準として課されるものに限る。）のうち当該利益の配当に係る部分の金額として合理的な方法により計算した金額とする。

11 令第五十五条の第三十五第七項に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一 令第五十五条の第三十五第七項に規定する「令第五十五条の第三十五第七項において「対象導管会社等」という。）が有する持分を有することにより受けることができる」と見込まれる収益の額（適格給付付き税額控除額以外の税額控除の額を除く。）が当該持分の取得に要した額を下回ること。

二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすこと。
イ 対象導管会社等に対する持分を令第五十五条の第三十五第七項の構成会社等又は共同支配会社等（以下この項において「保有会社等」という。）が有する場合、当該対象導管会社等の収入等が当該保有会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われること。

ロ 対象導管会社等に対する持分を有する他の会社等（導管会社等に限るものとし、保有会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は保有会社等に係る他の共同支配会社等を除く。ロ及びハにおいて同じ。）に対する持分の全部又は一部を保有会社等が有する場合、当該対象導管会社等の収入等がその持分を有する当該他の会社

等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われ、かつ、当該他の会社等の収入等がその持分を有する当該保有会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われること。
ハ 対象導管会社等と他の会社等（その持分の全部又は一部を保有会社等が有するものに限る。ハにおいて同じ。）との間に一又は二以上の会社等（導管会社等に限るものとし、当該保有会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該保有会社等において「介在会社等」という。）が介在する場合であつて、当該保有会社等、当該他の会社等、介在会社等及び当該対象導管会社等が持分の保有を通じて連鎖関係にある場合、当該対象導管会社等の収入等がその持分を有する介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、介在会社等の収入等がその持分を有する他の介在会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等と、介在会社等の収入等がその持分を有する当該保有会社等の所在する国又は地域の租税に関する法令においてその構成員の収入等として取り扱われること。
三 保有会社等の所在地域の租税に関する法令及び対象導管会社等が事業を行う国又は地域の租税に関する法令において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準において、当該対象導管会社等の純資産の部に計上される持分であること。
四 対象導管会社等に対する持分を有する者のうち、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のみが、当該持分を有することにより税額控除及びこれに類するものを受けられることではないこと。
前項第一号に規定する対象導管会社等に対する持分を有することにより受けることができる」と見込まれる収益の額は、当該持分を取得した時に見込まれる収益の額とする。

12 前項第一号に規定する対象導管会社等に対する持分を有することにより受けることができる」と見込まれる収益の額は、当該持分を取得した時に見込まれる収益の額とする。

13 令第五十五条の第三十五第七項第一号に規定する収益の額のうち財務省令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。
一 適格持分（令第五十五条の第三十五第七項に規定する適格持分をいう。以下この条において同じ。）を有することにより受けることができる税額控除の額

二 国又は地域の租税に関する法令において構成会社等又は共同支配会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される適格持分に係る導管会社等の損失の額に当該構成会社等又は共同支配会社等に適用される税率を乗じて計算した金額

三 適格持分に係る利益の配当の額及びこれに類するもの
四 適格持分の譲渡により受ける対価の額

14 令第五十五条の第三十五第七項第一号に規定する税額控除の額及びこれに類するものとして財務省令で定める金額は、前項第一号及び第二号に掲げる金額（適格給付付き税額控除額を除く。）の合計額のうち同条第二項第一号に規定する当期法人税等の額の計算上減算されている額とする。

15 令第五十五条の第三十五第七項第二号に規定する財務省令で定める金額は、適格持分に係る第十三項各号に掲げる金額を最も古いものから当該適格持分の取得に要した金額に順次充てるとなる金額が当該取得に要した金額を超えるときにおけるその超える部分の金額のうち、同条第七項の当該対象会計年度に係る適格給付付き税額控除額並びに第十三項第三号及び第四号に掲げる金額に係る部分の金額とする。

16 適格持分を有する構成会社等又は共同支配会社等が、各対象会計年度において令第五十五条の第二十四の第二項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける場合において、当該適格持分の帳簿価額から第一号に掲げる金額を減額する会計処理又はこれに類するものを行つているとき（過去対象会計年度（次項に規定する適用対象会計年度に限る。）において次項の規定の適用を受けた場合を含む。）は、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の計算については、令第五十五条の第三十五第七項の規定にかかわらず、同号に掲げる金額を限度と

して、第二号に掲げる金額を当該対象会計年度に係る調整後対象租税額に加算する。
一 当該適格持分の取得に要した額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額
イ 当該対象会計年度に係る第十三項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額
ロ 当該適格持分を取得した時に見込まれるその取得した日の属する対象会計年度以後の各対象会計年度に係る第十三項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額

二 当該対象会計年度に係る令第五十五条の第三十五第七項第一号に規定する税額控除の額及びこれに類するものとして財務省令で定める金額

17 適格持分を有する構成会社等又は共同支配会社等が、各対象会計年度において令第五十五条の第二十四の第二項の規定の適用を受ける場合において、前項に規定する会計処理又はこれに類するものを行つていないときは、当該適格持分を取得した日の属する対象会計年度（当該取得した日が同条第一項の規定の適用を受ける最初の対象会計年度開始の日前である場合には、当該最初の対象会計年度）以下この項において「適用対象会計年度」という。）に係る調整後対象租税額の計算については、令第五十五条の第三十五第七項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額を限度として、第二号に掲げる金額を当該適用対象会計年度に係る調整後対象租税額に加算することができる。

一 当該適格持分の取得に要した額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額
イ 当該適用対象会計年度に係る第十三項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額
ロ 当該適格持分を取得した時に見込まれるその取得した日の属する対象会計年度以後の各対象会計年度に係る第十三項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額

二 当該適用対象会計年度に係る令第五十五条の第三十五第七項第一号に規定する税額控除の額及びこれに類するものとして財務省令で定める金額

18 構成会社等（恒久的施設等に限る。）又は共同支配会社等（恒久的施設等に限る。）が各対象会計年度において第三十八条の第二十五第一項（導管会社等の恒久的施設等に係る個別計算所

得等の金額の計算の特例) (同条第二項において準用する場合を含む。)において準用する令第五十五条の三十二第一項(導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)の規定の適用を受ける場合における当該構成会社等又は当該共同支配会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額には、当該調整後対象租税額に同項に規定する構成員の当該構成会社等又は当該共同支配会社等に係る同項に規定する請求権割合の合計割合を乗じて計算した金額を含まないものとする。

19 令第五十五条の三十五第十項に規定する財務省令で定める金額は、同項の構成会社等又は共同支配会社等の同項の規定の適用がないものとして計算した場合における各対象会計年度に係る調整後対象租税額から当該対象会計年度に係る対象租税の額(令第五十五条の三十三第一項(配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する配当控除所得課税規定により課される対象租税の額に限る。)を減算した金額のうち占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 令第五十五条の三十三第一項の規定により当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る特例適用前個別計算所得等の金額(令第五十五条の三十五第十項に規定する特例適用前個別計算所得等の金額をいう。次号において同じ。)から控除される利益の配当の額

二 令第五十五条の十八第二項(個別計算所得等の金額の計算)(同条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する加算調整額には同条第二項第一号に掲げる金額を含まないものとし、同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する減算調整額には同条第三項第一号に掲げる金額を含まないものとして計算した場合における当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る特例適用前個別計算所得等の金額

20 令第五十五条の三十五第十項の規定及び前項の規定は、構成会社等又は共同支配会社等が第三十八条の二十六第三項(配当控除所得課税

規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、前項第一号中「令第五十五条の三十三第一項」とあるのは、「第三十八条の二十六第三項(配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)(同条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と読み替えるものとする。

第二款 国際最低課税額

第三十八条の三十 令第五十五条の三十七第二項第一号イ(2)(帰属割合の計算等)に規定する財務省令で定める計算書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める同項第一号イ(2)の内国法人の連結財務諸表(同号イ(2)に規定する連結財務諸表をいう。以下この条及び第三十八条の四十二(各種投資会社等に係る国際最低課税額の計算の特例)において同じ。)とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表
イ 当該内国法人及び令第五十五条の三十七第二項第一号イの構成会社等のみを連結対象会社等(同号イ(2)に規定する連結対象会社等をいう。以下この条及び第三十八条の四十二において同じ。)とみなす。

ロ イの構成会社等の当該対象会計年度に係る令第五十五条の三十七第二項第一号イ(1)に掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人とイの構成会社等との間の取引(令第五十五条の十六第三項(当期純損益金額)に規定する資本等取引を除く。以下この条及び第三十八条の四十二において同じ。)は、ないものとみなす。

二 令第五十五条の三十七第二項第一号イの構成会社等が導管会社等に該当する場合次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表
イ 当該内国法人及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。
ロ 当該構成会社等の当該対象会計年度に係る令第五十五条の三十七第二項第一号イ(1)に掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

(1)に掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人と当該構成会社等との間の取引は、ないものとみなす。

二 当該構成会社等が当該対象会計年度において令第五十五条の十六第三項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する非関連構成員が直接又は同項第二号イに規定する他の会社等若しくは同号ロに規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分は、ないものとみなす。

ホ 当該構成会社等が当該対象会計年度において令第五十五条の十六第十四項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合における同項に規定する被分配会社等が直接又は同号ロ(1)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(2)に規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分は、ないものとみなす。

三 令第五十五条の三十七第二項第一号イの構成会社等が各種投資会社等に該当する場合次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表
イ 当該内国法人及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。
ロ 当該構成会社等の当該対象会計年度に係る令第五十五条の三十七第二項第一号イ(1)に掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人と当該構成会社等との間の取引は、ないものとみなす。
二 当該構成会社等に対する持分のうち当該構成会社等に係る最終親会社等が直接又は間接に有する持分以外のものはないものとみなす。

ホ 当該構成会社等が当該対象会計年度において令第五十五条の十七第一項(第一号に係る部分に限る。)(各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例)の規定の適用を受ける場合における同項の適用株主等が直接又は同号ロ(1)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(2)に規定する他の会社

等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分は、ないものとみなす。

ハ 当該構成会社等が当該対象会計年度において令第五十五条の三十一第一項(第二号に係る部分に限る。)(各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)の規定の適用を受ける場合における同項の適用株主等が直接又は同条第二項第四号ロ(1)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(2)に規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分は、ないものとみなす。

2 令第五十五条の三十七第二項第一号イ(2)に規定する財務省令で定める金額は、連結財務諸表の作成の基礎となる構成会社等又は共同支配会社等の税引後当期純損益金額のうち、非支配株主に帰属する金額として当該連結財務諸表に記載されることとなる金額とする。
3 令第五十五条の三十七第二項第二号イ(2)に規定する財務省令で定める計算書類は、次に定めるところにより作成される同号イの内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表とする。

一 当該内国法人及び令第五十五条の三十七第二項第二号イの構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。
二 前号の構成会社等の当該対象会計年度に係る令第五十五条の三十七第二項第二号イ(1)に掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

三 当該内国法人と第一号の構成会社等との間の取引は、ないものとみなす。
四 第一号の構成会社等に対する持分のうち令第五十五条の三十七第二項第二号イの対象株主等以外の者が当該対象株主等を通じて間接に有する持分以外のものはないものとみなす。

五 前号の対象株主等が間接に有する第一号の構成会社等に対する持分のうち令第五十五条の四十二第二項第二号ロ(1)(構成会社等に係る未分配所得国際最低課税額)(令第五十五条の四十五(無国籍構成会社等に係る未分配所得国際最低課税額)において準用する場合を含む。第五項第五号及び第六項第五号において同じ。)に規定する他の会社等

又は令第五十五条の四十二第二項第二号ロ(二)(令第五十五条の四十五において準用する場合を含む。第五項第五号及び第六項第五号において同じ。)に規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する持分以外のものではないものとみなす。

4 令第五十五条の三十七第三項第一号ロに規定する財務省令で定める計算書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める同項第一号ロの内国法人の連結財務諸表とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表

イ 当該内国法人及び令第五十五条の三十七第三項第一号の構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

ロ イの構成会社等の当該対象会計年度に係る令第五十五条の三十七第三項第一号イに掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人とイの構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ 当該内国法人が直接又は間接に有するイの構成会社等に対する持分のうち令第五十五条の三十七第三項第一号ロの他の構成会社等を通じて間接に有する持分以外のものを連結対象会社等以外の者が有するものとみなす。

二 令第五十五条の三十七第三項第一号の構成会社等が導管会社等に該当する場合 次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表

イ 当該内国法人及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

ロ 当該構成会社等の当該対象会計年度に係る令第五十五条の三十七第三項第一号イに掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ 当該構成会社等が当該対象会計年度において令第五十五条の十六第十三項の規定の適用を受ける場合又は同項第二号イに規定する非関連構成員が直接又は同項第二号イに規定する他の会社等若しくは同号ロに規定

する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分ではないものとみなす。

ホ 当該構成会社等が当該対象会計年度において令第五十五条の十六第十四項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合における同項に規定する被分配会社等が直接又は同号ロ(一)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(二)に規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

三 令第五十五条の三十七第三項第一号の構成会社等が各種投資会社等に該当する場合次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表

イ 当該内国法人及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

ロ 当該構成会社等の当該対象会計年度に係る令第五十五条の三十七第三項第一号イに掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ 当該構成会社等に対する持分のうち当該構成会社等に係る最終親会社等が直接又は間接に有する持分以外のものではないものとみなす。

ホ 当該構成会社等が当該対象会計年度において令第五十五条の十七第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合における同項の適用株主等が直接又は同号ロ(一)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(二)に規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

ヘ 当該構成会社等が当該対象会計年度において令第五十五条の三十一第一項(第二

号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける場合における同項の適用株主等が直接又は同条第二項第四号ロ(一)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(二)に規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

ト 当該内国法人が直接又は間接に有する当該構成会社等に対する持分(二からへまでの規定に於けるもの)とみなされるものを除く。)のうち令第五十五条の三十七第三項第一号ロの他の構成会社等を通じて間接に有する持分以外のものを連結対象会社等以外の者が有するものとみなす。

5 令第五十五条の三十七第三項第二号イ(二)に規定する財務省令で定める計算書類は、次に定めるところにより作成される同号イ(二)の内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表とする。

一 当該内国法人及び令第五十五条の三十七第三項第二号イの構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

二 前号の構成会社等の当該対象会計年度に係る令第五十五条の三十七第三項第二号イ(一)に掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

三 当該内国法人と第一号の構成会社等との間の取引はないものとみなす。

四 第一号の構成会社等に対する持分のうち令第五十五条の三十七第三項第二号イの他の構成会社等以外の者が当該他の構成会社等を通じて間接に有する持分以外のものではないものとみなす。

五 前号の他の構成会社等が間接に有する第一号の構成会社等に対する持分のうち令第五十五条の四十二第二項第二号ロ(一)に規定する他の会社等又は同号ロ(二)に規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する持分以外のものではないものとみなす。

令第五十五条の三十七第三項第二号ロ(二)に規定する財務省令で定める計算書類は、次に定めるところにより作成される同号ロの内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表とする。

一 当該内国法人及び令第五十五条の三十七第三項第二号ロの構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

二 前号の構成会社等の当該対象会計年度に係る令第五十五条の三十七第三項第二号ロ(一)に掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

三 当該内国法人と第一号の構成会社等との間の取引はないものとみなす。

四 第一号の構成会社等に対する持分のうち令第五十五条の三十七第三項第二号ロの対象株主等以外の者が当該対象株主等を通じて間接に有する持分以外のものではないものとみなす。

五 前号の対象株主等が間接に有する第一号の構成会社等に対する持分のうち令第五十五条の四十二第二項第二号ロ(一)に規定する他の会社等又は同号ロ(二)に規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する持分以外のものではないものとみなす。

六 当該内国法人が第四号の対象株主等を通じて間接に有する第一号の構成会社等に対する持分(前号の規定によりないものとみなされるものを除く。)のうち令第五十五条の三十七第三項第二号ロの他の構成会社等を通じて間接に有する持分以外のものを連結対象会社等以外の者が有するものとみなす。

令第五十五条の三十七第四項第一号ロに規定する財務省令で定める計算書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める同項第一号ロの内国法人の連結財務諸表とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表

イ 当該内国法人及び令第五十五条の三十七第四項第一号ロの構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

ロ 令第五十五条の三十七第四項第一号の恒久的施設等の当該対象会計年度に係る同号イに掲げる金額をイの構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人とイの構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ 令第五十五条の三十七第四項第一号ロの構成会社等が導管会社等に該当する場合 次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表

イ 当該内国法人及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。
 ロ 令第五十五条の三十七第四項第一号の恒久的施設等の当該対象会計年度に係る同号イに掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ ロの恒久的施設等が当該対象会計年度において令第五十五条の十六第十三項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する非関連構成員が直接又は同項第二号イに規定する他の会社等若しくは同号ロに規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

三 令第五十五条の三十七第四項第一号ロの構成会社等が各種投資会社等に該当する場合、次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表

イ 当該内国法人及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

ロ 令第五十五条の三十七第四項第一号の恒久的施設等の当該対象会計年度に係る同号イに掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ 当該構成会社等に対する持分のうち当該構成会社等に係る最終親会社等が直接又は間接に有する持分以外のものはないものとみなす。

8 令第五十五条の三十七第五項第二号に規定する財務省令で定める計算書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める同項第二号の内国法人の連結財務諸表とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合、次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表

イ 当該内国法人及び令第五十五条の三十七第五項第二号の構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

ロ 令第五十五条の三十七第五項の恒久的施設等の当該対象会計年度に係る同項第一

号に掲げる金額をイの構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人とイの構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ 令第五十五条の三十七第五項第二号の構成会社等が導管会社等に該当する場合、次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表

イ 当該内国法人及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

ロ 令第五十五条の三十七第五項の恒久的施設等の当該対象会計年度に係る同項第一号に掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ ロの恒久的施設等が当該対象会計年度において令第五十五条の十六第十三項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する非関連構成員が直接又は同項第二号イに規定する他の会社等若しくは同号ロに規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

三 令第五十五条の三十七第五項第二号の構成会社等が各種投資会社等に該当する場合、次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表

イ 当該内国法人及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

ロ 令第五十五条の三十七第五項の恒久的施設等の当該対象会計年度に係る同項第一号に掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ 当該構成会社等に対する持分のうち当該構成会社等に係る最終親会社等が直接又は間接に有する持分以外のものはないものとみなす。

9 令第五十五条の三十七第六項第二号に規定する財務省令で定める計算書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める同項第二号の内国法人の連結財務諸表とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合、次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表

イ 当該内国法人及び令第五十五条の三十七第六項第二号の構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

ロ 令第五十五条の三十七第六項の恒久的施設等の当該対象会計年度に係る同項第一号に掲げる金額をイの構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人とイの構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ 当該内国法人が直接又は間接に有するイの構成会社等に対する持分のうち令第五十五条の三十七第六項第二号の他の構成会社等を通じて間接に有する持分以外のものを連結対象会社等以外の者が有するものとみなす。

二 令第五十五条の三十七第六項第二号の構成会社等が導管会社等に該当する場合、次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表

イ 当該内国法人及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

ロ 令第五十五条の三十七第六項の恒久的施設等の当該対象会計年度に係る同項第一号に掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ ロの恒久的施設等が当該対象会計年度において令第五十五条の十六第十三項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する非関連構成員が直接又は同項第二号イに規定する他の会社等若しくは同号ロに規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

ホ 当該内国法人が直接又は間接に有する当該構成会社等に対する持分(ニの規定によりないものとみなされるものを除く。)のうち令第五十五条の三十七第六項第二号の他の構成会社等を通じて間接に有する持分以外のものを連結対象会社等以外の者が有するものとみなす。

三 令第五十五条の三十七第六項第二号の構成会社等が各種投資会社等に該当する場合、次に定めるところにより作成される当該内国法人の各対象会計年度に係る連結財務諸表

イ 当該内国法人及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

ロ 令第五十五条の三十七第六項の恒久的施設等の当該対象会計年度に係る同項第一号に掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該内国法人と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ 当該構成会社等に対する持分のうち当該構成会社等に係る最終親会社等が直接又は間接に有する持分以外のものはないものとみなす。

ホ 当該内国法人が直接又は間接に有する当該構成会社等に対する持分(ニの規定によりないものとみなされるものを除く。)のうち令第五十五条の三十七第六項第二号の他の構成会社等を通じて間接に有する持分以外のものを連結対象会社等以外の者が有するものとみなす。

10 第一項の規定は令第五十五条の三十七第八項において準用する同条第二項第一号イ(2)に規定する財務省令で定める計算書類について、第二項の規定は同号イ(2)に規定する財務省令で定める金額について、第三項の規定は同条第八項において準用する同条第二号イ(2)に規定する財務省令で定める計算書類について、第四項の規定は同条第九項において準用する同条第三項第一号ロに規定する財務省令で定める計算書類について、第五項の規定は同条第九項において準用する同条第十一項において準用する同条第六項第二号に規定する財務省令で定める計算書類について、それぞれ準用する。この場合において、第一項第三号ニ中「係る」とあるのは「係る特定多国籍企業グループ等」と、同号ホ中「第五十五条の十七第一項(第一号に係

る部分に限る。」とあるのは「第百五十五条の十七第七項」と、「特例」とあるのは「特例」において準用する同条第一項（第一号に係る部分に限る。）と、同号（中「第百五十五条の三十一第一項（第二号に係る部分に限る。）」とあるのは「第百五十五条の三十一第六項」と、「特例」とあるのは「特例」において準用する同条第一項（第二号に係る部分に限る。）と、「又は」とあるのは「又は同条第六項において準用する」と、「同号ロ（二）」とあるのは「同条第六項において準用する同号ロ（二）」と、「又は」とあるのは「又は同条第六項において準用する同号ロ（二）」とあるのは「のうちに令第五十五条の四十九（共同支配会社等に係る未分配所得国際最低課税額）（令第五十五条の五十二（無国籍共同支配会社等に係る未分配所得国際最低課税額）において準用する場合を含む。以下この号、第五項第五号及び第六項第五号において同じ。）において準用する」と（令第五十五条の四十五（無国籍構成会社等に係る未分配所得国際最低課税額）において準用する場合を含む。第五項第五号及び第六項第五号において同じ。）に規定する」と、「第百五十五条の四十二第二項第二号ロ（二）」（令第五十五条の四十五において準用する場合を含む。第五項第五号及び第六項第五号において同じ。）とあるのは「第百五十五条の四十九において準用する同号ロ（二）」と、「第四項第三号中「係る」とあるのは「係る特定多国籍企業グループ等」と、同号ホ中「第百五十五条の十七第七項」とあるのは「第百五十五条の十七第七項において準用する同条第一項」と、同号ヘ中「第百五十五条の三十一第一項」とあるのは「第百五十五条の三十一第六項において準用する同条第一項」と、「又は」とあるのは「又は同条第六項において準用する」と、「同号ロ（二）」とあるのは「同条第六項において準用する同号ロ（二）」と、第五項第五号及び第六項第五号中「のうちに令第五十五条の四十九において準用する」と、「又は」とあるのは「又は令第五十五条の四十九において準用する」と、第七項第三号二及び前項第三号二中「係る」とあるのは「係る特定多国籍企業グループ等」と読み替えるものとする。

第三十八条の三十一 令第五十五条の三十八第一項第一号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）

除する金額）に規定する財務省令で定める費用は、構成会社等の従業員又はこれに類する者（第三項において「従業員等」という。）に係る次に掲げる費用とする。

- 一 俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与
- 二 人的役務の提供に対する報酬（前号に掲げる費用を除く。）
- 三 当該構成会社等が負担する社会保険料
- 四 福利厚生に係る費用
- 五 前各号に掲げる費用に類する費用
- 六 前各号に掲げる費用の支払に基因して当該構成会社等に対して課される税

2 令第五十五条の三十八第一項第一号に規定する財務省令で定める金額は、各対象会計年度において、令第五十五条の十九第一項（国際海運業所得）の規定により構成会社等の当期純損益金額に含まないものとされる国際海運業（同項に規定する国際海運業をいう。以下この項及び第七項において同じ。）及び付随的国際海運業（同項及び第七項において同じ。）及び付随的国際海運業（同条第一項に規定する付随的国際海運業をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に係る費用の額（同条第一項に規定する費用の額をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に含まれる特定費用（同号に規定する特定費用をいう。以下この条において同じ。）の額（次項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）並びに令第五十五条の十九第一項の規定により当該当期純損益金額に含まないものとされる国際海運業及び付随的国際海運業に係る収益の額若しくは利益の額又は費用の額若しくは損失の額の基因となる同号に規定する有形資産の帳簿価額に含まれる特定費用の額の合計額（同条第二項の規定の適用がある場合には、当該合計額（付随的国際海運業に係る部分に限る。）に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を除く。）とする。

3 一 当該対象会計年度において令第五十五条の十九第二項の規定により当該構成会社等の同項の特例適用前個別計算所得等の金額に計算される金額

二 当該構成会社等の当該対象会計年度に係る令第五十五条の十九第二項に規定する付随的国際海運業所得等の金額

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の各従業員等に係る第一号に掲げる期間が当

該従業員等に係る第二号に掲げる期間のうちに占める割合が百分の五十以下である場合における当該構成会社等の各対象会計年度に係る特定費用の額（当該従業員等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）は、当該特定費用の額に当該割合を乗じて計算した金額とする。

4 一 当該対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の事業に関する業務に係る勤務その他の人的役務の提供（当該構成会社等の所在地において行うものに限る。）に係る期間

二 当該対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の事業に関する業務に係る勤務その他の他の人的役務の提供に係る期間

令第五十五条の三十八第一項第二号に規定する財務省令で定める資産は、最終親会社等財務会計基準（令第五十五条の十六第二項（当期純損益金額）の規定の適用がある場合には、代用財務会計基準。以下この条において同じ。）における次に掲げる資産（投資及び売却を目的として有するもの並びにリースを目的として有するもの（ファイナンス・リース取引の目的とする第六項第三号ロに掲げるものに限る。）を除く。）とする。

一 有形固定資産（第三号に掲げるものを除く。）

二 天然資源

三 リース資産（有形資産に係るものに限る。）又はこれに相当するもの

四 国等の認可（これに準ずるものを含む。）を要する不動産の使用又は天然資源の開発に係る権利その他これらに相当する権利

令第五十五条の三十八第一項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合

構成会社等の各対象会計年度に係る特定連結財務諸表（当該構成会社等が令第五十五条の十六第一項第二号に掲げる恒久的施設等に該当する場合には、当該恒久的施設等の同号イ又はロの個別財務諸表（同条第十一項の規定の適用がある場合には、同項各号に定める個別財務諸表）。以下この項において同じ。）の作成の基礎となる当該構成会社等有する特定資産（令第五十五条の三十八第一項第二号に規定する特定資産をいう。以下こ

の条において同じ。）の当該対象会計年度開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時にあって当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の特定帳簿価額（当該終了の時にあって当該特定資産を有しない場合には、零）の平均額

二 構成会社等有する特定資産が最終親会社等財務会計基準における次項第三号ロに掲げる資産（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等を当該資産の賃借人とするオペレーティング・リース取引の目的とするものに限るものとし、短期賃貸資産を除く。）に該当する場合

イ 当該構成会社等の各対象会計年度に係る特定連結等財務諸表の作成の基礎となる当該特定資産の当該対象会計年度開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時にあって当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の特定帳簿価額（当該終了の時にあって当該特定資産を有しない場合には、零）の平均額

ロ 当該構成会社等の当該特定連結等財務諸表の作成の基礎となる特定資産（当該オペレーティング・リース取引に係る最終親会社等財務会計基準における前項第三号ロに掲げる資産に限る。ロにおいて同じ。）の当該対象会計年度開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時にあって当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の特定帳簿価額（当該終了の時にあって当該特定資産を有しない場合には、零）の平均額

三 構成会社等有する特定資産が最終親会社等財務会計基準における次項第三号ロに掲げる資産（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等を当該資産の賃借人とするオペレーティング・リース取引の目的とするものに限るものとし、短期賃貸資産を除く。）に該当する場合

イ 当該構成会社等の各対象会計年度に係る特定連結等財務諸表の作成の基礎となる当該特定資産の当該対象会計年度開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時にあって当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時の特定帳簿価額（当該終了の時にあって当該特定資産を有しない場合には、零）の平均額

該終了の時に於いて当該特定資産を有しな
い場合には、(零)の平均額
ロ 当該対象会計年度開始の時の当該特定資
産に係る未経過リース料の金額(当該開始
の時に於いて当該未経過リース料の金額が
ない場合には、(零)と当該対象会計年度終
了の時の当該未経過リース料の金額(当該
終了の時に於いて当該未経過リース料の金
額がない場合には、(零)の平均額
前二項及びこの項において、次の各号に掲げ
る用語の意義は、当該各号に定めるところによ
る。

一 ファイナンス・リース取引 リース契約に
基づくリース期間の中途において当該リース
契約を解除することができないリース取引若
しくはこれに準ずるリース取引で、当該リー
ス契約により使用する物件の賃借人が、当該
物件からもたらされる経済的利益を実質的に
享受することができ、かつ、当該物件の使用
に伴って生ずる費用若しくは損失を実質的に
負担することとなるもの又は最終親会社等財
務会計基準におけるこれに相当するものをい
う。

二 オペレーティング・リース取引 最終親会
社等財務会計基準におけるファイナンス・リ
ース取引以外のリース取引をいう。

三 特定帳簿価額 次に掲げる資産の区分に応
じそれぞれ次に定める帳簿価額をいう。
イ ロに掲げる資産以外の資産 当該資産の
帳簿価額(資産の帳簿価額を時価により評
価した価額とする会計処理(第三十八条の
十三第二項第二号(当期純損益金額)に掲
げるものを除く。)が行われた場合には、
当該会計処理が行われなかったものとした
ならば算出される帳簿価額)

ロ 第四項第一号に掲げる資産(リースを目
的として有するものに限り)及び同項第
三号に掲げる資産のうち 構成会社等と他
の構成会社等(当該構成会社等の所在地国
を所在地国とするものに限り。)との間又
は共同支配会社等と当該共同支配会社等に
係る他の共同支配会社等(当該共同支配会
社等の所在地国を所在地国とするものに限
る。)との間の取引に係るもの(第三十八
条の十三第二項第一号に掲げる会計処理の
対象となるものに限り。)以外のこの
これらの資産の帳簿価額(当該会計処理又は

イに規定する会計処理が行われた場合に
は、これらに算出される帳簿価額)
四 短期賃貸資産 異なる賃借人に対して定期
的に賃貸される資産で、かつ、各賃借人に対
する賃貸の平均期間が三十日以内のものをい
う。

7 令第五十五条の三十八第一項第二号に規定
する財務省令で定める金額は、各対象会計年
度において令第五十五条の十九第一項の規定に
より第二項の構成会社等の当期純損益金額に含
まれないものとされる国際海運業及び付随的国際
海運業に係る収益の額若しくは利益の額又は費
用の額若しくは損失の額の基因となる特定資産
の同号に規定する財務省令で定めるところによ
り計算した金額(次項の規定の適用がある場合
にはその適用後の金額とし、同条第二項の規定
の適用がある場合には当該金額(付随的国際海
運業に係る部分に限る。))に当該対象会計年
度に係る第二項第一号に掲げる金額が当該対象
会計年度に係る同項第二号に掲げる金額のうち
占める割合を乗じて計算した金額を除く。)と
する。

8 各対象会計年度において構成会社等が特定資
産を有する場合に、第一号に掲げる期間が第二
号に掲げる期間のうち占める割合が百分の五
十以下であるときにおける当該特定資産に係る
第五項の規定の適用については、当該特定資産
の同項各号に定める金額は、当該金額に当該割
合を乗じて計算した金額とする。
一 当該対象会計年度の期間のうち当該構成
会社等の所在地国に当該特定資産が所在する
期間

二 当該対象会計年度の期間
9 令第五十五条の三十八第三項の規定は同条
第一項の所在地国を所在地国とする構成会社等
(恒久的施設等に限る。)が第三十八条の二十五
第一項(導管会社等の恒久的施設等に係る個別
計算所得等の金額の計算の特例)において準用
する令第五十五条の三十二第二項(導管会社
等である最終親会社等に係る個別計算所得等の
金額の計算の特例)の規定の適用を受ける場合
について、令第五十五条の三十八第四項の規
定は当該所在地国を所在地国とする構成会社等
が第三十八条の二十六第三項(配当控除所得課
税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別
計算所得等の金額の計算の特例)の規定の適用

を受ける場合について、それぞれ準用する。こ
の場合において、令第五十五条の三十八第三
項中「当該構成会社等」とあるのは「当該
恒久的施設等に係る最終親会社等(導管会社等
に限る。以下この項において同じ。))と、「の
当該構成会社等」とあるのは「の当該最終親会
社等」と、同条第四項中「同条第一項」とある
のは「法人税法施行規則第三十八条の二十六第
三項(配当控除所得課税規定の適用を受ける最
終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算
の特例)」と読み替えるものとする。

10 所有持分の移転により構成会社等が特定多国
籍企業グループ等に属しないこととなった場合
におけるその属しないこととなった日の属する
対象会計年度の当該構成会社等の特定費用及び
特定資産に係る第三項、第五項及び第八項の規
定の適用については、第三項各号中「対象会計
年度」とあるのは「対象会計年度開始の時から
第十項の所有持分の移転が行われた時までの期
間」と、第五項各号中「当該終了の時」とある
のは「第十項の所有持分の移転が行われた時」
と、「平均額」とあるのは「平均額を当該対象
会計年度の日数で除し、これに当該対象会計年
度開始の日から当該移転が行われた日までの日
数を乗じて計算した金額」と、第八項各号中
「対象会計年度」とあるのは「対象会計年度開
始の時から第十項の所有持分の移転が行われた
時まで」とする。

11 所有持分の移転により構成会社等が特定多国
籍企業グループ等に属することとなった場合に
おけるその属することとなった日の属する対象
会計年度の当該構成会社等の特定費用及び特定
資産に係る第三項、第五項及び第八項の規定の
適用については、第三項各号中「当該対象会計
年度」とあるのは「第十一項の所有持分の移
転が行われた時から当該対象会計年度終了の時
までの期間」と、第五項第一号、第二号及び第
三号イ中「開始の時」とあるのは「終了の時」
と、「当該対象会計年度終了の時の特定帳簿
価額(当該終了の時に於いて当該特定資産を有
しない場合には、(零)の平均額」とあるのは
「を二で除して計算した金額を当該対象会計年
度の日数で除し、これに第十一項の所有持分の
移転が行われた日の翌日から当該対象会計年度
終了の日までの日数を乗じて計算した金額」
と、同号ロ中「開始の時」とあるのは「終了の
時」と、「当該対象会計年度終了の時の当該

未経過リース料の金額(当該終了の時に於いて
当該未経過リース料の金額がない場合には、
(零)の平均額」とあるのは「を二で除して計算
した金額を当該対象会計年度の日数で除し、こ
れに第十一項の所有持分の移転が行われた日の
翌日から当該対象会計年度終了の日までの日数
を乗じて計算した金額」と、第八項各号中「対
象会計年度」とあるのは「第十一項の所有持分
の移転が行われた時から当該対象会計年度終了
の時まで」とする。
12 所有持分の移転により第五項第二号の会社等
が同号の特定多国籍企業グループ等に属しない
こととなった場合におけるその属しないことと
なった日の属する対象会計年度の同号の構成会
社等有する特定資産に係る同号の規定の適用
については、同号ロ中「限る。」ロにおいて同
じ」とあるのは「限る」と、「特定帳簿価額
(当該終了の時に於いて当該特定資産を有しな
い場合には、(零)とあるのは「イの特定資産
に係る未経過リース料の金額(当該終了の時に
於いて当該未経過リース料の金額がない場合に
は、(零)とある。」
13 所有持分の移転により会社等(第五項第二号
の構成会社等有する最終親会社等財務会計基
準における第六項第三号ロに掲げる資産の賃借
人に該当するものに限り)が第五項第二号の
特定多国籍企業グループ等に属することとな
った場合におけるその属することとなった日の属
する対象会計年度の同号の構成会社等有する
特定資産に係る同号の規定の適用については、
同号ロ中「当該会社等」とあるのは「当該対象
会計年度開始の時のイの特定資産に係る未経過
リース料の金額(当該開始の時に於いて当該未
経過リース料の金額がない場合には、(零)と
当該会社等」と、「開始の時の特定帳簿価額(当
該開始の時に於いて当該特定資産を有しない場
合には、(零)と当該対象会計年度終了の時」と
あるのは「終了の時」とする。
第三十八条の三十二 令第五十五条の四十第一
項第三号(構成会社等に係る再計算国別国際最
低課税額)に規定する財務省令で定める金額
は、次に掲げる金額とする。
一 適用税率(第三十八条の二十八第三項第一
号イ(調整後対象租税額の計算)に規定する
適用税率をいう。以下この号において同じ。)
の引下げにより過去対象会計年度の当期純損

益金額に係る繰延税金負債(同項第一号イに規定する繰延税金負債をいう。以下この項において同じ。)につき当該過去対象会計年度後の対象会計年度において計上された繰延税金負債に相当する金額(引下げ後の適用税率が基準税率を下回る場合における当該金額に限る。)

二 取戻繰延税金負債(過去対象会計年度に計上された繰延税金負債に係る令百五十五条の三十五第一項第二号(調整後対象租税額の計算)に掲げる金額のうち当該過去対象会計年度後の対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されなかつた繰延税金負債に係る部分の金額をい、次に掲げる金額に係る部分の金額を除く。)に相当する金額(所有持分の移転により特定多国籍企業グループ等に属しないこととなつた構成会社等に係る金額を除く。)

イ 法人税又は法人税に相当する税に関する法令における有形資産に対する償却の方法を定める規定により損金の額に算入される金額

ロ 国等の認可(これに準ずるものを含む。)を要する不動産の使用又は天然資源の開発に関する費用の額その他これらに相当する費用の額

ハ 研究開発費の額その他これに相当する費用の額

ニ 施設又は設備の廃止又は修復に要すると認められる費用の額その他これらに類する費用の額

ホ 資産又は負債の時価により評価した価額がその評価した時の直前の帳簿価額を超え、又は下回る場合におけるその超える部分の金額又はその下回る部分の金額で利益の額として算入する金額

ヘ 会計機能通貨(令百五十五條の十八第二項第六号(個別計算所得等の金額の計算)に規定する会計機能通貨をいう。へにおいて同じ。)と当該会計機能通貨以外の通貨との間の為替相場の変動による利益の額

ト 保険会社等(会社等であつて、保険業法第二條第二項(定義)に規定する保険会社若しくはこれに準ずるもの又は我が国以外の国若しくは地域におけるこれらに相当するものをいう。)に係る次に掲げる金額

(1) 保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために準備金として繰り入れた金額のうち法人税又は法人税に相当する税に関する法令の規定により損金の額に算入される金額

(2) 保険契約を締結するために要した費用(これに準ずるものを含む。)の額

チ 会社等の所在地にある有形資産を譲渡した場合において、租税特別措置法第六十五條の七(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)若しくはこれに準ずる規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定の適用を受けることにおけるその譲渡に係る利益の額その他これに類する利益の額

リ イからチまでに掲げる金額に係る会計処理の変更に伴い発生する費用の額又は利益の額

2 令百五十五條の四十第一項第四号に規定する財務省令で定める金額は、過去対象会計年度(以下この項において「還付所得過去対象会計年度」という。)後の対象会計年度(以下この項において「欠損過去対象会計年度」という。)において欠損の金額がある場合において、第三十八條の二十八第三項第三号ロに規定する欠損金の繰戻還付に係る還付金の額(当該還付所得過去対象会計年度に係るものに限る。)があるときにおける当該欠損過去対象会計年度の同号ロに掲げる金額に相当する金額とする。

3 令百五十五條の四十第二項第三号に規定する財務省令で定める金額は、同号の過去対象会計年度開始の日前に開始した各対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額(同項第三号の規定により同号の過去対象会計年度前に開始した対象会計年度において再計算国別調整後対象租税額(同号イに規定する再計算国別調整後対象租税額をいう。第一号において同じ。)から控除されたものを除く。)とする。

一 再計算国別グループ純所得の金額(令百五十五條の四十第二項第一号に規定する再計算国別グループ純所得の金額をいう。次号において同じ。)がある対象会計年度 当該対象会計年度に係る再計算国別調整後対象租税額が零を下回る部分の金額

二 再計算国別グループ純所得の金額がない対象会計年度(当該対象会計年度に係る法第八

十二條の二第二項第三号(国際最低課税額)に定める金額の計算につき同條第十二項の規定の適用を受けたものに限る。) 同項の規定を適用しないで計算した場合の当該対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

(不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税の特例)

第三十八條の三十三 令百五十五條の四十一第一項(不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税の特例)の規定により読み替えられた令百五十五條の四十第二項第三号イ(構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額)に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、令百五十五條の四十一第一項の所在地を所在地とする全ての構成会社等の次項(第二号に係る部分に限る。)の規定により計算した再計算調整後対象租税額(令百五十五條の四十第二項第三号イに規定する再計算調整後対象租税額をいう。次項において同じ。)の合計額とする。

2 構成会社等が令百五十五條の四十一第一項の規定の適用を受ける場合において、令百五十五條の四十第二項の過去対象会計年度に係る会社等別損失充当額又は会社等別利益配分額を有するときは、当該構成会社等の当該過去対象会計年度に係る同項第一号イに規定する再計算個別計算所得等の金額及び再計算調整後対象租税額の計算については、次に定めるところによる。

一 当該再計算個別計算所得等の金額には、当該会社等別損失充当額及び当該会社等別利益配分額の合計額を含むものとする。

二 当該構成会社等が当該過去対象会計年度及び当該過去対象会計年度前の調整対象会計年度(令百五十五條の四十一第一項に規定する調整対象会計年度をいう。以下この条において同じ。)に係る第三十八條の二十八第三項第一号イ(調整後対象租税額の計算)に規定する繰延税金資産(個別計算損失金額に係るものに限る。)を有する場合には、当該再計算調整後対象租税額には、当該繰延税金資産(当該構成会社等の当該過去対象会計年度及び当該調整対象会計年度に係る会社等別損失充当額に対応する部分の金額に限る。)に係る令百五十五條の三十五第一項第二号(調整後対象租税額の計算)に掲げる金額を含むものとする。

3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 会社等別損失充当額 損失対象会計年度(令百五十五條の四十一第二項第二号に規定する損失対象会計年度をいう。以下この号において同じ。)において同條第一項の所在地を所在地とした構成会社等の当該所在地を当該損失対象会計年度に係る同項に規定する年度別損失充当額に当該構成会社等イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちを占める割合を乗じて計算した金額(イに掲げる金額がない場合には、零)をいう。

イ 当該構成会社等の当該損失対象会計年度に係る令百五十五條の四十一第二項第一号に規定する会社等別損失額

ロ 当該損失対象会計年度に係る令百五十五條の四十一第二項第一号に掲げる損失額

ニ 会社等別利益配分額 適用対象会計年度(令百五十五條の四十一第一項に規定する適用対象会計年度をいう。以下この号において同じ。)において同項の所在地を所在地とする構成会社等の次に掲げる調整対象会計年度(当該構成会社等が当該所在地を所在地としたものに限る。以下この号において同じ。)の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ ロに掲げる調整対象会計年度以外の調整対象会計年度 当該調整対象会計年度に係る年度別利益配分額(令百五十五條の四十一第一項に規定する年度別利益配分額をいう。ロにおいて同じ。)に当該構成会社等の(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちを占める割合を乗じて計算した金額(1)に掲げる金額がない場合には、零)

(1) 当該構成会社等の適用対象会計年度に係る会社等別利益額(令百五十五條の四十一第一項第一号に規定する会社等別利益額をいう。(2)及びロにおいて同じ。)

(2) 適用対象会計年度において当該所在地を所在地とするか、かつ、当該調整対象会計年度において当該所在地を所在地とするかとした全ての構成会社等の当該適用対

象会計年度に係る会社等別利益額の合計額

ロ 当該所在地を所在国とした構成会社等（適用対象会計年度に係る会社等別利益額があるものに限る。）がない調整対象会計年度 当該調整対象会計年度に係る年度別利益配分額を当該調整対象会計年度において当該所在地を所在国とした構成会社等の数で除して計算した金額（当該調整対象会計年度において当該所在地を所在国とした構成会社等がない場合には、零）

（構成会社等に係る未分配所得国際最低課税額）

第三十八条の三十四 令第五十五条の四十二第二項第一号ハ（構成会社等に係る未分配所得国際最低課税額）（令第五十五条の四十五（無国籍構成会社等に係る未分配所得国際最低課税額）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、対象各種投資会社等（同号ハに規定する対象各種投資会社等）をいう。以下この条において同じ。）の各対象会計年度に係る次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）とする。

一 当該対象各種投資会社等の所有持分を有する他の構成会社等（各種投資会社等に限る。）に対する所有持分の全部又は一部を他の会社等（令第五十五条の四十二第二項第一号ハに規定する他の会社等をいう。以下この条において同じ。）が有する場合 当該対象会計年度において当該他の構成会社等が当該他の会社等に支払った利益の配当の額のうち、当該対象各種投資会社等が当該他の構成会社等に支払った利益の配当の額（当該対象各種投資会社等が令第五十五条の三十一第一項（第二号に係る部分に限る。）（各種投資会社等）に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定の適用を受けた対象会計年度に支払ったものに限る。）に対応するものとして合理的な方法により計算した金額（当該他の会社等が二以上ある場合には、当該二以上の他の会社等につきそれぞれ計算した金額の合計額）

二 当該対象各種投資会社等と他の構成会社等（各種投資会社等であつて、かつ、その所有

持分の全部又は一部を他の会社等が有するものに限る。）との間に一又は二以上の会社等（各種投資会社等に該当する構成会社等に限る。以下この号において「介在会社等」という。）が介在している場合であつて、当該他の会社等、当該他の構成会社等、介在会社等及び当該対象各種投資会社等が所有持分の保有を通じて連鎖関係にある場合 当該対象会計年度において当該他の構成会社等が当該他の会社等に支払った利益の配当の額のうち、当該対象各種投資会社等が介在会社等に支払った利益の配当の額（当該対象各種投資会社等が令第五十五条の三十一第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた対象会計年度に支払ったものに限る。）に対応するものとして合理的な方法により計算した金額（当該連鎖関係が二以上ある場合には、当該二以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した金額の合計額）

（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）

第三十八条の三十五 令第五十五条の四十四第一項第三号（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）に規定する財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 適用税率（第三十八条の二十八第三項第一号イ（調整後対象租税額の計算）に規定する適用税率をいう。以下この号において同じ。）の引下げにより過去対象会計年度の当期純損益金額に係る繰延税金負債（同項第一号イに規定する繰延税金負債をいう。以下この項において同じ。）につき当該過去対象会計年度後の対象会計年度において計上された繰延税金負債に相当する金額（引下げ後の適用税率が基準税率を下回る場合における当該金額に限る。）

二 取戻繰延税金負債（過去対象会計年度に計上された繰延税金負債に係る令第五十五条の三十五第一項第二号（調整後対象租税額の計算）に掲げる金額のうち当該過去対象会計年度の五対象会計年度後の対象会計年度終了の日までに取り崩されなかつた繰延税金負債に係る部分の金額をいい、次に掲げる金額に係る部分の金額を除く。）に相当する金額（所有持分の移転により特定多国籍企業グループ等に属しないこととなつた無国籍構成会社等に係る金額を除く。）

イ 法人税又は法人税に相当する税に関する法令における有形資産に対する償却の方法を定める規定により損金の額に算入される金額

ロ 国等の認可（これに準ずるものを含む。）を要する不動産の使用又は天然資源の開発に関する費用の額その他これらに相当する費用の額

ハ 研究開発費の額その他これに相当する費用の額

ニ 施設又は設備の廃止又は修復に要すると認められる費用の額その他これらに類する費用の額

ホ 資産又は負債を時価により評価した価額がその評価した時の直前の帳簿価額を超え、又は下回る場合におけるその超える部分の金額又はその下回る部分の金額で利益の額としている金額

ヘ 会計機能通貨（令第五十五条の十八第二項第六号（個別計算所得等の金額の計算）に規定する会計機能通貨をいう。へにおいて同じ。）と当該会計機能通貨以外の通貨との間の為替相場の変動による利益の額

ト 保険会社等（会社等であつて、保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社若しくはこれに準ずるもの又は我が国以外の国若しくは地域におけるこれらに相当するものをいう。）に係る次に掲げる金額

(1) 保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために準備金として繰り入れた金額のうち法人税又は法人税に相当する税に関する法令の規定により損金の額に算入される金額

(2) 保険契約を締結するために要した費用（これに準ずるものを含む。）の額

チ 会社等の所在地にある有形資産を譲渡した場合において、租税特別措置法第六十五条の七（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）若しくはこれに準ずる規定又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれらの規定に相当する規定の適用を受けるときにおけるその譲渡に係る利益の額その他これに類する利益の額

リ イからチまでに掲げる金額に係る会計処理の変更に伴い発生する費用の額又は利益の額

2 令第五十五条の四十四第一項第四号に規定する財務省令で定める金額は、過去対象会計年度（以下この項において「還付所得過去対象会計年度」という。）後の対象会計年度（以下この項において「欠損過去対象会計年度」という。）において欠損の金額がある場合において、第三十八条の二十八第三項第三号ロに規定する欠損金の繰戻還付に係る還付金の額（当該還付所得過去対象会計年度に係るものに限る。）があるときにおける当該欠損過去対象会計年度の同号ロに掲げる金額に相当する金額とする。

3 令第五十五条の四十四第二項に規定する財務省令で定める金額は、同項の対象会計年度の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額（同項の規定により同項の対象会計年度開始の日前に開始した対象会計年度において再計算調整後対象租税額（同項に規定する再計算調整後対象租税額をいう。第一号において同じ。）から控除されたものを除く。）とする。

一 再計算個別計算所得金額（令第五十五条の四十四第二項に規定する再計算個別計算所得金額をいう。次号において同じ。）がある対象会計年度 当該対象会計年度に係る再計算調整後対象租税額が零を下回る部分の金額

二 再計算個別計算所得金額がない対象会計年度（当該対象会計年度に係る法第八十二条の第二項第六号（国際最低課税額）に定める金額の計算につき同条第十二項の規定の適用を受けた場合における当該対象会計年度に限る。） 同項の規定を適用しないで計算した場合の当該対象会計年度に係る同号ハに掲げる金額

4 令第五十五条の四十四第四項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、無国籍構成会社等が同項の過去対象会計年度及び当該過去対象会計年度前の調整対象会計年度（同条第四項に規定する調整対象会計年度をいう。）に係る第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金資産（個別計算損失金額に係るものに限る。）を有する場合において、当該繰延税金資産（当該過去対象会計年度及び当該調整対象会計年度に係る令第五十五条の四十四第四項に規定する年度別損損失充当額に対応する部分の金額に限る。）に係る令第五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額を含まないも

のとして計算したときにおける令第五十五条の四十四第二項に規定する再計算調整後対象租税額とする。

（共同支配会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）
第三十八條の三十六 第三十八條の三十一第一項（構成会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）の規定は令第五十五条の四十六（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する令第五十五条の三十八第一項第一号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）に規定する財務省令で定める費用について、第三十八條の三十一第二項の規定は同号に規定する財務省令で定める金額について、同条第四項の規定は令第五十五条の四十六において準用する令第五十五条の三十八第一項第二号に規定する財務省令で定める資産について、第三十八條の三十一第五項の規定は同号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について、同条第七項の規定は同号に規定する財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「第五十五条の十九第五項（一）とあるのは「第五十五条の十九第五項（一）とあるのは（一）において準用する同条第一項の規定」と、「第五十五条の十九第五項（一）とあるのは「第五十五条の十九第五項において準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第五項において準用する同条第二項」と、同項各号中「第五十五条の十九第五項（一）とあるのは「第五十五条の十九第五項において準用する同条第二項」と、同項第三号中「構成会社等の特定多国籍企業グループ等」に属する会社等」とあるのは「共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第四号中「会社等」とあるのは「他の共同支配会社等」と、同項第五号中「構成会社等の特定多国籍企業グループ等」に属する会社等」とあるのは「共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同条第七項中「第五十五条の十九第五項（一）とあるのは「第五十五条の十九第五項において準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第五項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

2 第三十八條の三十一第三項及び第八項の規定は、共同支配会社等の各対象会計年度に係る令

第五十五条の四十六において準用する令第五十五条の三十八第一項第一号に規定する特定費用及び特定資産（令第五十五条の四十六において準用する令第五十五条の三十八第一項第二号に規定する特定資産をいう。第五項において同じ。）について準用する。この場合において、第三十八條の三十一第三項各号中「特定多国籍企業グループ等」とあるのは、「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

3 第三十八條の三十一第九項の規定は、令第五十五条の四十六において準用する令第五十五条の三十八第一項の所在地を所在国とする共同支配会社等（恒久的施設等に限る。）が第三十八條の二十五第二項（導管会社等の恒久的施設等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）において準用する同条第一項において準用する令第五十五条の三十二第一項（導管会社等である最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定又は第三十八條の二十六第四項（配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）において準用する同条第三項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第三十八條の三十一第九項中「最終親会社等（一）とあるのは「共同支配会社等（一）と、「最終親会社等」とあるのは「共同支配親会社等」と、「法人税法施行規則第三十八條の二十六第四項」と、「特例（一）とあるのは「特例」において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。

4 第三十八條の三十一第十項の規定は所有持分の移転により共同支配会社等が当該共同支配会社等に係る共同支配会社等に該当しないこととなつた場合について、同条第十一項の規定は所有持分の移転により共同支配会社等が特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に該当することとなつた場合（当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配親会社等に係る共同支配会社等に該当したもの）が当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配親会社等に係る共同支配会社等に該当することとなつた場合（当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に該当したもの）を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、同条第十項中「第三項」とあるのは「第三十八條の三十六第一項（共同支配会社等に係る国別グループ純所得の金額から

控除する金額）において準用する第三項」と、「第十項」とあるのは「第三十八條の三十六第四項（共同支配会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する第十項」と、同条第十一項中「第三項」とあるのは「第三十八條の三十六第一項（共同支配会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する第三項」と、「第十一項」とあるのは「第三十八條の三十六第四項（共同支配会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する第四項」と、同条第十二項中「第三項」とあるのは「第三十八條の三十六第一項（共同支配会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する第三項」と、「第十二項」とあるのは「第三十八條の三十六第四項（共同支配会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する第四項」と読み替えるものとする。

5 第三十八條の三十一第十二項の規定は所有持分の移転により第一項において準用する同条第五項第二号の他の共同支配会社等が同号の共同支配会社等に係る他の共同支配会社等に該当しないこととなつた場合におけるその該当しないこととなつた日の属する対象会計年度の当該共同支配会社等有する特定資産について、同条第十三項の規定は所有持分の移転により共同支配会社等（同号の共同支配会社等に係る他の共同支配会社等を除く。）が同号の他の共同支配会社等に該当することとなつた場合におけるその該当することとなつた日の属する対象会計年度の同号の共同支配会社等有する特定資産について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社等」とあるのは、「他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

第三十八條の三十七 第三十八條の三十二第一項（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）の規定は令第五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する令第五十五条の四十八第一項第三号（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する財務省令で定める金額について、第三十八條の三十二第二項の規定は令第五十五条の四十八第一項において準用する令第五十五条の四十八第一項第四号に規定する財務省令で定める金額について、第三十八條の三十二第三項の規定は令第五十五条の四十八第一項において準用する令第五十五条の四十八第二項第三号に規定する財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八條の三十二第二項中「他の共同支配会社等」とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等」と、「当該他の共同支配会社等」とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

共同支配会社等であつたものが当該共同支配会社等に係る共同支配会社等に該当しないこととなつた場合における当該共同支配会社等であつたもの」と、同条第三項第二号中「第八十二条の第二項第三号」とあるのは「第八十二条の第二項第三号」と、「つき」とあるのは「つき同条第十三項において準用する」と読み替えるものとする。

2 第三十八條の三十三第一項（不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例）の規定は令第五十五条の四十八第二項において準用する令第五十五条の四十一第一項（不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例）の規定により読み替えられた令第五十五条の四十八第一項において準用する令第五十五条の四十八第二項第三号イに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について、第三十八條の三十三第二項及び第三項の規定は令第五十五条の四十八第二項の規定の適用を受ける共同支配会社等の同条第一項において準用する令第五十五条の四十八第二項第一号イに規定する再計算個別計算所得等の金額及び令第五十五条の四十八第一項において準用する令第五十五条の四十八第二項第三号イに規定する再計算調整後対象租税額の計算について、それぞれ準用する。

（共同支配会社等に係る未分配所得国際最低課税額）
第三十八條の三十八 第三十八條の三十四（構成会社等に係る未分配所得国際最低課税額）の規定は、令第五十五条の四十九（共同支配会社等に係る未分配所得国際最低課税額）（令第五十五条の五十二（無国籍共同支配会社等に係る未分配所得国際最低課税額）において準用する場合を含む。）において準用する令第五十五条の四十二第二項第一号ハ（構成会社等に係る未分配所得国際最低課税額）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第三十八條の三十四第一号中「他の構成会社等（一）とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等（一）と、「当該他の構成会社等」とあるのは「当該他の共同支配会社等」と、「第五十五条の三十一第一項」とあるのは「第五十五条の三十一第六項において準用する同条第一項」と、同条第二号中「他の構成会社等（一）とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等（一）と、「当該他の構成会社等」とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）
第三十八條の三十九 第三十八條の三十五（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）の規定は、令第五十五条の五十（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）（令第五十五条の五十三（無国籍共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する場合を含む。）において準用する令第五十五条の四十三第二項第一号ハ（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第三十八條の三十九第一号中「他の構成会社等（一）とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等（一）と、「当該他の構成会社等」とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）
第三十八條の四十 第三十八條の三十六（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）の規定は、令第五十五条の五十一（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）（令第五十五条の五十四（無国籍共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する場合を含む。）において準用する令第五十五条の四十四第二項第一号ハ（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第三十八條の四十第一号中「他の構成会社等（一）とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等（一）と、「当該他の構成会社等」とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）
第三十八條の四十一 第三十八條の三十七（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）の規定は、令第五十五条の五十二（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）（令第五十五条の五十五（無国籍共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する場合を含む。）において準用する令第五十五条の四十五第二項第一号ハ（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第三十八條の四十一第一号中「他の構成会社等（一）とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等（一）と、「当該他の構成会社等」とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）
第三十八條の四十二 第三十八條の三十八（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）の規定は、令第五十五条の五十三（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）（令第五十五条の五十六（無国籍共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する場合を含む。）において準用する令第五十五条の四十六第二項第一号ハ（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第三十八條の四十二第一号中「他の構成会社等（一）とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等（一）と、「当該他の構成会社等」とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）
第三十八條の四十三 第三十八條の三十九（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）の規定は、令第五十五条の五十四（共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）（令第五十五条の五十七（無国籍共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額）において準用する場合を含む。）において準用する令第五十五条の四十七第二項第一号ハ（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第三十八條の四十三第一号中「他の構成会社等（一）とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等（一）と、「当該他の構成会社等」とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

の共同支配会社等（「と」、「構成会社等」とあるのは「当該対象各種投資会社等に係る共同支配会社等」と、「当該他の構成会社等」とあるのは「当該他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の三十一第一項」とあるのは「第百五十五条の三十一第六項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。）

（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）

第三十八條の三十九 第三十八條の三十五第一項

（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）の規定は令第五十五条の五十一第一項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する令第五十五条の四十四第一項第三号（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）に規定する財務省令で定める金額について、第三十八條の三十五第二項の規定は令第五十五条の五十一第一項において準用する令第五十五条の四十四第一項第四号に規定する財務省令で定める金額について、第三十八條の三十五第二項の五十一第一項において準用する令第五十五条の四十四第二項に規定する財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八條の三十五第一項第二号中「属しないこととなつた無国籍構成会社等」とあるのは「係る無国籍共同支配会社等であつたものが当該無国籍共同支配会社等に係る共同支配会社等に該当しないこととなつた場合における当該無国籍共同支配会社等であつたもの」と、同条第三項第二号中「第八十二条の第二項第六号」とあるのは「第八十二条の第二項第六号」と、「つき」とあるのは「つき同条第十三項において準用する」と読み替えるものとする。

2 第三十八條の三十五第四項の規定は、令第五十五条の五十一第二項において準用する令第五十五条の四十四第四項の規定により読み替へられた令第五十五条の五十一第一項において準用する令第五十五条の四十四第二項に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

（みなし繰延税金資産相当額がある場合における個別調整後対象租税額等の計算の特例）
第三十八條の四十 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は無国籍構成会社等に

係る移行対象会計年度に限る。）に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（当該構成会社等及び当該構成会社の所在地（令第五十五条の三十四第一項第二号（対象租税の範囲）に規定する適格分配時課税制度を有する所在地国を除く。以下この条において同じ。）を所在地国とする他の構成会社等又は当該無国籍構成会社等の調整後対象租税額並びに当該所在地国に係る個別調整後対象租税額（法第八十二条の第二項第一号イ（3）（i）（国際最低課税額）に規定する個別調整後対象租税額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第五十条の三第三項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る当該無国籍構成会社等及び当該他の構成会社等又は当該無国籍構成会社等の個別調整後対象租税額並びに当該所在地国に係る個別調整後対象租税額の計算については、次に定めるところによる。

一 当該構成会社等及び当該他の構成会社等の当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る調整後対象租税額には、当該対象会計年度の三十五第一項第二号（調整後対象租税額の計算）に掲げる金額を含まないものとする。

二 当該対象会計年度以後の各対象会計年度（当該所在地国に係る個別グループ純所得の金額（法第八十二条の第二項第一号イ（1））に規定する個別グループ純所得の金額をいう。以下この号及び次項において同じ。）がある対象会計年度に限る。以下この号において同じ。）の当該所在地国に係る個別調整後対象租税額には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度の当該所在地国に係るみなし繰延税金資産相当額（過去対象会計年度ごとに当該構成会社等及び当該他の構成会社等の個別計算損失金額の合計額から当該構成会社等及び当該他の構成会社等の個別計算所得金額の合計額を控除した残額に基準税率を乗じて計算した金額の合計額（過去対象会計年度においてこの号の規定により含むものとされ

た金額がある場合には、当該合計額からその含むものとされた金額の合計額を控除した残額をいう。以下第三項等において同じ。）（当該みなし繰延税金資産相当額が当該個別グループ純所得の金額に基準税率を乗じて計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した残額）を含むものとする。

三 当該無国籍構成会社等の当該対象会計年度以後の各対象会計年度に係る調整後対象租税額には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度に於ける令第五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額を含まないものとし、当該無国籍構成会社等の当該対象会計年度以後の各対象会計年度（当該無国籍構成会社等の個別計算所得金額がある対象会計年度に限る。）に係る無国籍みなし繰延税金資産相当額（過去対象会計年度ごとに当該無国籍構成会社等の個別計算損失金額に基準税率を乗じて計算した金額の合計額（過去対象会計年度においてこの号の規定により含むものとされた金額がある場合には、当該合計額からその含むものとされた金額の合計額を控除した残額）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）（当該無国籍みなし繰延税金資産相当額が当該個別計算所得金額に基準税率を乗じて計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した残額）を含むものとする。

四 前項の構成会社等の令第五十五条の四十第一項（構成会社等に係る再計算国際最低課税額）の過去対象会計年度において前項（第二号）に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合における同条の規定の適用については、当該過去対象会計年度の同項の所在地国に係る同条第二項第三号イに規定する再計算個別調整後対象租税額には、当該過去対象会計年度の当該所在地国に係るみなし繰延税金資産相当額（当該みなし繰延税金資産相当額が当該過去対象会計年度の当該所在地国に係るみなし繰延税金資産相当額に基準税率を乗じて計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した残額）を含むものとする。

3 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（構成会社等及び当該構成会社等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等又は無国籍構成会社等の調整後対象租税額並びに当該所在地国

に係る個別調整後対象租税額の計算につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）には、当該対象会計年度以後の各対象会計年度において、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該対象会計年度以後の各対象会計年度の当該所在地国に係るみなし繰延税金資産相当額又は当該無国籍構成会社等の無国籍みなし繰延税金資産相当額は零とする。

4 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国を所在地国とする次に掲げる構成会社等（以下この項において「特定構成会社等」という。）がある場合には、特定構成会社等と特定構成会社等以外の構成会社等とに区分して、それぞれの特定構成会社等（当該所在地国に当該特定構成会社等（第二号）に掲げる特定構成会社等に限る。）のみで構成される企業集団がある場合には当該企業集団に属する他の特定構成会社等を含むものとし、当該所在地国に当該特定構成会社等（第三号）に掲げる特定構成会社等に限る。）以外の他の特定構成会社等（同号）に掲げる特定構成会社等に限る。）がある場合には当該他の特定構成会社等を含む。）（この前三項の規定を適用する。）

一 被少数保有構成会社等（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
 二 被少数保有親構成会社等（次号に掲げるものを除く。）又は被少数保有子構成会社等（同号）に掲げるものを除く。）

三 各種投資会社等

四 前各項の規定は、共同支配会社等及び当該共同支配会社等の所在地国を所在地国とする当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等又は無国籍共同支配会社等の調整後対象租税額、当該所在地国に係る法第八十二条の二第四項第一号イ（3）（i）に規定する個別調整後対象租税額並びに当該所在地国に係る令第五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する令第五十五条の四十二第二号イに規定する再計算個別調整後対象租税額の計算について準用す

5 各種投資会社等

四 前各項の規定は、共同支配会社等及び当該共同支配会社等の所在地国を所在地国とする当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等又は無国籍共同支配会社等の調整後対象租税額、当該所在地国に係る法第八十二条の二第四項第一号イ（3）（i）に規定する個別調整後対象租税額並びに当該所在地国に係る令第五十五条の四十八第一項（共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する令第五十五条の四十二第二号イに規定する再計算個別調整後対象租税額の計算について準用す

る。

る。

る。この場合において、第一項中「属する」とあるのは「係る」と、第八十二条の第二項第一号イ(3)(i)とあるのは「第八十二条の二第四項第一号イ(3)(i)」と、同項第二号中「第八十二条の二第二項第一号イ(1)」とあるのは「第八十二条の二第四項第一号イ(1)」と、第二項中「の令」とあるのは「の令第五十五条の四十八第一項(共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額)において準用する令」と、同条の「とあるのは「令第五十五条の四十八第一項において準用する令第五十五条の四十八の」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「属する構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等」と、「掲げる構成会社等」とあるのは「掲げる共同支配会社等」と、「特定構成会社等」とあるのは「特定共同支配会社等」と、「の構成会社等」とあるのは「の共同支配会社等」と、同項第一号中「被少数保有構成会社等」とあるのは「法第八十二条第二十三号(定義)に規定する被少数保有共同支配会社等」と、同項第二号中「被少数保有親構成会社等」とあるのは「法第八十二条第二十四号に規定する被少数保有親共同支配会社等」と、「被少数保有子構成会社等(同号)」とあるのは「同条第二十五号に規定する被少数保有子共同支配会社等(次号)」と、同項第四号中「最終親会社等」とあるのは「共同支配親会社等」と読み替えるものとする。

第三十八条の四十一 特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等(構成会社等の所在地(令第五十五条の三十四第一項第二号(対象租税の範囲)に規定する適格分配時課税制度を有する所在地に限る。以下この条において同じ。))に係る国別調整後対象租税額(法第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)(国際最低課税額)に規定する国別調整後対象租税額をいう。以下この項及び第六項において同じ。))の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。))の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合(法第五十五条の三第三項(特定多国籍企業グループ等報告事項等の

提供)の規定の適用がある場合に限る。)における当該対象会計年度の当該所在地に属する国別調整後対象租税額の計算については、当該所在地に属する国別調整後対象租税額には、当該対象会計年度の当該所在地に属する国別調整後対象租税額(次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。以下この条において同じ。))を含むものとする。

- 一 当該構成会社等及び当該所在地に属する国と他の構成会社等の当該対象会計年度において生じた令第五十五条の三十四第一項第二号に規定する適格分配時課税制度の対象となる利益の全部を分配することとならば当該利益に対して課されることとなる法人税に相当する税の額の合計額
- 二 当該対象会計年度において、この項の規定の適用がないものとして計算した場合における当該対象会計年度の当該所在地に属する法第八十二条の二第二項第一号イ(3)に掲げる割合に相当する割合に当該対象会計年度の当該所在地に属する同号イ(1)に規定する金額グループ純所得の金額を乗じて計算した金額
- 三 前項の構成会社等の令第五十五条の四十一第一項(構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額)の過去対象会計年度において前項の規定の適用を受けた場合における同条の規定の適用については、当該過去対象会計年度の当該所在地に属する同条第二項第三号イに規定する再計算国別調整後対象租税額には、当該過去対象会計年度の当該所在地に属するみなし分配税額を含むものとする。
- 四 第一項の構成会社等の令第五十五条の四十一第一項の過去対象会計年度(各対象会計年度の四対象会計年度前の過去対象会計年度に限る。))において第一項の規定の適用を受けた場合で、かつ、同項の所在地に属する繰延みなし分配税額がある場合における同条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。
 - 一 当該過去対象会計年度の当該所在地に属する繰延みなし分配税額がある場合には、当該過去対象会計年度に係る令第五十五条の四十一第一項各号に掲げる金額があるものとす
 - 二 当該過去対象会計年度の当該所在地に属する令第五十五条の四十一第二項第三号イに規

- 定する再計算国別調整後対象租税額には、当該過去対象会計年度の当該所在地に属するみなし分配税額を含むものとし、当該過去対象会計年度の当該所在地に属する繰延みなし分配税額を含まないものとする。
- 四 前項に規定する繰延みなし分配税額とは、次に掲げる金額をいう。
 - 一 各対象会計年度(第一項の規定の適用を受ける対象会計年度に限る。)に係る構成会社等の所在地に属するみなし分配税額
 - 二 過去対象会計年度(前号の対象会計年度の直前の四対象会計年度であつて、第一項の規定の適用を受けた過去対象会計年度に係る)に係る同号の構成会社等の所在地に属するみなし分配税額(過去対象会計年度においてこの号の規定により控除されたものを除く。次に掲げる金額を控除した残額
 - イ 当該構成会社等及び当該所在地に属する国と他の構成会社等が当該対象会計年度において支払つた令第五十五条の三十四第一項第二号に掲げる税の額(分配のあつた又は分配があつたものとみなされる利益に対して課された部分に限る。))の合計額
 - ロ 当該構成会社等及びイの他の構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額から当該構成会社等及び当該他の構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額を控除した残額に基準税率を乗じて計算した金額
 - ハ 過去対象会計年度においてこの号の規定により控除しきれなかつたロに掲げる金額の合計額(過去対象会計年度においてこの号(ハ)に係る部分に限る。))の規定により控除されたものを除く。))
- 五 前項第二号の規定の適用については、まず同号イに掲げる金額の控除をし、次に同号ロに掲げる金額の控除をした後において、同号ハに掲げる金額の控除をするものとし、同号に規定する過去対象会計年度が二以上ある場合には、まず最も古い過去対象会計年度の同号の所在地に属するみなし分配税額からこれらの控除をし、なお控除しきれない金額があるときは順次新しい過去対象会計年度の当該所在地に属するみなし分配税額から当該これらの控除をするものとする。

- 六 構成会社等の各対象会計年度において第四項第二号の規定の適用を受ける場合には、当該対象会計年度の当該構成会社等の所在地に属する国別調整後対象租税額には、同号の規定により控除される同号イに掲げる金額を含まないものとし、当該構成会社等の令第五十五条の四十一第一項の過去対象会計年度において同号の規定の適用を受けた場合における同条の規定の適用については、当該過去対象会計年度の当該所在地に属する同条第二項第三号イに規定する再計算国別調整後対象租税額には、第四項第二号の規定により控除された同号イに掲げる金額を含まないものとする。
- 七 法第八十二条の二第三項の規定は、第一項の所在地に属する同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行規則第三十八条の四十一第一項から第六項まで(適格分配時課税制度を有する所在地に属する国別調整後対象租税額等の計算の特例)」と読み替えるものとする。
- 八 法第八十二条の二第五項の規定及び第一項から第六項までの規定は、共同支配会社等の所在地に属する国別調整後対象租税額及び令第五十五条の四十八第一項(共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額)において準用する令第五十五条の四十二第二項第三号イに規定する再計算国別調整後対象租税額の計算について準用する。この場合において、法第八十二条の二第五項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは「法人税法施行規則第三十八条の四十一第一項(適格分配時課税制度を有する所在地に属する国別調整後対象租税額等の計算の特例)」において準用する同条第一項から第六項まで」と、第一項中「第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)とあるのは「第八十二条の二第四項第一号イ(3)(i)と、同項第一号中「他の構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同項第二号中「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の二第四項第一号イ(3)」と、第二項中「の令」とあるのは「の令第五十五条の四十八第一項(共同支配会社等に係る再計算国別国際最低課税額)において準用する令」と、「同条の」とあるのは「令第五

五十五条の四十八第一項において準用する令第五十五条の四十の」と、「同項」とあるのは「前項」と、第三項中「の令」とあるのは「令第五十五条の四十八第一項において準用する令」と、「同条」とあるのは「令第五十五条の四十八第一項において準用する令第五十五条の四十」と、同項各号中「係る令」とあるのは「係る令第五十五条の四十八第一項において準用する令」と、第四項第二号イ中「他の構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同号ロ中「他の構成会社等」とあるのは「他の共同支配会社等」と、第六項中「の令」とあるのは「令第五十五条の四十八第一項において準用する令」と、「同条」とあるのは「令第五十五条の四十八第一項において準用する令第五十五条の四十」と読み替えるものとする。

第三十八条の四十二 令第五十五条の五十三第一項(各種投資会社等に係る国際最低課税額の計算の特例)

第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうち占める割合とする。

一 次に定めるところにより作成される令第五十五条の五十三第一項の構成会社等に係る最終親会社等の各対象会計年度に係る連結財務諸表において非支配株主帰属額(令第五十五条の三十七第二項第一号イ(2)(帰属割合の計算等)に規定する非支配株主帰属額をいう。次項第一号において同じ。)として記載される金額

イ 当該最終親会社等及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

ロ 次号に掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該最終親会社等と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ 当該構成会社等が当該対象会計年度において令第五十五条の十七第一項(第一号に係る部分に限る。)(各種投資会社等に係る当期純損益金額の特例)の規定の適用を受ける場合における同項の適用株主等が直接又は同号ロ(1)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(2)に規定する他の会社等及び及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

ホ 当該構成会社等が当該対象会計年度において令第五十五条の三十一第一項(第二号に係る部分に限る。)(各種投資会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例)の規定の適用を受ける場合における同項の適用株主等が直接又は同条第二項第四号ロ(1)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(2)に規定する他の会社等及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

二 前号の構成会社等及び当該構成会社等の所在地を所在国とする他の構成会社等(各種投資会社等に限る。)(同号の对象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額(当該構成会社等が無国籍構成会社等に該当する場合には、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別計算所得金額))

一 次に定めるところにより作成される令第五十五条の五十三第二項の構成会社等に係る最終親会社等の過去対象会計年度に係る連結財務諸表において非支配株主帰属額として記載される金額

イ 当該最終親会社等及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

ロ 次号に掲げる金額を当該構成会社等の当該過去対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

ハ 当該最終親会社等と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。

ニ 当該構成会社等が当該過去対象会計年度において令第五十五条の十七第一項(第一号に係る部分に限る。)(規定の適用を受けた場合における同項の適用株主等が直接又は同号ロ(1)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(2)に規定する他の会社等及び及び介在会社等を通じて間接に有していた当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

ホ 当該構成会社等が当該過去対象会計年度において令第五十五条の三十一第一項(第二号に係る部分に限る。)(規定の適用を受けた場合における同項の適用株主等が直接又は同条第二項第四号ロ(1)に規定する他の会社等若しくは同号ロ(2)に規定する他の会社等及び及び介在会社等を通じて間接に有する当該構成会社等に対する持分はないものとみなす。

3

第一項の規定は令第五十五条の五十三第三項において準用する同条第一項に規定する財務省令で定める割合について、前項の規定は同条第三項において準用する同条第二項に規定する財務省令で定める割合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項第一号中「最終親会社等」とあるのは「特定多国籍企業グループ等の最終親会社等」と、同号第二号中「令第五十五条の十七第一項(第一号に係る部分に限る。)」とあるのは「第五十五条の十七第七項」と、「特例」とあるのは「特例」において準用する同条第一項(第一号に係る部分に限る。)(と、同号第二号中「第五十五条の三十一第一項(第二号に係る部分に限る。)」とあるのは「第五十五条の三十一第六項」と、「特例」とあるのは「特例」において準用する同条第一項(第二号に係る部分に限る。)(と、「又は」とあるのは「又は同条第六項において準用する」と、「同号ロ(2)」とあるのは「同条第六項において準用する同号ロ(2)」と、同項第六号中「他の構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、前項第一号中「最終親会社等」とあるのは「特定多国籍企業グループ等の最終親会社等」と、同号第二号中「第五十五条の十七第七項において準用する同条第一項」と、同号第七項において準用する同条第一項」と、同号第七項中「第五十五条の三十一第一項」とあるのは「第五十五条の三十一第六項において準用する同条第一項」と、「又は」とあるのは「又は同条第六項において準用する」と、「同号ロ(2)」とあるのは「同条第六項において準用する同号ロ(2)」と、同項第六号中「他の構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、「無国籍共同支配会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」に該当する」と、「第五十五条の四十八第一項(共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額)において準用する令第五十五条の四十八第二項(第一号イ」と、「無国籍共同支配会社等に該当する」とあるのは「無国籍共同支配会社等に該当する」と、「第五十五条の四十八第二項」とあるのは「第五十五条の四十八第二項」とあるのは「第五十五条の四十八第二項(無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額)において準用する令第五十五条の四十八第二項」と読み替えるものとする。

4

令第五十五条の五十三第一項及び第二項の規定並びに第一項及び第二項の規定は、恒久的施設等を有する構成会社等が各種投資会社等に該当する場合について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「構成会社等」とあるのは「恒久的施設等の」と、第一項第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、「作成される」とあるのは「作成される恒久的施設等を有する第四項において準用する」と、同項第二号中「前号の構成会社等」とあるのは「前号の恒久的施設等」と、「当該構成会社等」とあるのは「当該恒久的施設等」と、第二項第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、「作成される」とあるのは「作成される恒久的施設等を有する第四項において準用する」と、同項第二号中「前号の構成会社等」とあるのは「前号の恒久的施設等」と、「当該構成会社等」とあるのは「当該恒久的施設等」と読み替えるものとする。

5

令第五十五条の五十三第三項の規定及び第三項の規定は、恒久的施設等を有する共同支配会社等が各種投資会社等に該当する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項中」とあるのは「第一項中「構成会社等」とあるのは「恒久的施設等の」と」と、「前項中」とあるのは「前項中「構成会社等の」とあるのは「恒久的施設等の」と」と、第三項中「第一項第一号中」とあるのは「第一項第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と

と、「令第五十五条の五十三第一項」とあるのは「恒久的施設等を有する第五項において準用する令第五十五条の五十三第三項において準用する同条第一項」と、「同項第二号中」とあるのは「前号の恒久的施設等」と、「当該構成会社等」とあるのは「前号の恒久的施設等」と、「当該構成会社等」とあるのは「当該恒久的施設等」と、「当該共同支配会社等」とあるのは「当該恒久的施設等」と、「前項第一号中」とあるのは「前項第一号中、次に」とあるのは「イからハまでに」と、「令第五十五条の五十三第二項」とあるのは「恒久的施設等を有する第五項において準用する令第五十五条の五十三第三項において準用する同条第二項」と、「読み替えるものとする。」

(自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準)

第三十八条の四十三 令第五十五条の五十四第一項第一号(自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準)に規定する財務省令で定める規定は、令第五十五条の十六第一項、第二項及び第十項(当期純損益金額)の規定に相当する規定並びに第三十八条の十三(第五項を除く。)(当期純損益金額)及び第三十八条の十五第一項から第三項まで(移行対象会計年度に係る当期純損益金額等)の規定に相当する規定とする。

2 令第五十五条の五十四第二項第二号に規定する財務省令で定める計算書類は、次の各号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等の区分に応じ当該各号に定める計算書類(当該計算書類が複数ある場合には、当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地(当該構成会社等又は共同支配会社等が無国籍会社等である場合にあつては、その設立国)以下この項及び第四項第二号において同じ。)(自国内最低課税額に係る税)に関する法令で定める所在地等財務会計基準(同条第二項第一号に規定する所在地等財務会計基準をいう。以下この項において同じ。))に従つて作成されたものに限る。)とする。

一 構成会社等又は共同支配会社等(次号に掲げるものを除く。)(当該所在地に属する所在地等財務会計基準に従つて作成された当該構成会社等若しくは共同支配会社等の個別財務諸表(令第五十五条の十六第一項第二号イに規定する個別財務諸表をいう。次号において同じ。))又は当該所在地等財務会計基

準に従つて作成された当該構成会社等若しくは共同支配会社等に係る企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類で、当該自国内最低課税額に係る税に関する法令以外の当該所在地に属する税に使用又は保存がされるものと認められるもの

二 恒久的施設等 当該所在地に属する所在地等財務会計基準に従つて作成された当該恒久的施設等の個別財務諸表

3 令第五十五条の五十四第三項第四号に規定する財務省令で定める法令は、我が国以外の国又は地域の自国内最低課税額に係る税に関する法令において、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税における法第八十二条の第二項各号及び第四項各号(国際最低課税額)に定める金額(当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において当該国又は地域を設立国とする無国籍会社等に対して当該自国内最低課税額に係る税を課さないこととされている場合にあつては、同条第二項第一号から第三号まで及び第四項第一号から第三号までに定める金額。以下この項において同じ。)(計算に関する規定に相当する規定が設けられていないことにより当該国又は地域に係る同条第二項各号及び第四項各号に定める金額が生ずるおそれがあると認められる場合における当該自国内最低課税額に係る税に関する法令とする。)

4 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が我が国以外の国又は地域の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、各対象会計年度の当該構成会社等の所在地に係る法第八十二条の第二項第一号から第三号までに定める金額(当該構成会社等が無国籍構成会社等である場合にあっては、当該構成会社等の同項第四号から第六号までに定める金額)については、同条第六項の規定は、適用しない。

一 当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、当該特定多国籍企業グループ等に属する当該所在地に属する法第八十二条第七号ロ(定義)に規定する導管会社等に対して当該自国内最低課税額に係る税を課さないこととされている場合

二 当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、当該対象会計年度に係る当該構成会社等の当該国又は地域に係る当該自国内

最低課税額に係る税の額が、特定多国籍企業グループ等の対象会計年度が国際的な事業活動の初期の段階における期間に該当する場合に当該特定多国籍企業グループ等の当該国又は地域に係る自国内最低課税額に係る税の額を零とする規定(特定多国籍企業グループ等の対象会計年度が国際的な事業活動の初期の段階における期間に該当し、かつ、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされている当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、中間親会社等又は被部分保有親会社等が当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等(当該国又は地域を所在地とするもので、かつ、当該国又は地域に係る租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課することとされているものに限る。))及び当該特定多国籍企業グループ等に係る全ての共同支配会社等(当該国又は地域を所在地とするもので、かつ、当該国又は地域の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課することとされているものに限る。))の所有持分を有していない場合に当該特定多国籍企業グループ等の当該国又は地域に係る自国内最低課税額に係る税の額を零とする規定を除く。)の適用により零となる場合

三 当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、当該特定多国籍企業グループ等に属する当該所在地に属する他の構成会社等(各種投資会社等を除く。以下この号において同じ。))がある場合において、当該構成会社等(各種投資会社等に属するものに限る。以下この号において同じ。))に代えて、当該他の構成会社等に対して当該構成会社等の当該国又は地域に係る当該自国内最低課税額に係る税を課することとされているとき。

第三十八条の四十四 令第五十五条の五十五第一項第一号(収入金額等に関する適用免除基準)に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、構成会社等の適用対象会計年度(同項に規定する適用対象会計年度をいう。以下この条及び次条において同じ。))に係る収入金額(売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額をいう。次条第二項において同じ。))につき、令第五十五条の十六から第五十五

条の十八まで(当期純損益金額等)の規定の例により計算した金額とする。この場合において、同条第一項第一号中「第五十五条の三十三までの規定」とあるのは「第五十五条の三十二まで及び第五十五条の二十四から第五十五条の三十三まで(資産等の時価評価損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例等)の規定(売上金額、収入金額その他の収益の額に関する規定に限る。)」と、同条第二項中「掲げる金額の」とあるのは「掲げる金額(第五号、第六号(イ及びニに係る部分に限る。))、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる金額に係る部分に限る。の」と、同条第三項中「掲げる金額の」とあるのは「掲げる金額(第二号から第五号まで、第七号(ロ及びハに係る部分に限る。))、第十号及び第十一号に掲げる金額に係る部分に限る。の」とする。

2 構成会社等の直前二対象会計年度(令第五十五条の五十五第一項に規定する直前二対象会計年度をいう。以下この条及び次条において同じ。))のうち令第五十五条の四十一第一項(構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額)又は第五十五条の四十一第一項(不動産の譲渡に係る再計算国別国際最低課税額の特例)の規定の適用がある対象会計年度がある場合における当該対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「同条第一項第一号中」とあるのは、「同条第一項第一号中」に「加算調整額」とあるのは、「(構成会社等の第五十五条の五十五第一項(収入金額等に関する適用免除基準)に規定する直前二対象会計年度に係る当期純損益金額が過少であることが判明した場合における当該直前二対象会計年度にあつては、その訂正をした又はその訂正をしたならば算出されることとなる当期純損益金額)に加算調整額」と、とする。

3 構成会社等の直前二対象会計年度のうち次に掲げるいずれかの対象会計年度がある場合には、当該直前二対象会計年度から当該対象会計年度を除いたところにより令第五十五条の五十五第一項及び第二項の規定を適用する。

一 適用対象会計年度における当該構成会社等(各種投資会社等を除く。)(所在地に属する当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(各種投資会社等を除く。))がない当該適用対象会計年度前の対象会計年度

二 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国を所在地とする全ての構成会社等（各種投資会社等を除く。）がその事業活動を行っていない対象会計年度

4 令第五十五条の第五十三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合において、適用対象会計年度又は直前二対象会計年度のうちにその期間が一年でないものがあるときにおける同条第二項の規定の適用については、同項中「金額から」とあるのは「金額（次項第三号に定める金額に該当する金額を控除した残額とし、その期間が一年でない対象会計年度にあつては、当該残額を当該対象会計年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）」と次項第三号に定める金額の合計額から」と、「を減算した金額」とあるのは「同項第四号に定める金額に該当する金額を控除した残額とし」と、「当該金額」とあるのは「当該残額」と、「金額」とあるのは「金額」と同項第四号に定める金額の合計額を減算した金額」とする。

5 法第八十二条の二第八項（国際最低課税額）に規定する財務省令で定める構成会社等は、次に掲げる要件の全てを満たす法第八十二条第三号イ（定義）に掲げる構成会社等及びその恒久的施設等とする。

一 特定多国籍企業グループ等（当該特定多国籍企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表が法第八十二条第一号イに掲げる連結等財務諸表であるものに限る。）に属する構成会社等のうち当該連結等財務諸表において第三十八條の五第一号（企業グループ等の範囲）に掲げる理由により連結の範囲から除外されるものであること。

二 構成会社等の各対象会計年度に係る令第五十五条の五十五第三項第一号に規定する調整後収入金額が五千万ユーロを第三十八條の三（本邦通貨表示の金額への換算）の規定の例により本邦通貨表示の金額に換算した金額以上である場合において、当該対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の租税特別措置法第六十六条の四の四第一項（特定多国籍企業グループに係る個別報告事項の提供）に規定する個別報告事項又はこれに相当する事項が特定財務会計基準若しくは当該構成会社等の所在地国に係る所在地国等財務会

計基準（令第五十五条の五十四第二項第一号（自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準）に規定する所在地国等財務会計基準をいう。以下この号において同じ。）に従つて作成された当該構成会社等の令第五十五条の十六第一項第二号イに規定する個別財務諸表又は特定財務会計基準若しくは当該所在地国等財務会計基準に従つて作成された当該構成会社等に係る企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類を基礎として作成されていること。

6 法第八十二条の二第八項第一号イに規定する財務省令で定める事項は、発生税額に関する事項とする。

（共同支配会社等に係る適用免除基準）
第三十八條の四十五 第三十八條の四十三第四項（自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準）の規定は、法第八十二条の二第四項（国際最低課税額）に規定する共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額について準用する。この場合において、第三十八條の四十三第四項中「第八十二条の二第二項第一号から第三号まで」とあるのは「第八十二条の二第四項第一号から第三号まで」と、「無国籍構成会社等」とあるのは「無国籍共同支配会社等」と、「同条第六項」とあるのは「同条第十三項において準用する同条第六項」と、同項第三号中「他の構成会社等（各種投資会社等を除く）」とあるのは「構成会社等（当該共同支配会社等が各種投資会社等である場合には、当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（各種投資会社等を除く。）を含む）」と、「構成会社等（各種投資会社等に限る。以下この号において同じ）」とあるのは「共同支配会社等」と、「他の構成会社等」とあるのは「構成会社等」と、「構成会社等」とあるのは「共同支配会社等」と読み替えるものとする。

2 令第五十五条の五十六（共同支配会社等に係る適用免除基準）において準用する令第五十五条の五十五第一項第一号（収入金額等に関する適用免除基準）に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、共同支配会社等の適用対象会計年度に係る収入金額につき、令第五十五条の十六から第五十五条の十八まで（当期純損益金額等）の規定の例により計算した金額とする。この場合において、同条第一項第二号中「次に」とあるのは「イからニま

で及びへからタまでに」と、「準用する規定」とあるのは「準用する規定（売上金額、収入金額その他の収益の額に関する規定に限る。）」と、同条第四項中「同項第二号及び」とあるのは「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（第五号、第六号（イ及びニに係る部分に限る。）、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる金額に係る部分に限る。）」と、同項第二号及び「と」と、「同項第二号中」とあるのは「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（第二号から第五号まで、第七号（ロ及びハに係る部分に限る。）、第十号及び第十一号に掲げる金額に係る部分に限る。）」と、「同項第一号中」とする。

3 共同支配会社等の直前二対象会計年度のうちに令第五十五条の四十八（共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する令第五十五条の四十一第一項（構成会社等に係る再計算国際最低課税額）又は第五十五条の四十一第一項（不動産の譲渡に係る再計算国際最低課税額の特例）の規定の適用がある対象会計年度がある場合における当該対象会計年度に係る前項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「に加算調整額」とあるのは「（共同支配会社等の第五十五条の五十五第一項（収入金額等に関する適用免除基準）に規定する直前二対象会計年度に係る当期純損益金額が過少であることが判明した場合における当該直前二対象会計年度にあつては、その訂正をした又はその訂正をしたならば算出されることとなる当期純損益金額）に加算調整額」と、「次に」とする。

4 共同支配会社等の直前二対象会計年度のうち次に掲げるいずれかの対象会計年度がある場合には、当該直前二対象会計年度から当該対象会計年度を除いたところにより令第五十五条の五十六において準用する令第五十五条の五十五第一項及び第二項の規定を適用する。

一 適用対象会計年度における当該共同支配会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国を所在地とする当該共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（各種投資会社等を除く。）がない当該適用対象会計年度前の対象会計年度

二 当該共同支配会社等（各種投資会社等を除く。）及び当該共同支配会社等の所在地国を所在地とする当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（各種投資会社等を除く。）

の全てがその事業活動を行っていない対象会計年度

第二節 申告
（国際最低課税額確定申告書の記載事項）
第三十八條の四十六 法第八十二条の六第一項第三号（国際最低課税額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所との所在地と異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地

二 代表者の氏名
三 当該対象会計年度の開始及び終了の日
四 その他参考となるべき事項

2 法第三十一条の二（定義）に規定する国際最低課税額確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表二十から別表二十四付表四まで（更正請求書にあつては、別表二十を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

（国際最低課税額確定申告書の添付書類）
第三十八條の四十七 法第八十二条の六第三項（国際最低課税額に係る確定申告）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又は当該各号に掲げるものを作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一 当該対象会計年度の内国法人の属する特定多国籍企業グループ等の最終親会社等に係る連結等財務諸表
二 当該対象会計年度の前号の特定多国籍企業グループ等に係る共同支配親会社等の連結等財務諸表
三 当該対象会計年度前の対象会計年度に係る前二号の連結等財務諸表に表示すべき事項の修正の内容

四 第一号及び第二号に掲げるものに係る勘定科目内訳明細書

五 その他参考となるべき事項を記載した書類(電子情報処理組織による申告)

第三十八條の四十八 法第八十二条の七第一項(電子情報処理組織による申告)の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項(以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。)を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四條第一項から第三項まで、第六項及び第七項(事前届出等)の規定の例による。

2 法第八十二条の七第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。
一 申告書記載事項 法第八十二条の七第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該申告書記載事項を入力して送信する方法
二 添付書類記載事項 次に掲げる方法
イ 法第八十二条の七第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該添付書類記載事項を入力して送信する方法
ロ 当該添付書類記載事項が記載された書類をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三條第七号(定義)に規定する電磁的記録(これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五條第二項各号(電子情報処理組織による申請等)に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り)を法第八十二条の七第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法(イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができ、ない場合に限る。)

3 法第八十二条の七第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五條第一項の定めるところにより、行わなければならない。

4 法第八十二条の七第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三條第七号に規定する電磁的記録(当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五條第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り)を記録した光ディスク又は磁気ディスクとする。
5 申告書記載事項又は添付書類記載事項を第二項各号に定める方法又は法第八十二条の七第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。
6 法第八十二条の七第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六條第一項(第四号に係る部分を除く。)(申請等において氏名等を明らかにする措置)の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。
7 前各項に定めるもののほか、法第八十二条の七第一項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。
(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)
第三十八條の四十九 法第八十二条の八第二項(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号
二 代表者の氏名
三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第八十二条の八第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日
四 その他参考となるべき事項
2 法第八十二条の八第二項に規定する財務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。
3 法第八十二条の八第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号
二 代表者の氏名
三 法第八十二条の八第一項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日
四 法第八十二条の八第一項の規定の適用をやめようとする理由
五 その他参考となるべき事項
第三章 退職年金等積立金に対する法人税(退職年金等積立金の計算)
第三十九條 令第五百五十六條の二第二号(用語の意義)の規定による同条第一号に規定する通常掛金額に対する補正は、当該通常掛金額の算定の基礎としている次の各号に掲げる基礎率に代えて当該各号に定める基礎率を用いて行うものとする。
一 予定利率 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この項及び第三項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)(附則第五條第一項(存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法(昭和二十九年法律第九十五号。次号及び第三項において「旧厚生年金保険法」という。)(第八十一條の三第二項(免除保険料率の決定等)に規定する代行保険料率の算定の基礎である予定利率
二 予定死亡率 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第八十一條の三第二項に規定する代行保険料率の算定の基礎である予定死亡率
三 予定昇給率 将来の賃金水準の変動を見込まない予定昇給率
2 令第五百五十六條の二第五号イの規定による同号に規定する留保すべき金額に対する補正は、当該留保すべき金額の算定の基礎としている前項各号に掲げる基礎率に代えて当該各号に定める基礎率を用いて行うものとする。
3 令第五百五十六條の二第十七号に規定する財務省令で定めるものは、旧厚生年金保険法第六十六條の二第二項(連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換)の規定により旧厚生年金保険法第四百十九條第一項(連合会)に規定する連合会から移換された旧厚生年金保険法第六十五條の二第一項に規定する年金給付等積立金、平成二十五年厚生年金等改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法(以下この項において「旧確定給付企業年金法」という。)(第一百十條の二第三項(厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転)の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三條第十号(定義)に規定する旧厚生年金基金(以下この項において「旧厚生年金基金」という。))から権利義務が承継された旧確定給付企業年金法第六十條の二第四項に規定する積立金、旧確定給付企業年金法第六十一條第二項(厚生年金基金から規約型企業年金への移行)若しくは第六十二條第四項(厚生年金基金から基金への移行)の規定により旧厚生年金基金から権利義務が承継された旧厚生年金保険法第三十條の二第二項(年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)に規定する年金給付等積立金又は旧確定給付企業年金法第六十五條の三第二項(厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)の規定により旧厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額とする。
4 令第五百五十六條の四第四項第二号(厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金の計算)に規定する過去勤務掛金額は、次に掲げる方法のうちいずれかの方法により払い込まれるものとする。
一 一定の払込予定期間にわたつて平準的に払い込む方法
二 過去勤務債務の現在額(令第五百五十六條の二第五号イに規定する留保すべき金額の合計額のうちまだ払い込まれていない金額に相当する金額をいう。次項において同じ。))に一定の割合を乗じて計算した金額を払い込む方法
5 令第五百五十六條の四第四項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、令第五百五十六條の二第五号イに規定する留保すべき金額の合計額をその過去勤務掛金額(同条第四号に掲げる過去勤務掛金額をいう。以下この項において同じ。))に係る払込予定期

間(当該過去勤務掛金額の払込みの方法が前項第二号に掲げる方法であるときは、当該過去勤務債務の現在額が当該事業年度の同条第一号に規定する通常掛金額以下となる場合における過去勤務掛金額を当該過去勤務債務の現在額に相当する金額とすることとしたときに見込まれる払込予定期間)にわたつて平準的に払い込むこととした場合に年当たりで払い込まれるべき金額に相当する金額とする。

第四十条 法第八十八条第三号(退職年金等積立金に係る中間申告)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 内国法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地
- 二 代表者の氏名
- 三 当該事業年度の開始及び終了の日
- 四 その他参考となるべき事項

2 退職年金等積立金中間申告書(当該申告書に係る修正申告書を含む)の記載事項のうち別表二十一に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

(退職年金等積立金確定申告書の記載事項)
第四十一条 法第八十九条第四号(退職年金等積立金に係る確定申告)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 内国法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地
- 二 代表者の氏名
- 三 当該事業年度の開始及び終了の日
- 四 その他参考となるべき事項

2 退職年金等積立金確定申告書(当該申告書に係る修正申告書を含む)の記載事項のうち別表二十一に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

第四十二条 法第五十一条から第五十一条まで 削除

第四章 青色申告

第五十二条 法第二百二十二条第一項(青色申告の承認の申請)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号

- 二 代表者の氏名
- 三 その他参考となるべき事項

第五十三条 法第二百二十一条第一項(青色申告の承認を受けている法人(以下この章において「青色申告法人」という。))は、その資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行なわなければならない。

(取引に関する帳簿及び記載事項)
第五十四条 青色申告法人は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿(次条において「仕訳帳」という。)、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿(次条において「総勘定元帳」という。))その他必要な帳簿を備え、別表二十二に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない。

(仕訳帳及び総勘定元帳の記載方法)
第五十五条 青色申告法人は、仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載しなければならない。

2 青色申告法人は、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載しなければならない。

(たな卸表の作成)
第五十六条 青色申告法人は、各事業年度終了の日において、商品又は製品(副産物及び作業くずを含む。)、半製品、仕掛品(半成工事を含む。)、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のものその他これらの資産に準ずる資産のたな卸その他決算のために必要な事項の整理を行ない、その事項を明りように記録しなければならない。

2 前項に規定するたな卸については、たな卸表を作成し、たな卸資産の種類、品質及び型の異なるごとに数量、単価及び金額を記載しなければならない。この場合において、たな卸資産に付すべき単価は、令第二十八条(たな卸資産の評価の方法)に規定する評価の方法又は令第二十八条の二(たな卸資産の特別な評価の方法)の規定により財務省令の承認を受けた評価の方法のうち当該内国法人が選定した評価の方法(令第三十条(たな卸資産の評価の方法の変更手続)の規定により評価の方法の変更につき財務省令の承認を受けた場合にはその承認を受けた方法とし、令第三十一条第一項(たな卸資産

の法定評価方法)の規定の適用を受ける法人については、そのよるべきものとして定められた方法とする。)により計算した価額を記載するものとする。

(貸借対照表及び損益計算書)
第五十七条 青色申告法人は、各事業年度終了の日現在において、その業種、業態及び規模等の実情により、おおむね別表二十三に掲げる科目に従い貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

(帳簿書類の記載事項等の省略)
第五十八条 青色申告法人は、その業種、業態及び規模等により第五十四条から第五十六条(青色申告法人の帳簿書類)までの規定により難いときは、所轄財務省令の承認を受け、これらに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができる。

(帳簿書類の整理保存)
第五十九条 青色申告法人は、次に掲げる帳簿書類を整理し、起算日から七年間、これを納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの(所在地)に保存しなければならない。

一 第五十四条(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する帳簿並びに当該青色申告法人の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿

二 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類

三 取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

2 前項に規定する起算日とは、帳簿についてはその閉鎖の日の属する事業年度終了の日の翌日から二月(次の各号に掲げる事業年度にあつては、当該各号に定める月数。以下この項において同じ。))を経過した日(をいい、書類についてはその作成又は受領の日の属する事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日(をいう。))

一 法第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書の提出期限が法第七十五条の二第二項(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により延長されている事業年度 その延長に係る月数に二を加えた月数

二 清算中の内国法人の残余財産の確定の日の属する事業年度(当該内国法人が通算法人で

ある場合には、当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。)) 一月

3 第一項各号に掲げる帳簿書類のうち次の表の各号の上欄に掲げるものについての当該各号の中欄に掲げる期間における同項の規定による保存については、当該各号の下欄に掲げる方法によることができる。

第一項第三号に掲げる書類(帳簿代用書類に該当するものを除く。))のうち国税庁長官が定めるもの	前項に規定する起算日以後三年を経過した日から当該起算日以後五年を経過する日までの期間	財務大臣の定める方法
第二項各号に掲げる帳簿書類	前項に規定する起算日から五年を経過した日以後の期間	財務大臣の定める方法

4 前項の表の第一号の上欄に規定する帳簿代用書類とは、第一項第三号に掲げる書類のうち別表二十二に定める記載事項の全部又は一部の帳簿への記載に代えて当該記載事項が記載されている書類を整理し、その整理されたものを保存している場合における当該書類をいう。

5 国税庁長官は、第三項の表の第一号の規定により書類を定めるときは、これを告示する。

6 財務大臣は、第三項の表の各号の規定により方法を定めるときは、これを告示する。

第六十条 法第二百二十八条(青色申告の取扱い)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号
- 二 代表者の氏名
- 三 その他参考となるべき事項

第五章 更正

第六十条 法第七十五条第二項第三号(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う還付特例対象法人税額等の範囲)に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせ
んによる当事者間の協議による前号に準ずる
内容の契約の締結

2 法第百三十五条第六項（仮装経理に基づく過
大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特
例）に規定する財務省令で定める事項は、次に
掲げる事項とする。

一 請求をする内国法人の名称、納税地及び法
人番号

二 代表者の氏名

三 法第百三十五条第四項に規定する事実の生
じた日及び当該事実の詳細

四 その他参考となるべき事項

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得

（不動産関連法人の上場株式に類するもの範
囲）

第六十条の三 令第百七十八条第九項第一号（国
内にある資産の譲渡により生ずる所得）に規定
する金融商品取引所に上場されている株式又は
出資に類するものとして財務省令で定めるもの
は、次に掲げるものとする。

一 店頭売買登録銘柄（株式（出資を含む。以
下この条において同じ。）で、金融商品取引
法第十三項（定義）に規定する認可金融
商品取引業協会（次号において「認可金融
商品取引業協会」という。）が、その定める
規則に従い、その店頭売買につき、その売買
価格を公表し、かつ、当該株式の発行法人に
関する資料を公開するものとして登録したもの
をいう。）として登録された株式

二 店頭管理銘柄株式（金融商品取引法第二
条第十六項に規定する金融商品取引所への上場
が廃止され、又は前号に規定する店頭売買登
録銘柄としての登録が取り消された株式のうち、
認可金融商品取引業協会が、その定める
規則に従い指定したものをいう。）

三 金融商品取引法第二条第八項第三号に規
定する外国金融商品市場において売買されて
いる株式

第二章 各事業年度の所得に対する法人税
の金額の計算

第一節 恒久的施設帰属所得に係る所得
の金額の計算

（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）
第六十条の四 外国法人の法第百四十二条第一項
（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）
に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金

額につき、同条第二項の規定により前編第一章
第一節（各事業年度の所得の金額の計算）の規
定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に
掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの
とする。

第九号 第一号 （特別 な評価 の方法 の承認 の申請書 の記載 事項）	（恒久的施設を有する外 国法人にあつては、代表者 及び恒久的施設を通じて行 う事業の経営の責任者。以 下この節において同じ。） の氏名
第二十 五条の 十（不 正行為 等に係 る費用 等）	（同号の取引に係る事務所、 事業所その他これらに準ず るもの（以下この条におい て「事務所等」という。）の 所在地に保存することが その外国法人が行う事業の 内容及び実態等に照らして 合理的と認められる帳簿書 類その他の物件については 、当該取引に係る事務所 等の所在地）
第二十 六条の 三第一 項（欠 損金に 係る帳 簿書類 の保存 ）	第六十二条（青色申告）の 規定により読み替えられた 第五十九条第一項各号
第二十 七条の 第一号	第六十二条の規定により読 み替えられた第五十九条第 一項第三号に掲げる書類の うち同号の取引に係る事務 所、事業所その他これらに 準ずるもの（以下「事務所 等」という。）の所在地に 保存することがその外国法 人が行う事業の内容及び実 態等に照らして合理的と認 められるものについては、 当該取引に係る事務所等の 所在地）に保存しなければ ならない。この場合におい て、第六十二条の規定によ り読み替えられた第五十九

事業所
その他
これら
に準ず
るもの
の所在
地）に
保存し
なければ
なら
ない

第六十
七条第
一項各
号（帳
簿書類
の整理
保存等）

第六十
七条第
一項第
一號

第六十七條第四項の規定に
より読み替えられた同条第
一號第一號と、「書類又は
はその写しにあつては、当
該納税地又は同号の取引に
係る国内の事務所、事業所
その他これらに準ずるもの
の所在地）に保存しなけれ
ばならない」とあるのは
「書類のうち同条第四項の
規定により読み替えて適用
される同条第一項第一號の
取引に係る事務所等の所在
地に保存することがその外
国法人が行う事業の内容及
び実態等に照らして合理的
と認められるものについて
は、当該取引に係る事務所
等の所在地）に保存しなけ
ればならない。この場合に
おいて、第六十六條第一項
に規定する帳簿又は第六十
七條第四項の規定により読
み替えて適用される同条第
一項第二號に掲げる書類の
うち納税地に保存すること
を困難とする相当の理由が
あると認められるものにつ
いては、当該帳簿又は当該

第二十 六条の 三第一 項（欠 損金に 係る帳 簿書類 の保存 ）	第六十二条（青色申告）の 規定により読み替えられた 第五十九条第一項各号
第二十 七条の 第一号	第六十二条の規定により読 み替えられた第五十九条第 一項第三号に掲げる書類の うち同号の取引に係る事務 所、事業所その他これらに 準ずるもの（以下「事務所 等」という。）の所在地に 保存することがその外国法 人が行う事業の内容及び実 態等に照らして合理的と認 められるものについては、 当該取引に係る事務所等の 所在地）に保存しなければ ならない。この場合におい て、第六十二条の規定によ り読み替えられた第五十九

（保険会社の投資資産の範囲）
第六十条の五 法第百四十二条の三第一項（保険
会社の投資資産及び投資収益）に規定する運用
資産として財務省令で定めるものは、保険業法
施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第四十七
条各号（資産の運用方法の制限）に掲げる方法
により運用を行う資産とする。
（発生し得る危険の範囲）
第六十条の六 令第百八十八条第二項第一号イ
（3）（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応
する負債の利子の損金不算入）に規定する財務
省令で定める理由により発生し得る危険は、次
に掲げるものとする。

一 取引の相手方の契約不履行により発生し得
る危険

二 保有する有価証券等（有価証券その他の資
産及び取引をいう。）の価格の変動により発
生し得る危険

三 事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行
上発生し得る危険

四 前三号に掲げるものに類する危険
（同業法人比準法を用いた恒久的施設帰属資本
相当額の計算）

第六十条の七 令第百八十八条第二項第二号イ
（1）（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応
する負債の利子の損金不算入）に規定する財務
省令で定める場合は、第一号に掲げる割合が第
二号に掲げる割合のおおむね二分の一に満たな
い場合とする。

一 イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する
割合

イ 令第百八十八条第二項第二号イに掲げる
外国法人に係る比較対象法人（同号イ
（1）に規定する比較対象法人をいう。以
下この号において同じ。）の当該事業年度
終了の時の貸借対照表に計上されている純
資産の額（当該比較対象法人が外国法人で
ある場合には、当該比較対象法人である外
国法人の恒久的施設に係る純資産の額）

ロ イの比較対象法人の当該事業年度終了の
時の貸借対照表に計上されている総資産の
額（当該比較対象法人が外国法人である場
合は、当該比較対象法人の当該事業年度終了
の時の貸借対照表に計上されている総資産の
額）

書類の写しを納税地に保存
していることをもつて当該
帳簿又は当該書類を納税地
に保存しているものとみ
なす

第二十 六条の 三第一 項（欠 損金に 係る帳 簿書類 の保存 ）	第六十二条（青色申告）の 規定により読み替えられた 第五十九条第一項各号
第二十 七条の 第一号	第六十二条の規定により読 み替えられた第五十九条第 一項第三号に掲げる書類の うち同号の取引に係る事務 所、事業所その他これらに 準ずるもの（以下「事務所 等」という。）の所在地に 保存することがその外国法 人が行う事業の内容及び実 態等に照らして合理的と認 められるものについては、 当該取引に係る事務所等の 所在地）に保存しなければ ならない。この場合におい て、第六十二条の規定によ り読み替えられた第五十九

合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る資産の額)

二 令第八十八号第二項第二号イに掲げる外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う法人の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合

2 前項第二号の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合は、同号に規定する同種の事業を国内において行う法人の貸借対照表(同号の外国法人の事業年度終了の日以前三年内に終了した当該法人の事業年度に係るものに限る。)に基づき合理的な方法により計算するものとする。

3 令第八十八号第二項第二号ロ(一)に規定する財務省令で定める場合は、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二分の一に満たない場合とする。

イ 令第八十八号第二項第二号ロに掲げる外国法人に係る比較対象法人(同号ロ(一)に規定する比較対象法人をいう。以下この号において同じ。)の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額(当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る純資産の額)

ロ イの比較対象法人の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の額(当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る資産の額)

二 令第八十八号第二項第二号ロに掲げる外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う法人の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合

4 前項第二号の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合は、同号に規定する同種の事業を国内において行う法人の貸借対照表(同号の外国法人の事業年度終了の日以前三年内に終了した当該法人の事業年度に係るものに限る。)に基づき合理的な方法により計算するものとする。

(連結資本配賦法等を用いた恒久的施設帰属資本相当額の計算)

第六十条の八 令第八十八号第四項(恒久的施設に係るべき資本に対応する負債の利子

の損金不算入)に規定する財務省令で定めるときは、第一号に掲げる割合が第二号に掲げる割合のおおむね二分の一に満たないときとする。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額のイに掲げる金額に対する割合

イ 外国法人の当該事業年度の総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

ロ イの外国法人の当該事業年度の総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

二 前号イの外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う法人の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合

2 前項第二号の平均的な純資産の額の平均的な総資産の額に対する割合は、同号に規定する同種の事業を国内において行う法人の貸借対照表(同号の外国法人の事業年度終了の日以前三年内に終了した当該法人の事業年度に係るものに限る。)に基づき合理的な方法により計算するものとする。

(危険勘案資産額の計算日の適用に関する届出書の記載事項)

第六十条の九 令第八十八号第八項(恒久的施設に係るべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第八十八号第七項の規定の適用を受けようとする外国法人の名称、納税地及び法人番号

二 代表者の氏名及び恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名

三 令第八十八号第七項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度の開始及び終了の日

四 令第八十八号第七項に規定する一定の日

五 令第八十八号第七項に規定する提出期限までに同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由

六 その他参考となるべき事項

第六十条の十 法第四百四十二条の七第一項(本店配賦経費に関する書類の保存がない場合における本店配賦経費の損金不算入)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第四百四十二条の七第一項に規定する本店配賦経費の配分の基礎となる費用が同項の外

国法人の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通するものであることについての説明、その明細並びにその内容を記載した書類

二 令第八十四号第二項(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)に規定する合理的と認められる基準により配分するための計算方法の明細を記載した書類

三 前号の計算方法が合理的であると理由を記載した書類

第二節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算

第六十条の十一 法第四百四十二条の十(その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算)の規定により準じて計算する法第四百四十二条(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定に係る事項については、第六十条の四(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定の例による。

第三節 税額の計算

(共通費用の額の配分に関する書類)

第六十条の十二 令第九百九十三条第三項(国外所得金)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令第九百九十三条第二項に規定する共通費用の額の配分の基礎となる費用の明細及び内容を記載した書類

二 令第九百九十三条第二項に規定する合理的と認められる基準により配分するための計算方法の明細を記載した書類

三 前号の計算方法が合理的であると理由を記載した書類

(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等)

第六十条の十三 第二十九条第一項(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等)の規定は令第九百九十五条第二項第二号(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)に規定する同項第一号に規定する総収入金額の合計額に相当する金額として財務省令で定める金額について、第二十九条第二項の規定は令第九百九十五条第三号に規定する同項第一号に規定する総収入金額の合計額に相当する金額として財務省令で定める金額について、第二十九条第三項の規定は令第九百九十五条第四号に規定する恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総利益の額の合計額として

財務省令で定める金額について、第二十九条第四項の規定は同号に規定する恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総原価の額の合計額として財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「の総収入金額」とあるのは「の恒久的施設を通じて行う事業に係る総収入金額」と、同項第二号中「責任準備金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る責任準備金(保険業法第九十九条(業務等に関する規定の準用)の規定により読み替えられた同法第六十六条第一項(責任準備金)に規定する責任準備金をいう。次号並びに次項第二号及び第三号において同じ。)」と、同項第三号中「支払保険金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る支払保険金」と、同条第二項第二号中「責任準備金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る責任準備金」と、同条第三号中「支払保険金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る支払保険金」と、同条第四号中「売上総利益」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総利益」と、同条第五号中「売上総原価」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総原価」と、同条第六号中「の棚卸資産」とあるのは「の恒久的施設を通じて行う事業に係る棚卸資産」と、それぞれ読み替えるものとする。

(外国税額控除を受けるための書類等)

第六十条の十四 第二十九条の三(適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項)の規定は法第四百四十四条の二第六項(外国法人に係る外国税額の控除)において法第六十九条第十項(外国税額の控除)の規定を準用する場合について、第二十九条の四第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項(外国税額控除を受けるための書類等)の規定は法第四百四十四条の二第十項において法第六十九条第二十五項の規定を準用する場合について、第三十条(繰越し又は繰戻しによる外国税額の控

財務省令で定める金額について、第二十九条第四項の規定は同号に規定する恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総原価の額の合計額として財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「の総収入金額」とあるのは「の恒久的施設を通じて行う事業に係る総収入金額」と、同項第二号中「責任準備金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る責任準備金(保険業法第九十九条(業務等に関する規定の準用)の規定により読み替えられた同法第六十六条第一項(責任準備金)に規定する責任準備金をいう。次号並びに次項第二号及び第三号において同じ。)」と、同項第三号中「支払保険金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る支払保険金」と、同条第二項第二号中「責任準備金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る責任準備金」と、同条第三号中「支払保険金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る支払保険金」と、同条第四号中「売上総利益」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総利益」と、同条第五号中「売上総原価」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総原価」と、同条第六号中「の棚卸資産」とあるのは「の恒久的施設を通じて行う事業に係る棚卸資産」と、それぞれ読み替えるものとする。

(外国税額控除を受けるための書類等)

第六十条の十四 第二十九条の三(適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項)の規定は法第四百四十四条の二第六項(外国法人に係る外国税額の控除)において法第六十九条第十項(外国税額の控除)の規定を準用する場合について、第二十九条の四第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項(外国税額控除を受けるための書類等)の規定は法第四百四十四条の二第十項において法第六十九条第二十五項の規定を準用する場合について、第三十条(繰越し又は繰戻しによる外国税額の控

財務省令で定める金額について、第二十九条第四項の規定は同号に規定する恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総原価の額の合計額として財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「の総収入金額」とあるのは「の恒久的施設を通じて行う事業に係る総収入金額」と、同項第二号中「責任準備金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る責任準備金(保険業法第九十九条(業務等に関する規定の準用)の規定により読み替えられた同法第六十六条第一項(責任準備金)に規定する責任準備金をいう。次号並びに次項第二号及び第三号において同じ。)」と、同項第三号中「支払保険金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る支払保険金」と、同条第二項第二号中「責任準備金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る責任準備金」と、同条第三号中「支払保険金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る支払保険金」と、同条第四号中「売上総利益」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総利益」と、同条第五号中「売上総原価」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総原価」と、同条第六号中「の棚卸資産」とあるのは「の恒久的施設を通じて行う事業に係る棚卸資産」と、それぞれ読み替えるものとする。

(外国税額控除を受けるための書類等)

第六十条の十四 第二十九条の三(適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項)の規定は法第四百四十四条の二第六項(外国法人に係る外国税額の控除)において法第六十九条第十項(外国税額の控除)の規定を準用する場合について、第二十九条の四第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項(外国税額控除を受けるための書類等)の規定は法第四百四十四条の二第十項において法第六十九条第二十五項の規定を準用する場合について、第三十条(繰越し又は繰戻しによる外国税額の控

財務省令で定める金額について、第二十九条第四項の規定は同号に規定する恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総原価の額の合計額として財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「の総収入金額」とあるのは「の恒久的施設を通じて行う事業に係る総収入金額」と、同項第二号中「責任準備金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る責任準備金(保険業法第九十九条(業務等に関する規定の準用)の規定により読み替えられた同法第六十六条第一項(責任準備金)に規定する責任準備金をいう。次号並びに次項第二号及び第三号において同じ。)」と、同項第三号中「支払保険金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る支払保険金」と、同条第二項第二号中「責任準備金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る責任準備金」と、同条第三号中「支払保険金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る支払保険金」と、同条第四号中「売上総利益」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総利益」と、同条第五号中「売上総原価」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総原価」と、同条第六号中「の棚卸資産」とあるのは「の恒久的施設を通じて行う事業に係る棚卸資産」と、それぞれ読み替えるものとする。

(外国税額控除を受けるための書類等)

第六十条の十四 第二十九条の三(適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項)の規定は法第四百四十四条の二第六項(外国法人に係る外国税額の控除)において法第六十九条第十項(外国税額の控除)の規定を準用する場合について、第二十九条の四第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項(外国税額控除を受けるための書類等)の規定は法第四百四十四条の二第十項において法第六十九条第二十五項の規定を準用する場合について、第三十条(繰越し又は繰戻しによる外国税額の控

財務省令で定める金額について、第二十九条第四項の規定は同号に規定する恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総原価の額の合計額として財務省令で定める金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「の総収入金額」とあるのは「の恒久的施設を通じて行う事業に係る総収入金額」と、同項第二号中「責任準備金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る責任準備金(保険業法第九十九条(業務等に関する規定の準用)の規定により読み替えられた同法第六十六条第一項(責任準備金)に規定する責任準備金をいう。次号並びに次項第二号及び第三号において同じ。)」と、同項第三号中「支払保険金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る支払保険金」と、同条第二項第二号中「責任準備金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る責任準備金」と、同条第三号中「支払保険金」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る支払保険金」と、同条第四号中「売上総利益」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総利益」と、同条第五号中「売上総原価」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る売上総原価」と、同条第六号中「の棚卸資産」とあるのは「の恒久的施設を通じて行う事業に係る棚卸資産」と、それぞれ読み替えるものとする。

除を受けるための書類等)の規定は法第四十条の第二十項において法第六十九条第二十六項の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条の第三号中「代表者」とあるのは、「代表者(恒久的施設を有する外国法人にあつては、代表者及び恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者。次号において同じ。)」と読み替えるものとす。

第四節 申告、納付及び還付

第一款 中間申告

第六十一条 法第四十四条の第三項第二号(中間申告)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 外国法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所所在地及び法人番号並びにその納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この号及び次項第一号において「事務所等」という。)のうち主たるもの所在地と異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地
- 二 代表者の氏名及び法第四十一条第一号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名
- 三 当該事業年度の開始及び終了の日
- 四 その他参考となるべき事項
- 五 法第四十四条の第三項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 外国法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所所在地及び法人番号並びにその納税地と国内にある事務所等のうち主たるもの所在地と異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地
 - 二 代表者の氏名及び法第四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名
 - 三 当該事業年度の開始及び終了の日
 - 四 用する同条第二項及び第五項の規定により還付の請求をする法人税の額
 - 五 法第四十四条の第十三項において準用する同条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第四項の規定により還付の請求をする法人税の額
 - 六 その他参考となるべき事項

- 三 当該事業年度の開始及び終了の日
- 四 その他参考となるべき事項
- 五 法第四十四条の第三項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する中間申告書(当該申告書に係る修正申告書を含む。)の記載事項のうち別表十九の二に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)
第六十一条の二 法第四十四条の第四項第八号(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項

等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 外国法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所所在地及び法人番号並びにその納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この号及び次項第一号において「事務所等」という。)のうち主たるもの所在地と異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地
- 二 代表者の氏名及び法第四十一条第一号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名
- 三 当該事業年度の開始及び終了の日
- 四 法第四十四条の第十三項(欠損金の繰戻しによる還付)において準用する同条第三項の規定により還付の請求をする法人税の額
- 五 法第四十四条の第十三項において準用する同条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第四項の規定により還付の請求をする法人税の額
- 六 その他参考となるべき事項
- 七 法第四十四条の第四項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 外国法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所所在地及び法人番号並びにその納税地と国内にある事務所等のうち主たるもの所在地と異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地
 - 二 代表者の氏名及び法第四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名
 - 三 当該事業年度の開始及び終了の日
 - 四 法第四十四条の第十三項において準用する同条第二項及び第五項の規定により還付の請求をする法人税の額
 - 五 その他参考となるべき事項

- 三 当該事業年度の開始及び終了の日
- 四 用する同条第二項及び第五項の規定により還付の請求をする法人税の額
- 五 その他参考となるべき事項
- 六 法第四十四条の第四項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する中間申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の一、別表二、別表三(一)から別表四まで、別表五(一)から別表六(一)まで、別表六(二)から別表六(四)まで、別表六(五)から別表六(七)まで、別表六(九)、別表六(十)、別表六(十一)から別

(仮決算をした場合の中間申告書の添付書類)
第六十一条の三 法第四十四条の第三項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に

別表六(十二)付表一まで、別表六(十五)から別表六(二十一)まで、別表六(二十二)から別表七(一)付表五まで、別表七(二)、別表七(四)、別表八(一)、別表八(三)から別表九(一)まで、別表十(一)、別表十(四)から別表十(五)付表まで、別表十(七)、別表十(十一)から別表十一(一)まで、別表十二(一)から別表十三(七)まで、別表十三(九)から別表十四(一)まで、別表十四(三)、別表十四(四)、別表十四(七)から別表十四(八)まで、別表十五、別表十六(一)から別表十六(十二)まで、別表十七(一)から別表十七(二)付表二まで、別表十七(二)の三、別表十七(二)の三)付表及び別表十七(二)の(一)から別表十七(二)の(二)付表まで(更正請求書にあつては、別表一の二を除く。次項において「外国法人関連別表」という。)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第四十二条第二項(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)の規定により法第三十一条(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算する場合における令第六十三条第二項(減価償却に関する明細書の添付)の規定又は法第四十二条第二項の規定により法第三十二条(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算する場合における令第六十七条第二項(繰延資産の償却に関する明細書の添付)の規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書については、別表十六(一)から別表十六(二)までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式(これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。)によることができるものとする。

4 恒久的施設を有する外国法人が法第四十四条の四第一項の規定による申告書の提出をする場合における外国法人関連別表の記載については、法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び当該所得に係る法人税の額並びに同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び当該所得に係る法人税の額の計算の別を明らかにするものとする。

5 恒久的施設を有する外国法人が法第四十四条の四第一項の規定による申告書の提出をする場合における外国法人関連別表の記載については、法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び当該所得に係る法人税の額並びに同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び当該所得に係る法人税の額の計算の別を明らかにするものとする。

(仮決算をした場合の中間申告書の添付書類)
第六十一条の三 法第四十四条の第三項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に

掲げる中間申告書の区分に応じ当該各号に定めるもの(当該各号に定めるものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第六十一条の五(確定申告書の添付書類)において同じ。)で作成され、又は当該各号に定めるものの作成に代えて当該各号に定めるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類)とする。

- 一 法第四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書 次に掲げる書類
- イ 当該外国法人の法第四十四条の四第一項に規定する期間の末日における貸借対照表並びに当該期間の損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書(これらの書類に過年度事項(当該期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。ハ及び次号において同じ。)の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。)
- ロ イに掲げるものに係る勘定科目内訳明細書(法第四十一条第一号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算に係る部分に限る。)
- ハ 当該外国法人の法第四十一条第一号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産に係る当該期間の末日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書(これらの書類に過年度事項の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。)並びにこれらに定める勘定科目内訳明細書
- ニ 当該外国法人が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う場合において、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得として令第八十一条(国際運輸業所得)に定める所得を有するときは、当該業務につき生ずべき所得の額及びその計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した明細書

二 法第四十四条の四第二項各号に掲げる事項を記載した中間申告書 次に掲げる書類

イ 当該外国法人の法第四十四条の四第二項に規定する期間の末日における貸借対照表並びに当該期間の損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類に過年度事項の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

ロ イに掲げるものに係る勘定科目内訳明細書（法第四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算に係る部分に限る。）

ハ 当該外国法人の法第四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産に係る当該期間の末日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（これらの書類に過年度事項の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）並びにこれらの書類に係る勘定科目内訳明細書

第二款 確定申告

（確定申告書の記載事項）

第六十一条の四 法第四十四条の六第一項第二号（確定申告）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号並びにその納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号及び次項第一号において「事務所等」という。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地

二 代表者の氏名及び法第四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名

三 当該事業年度の開始及び終了の日

四 法第四十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三項、第九項及び第十一項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付の請求をする法人税の額

五 法第四十四条の十三第一項（第二号に係る部分に限る。）、第四項、第十項及び第十一項の規定により還付の請求をする法人税の額

六 前二号に掲げる額の合計額

七 その他参考となるべき事項

2 法第四十四条の六第二項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号並びにその納税

地と国内にある事務所等のうち主たるものの所在地と異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地

二 代表者の氏名及び法第四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名

三 当該事業年度の開始及び終了の日

四 法第四十四条の十三第二項、第五項、第十項及び第十一項の規定により還付の請求をする法人税の額

五 その他参考となるべき事項

3 確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の二、別表二、別表三（二）から別表四まで、別表五（一）から別表六（一）まで、別表六（二）（一）から別表六（四）まで、別表六（五）から別表六（七）まで、別表六（九）、別表六（十）、別表六（十五）から別表六（二十二）まで、別表六（二十二）から別表七（一）付表五まで、別表七（三）、別表七（四）、別表八（一）、別表八（三）から別表九（二）まで、別表十（三）、別表十（四）から別表十（五）付表まで、別表十（七）、別表十（十一）から別表十一（二）まで、別表十二（二）から別表十三（七）まで、別表十三（九）から別表十四（二）まで、別表十四（三）、別表十四（四）、別表十四（七）から別表十四（八）まで、別表十五、別表十六（一）から別表十六（十二）まで、別表十七（二）から別表十七（二）の二付表二まで、別表十七（二）の三、別表十七（二）の三付表及び別表十七（四）から別表十七（二）の三（二）まで（更正請求書にあつては、別表一の二を除く。次項において「外国法人関連別表」という。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第三十一条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十三条第二項（減価償却に関する明細書の添付）の規定又は法第四十二条第二項の規定により法第三十二条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十七条第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添

付）の規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

4 恒久的施設を有する外国法人が法第四十四条の六第一項の規定による申告書の提出をする場合における外国法人関連別表の記載については、法第四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び当該所得に係る法人税の額並びに同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び当該所得に係る法人税の額の計算の別を明らかにするものとする。

第六十一条の五 法第四十四条の六第三項（確定申告）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる申告書の区分に応じ当該各号に定めるもの（当該各号に定めるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に定めるものの作成に代えて当該各号に定めるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一 法第四十四条の六第一項に規定する申告書

次に掲げる書類

イ 当該外国法人の当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

ロ 当該事業年度の株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表（これらの書類又はイに掲げる書類に次に掲げる事項の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

（1） 当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分の内容

（2） 過年度事項（当該事業年度前の事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。へ及び次号において同じ。）の修正の内容

ハ イに掲げるものに係る勘定科目内訳明細書（法第四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算に係る部分に限る。）

ニ 組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除く。）、法第十二号の五の二（定義）に規定する現物分配（ホ及び次号ホにおいて「現物分配」という。）、株式交換又は株式移転をいう。ホ及び次号において同じ。）に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書その他これらに類するものの写し

ホ 組織再編成（株式交換及び株式移転を除く。）により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項又は組織再編成（現物分配を除く。）により当該組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人、株式交換完全子法人の株主若しくは株式移転完全子法人の株主から移転を受けた資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項に関する明細書

ヘ 当該外国法人の法第四十一条第一号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類に過年度事項の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）並びにこれらの書類に係る勘定科目内訳明細書

ト 当該外国法人の事業等の概況に関する書類及び当該外国法人の法第四十一条第一号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の概況に関する書類（当該外国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含む。）

チ 当該外国法人が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う場合において、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得として令第八十一条（国際運輸業所得）に定める所得を有するときは、当該業務につき生ずべき所得の額及びその計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した明細書

二 法第四十四条の六第二項に規定する申告書 次に掲げる書類

ニ 法第四十四条の六第二項に規定する申告書 次に掲げる書類

イ 当該外国法人の当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書
 ロ 当該事業年度の株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表（これらの書類又はイに掲げる書類に次に掲げる事項の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

(1) 当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までに行われた剰余金の処分の内容
 (2) 過年度事項の修正の内容

ハ イに掲げるものに係る勘定科目内訳明細書（法第四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算に係る部分に限る。）

ニ 組織再編成に係る合併契約書、分割契約書、分割計画書、株式交換契約書、株式移転計画書その他これらに類するもの写し
 ホ 組織再編成（株式交換及び株式移転を除く。）により当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人その他の株主等に移転した資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項又は組織再編成（現物分配を除く。）により当該組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人、株式交換完全子法人の株主若しくは株式移転完全子法人の株主から移転を受けた資産若しくは負債の種類その他当該組織再編成に係る主要な事項に関する明細書

ヘ 当該外国法人の法第四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類に過年度事項の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）並びにこれらの書類に係る勘定科目内訳明細書
 ト 当該外国法人の事業等の概況に関する書類及び当該外国法人の法第四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の概況に関する書類（当該外国法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含む。）

（確定申告書の提出期限の延長）
 第六十一条の六 法第四十四条の七（確定申告書の提出期限の延長）において準用する法第七

十五条（確定申告書の提出期限の延長）の規定の適用に係る事項については、第三十六条（確定申告書の提出期限の延長申請書の記載事項）の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「代表者の氏名」とあるのは、「代表者の氏名及び法第四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名」と読み替えるものとする。

（確定申告書の提出期限の延長の特例）
 第六十一条の七 法第四十四条の八（確定申告書の提出期限の延長の特例）において準用する法第七十五条の二（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用に係る事項については、第三十六条の二（確定申告書の提出期限の延長の特例の申請書の記載事項）及び第三十六条の三（確定申告書の提出期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載事項）の規定を準用する。この場合において、第三十六条の二第二号及び第三十六条の三第二号中「代表者の氏名」とあるのは、「代表者の氏名及び法第四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名」と読み替えるものとする。

第六十一条の八 法第四十四条の十三第十二項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 恒久的施設を有する外国法人 次に掲げる事項
- イ 請求をする外国法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号並びにその納税地と国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条において「事務所等」という。）のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地
- ロ 代表者の氏名及び法第四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名
- ハ 法第四十四条の十三第一項各号に規定する還付所得事業年度の開始及び終了の日
- ニ 法第四十四条の十三第三項各号に規定する欠損事業年度の青色申告書である確定申告書とその提出期限後に提出する場合同項に規定するときは、当該申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
- ホ 法第四十四条の十三第十項の規定による法人税の還付の請求をする場合には、同項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細
- ヘ 法第四十四条の十三第十一項の規定による法人税の還付の請求をする場合には、同項に規定する災害のあった日及び当該災害の詳細
- ト その他参考となるべき事項

（確定申告書の提出期限の延長）
 第六十一条の六 法第四十四条の七（確定申告書の提出期限の延長）において準用する法第七

において同項の規定による法人税の還付の請求をするときは、当該申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
 ホ 法第四十四条の十三第九項又は第十項の規定による法人税の還付の請求をする場合には、これらの規定に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細
 ヘ 法第四十四条の十三第十一項の規定による法人税の還付の請求をする場合には、同項に規定する災害のあった日及び当該災害の詳細

二 恒久的施設を有しない外国法人 次に掲げる事項

- イ 請求をする外国法人の名称、納税地、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号並びにその納税地と国内にある事務所等のうち主たるものの所在地とが異なる場合には、その国内にある主たる事務所等の所在地
- ロ 代表者の氏名及び法第四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名
- ハ 法第四十四条の十三第二項に規定する還付所得事業年度の開始及び終了の日
- ニ 法第四十四条の十三第三項に規定する欠損事業年度の青色申告書である確定申告書とその提出期限後に提出する場合同項に規定するときは、当該申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
- ホ 法第四十四条の十三第十項の規定による法人税の還付の請求をする場合には、同項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細
- ヘ 法第四十四条の十三第十一項の規定による法人税の還付の請求をする場合には、同項に規定する災害のあった日及び当該災害の詳細
- ト その他参考となるべき事項

（退職年金等積立金に係る中間申告書及び確定申告書の記載事項）
 第六十一条の九 第四十条（退職年金等積立金中間申告書の記載事項）及び第四十一条（退職年

金等積立金確定申告書の記載事項）の規定は、法第四十五条の五（申告及び納付）において準用する法第二編第三章第六節（内国法人の退職年金等積立金に対する法人税の申告及び納付）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第四十条第一項第二号及び第四十一条第一項第二号中「代表者の氏名」とあるのは、「代表者の氏名及び法第四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名」と読み替えるものとする。

（青色申告）
 第六十二条 法第四十六条第一項（青色申告）において準用する法第二編第四章（青色申告）の規定の適用に係る事項については、前編第四章（青色申告）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十条第二号（青色申告承認申請書の記載事項）	代表者の氏名	代表者の氏名及び法第四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名
第五十条第三号（青色申告法人の決算）	その資産	法第四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得（以下この章において「国内源泉所得に係る所得」という。）に關連する資産
第五十条第四号（取引に関する帳簿）	取引	取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、法第三十八條第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。以下この章において同じ。）
第五十条第五号（取引に関する帳簿）	取引	国内源泉所得に係る所得に影響を及ぼす全ての取引

<p>第五十 九条第 一項第 二號</p>	<p>貸借対 照表及 び損益 計算書</p>	<p>法第四百四十一各号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る貸借対照表及び損益計算書(国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う青色申告法人にあつては、当該貸借対照表及び損益計算書のほか、当該事業の全体に</p>
<p>第五十 九条第 一項第 一號</p>	<p>資産</p>	<p>国内源泉所得に係る所得に 關連する資産</p>
<p>第五十 九条第 一項第 一號</p>	<p>書類に あつて は、當 該納税 地又は 同号の 取引に 係る国 内の事 務所、 事務所 その他 これら に準ず るもの の所在 地)に 保存し なければ ならぬ</p>	<p>書類のうち同号の取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この項において「事務所等」という。)の所在地に保存することがその青色申告法人が行う事業の内容及び実態等に照らして合理的と認められるものについては、当該取引に係る事務所等の所在地)に保存しなければならぬ。この場合において、第一号又は第二号に掲げる帳簿書類のうち納税地に保存することを困難とする相当の理由がある(認められるものについては、当該帳簿書類の写しを納税地に保存しているものとみなす)国内源泉所得に係る所得に關連する資産</p>

<p>第五十 九条第 一項第 三號</p>	<p>取引</p>	<p>ものはその写し並びに第六十二條の三第一号(内部取引に關する書類)に掲げる書類又はその写し</p>
<p>第五十 九条第 一項第 二號</p>	<p>第七十 四條第 一項</p>	<p>第七十 四條第 一項 は第二項</p>
<p>第六十 二條第 二號</p>	<p>代表者 の氏名</p>	<p>代表者の氏名及び法第四百四十一各号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名</p>
<p>第六十 二條第 一號</p>	<p>代表者 の氏名</p>	<p>代表者の氏名及び法第四百四十一各号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名</p>
<p>第六十 二條第 一號</p>	<p>代表者 の氏名</p>	<p>代表者の氏名及び法第四百四十一各号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名</p>
<p>第六十 二條第 一號</p>	<p>代表者 の氏名</p>	<p>代表者の氏名及び法第四百四十一各号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名</p>

第五十 恒久的施設に關する書類

第六十二條の二 法第四百四十六條の二第一項(恒久的施設に關する取引に係る文書化)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第四百四十六條の二第二項に規定する外国法人の恒久的施設に歸せられる取引(以下この条において「恒久的施設帰属外部取引」という。)の内容を記載した書類

二 法第四百四十六條の二第一項の外国法人の恒久的施設及び本店等(法第三百三十八條第一項第一号(国内源泉所得)に規定する本店等)をいう。以下この条及び次条において同じ。

三 法第四百四十六條の二第二項の外国法人の恒久的施設及び本店等が内部取引において果たした機能(リスク(為替相場の変動、市場金利の変動、市場金利の他の要因による当該恒久的施設帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれ)の引受け及び管理に關する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能)をいう。次号において同じ。)並びに当該機能に關連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第四百四十六條の二第二項の外国法人の恒久的施設及び本店等が内部取引において果たした機能に關連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

五 法第四百四十六條の二第二項の外国法人の恒久的施設及び本店等が恒久的施設帰属外部取引において果たした機能(リスク(為替相場の変動、市場金利の変動、市場金利の他の要因による当該恒久的施設帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれ)の引受け及び管理に關する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能)をいう。以下この号において同じ。)並びに当該機能に關連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

第六十三條 法第四百四十八條第一項(内国普通法人等の設立の届出)に規定する財務省令で定める書類は、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下第六十五條までにおいて「定款等」という。)の写し(その定款等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第六十五條第一項第一号(収益事業の開始等届出書の添付書類)において同じ。))で作成され、又はその定款等の作成に代えてその定款等に記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類。第六十五條において同じ。)とする。

第六十四條 法第四百四十九條第一項及び第二項(外国普通法人となつた旨の届出)に規定する財務省令で定める書類は、定款等の和訳文とする。

第六十五條 法第五百十條第一項(公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第五百十條第一項に規定するその開始した時における収益事業に係る貸借対照表(その貸借対照表が電磁的記録で作成されている場合には、その電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類。以下この条において同じ。)

二 定款等の写し

三 法第五百十條第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第五百十條第二項に規定する当該するごととなつた時における収益事業に係る貸借対照表

二 定款等の写し

3 法第五十条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
 一 法第五十条第三項に規定する該当するものとされた時における貸借対照表
 二 定款等の写し

4 法第五十条第四項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定するその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表とする。

5 前項の規定は、法第五十条第五項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

第六十六条 法第五十条の二第二項（帳簿書類の備付け等）に規定する普通法人等（次条第二項において「普通法人等」という。）は、現金出納帳その他必要な帳簿を備え、その取引（内国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては、その行う収益事業に係る取引とし、外国法人にあつては法第四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得（人格のない社団等にあつては、当該各号に定める国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものに限る。）に影響を及ぼす取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、法第三十三条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）とする。）に関する事項を整理し、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づいて決算を行わなければならない。

2 法第五十条の二第二項に規定する財務省令で定める簡易な方法は、別表二十四の区分の欄に掲げる事項の区分に応じ同表の記録方法の欄に定める方法とする。
 （帳簿書類の整理保存等）
第六十七条 法第五十条の二第二項（帳簿書類の備付け等）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 一 前条第一項に規定する取引に関して、相手方から受け取つた注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し
 二 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類

2 普通法人等は、前条第一項に規定する帳簿及び前項各号に掲げる書類を整理し、第五十九条第二項（帳簿書類の整理保存）に規定する起算日から七年間、これを納税地（前項第一号に掲

げる書類にあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない。
 3 第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項に規定する帳簿及び書類の保存について準用する。この場合において、同条第四項中「別表二十四の区分の欄に掲げる事項」とあるのは「別表二十四の区分の欄に掲げる事項」と、当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替へるものとする。

4 外国法人に対する前三項の規定の適用については、第一項第一号中「ものはその写し」とあるのは「ものはその写し並びに第六十二条の三第一号（内部取引に関する書類）に掲げる書類又はその写し」と、同項第二号中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「法第四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表及び損益計算書（国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う外国法人にあつては、当該貸借対照表及び損益計算書のほか、当該事業全体に係る貸借対照表及び損益計算書とする。）」と、「書類」とあるのは「書類で国内源泉所得に係る所得に影響を及ぼすもの」と、第二項中「普通法人等」とあるのは「外国法人」と、書類にあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない」とあるのは「書類のうち同号の取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地に保存することがその外国法人が行う事業の内容及び実態等に照らして合理的と認められるものについては、当該取引に係る事務所等の所在地）に保存しなければならない。この場合において、前条第一項に規定する帳簿又は前項第二号に掲げる書類のうち納税地に保存することを困難とする相当の理由があると認められるものについては、当該帳簿又は当該書類の写しを納税地に保存していることをもつて当該帳簿又は当該書類を納税地に保存しているものとみなす」とする。

第六十八条 法第五十条の三第一項（特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供）の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報

処理組織を使用して特定多国籍企業グループ等報告事項等（同項に規定する特定多国籍企業グループ等報告事項等をいう。以下この条において同じ。）を同項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項（事前届出等）の規定の例による。
 2 法第五十条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電子情報処理組織を使用して、特定多国籍企業グループ等報告事項等を入力して送信する方法とする。
 3 法第五十条の三第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより、行わなければならない。
 4 法第五十条の三第一項の規定による特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供は、英語により行うものとする。
 5 法第五十条の三第一項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 特定多国籍企業グループ等（法第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。以下この項、次項及び第十項において同じ。）の最終親会社等（同条第十号に規定する最終親会社等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る次に掲げる事項
 イ 当該最終親会社等（除外会社等（法第八十二条第十四号に規定する除外会社等をいう。ハ（2）及び第三号において同じ。）を除く。）の所在地（同条第七号に規定する所在地をいう。以下この条において同じ。）の名称
 ロ 当該最終親会社等の名称及び納税者番号（その所在地における租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいう。）及び類型
 ハ 当該最終親会社等が除外会社等に該当する場合、当該除外会社等の類型
 ニ イからハまでに掲げる事項について参考となるべき事項
 三 特定多国籍企業グループ等に属する除外会社等（最終親会社等を除く。）の名称及び類型（既に法第五十条の三第一項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供

(1) 当該最終親会社等が構成会社等（法第八十二条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当する場合、当該構成会社等の類型
 (2) 当該最終親会社等が除外会社等に該当する場合、当該除外会社等の類型
 二 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（最終親会社等を除く。以下この号において同じ。）又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下この項及び次項第一号において同じ。）に係る次に掲げる事項（既に法第五十条の三第一項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供する場合に限る。）のうち、最も新しい対象会計年度に係るものから変更がない場合を除く。）
 イ 当該構成会社等又は当該共同支配会社等の所在地の名称（その所在地が異なる場合には、その旨）
 ロ 当該構成会社等又は当該共同支配会社等の名称、納税者番号（その所在地（法第八十二条第十七号に規定する無国籍会社等にあつては、同条第五号に規定する設立国）における租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいう。）及び類型
 ハ 当該構成会社等又は当該共同支配会社等の所有持分（法第八十二条第八号に規定する所有持分をいう。ハにおいて同じ。）を直接又は間接に有する会社等（同条第一号ハに規定する会社等をいう。ハにおいて同じ。）の類型及び当該会社等の当該所有持分の保有の状況
 ニ イからハまでに掲げる事項について参考となるべき事項
 三 特定多国籍企業グループ等に属する除外会社等（最終親会社等を除く。）の名称及び類型（既に法第五十条の三第一項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に提供

された当該名称及び類型又はこれらに相当する事項(同条第三項の規定の適用がある場合に係るもの)のうち、最も新しい対象会計年度に係るものから変更がない場合を除く。)

四 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に属する共同支配会社等の所在地国(無国籍構成会社等(法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等をいう。以下この号、次項第一号及び第七項第一号において同じ。))又は無国籍共同支配会社等(同条第二十二号に規定する無国籍共同支配会社等をいう。以下この号、次項第一号及び第七項第一号において同じ。))にあつては、当該無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等(この次に掲げる事項

イ 法第八十二条の二第二項第一号イ(3)又は第四項第一号イ(3)(国際最低課税額)に規定する国別実効税率(次項第一号イにおいて「国別実効税率」という。)(無国籍構成会社等にあつては無国籍構成会社等実効税率(同条第二項第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率をいう。次項第一号イにおいて同じ。))とし、無国籍共同支配会社等(同条第四項第四号に規定する無国籍共同支配会社等実効税率をいう。次項第一号イにおいて同じ。))とする。)(これらの規定を同条第十三項において準用する場合を含む。))又は同条第八項の規定の適用がある場合を除く。)

ロ 法第八十二条の二第二項第一号から第三号まで又は第四項第一号から第三号までに定める金額(無国籍構成会社等にあつては同条第二項第四号から第六号までに定める金額とし、無国籍共同支配会社等にあつては同条第四項第四号から第六号までに定める金額とする。))の水増し

五 その他参考となるべき事項

法第五十条の三第一項第一号ロに規定する財務省令で定める構成会社等は、次の各号に掲げる構成会社等とし、同項第一号ロに規定する財務省令で定める事項は、当該各号に掲げる構成会社等の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 最終親会社等 次に掲げる事項

イ 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に属する共同支配会社等の所在地国(この国別実効税率及びその計算の基礎となる次に掲げる事項

(1) 法第八十二条の二第二項第一号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額(同号イ(1)(i)に掲げる金額を同号イ(1)(ii)に掲げる金額を下回る場合には、同号イ(1)(i)に掲げる金額から同号イ(1)(ii)に掲げる金額を減算した金額)又は同条第四項第一号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額(同号イ(1)(i)に掲げる金額を下回る場合には、同号イ(1)(ii)に掲げる金額から同号イ(1)(i)に掲げる金額を減算した金額)

(2) 法第八十二条の二第二項第一号イ(3)又は第四項第一号イ(3)に規定する(i)に掲げる金額

(3) (1)及び(2)に掲げる金額の計算の基礎となるべき事項

ロ 特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る無国籍共同支配会社等(この無国籍構成会社等実効税率又は無国籍共同支配会社等実効税率及びその計算の基礎となる次に掲げる事項

(1) 法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額

金額から同号イ(2)に掲げる金額を控除した残額又は同条第四項第一号イ(1)に規定する国別グループ純所得の金額から同号イ(2)に掲げる金額を控除した残額

(2) 法第八十二条の二第二項第一号イ(3)又は第四項第一号イ(3)に掲げる割合

(3) 法第八十二条の二第二項第一号イ、第二号イ若しくは第三号イに掲げる金額(同号イに掲げる場合に該当する場合であつて、法第五十条の三第一項の各対象会計年度に係る法第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係る同項第三号ハに規定する特定国別調整後対象租税額を超えるときは、同号イ及びハに掲げる金額の合計額)又は同条第四項第一号イ、第二号イ若しくは第三号イに掲げる金額(同号イに掲げる場合に該当する場合であつて、当該対象会計年度に係る同項第一号イ(3)(i)に規定する国別調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係る同項第三号ハに規定する特定国別調整後対象租税額を超えるときは、同号イ及びハに掲げる金額の合計額)

(4) 法第八十二条の二第二項第一号イ、第二号イ若しくは第三号イ又は第四項第一号イ、第二号イ若しくは第三号イに掲げる金額

(5) (1)から(3)までに掲げる事項の計算の基礎となるべき事項

ニ 特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る無国籍共同支配会社等(この法第八十二条の二第二項第四号から第六号まで又は第四項第四号から第六号までに定める金額及びその計算の基礎となる次に掲げる事項

(3) 法第八十二条の二第二項第四号イ、第五号イ若しくは第六号イに掲げる金額(同号イに掲げる場合に該当する場合であつて、法第五十条の三第一項の各対象会計年度に係る調整後対象租税額(法第八十二条第三十号に規定する調整後対象租税額をいう。)(3)において同じ。))が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係る法第八十二条の二第二項第六号ハに規定する特定調整後対象租税額を超えるときは、同号イ及びハに掲げる金額の合計額)又は同条第四項第四号イ、第五号イ若しくは第六号イに掲げる金額(同号イに掲げる場合に該当する場合であつて、当該対象会計年度に係る調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額が当該対象会計年度に係る同号ハに規定する特定調整後対象租税額を超えるときは、同号イ及びハに掲げる金額の合計額)

(4) 法第八十二条の二第二項第四号イ、第五号イ若しくは第六号イ又は第四項第四号イ、第五号イ若しくは第六号イに掲げる金額

(5) (1)から(3)までに掲げる事項の計算の基礎となるべき事項

ホ 特定多国籍企業グループ等の親会社等(最終親会社等、中間親会社等(法第八十二条第十一号に規定する中間親会社等をいう。次号において同じ。))又は被部分保有親会社等(同条第十二号に規定する被部分保有親会社等をいう。次号において同じ。))をいう。(2)において同じ。))が有する構成会社等又は共同支配会社等に係る国際最低課税額(法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。同号において同じ。))及びその計算の基礎となる次に掲げる事項

(1) 当該構成会社等又は共同支配会社等の法第八十二条の二第一項に規定する会社等別国際最低課税額

(2) 当該親会社等の当該構成会社等又は共同支配会社等に係る法第八十二条の二第一項第一号イ若しくはロ若しくは第二号イから二まで又は第三号イ若しくはロ若

しくは第四号イ若しくはロの規定によりこれらの規定に規定する会社等別国際最低課税額に乘ずべき割合

(3) (1)及び(2)に掲げる事項の計算の基礎となるべき事項

二 中間親会社等(令第五十五条の三十七第一項各号(帰属割合の計算等)(同条第七項において準用する場合を含む。))に掲げるもの及び次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。又は被部分保有親会社等(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる他の被部分保有親会社等が当該被部分保有親会社等の持分の全部を直接又は間接に有する場合における当該被部分保有親会社等及び次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。)

三 指定提供内国法人(特定多国籍企業グループ等の最終親会社等以外のいずれか一の構成会社等である内国法人で、当該特定多国籍企業グループ等の法第五十五条の三第一項の規定により提供する事項に相当する事項を当該内国法人の納税地の所轄税務署長に提供するものとして当該最終親会社等が指定したものをいう。ロにおいて同じ。)

イ 財務大臣と特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地の権限ある当局との間に適格当局間合意(令第二百二十二条第三項第二号(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供)中「第五十五条の三第三項」とあるのを「第五十五条の三第一項」と読み替えた場合における同号に規定する適格当局間合意をいう。ロにおいて同じ。)

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該指定提供内国法人に係る前号に定める事項及び財務大臣との間に適格当局間合意がある権限ある当局の国又は地域における当該特定多国籍企業グループ等に係る同号に定める事項に相当する事項

7 次の各号に掲げる規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 法第八十二条の二第六項(同条第十三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定 同条第六項の所在地(同項の規定の適用に係る無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等にあつては、当該無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等)に係る前項第一号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

イ 法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税の額及びその計算の基礎となるべき事項

ロ その他参考となるべき事項

二 法第八十二条の二第七項(同条第十三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))又は同条第八項の規定 同条第七項又は第八項の所在地に係る前項第一号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

イ 法第八十二条の二第七項又は第八項の規定の適用に関する事項

ロ 前項第一号ハ(3)までに定める金額 二 前項第一号から第三号までに定める金額 三 前項第一号ハ(3)に掲げる金額及びその計算の基礎となるべき事項

ハ 前項第一号ハ(4)に掲げる金額 二 前項第一号ホ(4)に掲げる金額

ホ 前項第一号ホに掲げる事項

ヘ その他参考となるべき事項

8 令第二百二十二条第一項に規定する財務省令で定める規定は、第三十八条の二十八第四項(調整後対象租税額の計算)、第三十八条の四十第一項(みなし繰延税金資産相当額がある場合における国別調整後対象租税額等の計算の特例)(同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。))又は第三十八条の四十一第一項(適格分配時課税制度を有する所在地に属する国別調整後対象租税額等の計算の特例)(同条第八項において準用する場合を含む。))の規定とする。

9 令第二百二十二条第二項に規定する財務省令で定める規定は、第三十八条の四十第一項の規定とする。

10 法第五十五条の三第二項に規定する財務省令で定める事項は、同項の特定多国籍企業グループ等報告事項等を代表して提供する法人及び同項の規定の適用があるとしたならば特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供を要しないこととされる法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名(法人番号を有しない最終親会社等にあつては、名称及び納税地並びに代表者の氏名)とする。

11 法第五十五条の三第四項に規定する財務省令で定める事項は、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等(同条第三項に規定する最終親会社等をいう。以下この項において同じ。))の名称、所在地、本店若しくは主たる事務所の所在地又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地(以下この項において「本店等の所在地」という。))及び法人番号並びに代表者の氏名(法人番号を有しない最終親会社等にあつては、名称、所在地及び本店等の所在地並びに代表者の氏名)とする。

12 法第五十五条の三第五項に規定する財務省令で定める事項は、同項の最終親会社等届出事項(同条第四項に規定する最終親会社等届出事項をいう。以下この項において同じ。))を代表して提供する法人及び同条第五項の規定の適用があるとしたならば最終親会社等届出事項の提供を要しないこととされる法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名(法人番号を有しない法人にあつては、名称及び納税地並びに代表者の氏名)とする。

(経過規定の原則) 第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則の規定は、法人のこの省令施行の日(以下「施行日」という。))以後に終了する事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において「同条」について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。)

第三条 法人税法施行令附則第九條第一項(退職給与引当金に関する経過規定)に規定する法人が同項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の法人税法施行規則(昭和二十二年勅令第十一号)第十五条の七から第十五条の十四まで(退職給与引当金)の規定の適用を受ける場合とは、改正前の法人税法施行規則(以下「旧規則」という。))第二条の二、第二条の四及び第二条の五(退職給与引当金に関する細目)の規定は、なおその効力を有する。

二 適格退職年金契約を締結している法人である事業主と他の適格退職年金契約を締結している法人である事業主との合併（法人を設立する合併に限る。）が行われた場合において、当該合併により設立された法人がこれらの適格退職年金契約に係る受益者等（令附則第十六条第一項第一号に規定する受益者等）をいう。以下この項において同じ。）を受益者等とする退職年金に関する契約を締結したときにおける当該退職年金に関する契約

三 適格退職年金契約を締結している法人である事業主が分割（法人を設立する分割に限る。）を行った場合において、当該分割により設立された法人が当該適格退職年金契約に係る受益者等を受益者等とする退職年金に関する契約を締結したとき（令附則第十六条第一項第九号ハに規定する場合に限る。）における当該退職年金に関する契約

四 事業主が他の事業主と共同で信託会社等と適格退職年金契約を締結していた場合において、当該事業主が当該適格退職年金契約を解除し、当該他の事業主が新たに単独又は共同で退職年金に関する契約を締結したとき（令附則第十六条第一項第九号ハに規定する場合に限る。）における当該退職年金に関する契約

五 事業主が信託会社（令附則第十六条第一項第二号に規定する信託会社をいう。以下同じ。）と締結している適格退職年金契約に係る信託財産の運用に関して令附則第十六条第四項に規定する投資一任契約（以下「投資一任契約」という。）の締結又は解除を行った場合において、当該締結又は解除により当該適格退職年金契約に係る受益者等を受益者等とする退職年金に関する契約を締結したときにおける当該退職年金に関する契約

六 事業主がその営む事業の廃止に伴いその締結していた適格退職年金契約の全部を解除し、当該事業主と実質的に同一である者が当該適格退職年金契約に係る信託会社等と当該適格退職年金契約に係る受益者等を受益者等とする退職年金に関する契約を締結した場合（令附則第十六条第一項第九号ハに規定する場合に限る。）における当該退職年金に関する契約

令附則第十六条第一項第七号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七十三条第一項（特定退職金共済団体の要件）に規定する特定退職金共済団体の要件第一号に規定する退職金共済契約を締結している法人の次に掲げる合併又は事業譲渡に伴い、当該退職金共済契約に係る同項第二号に規定する被共済者が適格退職年金契約に係る令附則第十六条第一項第三号に規定する受益者等（以下この項及び次項において「受益者等」という。）となつたため、又は既に適格退職年金契約に係る受益者等である当該被共済者に係る当該退職金共済契約に基づく給付の額の全部又は一部を当該適格退職年金契約に基づく給付の額に含めるため、当該法人が当該退職金共済契約の全部又は一部を解除した場合、当該適格退職年金契約に係る当該受益者等の過去勤務債務等の額（同条第一項第七号に規定する過去勤務債務等の額をいう。）に係る掛金等に相当する金額として当該特定退職金共済団体から引き渡される金額

イ 農業協同組合が農業協同組合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）第二条第一項（合併経営計画の樹立）の規定により同法第四条第二項（合併経営計画の適否の認定）の認定を受けて行う合併又は農業協同組合法第十条第一項第三号（貯金又は定期積金の受入れ）の事業を行う農業協同組合が同法第六十五条第二項（合併の要件）の認可を受けて行う合併（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第五十七条第二項（合併の認可の申請等）において準用する同法第五十条第二項（信用事業の全部又は一部の譲渡の認可の申請等）に規定する審査を受けて行うものに限る。）

ロ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）以下この号において「再編強化法」という。）第八条（合併）の規定による農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会（再編強化法第二条第二項（定義）に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下この号において同じ。）との合併

ハ 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会

（信用農業協同組合連合会（再編強化法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。以下この号において同じ。）を除く。）との合併

二 再編強化法第二条第四項に規定する事業譲渡のうち次に掲げるもの

(1) 信用農水産業協同組合連合会が農林中央金庫に対して行う信用事業（再編強化法第二条第三項に規定する信用事業をいう。（2）及び（3）において同じ。）の全部又は一部の譲渡

(2) 再編強化法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合が農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会に対して行う信用事業の全部の譲渡

(3) 再編強化法第二条第一項第三号に規定する特定漁業協同組合又は同項第五号に規定する特定水産加工業協同組合が農林中央金庫、同項第四号に規定する信用漁業協同組合連合会又は同項第六号に規定する信用水産加工業協同組合連合会に対して行う信用事業の全部の譲渡

二 令附則第十六条第九号において「企業型年金加入者」という。）となつた受益者等又は既に企業型年金加入者である受益者等に係る適格退職年金契約に基づく給付の額の全部又は一部をこれらの企業型年金加入者の同項第九号へに規定する個人別管理資産に充てる場合において、当該適格退職年金契約を締結している事業主が同項第七号ハに規定する過去勤務債務等の現在額を掛金等として払い込んだとき、その払い込んだ金額

三 令附則第十六条第九号ニに規定する財務省令で定める場合は、当該受益者等に係る適格退職年金契約を締結している法人が前項第一号イからハまでに掲げる合併又は同号ニに掲げる事業譲渡を行うこととなつた場合とする。

四 令附則第十六条第三項に規定する基準利率は、年一・一パーセントとする。

第六条 令附則第十七条第一項（適格退職年金契約の承認）に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする信託会社、生命保険会社（令附則第十六条第一項第二号（適格退職年金契約の要件）に規定する生命保険会社をいう。以下同じ。）又は農業協同組合連合会（同号に規定する農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、名称及び納税地並びに本店又は主たる事務所の所在地）

二 代表者の氏名（外国法人にあつては、代表者の氏名及び国内において行う事業又は国内にある資産の経営若しくは管理の責任者の氏名）

三 令附則第十七条第一項に規定する契約の相手方である事業主の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 前号の契約を締結した日

五 第三号の契約に係る掛金等の額のうちに事業主がその使用人から当該掛金等の一部に充てるものとして支払を受ける金額の有無

六 第三号の契約が信託契約であつて、当該信託契約に係る信託財産の運用に関して投資一任契約が締結されている場合には、当該投資一任契約に係る令附則第十七条第八項に規定する金融商品取引業者（以下「金融商品取引業者」という。）の名称

七 その他他参考となるべき事項

一 届出をする信託会社、生命保険会社又は農業協同組合連合会の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、名称

七条 令附則第十七条第六項（定型的な契約書）による適格退職年金契約の届出）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出をする信託会社、生命保険会社又は農業協同組合連合会の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、名称

七条 令附則第十七条第六項（定型的な契約書）による適格退職年金契約の届出）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出をする信託会社、生命保険会社又は農業協同組合連合会の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、名称

七条 令附則第十七条第六項（定型的な契約書）による適格退職年金契約の届出）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出をする信託会社、生命保険会社又は農業協同組合連合会の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、名称

及び納税地並びに本店又は主たる事務所の所在地)

二 代表者の氏名(外国法人にあつては、代表者の氏名及び国内において行う事業又は国内にある資産の経営若しくは管理の責任者の氏名)

三 令附則第十七条第六項に規定する契約の相手方である事業主の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 前号の契約を締結した日

五 第三号の契約に係る掛金等の額のうち事業主がその使用人から当該掛金等の一部に充てるものとして支払を受ける金額の有無

六 令附則第十七条第六項に規定する定型的な契約書の認定番号

七 第三号の契約が信託契約であつて、当該信託契約に係る信託財産の運用に関して投資一任契約が締結されている場合には、当該投資一任契約に係る金融商品取引業者の名称

八 その他参考となるべき事項

2 令附則第十七条第七項(定型的な契約書による適格退職年金契約の変更届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出をする信託会社、生命保険会社又は農業協同組合連合会の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号(外国法人にあつては、名称及び納税地、本店又は主たる事務所の所在地並びに法人番号)

二 代表者の氏名(外国法人にあつては、代表者の氏名及び国内において行う事業又は国内にある資産の経営若しくは管理の責任者の氏名)

三 令附則第十七条第六項に規定する契約の相手方である事業主の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 前号の契約を締結した日及びその届出をした日

五 第三号の契約に係る掛金等の額のうち事業主がその使用人から当該掛金等の一部に充てるものとして支払を受ける金額の有無

六 令附則第十七条第六項に規定する定型的な契約書の認定番号

七 令附則第十六条第一項各号(適格退職年金契約の要件等)に掲げる要件に係る事項のうちその変更しようとする事項、その変更の理由及びその変更しようとする日

八 第三号の契約が信託契約であつて、当該信託契約に係る信託財産の運用に関して投資一任契約が締結されている場合には、当該投資一任契約に係る金融商品取引業者の名称

九 その他参考となるべき事項

(厚生年金適用事業所以外の事業所の事業主が締結している適格退職年金契約の証明手続)

第八条 法附則第二十条第四項第三号(退職年金等積立金に対する法人税の特例)に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた事業所は、令附則第十六条第一項第九号ホ(適格退職年金契約の要件等)に規定する信託会社等が、平成二十四年四月三十日までに、国税庁長官に対して、日本年金機構の当該信託会社等と法附則第二十条第三項の契約を締結している事業主の事業所が同年四月一日において確定給付企業年金法第二条第二項(定義)に規定する厚生年金適用事業所以外の事業所に該当することを確認した書類の写しを提出することにより証明がされた事業所とする。

附則(昭和四〇年六月二三日大蔵省令第四三三号)抄

1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則(昭和四一年三月三一日大蔵省令第一三三三号)

1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則第六条(公益法人等の行なう医療保健業で収益事業に該当しないものの要件)の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十一年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則(昭和四一年五月二八日大蔵省令第三二二二号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の申告書の書式は、次項の場合を除き、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十一年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税(清算中の事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算中の事業年度の所得に対する法人税)については、なお従前の例による。

附則(昭和四二年八月三一日大蔵省令第五四四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の申告書の書式中別表十(二)、別表十一(三)、別表十三(一)、別表十三(二)及び別表十三(七)は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十二年六月一日以後に開始する事業年度の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の法人税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則(昭和四三年三月一四日大蔵省令第四四四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の申告書別表十四(三)の書式は、昭和四十三年一月一日以後に行なわれた租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十四条から第六十五条の三まで(取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等)の規定に該当する資産の譲渡(同法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたもの)とみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとみなされる行為を含む。

より納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の法人税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 改正後の申告書別表十三(四)中(二)賞与引当金の損金算入に関する明細書の書式は、法人の昭和四十一年三月三十一日以後に終了する事業年度の法人税について適用する。

附則(昭和四一年一〇月二〇日大蔵省令第六一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四二年三月二〇日大蔵省令第七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四二年五月三一日大蔵省令第二六六号)

この省令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附則(昭和四二年八月三一日大蔵省令第五四四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の申告書の書式中別表十(二)、別表十一(三)、別表十三(一)、別表十三(二)及び別表十三(七)は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十二年六月一日以後に開始する事業年度の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の法人税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則(昭和四三年三月一四日大蔵省令第四四四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の申告書別表十四(三)の書式は、昭和四十三年一月一日以後に行なわれた租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十四条から第六十五条の三まで(取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等)の規定に該当する資産の譲渡(同法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたもの)とみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとみなされる行為を含む。

に係る法人税について適用し、同日前行なわれた当該譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

附則(昭和四三年四月二〇日大蔵省令第一八八号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規規則」という)第五条(医師会法人が行なう医療保健業で収益事業に該当しないものの要件)及び第六条(公益法人等が行なう医療保健業で収益事業に該当しないものの要件)の規定は、法人の昭和四十三年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 昭和四十三年三月三十一日に存する公益法人等が当該法人の同日の属する事業年度において改正前の法人税法施行規則第五条各号に掲げる要件のすべてに該当するものうち、新規規則第五条第一号に掲げる区域に該当しない一定の地域内の医師を会員とする公益社団法人又は法人税法別表第二に掲げる一般社団法人である医師会については、当分の間、当該医師会の組織されている一定の地域を同号に掲げる区域とみなして、同条の規定を適用する。

附則(昭和四三年七月二五日大蔵省令第三九三三号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四四年四月八日大蔵省令第二五五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規規則」という)第六条第四号ロ(公益法人等が行なう医療保健業で収益事業に該当しないものの要件)の規定は、法人の昭和四十三年五月十五日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の昭和四十三年五月十五日以前に開始し、同日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税については、改正前の法人税法施行規則第六条第四号ロ中「実地修練を行なうための施設」とあるのは「実地修練(昭和四十三年五月十五日以後当該事業年度終了の日までの期間については医師法第十六条の二第一項(臨床研修)に規定する臨

床研修を含む。)を行なうための施設」として同号の規定を適用する。

3 新規則第二十條第二項(増加償却割合の計算)の規定は、法人の昭和四十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十五年二月二五日大蔵省令 第四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の申告書別表十四(三)及び別表十四(四)の書式は、昭和四十五年一月一日以後に行なわれた租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第六十四條から第六十五條の四まで(取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)の規定に該当する資産の譲渡(同法第六十四條第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとみなされる行為を含む。)に係る法人税について適用し、同日以前に行なわれた当該譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 改正後の申告書別表十四(五)の書式は、昭和四十五年四月一日以後に行なわれる租税特別措置法第六十五條の六から第六十五條の八まで(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、同日以前に行なわれた当該譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第四條の二(公益事業を営む人格のない社団等の範囲)の規定は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十六年四月一日以後に開始する事業年度の法人税について適用する。

3 新規則第六條第四号ハ(公益法人等の行なう医療保健業で収益事業に該当しないもの)の要件

件)の規定は、法人の昭和四十六年一月一日以後に開始する事業年度の法人税について適用する。

4 新規則第二十四條(試験研究法人等の証明書類)の規定は、法人が昭和四十六年四月一日以後に支出する寄付金について適用し、同日以前に支出した寄付金については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十六年六月二一日大蔵省令 第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十七年五月二四日大蔵省令 第五〇号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)別表一(一)から別表十九(四)までの書式は、次項から第五項までの場合を除き、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十七年四月一日以後に終了する事業年度の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の法人税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規則別表十(九)のIの書式は、法人の昭和四十六年十二月二十日以後に終了する事業年度の法人税について適用する。

4 新規則別表十一(一)の書式は、法人の昭和四十七年三月一日以後に終了する事業年度の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の法人税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

5 新規則別表十二(十)の書式は、法人の昭和四十七年四月一日以後に開始する事業年度の法人税について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第二十二條(増加償却割合の計算)の規定並びに別表三及び別表六(二)の書式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十七年四月一日以後に終了する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の所得及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

規定並びに別表三及び別表六(二)の書式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十七年四月一日以後に終了する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の所得及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規則第二十四條(試験研究法人等の証明書類)又は第二十八條(農畜産物の価格安定等のための負担金)の規定は、法人が昭和四十七年四月一日以後に支出する寄付金又は同条に規定する負担金について適用し、法人が同日以前に支出した寄付金又は当該負担金については、なお従前の例による。

4 新規則第五十九條(帳簿書類の整理保存)の規定は、この省令の施行の日以後における同条に規定する保存について適用する。

附則 (昭和四十七年七月二七日大蔵省令 第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十八年五月二九日大蔵省令 第三一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第十八條(種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額)の規定は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規則第二十四條(試験研究法人等の証明書類)の規定は、法人が昭和四十八年四月一日以後に支出する寄付金について適用し、法人が同日以前に支出した寄付金については、なお従前の例による。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第四條の二(不動産貸付業で収益事業に該当しないものの範囲等)及び第八條の二(証券投資信託のうち信託財産を外貨建証券等に運用するものの範囲)並びに別表七、別表十(八)、別表十一(一)、別表十一(二)のII、別表十二(十三)及び別表十六(六)の書式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十九年四月一日以後に開始する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

1 新規則別表一(一)から別表三(三)まで、別表四、別表五(二)、別表六(六)から別表八まで、別表十(一)から別表十(八)まで、別表十二(一)から別表十二(十三)まで、別表十四から別表十六(四)まで及び別表十七から別表十九(四)までの書式は、法人の昭和四十八年四月一日以後に終了する事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十九年二月二八日大蔵省令 第八号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 第二條の規定による改正前の法人税法施行規則第二十六條(小形汽船の特別修繕引当金勘定への繰入れの期間)の規定は、改正政令附則第三條第二項及び第三項(法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定により適用される法人税法施行令第一百二十二條第一号(特別修繕引当金勘定への繰入限度額)に規定する大蔵省令で定める月数について準用する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第四條の二(不動産貸付業で収益事業に該当しないものの範囲等)及び第八條の二(証券投資信託のうち信託財産を外貨建証券等に運用するものの範囲)並びに別表七、別表十(八)、別表十一(一)、別表十一(二)のII、別表十二(十三)及び別表十六(六)の書式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十九年四月一日以後に開始する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

1 この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第四條の二(公益事業を営む人格のない社団等の範囲)の規定は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十六年四月一日以後に開始する事業年度の法人税について適用する。

3 新規則第六條第四号ハ(公益法人等の行なう医療保健業で収益事業に該当しないもの)の要件

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第二十二條(増加償却割合の計算)の規定並びに別表三及び別表六(二)の書式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十七年四月一日以後に終了する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の所得及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第十八條(種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額)の規定は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第四條の二(不動産貸付業で収益事業に該当しないものの範囲等)及び第八條の二(証券投資信託のうち信託財産を外貨建証券等に運用するものの範囲)並びに別表七、別表十(八)、別表十一(一)、別表十一(二)のII、別表十二(十三)及び別表十六(六)の書式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十九年四月一日以後に開始する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規別表二から別表四まで別表八、別表十(一)、別表十(四)から別表十(六)まで、別表十二(一)から別表十二(三)まで、別表十二(五)、別表十二(八)、別表十二(十)、別表十二(十一)、別表十三(五)、別表十五及び別表十六(三)の書式は、法人の昭和四十九年四月一日以後に終了する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 新規別表一(一)、別表一(二)、別表六(三)、別表六(六)、別表十九(一)及び別表十九(二)の書式は、法人の昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十九年四月五日大蔵省令第二九号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、法の施行の日(昭和四十九年三月三十一日)から適用する。

3 前項の規定による改正後の法人税法施行規則別表三(一)、別表四から別表五(二)まで、別表六(三)及び別表十九(三)の書式は、法人(法人税法(昭和四十九年法律第三十四号)第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十九年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)の同日前に終了した事業年度の所得及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十九年七月一六日大蔵省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年三月三一日大蔵省令第九号)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規規則」という。)の規定及び別表の書式は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。)のこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 法人が昭和五十年四月一日前に支出した改正前の法人税法施行規則(次項において「旧規則」という。)第二十八条(農畜産物の価格安定等)のための負担金に規定する負担金の損金算入については、なお従前の例による。

4 法人税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十年政令第五十八号)附則第四条第二項(特定の損失等に充てるための負担金の損金算入に関する経過措置)に規定する大蔵省令で定めるものは、旧規則第二十八条第一項又は第四項(農畜産物の価格安定等)のための負担金の規定により国税庁長官の認定を受けた法人のこれらの規定に規定する業務に係る資金(同項の規定により当該認定を受けた法人に係るもの)については、昭和五十八年三月三十一日までに徴収される負担金に係る資金に限る。)とする。

5 新規別表十(六)の書式は、法人が昭和五十年一月一日以後に行う租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十五条の二から第六十五条の五まで(取用換地等の場合の所得の特別控除等)の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、同日前行われた当該譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6 新規別表十(七)の書式は、法人が施行日以後に支出する租税特別措置法第六十六条の七第一項(特定の基金に対する負担金の損金算入の特例)に規定する負担金について適用する。

附則 (昭和五〇年六月二日大蔵省令第二五号)

この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年八月二九日大蔵省令第三四号)
この省令は、昭和五十年九月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年九月二九日大蔵省令第三六号)
この省令は、昭和五十年九月三十日から施行する。

附則 (昭和五一年三月三一日大蔵省令第八号)
この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

1 改正後の法人税法施行規則(以下「新規規則」という。)第二十四条(試験研究法人等の証明書類)の規定は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する寄付金について適用し、法人が施行日前に支出した寄付金については、なお従前の例による。

2 新規規則第三十四条第二項(確定申告書の記載事項)の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規別表の書式は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和五一年二月一七日大蔵省令第三六号)
この省令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

1 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規規則」という。)第二十九号第七号(外国税額控除を受けるための書類)の規定及び別表の書式は、内国法人(法人税法第二条第三号(定義)に規定する法人等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される内国法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。以下同じ。)について適用し、内国法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 昭和五十年十月一日から施行日の前日までに終了した各事業年度の所得に対する法人税につき、施行日前に確定申告書等(法人税法第二条第三十号(定義)に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号(扱決算をした場合の中間申告書の記載事項)に掲げる事項を記載したもの及び同法第二条第三十一号に規定する確定申告書並びに同法第三十四号に規定する清算事業年度予納申告書をいう。以下同じ。)を提出した内国法人が、地方税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十一年政令第三百八号)附則第三項(地方税控除限度額の計算の特例)の規定の適用を受ける場合には、遅滞なく、新規別表六(三)及び同付表に同規則第二十九条第七号に規定する書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前項に規定する各事業年度の所得に対する法人税につき、施行日以後に確定申告書等を提出する内国法人が、地方税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十一年政令第三百八号)附則第三項の規定の適用を受ける場合には、新規別表六(三)及び同付表に同規則第二十九条第七号に規定する書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 改正後の法人税法施行規則(以下「新規規則」という。)第七号(学校において行う技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲)の規定は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規規則第二十四条(試験研究法人等の証明書類)の規定は、法人が施行日以後に支出する寄付金について適用し、法人が施行日前に支出した寄付金については、なお従前の例による。

1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規規則」という。)第七号(学校において行う技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲)の規定は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規規則第二十四条(試験研究法人等の証明書類)の規定は、法人が施行日以後に支出する寄付金について適用し、法人が施行日前に支出した寄付金については、なお従前の例による。

4 新規則第三十九条の二第二項(定型的な契約書による適格退職年金契約の届出書等の記載事項)の規定は、施行日以後に同項の変更届出書を提出する場合について適用する。

5 新規則別表の書式は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則(昭和五三年三月三十一日大蔵省令第一六〇号)抄

第一条 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

第二条 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則(昭和五四年三月三十一日大蔵省令第一五〇号)

1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。
2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に

対する法人税については、なお従前の例による。

附則(昭和五五年三月三十一日大蔵省令第一五〇号)

1 この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則(昭和五六年三月三十一日大蔵省令第一三〇号)抄

第一条 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

第二条 改正後の法人税法施行規則別表の書式(同規則別表十三(六)Iの書式を除く。)は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 改正後の法人税法施行規則別表十三(六)Iの書式は、法人が農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の施行の日以後に行う租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十五条の十(農住組合の行う交換分合により土地等取得した場合の課税の特例)の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用する。

附則(昭和五六年五月二十七日大蔵省令第二四〇号)抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 改正後の法人税法施行規則の一部改正に伴う経過措置(法人税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の法人税法施行規則第五十九条(帳簿書類の整理保存)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十四条から第七十五条の二まで(確定申告)(同法第四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)、第二百二条(清算事業年度予納申告)、第百四条(清算確定申告)又は第百六条(合併確定申告)に規定する提出期限が到来するこれらの規定による申告書に係る事業年度(清算確定申告書にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度をいい、合併確定申告書にあつては合併の日の属する事業年度をいう。以下この条において同じ。)において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領する帳簿書類を保存する場合について適用し、施行日前に当該期限が到来したこれらの申告書に係る事業年度において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿書類を保存する場については、なお従前の例による。

附則(昭和五七年三月三十一日大蔵省令第二〇号)

1 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、第三十四条第二項(確定申告書の記載事項)の改正規定は、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則第二十七条の二(地役権の設定される遊水地に類するもの範囲)の規定は、昭和五十七年一月一日以後に設置される同条に規定する施設について適用する。

3 改正後の法人税法施行規則別表の書式(同規則別表十七の書式を除く。)は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)のこの省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得及び退職年金等積立金に対する法人税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得を課される法人の清算中

の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び退職年金等積立金に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則(昭和五八年三月三十一日大蔵省令第一八〇号)

1 この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第二十四条(試験研究法人等の証明書類)の規定は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

附則(昭和五八年三月三十一日大蔵省令第一八〇号)

3 法人税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十八年政令第六十号)による改正後の法人税法施行令第七十七条第一項第二号ハ、ト、チ、リ、ル、カ又はタ(試験研究法人等の範囲)に掲げる法人が施行日前二年以内の間に改正前の法人税法施行規則第二十四条(試験研究法人等の証明書類)に規定する主務官庁から交付を受けた同条に規定する証明した書類は、新規則第二十四条において、同条の規定した書類とみなす。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「当該寄附金を受けるべき法人が同項第二号ハ、ト、チ、リ、ル、カ又はタに掲げる法人に該当する場合には、当該二年内に発行された書類に記載されている同号の認定の日が当該支出する日以前二年(同号ハに掲げる法人にあつては、五年)内であるものの写しに限る。」とする」とあるのは、「とする」とする。

4 新規則別表の書式は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人

税を含む。以下同じ。について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和五八年五月二四日大蔵省令第二九号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 改正後の法人税法施行規則別表七、別表十(六)、別表十三(八)及び別表十六(一)(四)付表(一)の書式は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ)のこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得に対する法人税(清算所得を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和五九年三月三十一日大蔵省令第八号)

- 1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)の規定及び別表の書式(新規別表二十二の書式を除く。)は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)のこの省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得及び退職年金等積立金に対する法人税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び退職年金等積立金に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得については、なお従前の例による。
3 新規別表第六十六條(取引に関する帳簿及びその記載事項等)及び第六十七條(帳簿書類の整理保存等)の規定並びに別表二十二の書式は、法人税法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第四号)による改正後の法人税法第五十条の二第一項(帳簿書類の備付け等)に規定す

る普通法人等の昭和六十年一月一日以後に開始する事業年度における取引及び同日以後の解散又は合併による清算に係る取引について適用する。
附則 (昭和五九年六月一日大蔵省令第二三三号)

附則 (昭和六〇年三月三〇日大蔵省令第一四号)

- 1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。
2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第二十三條の二(認定を受ける試験研究法人等に係る主務官庁)及び第二十四條(試験研究法人等の証明書類)の規定は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。
3 新規別表の書式は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和六〇年五月三〇日大蔵省令第三一號)

- この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。
附則 (昭和六〇年一月二七日大蔵省令第六二號)

附則 (昭和六一年三月三一日大蔵省令第一〇号)

- 1 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第二十三條の二(認定を受ける試験研究法人等に係る主務官庁)及び第二十四條(試験研究法人等の証明書類)の規定は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人

格のない社団等を含む。以下同じ。)がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。
3 新規別表の書式は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和六一年五月二六日大蔵省令第二四号)

- この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六一年七月二五日大蔵省令第四二号)

- この省令は、昭和六十一年七月二十九日から施行する。
附則 (昭和六一年九月二日大蔵省令第四九号)

- この省令は、昭和六十一年十二月一日から施行する。
附則 (昭和六二年三月二七日大蔵省令第二二號)抄

- この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附則 (昭和六二年三月三一日大蔵省令第一七號)

- この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附則 (昭和六二年四月二八日大蔵省令第二二號)

- この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六二年六月九日大蔵省令第三〇号)

- この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六二年八月五日大蔵省令第四一號)抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 第二条の規定による改正後の法人税法施行規則第二十四條(試験研究法人等の証明書類)の規定(法人税法施行令第七十七條第一項第三号

(試験研究法人等の範囲)に掲げる法人に係る部分に限る。)は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)が施行日以後に発行される同条に規定する証明した書類の写しを法人税法第三十七條第七項(指定寄付金等の適用要件)の規定により保存している場合について適用し、法人が施行日前に発行された第三条の規定による改正前の法人税法施行規則第二十四條(試験研究法人等の証明書類)に規定する証明した書類の写しを同項の規定により保存している場合については、なお従前の例による。

附則 (昭和六二年九月二九日大蔵省令第四五号)

- この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。
附則 (昭和六三年三月三一日大蔵省令第一四号)

- 1 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。
2 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第二十三條の二(認定を受ける公益の増進に著しく寄与する法人に係る主務官庁)及び第二十四條(公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等)の規定は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

- 3 新規別表の書式は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和六三年四月八日大蔵省令第二〇号)

- この省令は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法(昭和六十三年法律第十七号)の施行の日(昭和六十三年四月八日)から施行する。

附則（昭和六三年八月一三日大蔵省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年九月二七日大蔵省令第四二号）

この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附則（昭和六三年一月二三日大蔵省令第五一號）

1 この省令は、昭和六十四年四月一日から施行する。ただし、別表十五の次に二表を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）別表の書式（新規別表十五の二及び別表十五の二付表の書式を除く。）は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和六十四年四月一日以後に終了する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の所得及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規別表十五の二及び別表十五の二付表の書式は、法人の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十二の二第二項（新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例）に規定する基準日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

附則（平成元年三月三一日大蔵省令第四〇号）

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）第九条の二（有価証券の評価区分に係る生命保険契約の範囲）の規定は、法人のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得及び退職年金等積立金に対する法人税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年

度の所得及び退職年金等積立金に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規規則第二十三条の二（認定を受ける公益の増進に著しく寄与する法人に係る主務官庁）及び第二十四条（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が施行日以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

4 新規別表の書式（新規別表十（五）の書式を除く。）は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

5 新規別表十（五）の書式は、法人が昭和六十四年一月一日以後に行う租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十五条の二から第六十五条の五まで（収用換地等の場合の所得の特別控除等）の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、同日以前に行われた当該譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二年三月三一日大蔵省令第一四号）

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成三年三月三〇日大蔵省令第一六号）

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）別表の書式（新規別表十（五）の書式を除く。）は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規別表十（五）の書式は、法人が平成三年一月一日以後に行う租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十五条の二から第六十五条の六まで（収用換地等の場合の所得の特別控除等）の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、同日以前に行われた当該譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新規規則第五十九条第二項及び第六十七条第三項の規定（帳簿書類の整理保存）は、施行日以後に法人税法第七十四条から第七十五条の二まで（確定申告）（同法第四十五条第一項（外国法人に対する準備））において準備する場合（含む。）、第四百二条（清算事業年度予納申告）、第四百四条（清算確定申告）又は第四百六条（合併確定申告）に規定する提出期限が到来するこれらの規定による申告書に係る事業年度（清算確定申告書にあっては残余財産が確定した日の属する事業年度をい、合併確定申告書にあっては合併の日の属する事業年度をいう。以下同じ。）において作成し、又は受領する書類を保存する場

附則（平成三年七月三一日大蔵省令第三八号）

1 この省令は、平成四年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定及び第二条の規定（法人税法施行規則第二十四条、別表六（十一）及び別表六（十三）の改正規定に限る。）は、平成三年八月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）別表の書式（新規別表六（十二）及び別表六（十三）の書式を除く。）は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成四年一月一日以後に終了する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の所得及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成四年三月三一日大蔵省令第一二号）

1 この省令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表十一（五）の記載要領第一号（三）の改正規定は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成四年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）第二十三条の二（認定を受ける公益の増進に著しく寄与する法人に係る主務官庁）及び第二十四条（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

3 新規別表の書式（新規別表三（二）の三）及び別表三（二）の三（付表を除く。）は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 新規別表三（二）の三（二）及び別表三（二）の三（付表の書式）は、法人が平成四年一月一日以後に終了する租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第

六十二条の第三項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用する。

附則（平成四年七月一六日大蔵省令第六三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表六（十一）の記載要領の改正規定及び別表六（十三）の記載要領の改正規定は、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法（平成四年法律第四十四号）の施行の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成五年三月三十一日大蔵省令第四五号）

1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第四条の二の次に一条を加える改正規定及び第八条の三の改正規定は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十三条の二第一項（認定を受ける公益の増進に著しく寄与する法人に係る主務官庁等）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

3 新規別表の書式は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得及び退職年金等積立金に対する法人税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付す

べき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び退職年金等積立金に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成五年六月一六日大蔵省令第六四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表六（七）の記載要領の改正規定、別表十二（十八）の次に一表を加える改正規定及び別表二十一の改正規定 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の施行の日
- 二 別表三（八）の表の改正規定 平成五年六月二十五日

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式（新規則別表十二（十八）の二）の書式を除く。）は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

1 この省令は、農業機械化促進法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十九号）の施行の日から施行する。

附則（平成五年六月二三日大蔵省令第六六号）

2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を

含む。以下同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成五年八月二日大蔵省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年三月三十一日大蔵省令第三八号）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第八条の三第一項の改正規定は、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第九条の二（有価証券の評価区分に係る生命保険契約の範囲）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規別表第二十三条の二第一項（認定を受ける公益の増進に著しく寄与する法人に係る主務官庁等）の規定は、法人が施行日以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

4 新規別表第六十八条（申告書の公示方法）の規定は、施行日以後に提出される法人税に係る申告書について適用し、施行日前に提出された法人税に係る申告書については、なお従前の例による。

5 新規別表の書式は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成六年四月二八日大蔵省令第五三号）

1 この省令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、別表六（一）付表の記載要領の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（次項において「新規則」という。）別表の書式（同規則別表十七の書式を除く。）は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）のこの省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得及び退職年金等積立金に対する法人税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び退職年金等積立金に対する法人税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規別表十七の書式は、法人税法第七十一条第一項各号（中間申告）に掲げる事項を記載する中間申告書で平成七年二月一日以後に提出期限の到来するものについて適用し、同日前に提出期限が到来したものについては、なお従前の例による。

附則（平成六年七月二九日大蔵省令第八〇号）

1 この省令は、平成六年八月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成六年九月九日大蔵省令第八四号）

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附則（平成七年三月二七日大蔵省令第一三三号）

この省令は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一

部を改正する法律（平成七年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成七年一月十七日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成七年三月三十一日大蔵省令第三一号）

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表六（十四）の記載要領第一号の改正規定及び別表六（十三）の次に三表を加える改正規定並びに附則第六項の規定は、中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十三条の二第二項（認定を受ける公益の増進に著しく寄与する法人に係る主務官庁等）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

3 新規別表の書式（新規別表六（十四）、別表六（十五）及び別表六（十六）の書式を除く。）は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 新規別表六（十四）、別表六（十五）及び別表六（十六）の書式は、法人の中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

5 中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法の施行の日における新規別表六（十七）の記載要領第二号、第五号及び第六号の規定の適用については、同表の記載要領第二

号、第五号及び第六号中「第27条の9第15項」とあるのは「第27条の8第15項」とする。

6 中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法の施行の日以後における新規別表十二（六）の記載要領第一号（四）の規定の適用については、同号（四）中「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法」とあるのは「中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第47号）附則第3条の規定による廃止前の異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法」と、平成七年8月31日とあるのは「平成七年8月31日」と中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法の施行の日の前日とのいずれか早い日」とする。

附則（平成七年五月二日大蔵省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年一月一七日大蔵省令第七二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年一月三〇日大蔵省令第七七号）

この省令は、平成七年十二月一日から施行する。

1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十三条の二第二項（認定を受ける公益の増進に著しく寄与する法人に係る主務官庁等）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

3 新規別表の書式（新規別表三（二）、別表三（二）（二）、別表三（三）、別表三（四）、別表三（四）付表及び別表十二（二十五）の書式を除く。）は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 新規別表十二（二十五）の書式は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

附則（平成九年三月三十一日大蔵省令第二七号）

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二十七条の二第二項の改正規定は、河川法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十九号）の施行の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十三条の二第二項及び第二項（認定を受ける公益の増進に著しく寄与する法人に係る主務官庁等）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

3 新規別表の書式は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成九年九月三〇日大蔵省令第七六号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月三十一日大蔵省令第四五号）抄

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第五十九条第五項及び第六十七条第五項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第八条の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する

る法人税については、なお従前の例による。この場合において、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号）附則第四条第二項の規定により厚生大臣の指定がなおその効力を有することとされる施設に係る新令第五条第一項第三十号二の規定の適用については、なお従前の例による。

3 新規別表の書式（新規別表十一（一）（二）、別表十一（八）、別表十二（十九）及び別表十六（六）の書式を除く。）は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年八月三十一日大蔵省令第一〇九号）抄

1 この省令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

附則（平成一〇年九月一七日大蔵省令第一一〇号）

この省令は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）の施行の日（平成十年十月一日）から施行する。

2 この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

附則（平成一一年三月三十一日大蔵省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年八月三十一日大蔵省令第一〇九号）抄

1 この省令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

附則（平成一〇年九月一七日大蔵省令第一一〇号）

この省令は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）の施行の日（平成十年十月一日）から施行する。

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）第二十二條の二第四号（寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人）の規定は、同号に掲げる法人のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

3 新規規則第二十三條の二第一項（認定を受ける公益の増進に著しく寄与する法人に係る主務官庁等）の規定は、法人（法人税法第二條第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が施行日以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年四月一五日大蔵省令 第五二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）別表の書式（新規規則別表六（六）の書式を除く。）は、法人（法人税法第二條第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十一年四月一日以後に終了する事業年度の所得及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規規則別表六（六）の書式は、法人の平成十一年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年六月三〇日大蔵省令 第六六号）

この省令は、中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）の施行の日（平成十一年七月一日）から施行する。

附 則（平成十一年九月三〇日大蔵省令 第九三号）

この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三一日大蔵省令 第二九号）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 内国法人がこの省令の施行の日以後最初に開始する事業年度開始の日に行つた改正後の法人税法施行規則第二十七條の七第一項第七号及び第八号（スワップ取引等）に掲げる取引に係る同条第二項の規定の適用については、同項第二号中「その取引を行つた日」とあるのは、「平成十二年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日」とする。

附 則（平成十二年四月一四日大蔵省令 第四八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二條第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十二年四月一日以後に終了する事業年度の所得及び退職年金等積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得及び退職年金等積立金に対する法人税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年六月七日大蔵省令 第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年六月二六日大蔵省令 第五九号）

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則（平成十二年八月二二日大蔵省令 第六九号） 抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成十二年九月二七日大蔵省令 第七四号）

この省令は、平成十二年九月三十日から施行する。

附 則（平成十二年一月三〇日大蔵省令 第八二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第八條の五第二項、第二十七條の四第二項、第二十七條の六及び第二十七條の七第三項の改正規定は、中央省庁等改革関係法施行法の施行の日（平成十三年一月六日）から、同条第一項の改正規定は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十二月一日）から、それぞれ施行する。

附 則（平成十二年二月四日大蔵省令 第八五号） 抄

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年三月三〇日財務省令 第二八号） 抄

1 この省令は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、第八條の四の改正規定及び第二十五條の前に八條を加える改正規定（第二十四條の二に係る部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年四月二六日財務省令 第四二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）別表の書式（新規規則別表十一（一）及び別表十一（一）の（二）の書式を除く。）は、法人（法人税法（以下「法」という。）第二條第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十三年四月一日以後に終了する事業年度及び同日以後に合併等（合併、分割、現物出資又は事後設立（法第二條第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）が行われる場合における法人の事業年度の所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度（同日に合併等が行われる場合における法人の事業年度を除く。）及び同日前に合併、現物出資又は事後設立が行われた場合における法人の事業年度の所得並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規規則別表十一（一）及び別表十一（一）の書式は、法人の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度及び同日以後に行われる合併、分割型分割（法第二條第十二号の九に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）、適格分社型分割（法第二條第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の経過事業年度（当該合併等の日（合併又は分割型分割にあつては、当該合併又は分割型分割の日の前日）の属する事業年度をいい、当該被合併法人等の同年四月一日以後に開始する事業年度を除く。以下この項において同じ。）の所得に対する法人税について適用し、法人の同年四月一日前に開始した事業年度（経過事業年度を除く。）の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成十三年六月二八日財務省令 第四五号）

この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成十三年九月一四日財務省令 第五五号） 抄

この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成十三年一月〇月三一日財務省令 第六〇号） 抄

この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成十三年二月二七日財務省令 第六四号）

この省令は、平成十三年十二月九日から施行する。

附 則（平成十四年二月二八日財務省令 第七号）

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五百十三号）の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則（平成十四年三月一八日財務省令 第一〇号） 抄

この省令は、平成十四年三月一八日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成十四年三月三十一日財務省令第二十六号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二條の二に一号を加える改正規定(マシンの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の施行の日)

二 第二十七條の十四第二号の改正規定(「特定都市鉄道整備準備金」の下に「第二十一條の七第六号(新幹線鉄道大規模改修準備金)を加える部分に限る。」「全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十四号)」の施行の日)

附則 (平成十四年四月二日財務省令第三十号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表十二(九)を別表十二(八)とし、同表の次に一表を加える改正規定(別表十二(九)を別表十二(八)とする部分を除く。)、別表十二(十一)の改正規定及び別表二十一の改正規定(「特定都市鉄道整備準備金」の下に「新幹線鉄道大規模改修準備金」を加える部分及び「特定都市鉄道整備準備金積立額」の下に「新幹線鉄道大規模改修準備金積立額」を加える部分に限る。))は、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十四号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行の日から前項ただし書に規定する日までとの間における改正後の法人税法施行規則(次項において「新規則」という。))第二十七條の十四の規定の適用については、同条中「別表十二(九)」とあるのは、「別表十二(八)」とする。

3 新規別表の様式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。))の平成十四年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下同じ。))について適用し、法人の同日に終了した事業年度の所得に対する法人税及び同日

前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (平成十四年八月一日財務省令第四十六号) 抄

この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

第一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行規則(以下「新法人税法施行規則」という。))の規定、第二条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則の規定及び第三条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の規定は、法人(法人税法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十九号。以下「改正法」という。))第一条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。))第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。))の平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以後に終了する計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この条において同じ。))による清算所得に対する法人税を課される法人(清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。))について適用し、法人の同日に終了した事業年度の所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以前に終了した計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行規則(以下「新法人税法施行規則」という。))の規定、第二条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則の規定及び第三条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の規定は、法人(法人税法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十九号。以下「改正法」という。))第一条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。))第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。))の平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以後に終了する計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この条において同じ。))による清算所得に対する法人税を課される法人(清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。))について適用し、法人の同日に終了した事業年度の所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以前に終了した計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第三条 改正法附則第三條第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正法附則第三條第二項の書類の提出をす

る同項に規定する内国法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二 改正法附則第三條第一項に規定する経過措置対象年度の開始の日及び終了の日

三 新法人税法第四條の三第一項の申請を行う同項に規定する他の内国法人のうち、改正法附則第三條第三項の規定により読み替えられた新法人税法第四條の三第五項に規定する時価評価法人若しくは連結事業年度前開始法人又は当該時価評価法人若しくは連結事業年度前開始法人に発行済株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有されている法人に該当するものがある場合には、その該当する法人の名称

四 その他参考となるべき事項

附則 (平成十四年九月三〇日財務省令第五十号)

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

附則 (平成十四年二月二七日財務省令第七二号) 抄

この省令は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、第一条中所得税法施行規則第十八條の二第三項の改正規定、同規則第四十條の六第二項第一号の改正規定及び同規則第八十一條の三第一号の改正規定、第二条中租税特別措置法施行規則第六條第一項第四号イの改正規定、同規則第十八條の四第五項の改正規定、同規則第十八條の二十一第三項の改正規定、同規則第二十條の二十一第一項第四号イの改正規定及び同規則第二十四條の十二の改正規定並びに第三条の規定は、平成十五年一月一日から施行する。

附則 (平成十五年三月一八日財務省令第九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。))の規定及び新規別表の様式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。))の平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以後に終了する計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この条において同じ。))による清算所得に対する法人税を課される法人(清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分に納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。))について適用し、法人の同日に終了した事業年度の所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以前に終了した計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第二条 改正前の法人税法施行規則に定める書式(同規則別表八、別表十一(三)及び別表十一(四))の書式を除く。))は、平成十五年三月三十一日に終了する事業年度の所得に対する法人税の申告又は計算期間の所得に対する法人税の申告を行う場合において、所要の調整をして使用することができる。

附則 (平成十五年三月三十一日財務省令第二十八号) 抄

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六條の四の改正規定、第二十七條の十六の改正規定及び第三十七條の三の改正規定(平成十五年三月三十一日)

二 第八條の二の改正規定(同条を第八條の二の二とする部分に限る。))及び第八條の次に一条を加える改正規定(平成十五年六月一日)

三 第四条から第四条の五までの改正規定、第八條の二の改正規定（及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）を、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に改める部分及び同条を第八條の二の二とする部分を除く。）、第八條の三の改正規定及び第二十四條の二の改正規定並びに次条第一項、第二項及び第四項の規定 平成十五年十月一日

第二条 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百一十一号）附則第四条第二項（収益事業の範囲に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令第五条第一項第一号イ（収益事業の範囲）の適用については、改正前の法人税法施行規則第四条（学校給食用の物資の範囲）の規定は、なおその効力を有する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）第八條の二の二第一項（信用保証業で収益事業に該当しないものの範囲等）（都市再生特別措置法に係る部分を除く。）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の前の条第三号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規規則第八條の二の二第一項（都市再生特別措置法に係る部分に限る。）の規定は、法人のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 新規規則第八條の三第一項（無体財産権の提供等を行う事業で収益事業に該当しないものの範囲等）の規定は、法人の前条第三号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第三條 新規規則第二十二條の二第四号（寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる

（寄附金の損金算入限度額に関する経過措置）

る法人）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成一五年四月一四日財務省令第五四号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）の規定及び新規規則別表の書式（新規規則別表六（六）から別表六（八）まで、別表六（二）（三）から別表六（二）（五）付表二まで及び別表七から別表七の二付表二までの書式を除く。）は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十五年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以後に終了する計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日前に終了した計算期間の所得に対する法人税、法人の同日前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規規則別表六（六）から別表六（八）までの書式は、法人の平成十五年一月一日以後に開始し、かつ、平成十五年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の平成十五年一月一日前に開始した事業年度及び平成十五年四月一日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 新規規則別表六の二（三）から別表六の二（五）付表二までの書式は、連結法人の連結親

法人事業年度（法人税法第十五條の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）が平成十五年一月一日以後に開始し、かつ、平成十五年四月一日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が平成十五年一月一日前に開始した連結事業年度及び平成十五年四月一日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

5 新規規則別表七から別表七付表（二）までの書式は、法人の平成十五年四月一日以後に終了する事業年度（同日に行われた合併等（合併又は法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）に係る被合併法人等（被合併法人又は分割法人をいう。以下この項において同じ。）の最後事業年度等（合併等の日の前日の属する事業年度をいう。以下この項において同じ。）を含む。）の所得に対する法人税について適用し、法人の同年四月一日前に終了した事業年度（同日に行われた合併等に係る被合併法人等の最後事業年度等を除く。）の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

6 新規規則別表七の二から別表七の二付表二までの書式は、連結法人の平成十五年三月三十一日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

附則（平成一五年七月二九日財務省令第七四号）
この省令は、平成十五年七月三十日から施行する。

附則（平成一五年八月二九日財務省令第八〇号）
この省令は、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十五年九月一日）から施行する。

附則（平成一五年九月三〇日財務省令第九三号）
この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年一一月二八日財務省令第一〇四号）
この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日財務省令第二七号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第三編第一章の章名の改正規定、第六十一条の二を削る改正規定、第六十二条の表の改正規定、同編第二章を第四章とし、第一章の次に第二章を加える改正規定及び第六十七条第六項の改正規定（である内国法人）を「である法人」に改める部分に限る。）信託業法（平成十六年法律第五十四号）の施行の日

二 第八條の三第一項の改正規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百六号）の施行の日

第二条 改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）第八條の二の二第一項（信用保証業で収益事業に該当しないものの範囲等）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 新規規則第八條の三第一項（無体財産権の提供等を行う事業で収益事業に該当しないものの範囲等）の規定は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規規則第八條の三の十（連結法人の帳簿書類の整理保存）の規定は、連結法人の平成十四年四月一日以後に開始した連結事業年度において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿書類を保存する場合について適用する。

（寄附金の損金算入に対する特例に関する経過措置）
第四条 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第一号。以下この条におい

て「改正令」という。）附則第九條第二項（寄附金の損金不算入に対する特例に関する経過措置）に規定する財務省令で定める期間は、施行日から証明書類（同項の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人が改正令による改正前の法人税法施行令第七十七條第一項第二号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人に該当する旨を改正前の法人税法施行規則第二十四条第一号（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等）の規定により同号に規定する主務官庁が証明した書類で施行日前二年以内に発行されたものをいう。）が発行された日以後二年を経過する日（当該二年を経過する日以後二年を経過する日以前に到来する場合は、当該一年を経過する日）までの期間とする。

2 改正令附則第九條第二項の規定の適用を受ける寄附金に係る新規則第二十四条（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等）の規定の適用については、同条第三号中「同号に掲げる法人」とあるのは「法人税法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第一号）以下この号において「平成十六年改正令」という。）による改正前の法人税法施行令第七十七條第一項第二号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人」と、「当該寄附金を支出する日以前二年内に発行されたもの」とあるのは「平成十六年改正令の施行の日前二年内に発行されたもの」と、「受けたもので当該二年内に発行された書類に記載されている同号の規定の日が当該支出する日以前二年（同号ハに掲げる法人にあつては、五年）内であるもの」とあるのは「受けたもの」とする。

（法人の帳簿書類の整理保存等に関する経過措置）

第五條 新規則第五十九條（帳簿書類の整理保存）、第五十九條の四（特定信託青色申告法人の特定信託に係る帳簿書類の整理保存）及び第六十七條（帳簿書類の整理保存等）の規定は、法人の平成十三年四月一日以後に開始した事業年度又は計算期間において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿書類を保存する場合について適用し、法人の同日前に開始した事業年度又は計算期間において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿書類を保存する場合については、なお従前の例による。

附則（平成一六年四月一三日財務省令第四二号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表十九（一）の記載要領第一号の改正規定、別表十九（三）の記載要領第一号の改正規定及び別表二十の記載要領第一号の改正規定は、信託業法（平成十六年法律第五十四号）の施行の日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十六年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以後に終了する計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日前に終了した計算期間の所得に対する法人税、法人の同日前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規則別表十八の二付表一から別表十八の二付表三までの書式は、平成十六年四月一日以後に納税義務が成立する連結中間申告書（法人税法第八十一条の十九第一項各号（連結中間申告）に掲げる事項を記載するものに限る。以下この項において同じ。）に係る法人税について適用し、同日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

附則（平成一六年六月二日財務省令第四五号）

この省令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一

部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第二号に定める日から施行する。

附則（平成一六年二月二八日財務省令第八一号）抄

この省令は、破産法（平成十六年法律第七十五号）の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附則（平成一七年三月四日財務省令第七号）抄

1 この省令は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一七年三月三十一日財務省令第三二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七條の七の改正規定 平成十七年七月一日

二 第八條の三第一項の改正規定、第二十七條の十四第二号の改正規定（、「第二十一条の六第四項第六号（特定都市鉄道整備準備金）を削る部分に限る。）及び第三十七條第三項第二号の改正規定（、「第二十二條の四十八第四項第七号（特定都市鉄道整備準備金）を削る部分に限る。）並びに次條の規定 平成十七年十月一日

三 第二十七條の十四第二号の改正規定（、「第二十一条の十三第二項第五号」を「第二十一条の十三第二項第五号」を「第二十一条の十三第二項第五号」を「第二十一条の十三第二項第五号」に改める部分に限る。）原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の施行の日

（収益事業の範囲に関する経過措置）

第二条 改正後の法人税法施行規則第八條の第三項（無体財産権の提供等を行う事業で収益事業に該当しないものの範囲等）の規定は、独立行政法人日本原子力研究開発機構の平成十七年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、核燃料サイクル開発機構の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成一七年四月一三日財務省令第四七号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七條の十四の改正規定及び別表二十三の改正規定（、「特定都市鉄道整備準備金」を削る部分及び、「特定都市鉄道整備準備金積立額」を削る部分に限る。） 平成十七年十月一日

二 第三十七條の九第二項の改正規定（別表十三（一）を「別表十三（二十）」に改める部分に限る。）、第三十七條の十一第二項の改正規定（別表十三（一）を「別表十二（二十）」に改める部分に限る。）、別表十二（一）の改正規定、別表十二（十九）の次に一表を加える改正規定及び別表二十三の改正規定（「使用済核燃料再処理準備金」を「使用済核燃料再処理準備金」に改める部分及び「使用済核燃料再処理準備金積立額」を「使用済核燃料再処理準備金積立額」に改める部分に限る。） 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の施行の日

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成十七年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以後に終了する計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日前に終了した計算期間の所得に対する法人税、法人の同日前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日

前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成一七年五月三十一日財務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日以後に終了する計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日前に終了した計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成一七年九月三〇日財務省令第七号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日財務省令第一九号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定（第二章 非課税外国法人等の指定（第二条―第三条）を「第二章の二 適格組織再編成（第三条の二）」に改める部分及び「第二十七条の十三の三」を削り、「第二十七条の十三の四」を「第二十七条の十三の三」に、「第二十七条の十六」を「第二十七条の十六の二」に改める部分に限る。）、第一号の改正規定（第十二号の七の四まで）を「第十二号の六の二まで、第十二号の七の二から第十二号の七の四まで」に改め、「第十二号の十四」の下に、「第十二号の十五、第十三号」を加える改正規定、第二十七条の二を第二十七条の二とし、第二編第一章第一節第八款中同条の前に一条を加える改正規定、第二十七条の十三の二（見出しを含む。）の改正規定、第二編第一章第一節第三十三号の三とする改正規定、第二編第一章第一節第三十三号の四を第二十七号の次に一条を加える改正規定、第三十七号第一項第一号の改正規定（「第二十七条の十三の三（連結納税への加入に伴う資産の時価評価）」を削る部分に限る。）、同項第二号の改正規定（「法第六十一条の十二第一項第四号（同号に係る部分に限る。）（連結納税への加入に伴う資産の時価評価）」を削る部分に限る。）、及び同条第二項の表の第二十七号の十三の三の項を削る改正規定 平成十八年十月一日

- 二 第八号の三の二の改正規定、第八号の五の改正規定、第二十二号の二の改正規定、第二十五号の二の改正規定、第二十七号の三の次に一条を加える改正規定、第二十九号の三第十一号の改正規定、第三十三号の改正規定、第三十五号第二号の改正規定、第三十七号の六第十一号の改正規定、第三十七号の十の改正規定、第三十七号の十一の改正規定、第三十七号の十二の改正規定、第三十七号の十七の改正規定及び別表二十三の改正規定並びに附則第二条、第四条、第五条第一項及び第六条の規定 会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日 第三十三号の二の改正規定 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）附則第一条第二号に定める日
- 四 第二十七号の十四第二号の改正規定（並びに）を「、第二十二号の九の四第三項第六号（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）並びに」に改める部分に限る。）、及び第三十七号第三項第二号の改正規定（並びに）を「、第二十二号の七十三第三項第七号（連結法人の特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）並びに」に改める部分に限る。）、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十五号）の施行の日

（更生計画認可の決定等に準ずる事由に関する経過措置）

第二条 前条第二号に定める日（以下「会社法施行日」という。）前にされた改正前の法人税法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十五条の二第一号（更生計画認可の決定等に準ずる事由）に規定する整理計画の決定（会社法施行の際現に係属している会社の整理に関する事件に係る同号に規定する整理計画の決定を含む。）については、なお従前の例による。

（確定額による役員給与の届出書の記載事項に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の日から会社法施行日の前日までの間における改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第二十二号の三第一項（確定額による役員給与の届出書の記載事項）の規定の適用については、同項第六号中「規定する会計期間」とあるのは、「規定する営業年度等」とする。

第四条 会社法施行日から平成十八年九月三十日までの間における新規則第二十七号の三の二の規定の適用については、同条第八号中「法第十二号の六の三（定義）に規定する株式交換完全子会社」とあるのは「会社法第七百六十八号第一項第一号（株式会社に発行済株式を取得させる株式交換契約）に規定する株式交換完全子会社」と、同条第九号中「法第十二号の六の四に規定する株式交換完全親法人」とあるのは「会社法第七百六十七号（株式交換契約の締結）に規定する株式交換完全親会社」と、同条第十号中「法第十二号の六の五に規定する株式移転完全子会社」とあるのは「会社法第七百七十三号第一項第五号（株式移転計画）に規定する株式移転完全子会社」とする。

第五条 新規規則第三十三号第一号（仮決算をした場合の中間申告書の添付書類）及び第三十五号第二号（確定申告書の添付書類）（これらの規定を新規規則第六十一号第一項（各事業年度の所得に対する法人税についての申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）、第三十七号の十第一号（仮決算をした場合の連結中間申告書の添付書類）、第三十七号の十二第二号（連結確定申告書の添付書類）並びに第三十七

条の十七第二号（個別帰属額等の届出の添付書類）の規定は、会社法施行日以後に終了する法人税法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間の中間申告書、会社法施行日以後に終了する事業年度の確定申告書、会社法施行日以後に終了する法人税法第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する期間の連結中間申告書、会社法施行日以後に終了する連結事業年度の連結確定申告書及び会社法施行日以後に終了する連結事業年度の法人税法第八十一条の二十五第一項（個別帰属額等の届出）に規定する個別帰属額等を記載した書類について適用し、会社法施行日前に終了した法人税法第七十二条第一項に規定する期間の中間申告書、会社法施行日前に終了した事業年度の確定申告書、会社法施行日前に終了した法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間の連結中間申告書、会社法施行日前に終了した連結事業年度の連結確定申告書及び会社法施行日前に終了した連結事業年度の法人税法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等を記載した書類については、なお従前の例による。

（貸借対照表に記載する科目に関する経過措置）

第六条 新規規則第二十三号の規定は、会社法施行日以後に終了する事業年度の貸借対照表について適用し、会社法施行日前に終了した事業年度の貸借対照表については、なお従前の例による。

附則（平成一八年四月一三日財務省令第三五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一号の表（一）の表の改正規定（同表の表の「中間配当の金額（47）」から「還付を受

る」を削る）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年四月一三日財務省令第三五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一号の表（一）の表の改正規定（同表の表の「中間配当の金額（47）」から「還付を受

る」を削る）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

けようとする銀行又は郵便局名」までの欄に係る部分に限る。)、別表一(二)の表の改正規定(同表の表の「利益の配当(剰余金の分配)の金額(39)」から「還付を受けようとする銀行又は郵便局名」までの欄に係る部分に限る。)、別表三(二の三)の記載要領第一号の改正規定、別表三(二の三)付表の記載要領の改正規定、別表四の表の改正規定(同表の表の「当期利益又は当期欠損の額(一)」の欄に係る部分、「税額控除の対象となる外国法人税の額等(26)」の欄に係る部分及び「組合損失額の損金不算入額又は組合損失超過合計額の損金算入額(27)」の欄に係る部分に限る。)、同表の記載要領第三号の改正規定、別表四の二の表の改正規定(同表の表の「当期利益又は当期欠損の額の合計額(一)」の欄に係る部分に限る。)、同表の記載要領第二号の改正規定、別表四の二付表の表の改正規定(同表の表の「当期利益又は当期欠損の額(一)」の欄に係る部分、「連結法人間取引の損益の減算調整額(30)」及び「連結法人間取引の損益の加算調整額(31)」の欄に係る部分、「税額控除の対象となる個別外国法人税の額等(37)」の欄に係る部分並びに「連結組合損失額の損金不算入額又は連結組合損失超過合計額の損金算入額(38)」の欄に係る部分に限る。)、同表の記載要領第三号の改正規定、別表五(一)の記載要領の改正規定、別表五(二)の表の改正規定、別表五(二)付表一の記載要領の改正規定、別表五(二)付表一の表の改正規定、別表五(二)付表一の表の改正規定、別表六(一)の改正規定、別表六(二)の表の改正規定、別表六(九)の表の改正規定、同表の記載要領第三号の改正規定(同号を同第二号とする部分を除く。)、別表六(十三)の表の改正規定、同表の記載要領第三号の改正規定(同号を同第二号とする部分を除く。)、別表六(十六)の改正規定(同表を別表六(十五)とする部分を除く。)、別表六(十七)の表の改正規定、同表の記載要領第

二号の改正規定、別表六(二十)の表の改正規定(同表の表の「法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額(6)」の欄に係る部分に限る。)、同表の記載要領第二号の改正規定、別表六(二)の表の改正規定、別表六(二)付表の表の改正規定、同表の記載要領第三号の改正規定(同号を同第二号とする部分を除く。)、別表六(二)付表の表の改正規定(同表の表の「法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額(8)」の欄に係る部分に限る。)、同表の記載要領第二号の改正規定(同号を同第三号とする部分を除く。)、別表六(二)付表の表の改正規定(同表の表の「当期利益又は当期欠損の額の合計額(一)」の欄に係る部分に限る。)、同表の記載要領第二号の改正規定、別表八の表の改正規定、別表八の二の表の改正規定、別表九(三)の記載要領第四号の改正規定(第39条の125の3第7項)に改める部分及び「第39条の125の3第2項第1号」を「第39条の125の3第2項第1号」に改める部分に限る。)、同第五号(一)の改正規定(「第39条の125の3第2項第1号イ」を「第39条の125の3第2項第1号」に改める部分に限る。)、同号(二)の改正規定(「第39条の125の3第3項各号」を「第39条の125の3第3項第2号」に改める部分に限る。)、同第七号の改正規定(「第39条の125の3第2項第3号イ」を「第39条の125の3第2項第3号イ」に改める部分に限る。)、同第六号(一)の改正規定(「第39条の125の3第3項第2号」を「第39条の125の3第3項第2号」に改める部分に限る。)、同表を別表九(四)とする改正規定、別表九(二)の次に一表を加える改正規定、別表九(二)の次に一表を加える改正規定、別表十二(一)の表の改正規定、別表十二(十五)の表の改正規定、別表十三(一)の表の改正規定、別表十三(二)の表の改正規定、別表十三(四)の表の改正規定、別表十三(五)の表の改正規定(同表の

表の「買換資産の帳簿価額を減額し、若しくは引当金に繰り入れ、又は積立金として積み立てた金額(18)」の欄に係る部分に限る。)、別表十三(七)の表の改正規定、別表十三(八)の表の改正規定、別表十三(九)の表の改正規定、別表十三(十二)の表の改正規定、別表十四(二)の記載要領第三号の改正規定、別表十六(一)の表の改正規定、同表の記載要領第十二号の改正規定、別表十六(二)の表の改正規定、同表の記載要領第十一号の改正規定、別表十六(三)の表の改正規定、同表の記載要領第十号の改正規定、別表十六(四)の表の改正規定、同表の記載要領第四号(一)及び(二)の改正規定、別表十七(二)の改正規定、別表十七(二)の改正規定、別表十七(二)付表一の改正規定、別表十七(二)付表一の改正規定、別表十七(二)付表一の改正規定、別表十七(二)付表一の改正規定並びに附則第五項、第八項から第十項まで及び第十二項(別表九(三))を「別表九(四)」に改める部分に限る。)、の規定、平成十八年五月一日(別表三(一))の記載要領第五号の改正規定(「租税特別措置法」を「旧租税特別措置法」に改める部分に限る。)、別表三(二)の表の改正規定、別表三(二)の表の改正規定、別表三(二)の表の改正規定、別表三(三)の表の改正規定、別表三(二)付表の記載要領第八号の改正規定(「租税特別措置法」を「旧租税特別措置法」に改める部分に限る。)、別表八(二)の記載要領第一号の改正規定、別表九(三)の記載要領第四号の改正規定(「第39条の125の2第10項」を「第39条の125第10項」に改める部分及び「第39条の125の2第3項第1号」を「第39条の125第3項第1号」に改める部分に限る。)、同第五号(一)の改正規定(「第39条の125の2第3項第1号イ」を「第39条の125第3項第1号イ」に改める部分に限る。)、同号(二)の改正規定(「第39条の125の2第4項各号」を「第39条の125第4項各号」に改める部分に限る。)、同第六号(一)の改正規定(「第39条の125の2第4項第2号」を「第39条の125第4項第2号」に改める部分に限る。)、同第七号の改正規定(「第39条の1

25の2第3項第3号イ」を「第39条の125第3項第3号イ」に改める部分に限る。)、別表九(二)の記載要領第四号の改正規定、別表九(一)の記載要領第十三号の改正規定、別表十六(二)の記載要領第十二号の改正規定、別表十六(三)の記載要領第十一号の改正規定、別表十六(四)の記載要領第五号の改正規定及び別表十六(五)の記載要領の改正規定、平成十八年十月一日、別表十三(十)の改正規定、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十五号)の施行の日

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。別表の書式は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の平成十八年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以後に終了する計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。))による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。))について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日前に終了した計算期間の所得に対する法人税、法人の同日前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 法人の平成十八年四月一日から同月三十日まで間に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同月一日から同月三十日まで間に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税に係る新規別表一(一)及び別表一(二)から別表一(三)までの書式の適用については、これらの表の「添付書類」の欄中「株主(社員)資本等変動計算書又は損益

25の2第3項第3号イ」を「第39条の125第3項第3号イ」に改める部分に限る。)、別表九(二)の記載要領第四号の改正規定、別表九(一)の記載要領第十三号の改正規定、別表十六(二)の記載要領第十二号の改正規定、別表十六(三)の記載要領第十一号の改正規定、別表十六(四)の記載要領第五号の改正規定及び別表十六(五)の記載要領の改正規定、平成十八年十月一日、別表十三(十)の改正規定、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十五号)の施行の日

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。別表の書式は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の平成十八年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以後に終了する計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。))による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。))について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日前に終了した計算期間の所得に対する法人税、法人の同日前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 法人の平成十八年四月一日から同月三十日まで間に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同月一日から同月三十日まで間に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税に係る新規別表一(一)及び別表一(二)から別表一(三)までの書式の適用については、これらの表の「添付書類」の欄中「株主(社員)資本等変動計算書又は損益

25の2第3項第3号イ」を「第39条の125第3項第3号イ」に改める部分に限る。)、別表九(二)の記載要領第四号の改正規定、別表九(一)の記載要領第十三号の改正規定、別表十六(二)の記載要領第十二号の改正規定、別表十六(三)の記載要領第十一号の改正規定、別表十六(四)の記載要領第五号の改正規定及び別表十六(五)の記載要領の改正規定、平成十八年十月一日、別表十三(十)の改正規定、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十五号)の施行の日

金処分表」とあるのは、「損益金処分表」とする。

4 新規別表一(一)から別表一(二)(三)まで(事業概況書に係る部分に限る。)及び別表二の書式は、法人の平成十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

5 新規別表五(一)の表のI、別表五(二)の表のI、別表五(二)(一)及び別表五(二)(二)付表一の書式は、法人の平成十八年五月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

6 新規別表六(六)及び別表六(七)の書式は、法人の平成十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

7 新規別表六(二)(三)から別表六(二)(四)付表二までの書式は、連結法人の連結親法人事業年度の(法人税法第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。)が平成十八年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日以前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

8 新規別表九(二)の書式は、法人の平成十八年五月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

9 新規別表十六(十)の書式は、法人の平成十八年五月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

10 新規別表十七(二)(二)及び別表十七(二)(三)の書式は、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号。以下「改正法」という。)第十三条(租税特別措置法の一部改正)の規定による改正後の租税特別措置法第六十六条の八第一項、第六十六条の九の四第一項、第六十八条の九第二項又は第六十八条の九十三の四第一項(特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例等)の規定の適用がある場合について適用し、改正法附則第十五条第二項、第六十六条、第六十七条第二項又は第六十二条(特定外国子会社等の留保金額の益金算入等に関する経過措置)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の八第一項、第六十六条の九の四第一項、第六十八条の九第二項又は第六十八条の九十三の四第一項(特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例等)の規定の適用があるときは、なお従前の例による。

11 改正前の法人税法施行規則に定める書式は、平成十八年五月一日前に終了する事業年度の所得に対する法人税の申告又は同日前に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告を行う場合において、所要の調整をして使用することができる。

附則(平成十八年四月二十八日財務省令第四一四号) この省令は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二十二條の四第一節第一款中第三十七條の前の一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(同項の表第二十七條の十五の二の項の次に次のように加える部分に限る。)、第四十三條第二項の改正規定(別表十四(五))を「別表十四(六)」に改める部分に限る。)、第六十六條第一項の改正規定、別表一(一)の表の改正規定(普通法人(特定の医療法人を除く。))及び人格のない社団等の分)を「普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分」に改める部分及び同表の「同非区分」から「旧納税地及び旧法人名等」までの欄に係る部分に限る。)、同表の記載要領第一号の改正規定、同第八号の改正規定(「中小法人の各事業年度の所得に対する法人税の税率」を削る部分に限る。)、別表一(二)の表の改正規定(「公益法人等及び協同組合等の分」を「公益法人等(一般社団法人等を除く。))及び協同組合等の分」に改める部分に限る。)、同表の記載要領第一号の改正規定、別表十四(二)の記載要領第一号の改正規定、同第二号の改正規定(第73條第1項第3号イ(寄附金の損金算入限度額)を「第73條第1項第3号イ又はロ」に、「同号ロ」を「同号ハ」に改める部分に限る。)、別表十四(五)の次に一表を加える改正規定並びに別表十四の二の記載要領の改正規定(同表の記載要領を同第一号とし、同表の記載要領に二号を加える部分を除く。))並びに附則第三條、第五條、第七條、第九條第二項及び第四項並びに第十條から第十二條までの規定(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日(平成二十年十二月一日))

三 別表五(二)の記載要領に一号を加える改正規定、別表五(二)(二)付表一の記載要領に一号を加える改正規定及び別表二十(三)の記載要領第三号を同第四号とし、同第二号の次に一号を加える改正規定(地方自治法(平成二十五年)の施行の日)

(経過措置の原則)

第二條 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号。以下「改正法」という。))第二條(法人税法の一部改正)の規定による改正後の法人税法(以下「新法」

という。))第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。))の平成二十年四月一日以後を開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後を開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散及び新法第九十二條第二項(解散の場合の清算所得に対する法人税の課税標準)に規定する信託特定解散を除く。以下この条及び附則第九條第一項において同じ。))による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。))については、なお従前の例による。

第三條 新規則第五條第六号並びに第六條第二号及び第七號(公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないもの要件)の規定は、法人の附則第一條第二号(施行期日)に定める日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第四條 平成二十年四月一日以後最初に開始する事業年度において、法人が異なる旧区分に属する減価償却資産につき同一の償却の方法を選定している場合(その償却の方法を届け出なかつたことにより法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第五十六号。以下「改正令」という。))による改正前の法人税法施行令(以下「旧令」という。))第五十三條(減価償却資産の法定償却方法)に規定する償却の方法によるべきこととされている場合を含む。))において、当該異なる旧区分に属する減価償却資産が同一の新区分に属することとなったときは、当該同一の新区分に属することとなった減価償却資産につき当該同一の償却の方法を選定したものとみなす。

第五條 平成二十年四月一日以後最初に開始する事業年度において、法人の有する異なる旧区分に属する減価償却資産であつて、そのよるべき償却の方法として異なる償却の方法を選定しているもの(その償却の方法を届け出なかつたことにより旧令第五十三條に規定する償却の方法によるべきこととされているものを含む。))が同一の新区分に属することとなった場合において、新法第七十四條第一項(確定申告)の規定による申告書の提出期限(新法第七十二條第一項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)に規定する期間)について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限)までに、次に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該届出書をもって改正令による改正後の法人税法施行令(以下「新令」

場合を含む。))の登記をする日という。次項において同じ。))前に終了する事業年度における新規則第六條第二号の規定の適用については、同号中「三分の一以下」とあるのは、「二分の一未満」とする。

第六條 特例民法法人が附則第一條第二号に定める日から移行登記日の前日までの間に行う信用保証業については、改正前の法人税法施行規則(以下「旧規則」という。))第八條の二第一項(信用保証業で収益事業に該当しないものの範囲等)の規定(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第十三号)に係る部分に限る。))は、なおその効力を有する。(減価償却資産の償却の方法の選定の単位に関する経過措置)

第七條 平成二十年四月一日以後最初に開始する事業年度において、法人が異なる旧区分に属する減価償却資産につき同一の償却の方法を選定している場合(その償却の方法を届け出なかつたことにより法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第五十六号。以下「改正令」という。))による改正前の法人税法施行令(以下「旧令」という。))第五十三條(減価償却資産の法定償却方法)に規定する償却の方法によるべきこととされている場合を含む。))において、当該異なる旧区分に属する減価償却資産が同一の新区分に属することとなったときは、当該同一の新区分に属することとなった減価償却資産につき当該同一の償却の方法を選定したものとみなす。

第八條 平成二十年四月一日以後最初に開始する事業年度において、法人の有する異なる旧区分に属する減価償却資産であつて、そのよるべき償却の方法として異なる償却の方法を選定しているもの(その償却の方法を届け出なかつたことにより旧令第五十三條に規定する償却の方法によるべきこととされているものを含む。))が同一の新区分に属することとなった場合において、前項又は新令第五十二條の規定により償却の方法の変更をしなかつたときは、当該新区分に属する減価償却資産につき償却の方法を選定しなかつたものとみなして、新令第五十三條(減価償却資産の法定償却方法)の規定を適用する。

第九條 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧区分 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成二十年財務省令第三十二号。次号において「耐用年数改正省令」という。))による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一、別表第二又は別表第五から別表第八まで(有形減価償却資産の耐用年数表)の規定に基づく旧規則第十四條各号(償却の方法の選定の単位)に定める種類の区分をいい、二以上の事業所又は船舶を有する法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定している場合にあつては、事業所又は船舶ごとの当該区分をいう。

二 新区分 耐用年数改正省令による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表

という。))第五十二條第二項(減価償却資産の償却の方法の変更手続)の申請書とみなし、当該届出書の提出をもって同条第一項の承認があつたものとみなす。

一 届出をする法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二 その償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類(二以上の事業所又は船舶を有する法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合には、事業所又は船舶ごとのこれらの区分)に、事業所又は船舶ごとのこれらの区分)に、現によつて償却の方法及びその償却の方法を採用しようとする新たな償却の方法

三 採用しようとする新たな償却の方法

四 採用しようとする新たな償却の方法

五 その他参考となるべき事項

第十條 平成二十年四月一日以後最初に開始する事業年度において、法人の有する異なる旧区分に属する減価償却資産であつて、そのよるべき償却の方法として異なる償却の方法を選定しているもの(その償却の方法を届け出なかつたことにより旧令第五十三條に規定する償却の方法によるべきこととされているものを含む。))が同一の新区分に属することとなった場合において、前項又は新令第五十二條の規定により償却の方法の変更をしなかつたときは、当該新区分に属する減価償却資産につき償却の方法を選定しなかつたものとみなして、新令第五十三條(減価償却資産の法定償却方法)の規定を適用する。

第十一條 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧区分 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成二十年財務省令第三十二号。次号において「耐用年数改正省令」という。))による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一、別表第二又は別表第五から別表第八まで(有形減価償却資産の耐用年数表)の規定に基づく旧規則第十四條各号(償却の方法の選定の単位)に定める種類の区分をいい、二以上の事業所又は船舶を有する法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定している場合にあつては、事業所又は船舶ごとの当該区分をいう。

二 新区分 耐用年数改正省令による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表

第一、別表第二、別表第五又は別表第六（有形減価償却資産の耐用年数表）の規定に基づく新規則第十四条各号（償却の方法の選定の単位）に定める種類の区分をいい、二以上の事業所又は船舶を有する法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあっては、事業所又は船舶ごとの当該区分をいう。

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲等に関する経過措置）

第五条 改正令附則第十二条第二項（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第七十七条第一項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定に基づく旧規則第二十三条の二第一項から第三項まで（主務大臣の認定を受ける公益の増進に著しく寄与する法人等）の規定は、なおその効力を有する。

2 新規則第二十三条の四第二項第一号（特定公益信託の信託財産の運用の方法等）の規定は、附則第一条第二号（施行期日）に定める日以後の新令第七十七条の四第三項（特定公益信託の要件）に規定する認定について適用し、同日前の旧令第七十七条の二第三項（特定公益信託の要件）に規定する認定については、なお従前の例による。

3 改正令附則第十二条第二項に規定する旧民法法人（旧令第七十七条第一項第三号ラに掲げるものに該当するものに限る。）で一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十一条第一項（移行の登記）（同法第二百一十一条第一項（認定に関する規定の準用））において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第三百一十一条第一項（認可の取消し）の規定により同法第四十五条（通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行）の認可を取り消されたものを除く。）は、新規則第二十三条の四第二項第一号に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなして、同項の規定を適用する。

4 法人が改正令附則第十二条第二項に規定する旧民法法人に対して支出する寄附金については、旧規則第二十四条第一号及び第三号（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等）の

規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一号中「令第七十七条第一項第一号、第一号の三、第二号、第五号又は第六号」とあるのは「法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五十六号）附則第十二条第二項（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令（第三号において「旧効力法令」という。）第七十七条第一項第二号」と、同条第三号中「令第七十七条第一項第三号」とあるのは「旧効力法令第七十七条第一項第三号」と、「民法第三十四条（公益法人の設立）に規定する主務官庁」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第九十六条第一項（解散命令）に規定する旧主務官庁」と、「同号の」とあるのは「旧効力法令第七十七条第一項第三号の」とする。

（連結法人の減価償却資産の償却の方法の選定の単位に関する経過措置）

第六条 附則第四条（減価償却資産の償却の方法の選定の単位に関する経過措置）の規定は、連結法人が新法第八十一条の三第一項（個別利益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる附則第四条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第一項	第二項	第一項	第二項
法人が	法人の	連結親法人在	連結親法人在
		の	の
	法人の名称及び納税地	連結親法人及び当該届出に係る連結法人の名称、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地	連結親法人及び当該届出に係る連結法人の名称、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地
	二以上の事業所又は船舶を有する	連結法人が二以上の事業所又は船舶を有する	連結法人が二以上の事業所又は船舶を有する
	法人で	場において、	場において、
選定していないもの	法人	選定していない連結親法人	選定していない連結親法人

（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等に関する経過措置）

第七條 連結法人が改正令附則第十二条第二項（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲等に関する経過措置）に規定する旧民法法人に対して支出する寄附金に係る新規則第三十七条の二（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等）の規定の適用については、同条中「第二十四条各号」とあるのは「法人税法施行規則第二十四条各号」とあり、同条中「第二十五条」とあるのは「附則第五条第四項（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行規則第二十四条第一号又は第三号（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等）」と、「当該各号」とあるのは「これらの号」とする。

（設立届出書の添付書類等に関する経過措置）

第八條 新規則第六十三条第五号（設立届出書の添付書類）の規定は、内国法人である普通法人又は協同組合等がこの省令の施行の日以後に行われる合併、分割又は現物出資により設立される場合の届出について適用し、内国法人である普通法人又は協同組合等が同日以前に行われた合併、分割又は現物出資により設立された場合の届出については、なお従前の例による。

2 新規則第六十五条第一項第二号、第三号及び第五号（収益事業の開始等届出書の添付書類）の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等がこの省令の施行の日以後に新たに収益事業を開始する場合の届出について適用する。

（書式に関する経過措置）

第九條 新規則別表の書式（新規則別表一（一）（同表の表の「同非区分」）から「旧納税地及び旧法人名等」までの欄に係る部分に限る。）、別表六（二）、別表六（六）から別表六（九）まで、別表六（十四）から別表六（十六）まで、別表六の二（三）から別表六の二（六）まで、別表六の二（九）、別表六の二（九）付表及び別表十四（六）の書式を除く。）は、法人の平成二十年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以後の解散による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。）については、なお従前の例による。

成二十年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以後の解散による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。）については、なお従前の例による。

2 新規則別表一（一）（同表の表の「同非区分」）から「旧納税地及び旧法人名等」までの欄に係る部分に限る。）の書式は、法人の附則第一条第二号（施行期日）に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規則別表六の二（三）から別表六の二（六）まで、別表六の二（九）及び別表六の二（九）付表の書式は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義））に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）が平成二十年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 新規則別表十四（六）の書式は、法人の附則第一条第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

（法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 附則第三条第二項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規定する特例民法法人である一般社団法人は、前条の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令附則第三項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規

定する経過措置）に規定する特例民法法人である一般社団法人は、前条の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令附則第三項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規

定する公益社団法人とみなして、同項の規定を適用する。

附則（平成二〇年五月三〇日財務省令第三九号）抄

1 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

2 第一条の規定による改正後の法人税法施行規則別表十四（二）及び別表十四（二）付表の書式は、法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。この省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年二月一日財務省令第八二号）

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十二月十二日）から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日財務省令第一八号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（連結法人の棚卸表の作成に関する経過措置）
第二条 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第五五号。以下「改正令」という。）附則第六条第一項（棚卸資産の評価の方法等に関する経過措置）に規定する旧評価方法適用法人である連結法人が同項に規定する経過事業年度に係る棚卸表を作成する場合の当該棚卸表に係る改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第八条の三の第七項（連結法人の棚卸表の作成）の規定の適用については、同項中「第二十八条（棚卸資産の評価の方法）」とあるのは、「第二十八条（棚卸資産の評価の方法）若しくは法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第五五号）による改正前の法人税法施行令第二十八条（棚卸資産の評価の方法）」とする。

（資産の評価益の益金算入に関する書類等に関する経過措置）
第三条 新規則第八条の六（資産の評価益の益金算入に関する書類等）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に所得

税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号。以下「改正法」という。）第二条（法人税法の一部改正）の規定による改正後の法人税法（以下「新法」という。）第二十五条第三項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に改正法第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第二十五条第三項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。（特別な評価の方法の承認申請書の記載事項に関する経過措置）

第四条 新規則第九条（特別な評価の方法の承認申請書の記載事項）の規定は、法人（新法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が施行日以後に提出する改正令による改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第二十八条の二第二項（棚卸資産の特別な評価の方法）の申請書について適用し、法人が施行日前に提出した改正令による改正前の法人税法施行令（以下「旧令」という。）第二十八条の二第二項（棚卸資産の特別な評価の方法）の申請書については、なお従前の例による。

第五条 改正令附則第六条第五項（棚卸資産の評価の方法等に関する経過措置）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正令附則第六条第四項の規定の適用を受けようとする棚卸資産に係る事業の種類及び資産の区分（同条第一項に規定する事業の種類及び資産の区分をいう。）

二 その他参考となるべき事項

2 改正令附則第六条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正令附則第六条第九項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）並びに代表者の氏名

二 改正令附則第六条第九項に規定する適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号において「分割承継法人等」とい

う。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子本店である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 適格分割等の日

四 改正令附則第六条第九項第一号に規定する残存調整金額の計算の方法の内容

五 その他参考となるべき事項

（確定額による役員給与の届出書の記載事項に関する経過措置）

第六条 新規則第二十二條の三第一項（確定額による役員給与の届出書の記載事項及び利益運動給与の開示方法）の規定は、法人が施行日以後に提出する新令第六十九條第二項（定期同額給与の範囲等）の届出について適用し、法人が施行日前にした旧令第六十九條第二項（定期同額給与の範囲等）の届出については、なお従前の例による。

（外国税額控除を受けるための書類に関する経過措置）

第七条 改正法附則第十二條第二項（外国税額の控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十九條第十六項及び第十七項（外国税額の控除）の規定に基づく改正前の法人税法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十九條の三（第四号及び第十三号に係る部分に限る。）（外国税額控除を受けるための書類）及び第三十條（繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧規則第二十九條の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四号	法第八十一條の十五	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第十六條第二項（連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法人税法（以下この号において「旧効力法」という。）第八十一條の十五第八項
第八項	法第八十一條	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第十六條第二項（連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条（法人税法の一部改正）の規定による改正前の法人税法（以下この号において「旧効力法」という。）第八十一條の十五第八項
法第八十一條	旧効力法第八十一條の十五第五項	

の十五
第十一
令第四百四十七條第二項第一号（法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第五五号）附則第十三條（外国子会社の要件及び外国子会社の配当に係る外国法人税額の計算等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令（以下この号において「旧効力法施行令」という。）第四百四十七條第二項第一号（

税に係る前号に掲げる書類
税を課されたことを証するその税に係る申告書の写し又はこれに代わるべきその税に係る書類及びその税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類（以下この号において「申告書等」という。））
旧効力法施行令第五百十條の三第四項

準用する旧効力法施行令第四百四十七條第二項第一号

前号に掲げる書類を
申告書等を

（連結法人の棚卸資産の評価の方法に関する経過措置）
第八条 附則第五条（棚卸資産の評価の方法に関する経過措置）の規定は、改正令附則第十四條第二項（連結事業年度における棚卸資産の評価の方法に関する経過措置）において準用する改正令附則第六條第五項及び第十項（棚卸資産の評価の方法等に関する経過措置）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、附則第五条第二項第一号中「法人の名称」とあるのは、「連結法人及びその連結親法人の名称」と、並びに「とあるのは」「連結子法人にあつては、名称及び本店又は主たる事

務省令で定める事項について準用する。この場合において、附則第五条第二項第一号中「法人の名称」とあるのは、「連結法人及びその連結親法人の名称」と、並びに「とあるのは」「連結子法人にあつては、名称及び本店又は主たる事

務所の所在地)並びに」と読み替えるものとする。
 (連結法人の外国税額控除を受けるための書類に関する経過措置)

第九條 改正法附則第十六條第二項(連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第八十一條の十五第十五項及び第十六項(連結事業年度における外国税額の控除)の規定に基づき旧規則第三十七條の六(第四号及び第十三号に係る部分に限る。)(外国税額控除を受けるための書類)及び第三十七條の七(繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類)の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる旧規則第三十七條の六の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四号	法第六十九條第八項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十号)附則第十二條第二項(三)号	附則第十二條第二項(三)号
第三十号	法第六十九條第十一項	法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第五十五號第三十六號第一号)	附則第二十一條(連結法人に係る外国子会社の要件及び外国子会社の配当等に係る外国法人税額の計算等に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令(以下この号において「旧効力法施行令」という。)(第五十五條の三十六第二項第一号)

税に係る前号に掲げる書類(以下この号において「申告書等」という。)

税を課されたことを証するその税に係る申告書の写し又はこれに代わるべきその税に係る書類及びその税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類(以下この号において「申告書等」という。)

令第五十一條の四	旧効力法施行令第五十五條の四十一第四項	準用する旧効力法施行令第五十五條の三十六第二項第一号
準用する令第五十一條の四	準用する旧効力法施行令第五十五條の三十六第二項第一号	前号に掲げる書類を

第十條 (棚卸表の作成に関する経過措置)

改正令附則第六條第一項(棚卸資産の評価の方法等)に関する経過措置に規定する旧評価方法適用法人が同項に規定する経過事業年度に係る棚卸表を作成する場合当該棚卸表に係る新規則第五十六條第二項(棚卸表の作成)の規定の適用については、同項中「第二十八條(たな卸資産の評価の方法)」とあるのは、「第二十八條(棚卸資産の評価の方法)若しくは法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第五十五號)による改正前の法人税法施行令第二十八條(棚卸資産の評価の方法)」とする。

附則 (平成二十二年四月一三日財務省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表十(六)の記載要領第二号の改正規定(「第2條第7項」を「第2條第3項」に改める部分に限る。)、別表十三(五)の記載要領の改正規定及び別表十三(十二)の記載要領第三号の改正規定(「第2條第7項」を「第2條第3項」に改める部分に限る。)、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日から施行する。

別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)(別表の書式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)(平成二十一年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散及び同法第九十二條第二項(解散の場合の清算所得に対する法人税の課税標準)に規定する信託特定解散を除く。以下この項において同じ。))による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。))について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (平成二十二年六月二六日財務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)(別表の書式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)(平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の連結親法人事業年度の(同法第十五條の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (平成二十二年八月二八日財務省令第六号)

この省令は、株式会社企業再生支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の施行の日(平成二十一年九月二十八日)から施行する。

附則 (平成二十二年三月三十一日財務省令第三号)抄

この省令は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日(平成二十一年十二月十五日)から施行する。

附則 (平成二十二年三月三十一日財務省令第三号)抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。一 目次の改正規定(「第二十二條の四」を削り、「第二十二條の五」を「第二十二條の

附則 (平成二十二年六月二六日財務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)(別表の書式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)(平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散及び同法第九十二條第二項(解散の場合の清算所得に対する法人税の課税標準)に規定する信託特定解散を除く。以下この項において同じ。))による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。))について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

この省令は、公布の日から施行する。別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)(別表の書式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)(平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散及び同法第九十二條第二項(解散の場合の清算所得に対する法人税の課税標準)に規定する信託特定解散を除く。以下この項において同じ。))による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。))について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (平成二十二年六月二六日財務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)(別表の書式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)(平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散及び同法第九十二條第二項(解散の場合の清算所得に対する法人税の課税標準)に規定する信託特定解散を除く。以下この項において同じ。))による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。))について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (平成二十二年八月二八日財務省令第六号)

この省令は、株式会社企業再生支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の施行の日(平成二十一年九月二十八日)から施行する。

附則 (平成二十二年三月三十一日財務省令第三号)抄

この省令は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日(平成二十一年十二月十五日)から施行する。

附則 (平成二十二年三月三十一日財務省令第三号)抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。一 目次の改正規定(「第二十二條の四」を削り、「第二十二條の五」を「第二十二條の

附則 (平成二十二年六月二六日財務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)(別表の書式は、法人(法人税法第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)(平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散及び同法第九十二條第二項(解散の場合の清算所得に対する法人税の課税標準)に規定する信託特定解散を除く。以下この項において同じ。))による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。))について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

金算入に関する明細書に改める部分に限る。)、同表の記載要領の改正規定、同令別表七の二付表三の表の改正規定(民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書)を「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書」に改める部分に限る。)、同表の記載要領の改正規定、同令別表八(一)の記載要領第二号の改正規定、同令別表八(二)の記載要領第二号の改正規定(第23条第3項)を「第23条第2項又は第3項」に、「その金額」を「同条第2項の規定により計算した金額については、その金額」に改める部分に限る。)、同令別表九(四)の記載要領第六号(一)及び(二)の改正規定、同令別表十(一)の記載要領の改正規定、同令別表十一(一)の記載要領第一号の改正規定(「法第52条第2項」の次に「若しくは第6項」を加える部分及び「法第52条第2項」の次に「又は第6項」を加える部分に限る。)、同第二号(一)の改正規定(「第57条の10第1項」の次に「又は第2項」を加える部分に限る。)、同号(二)の改正規定(「第68条の59第1項」の次に「又は第2項」を加える部分に限る。)、同第三号の改正規定(「第57条の10第1項」の次に「若しくは第2項」を加える部分及び「第68条の59第1項」の次に「若しくは第2項」を加える部分に限る。)、同令別表十一(三)の記載要領の改正規定、同令別表十二(一)の記載要領第二号の改正規定、同令別表十二(三)の記載要領の改正規定、同令別表十二(十二)の記載要領の改正規定、同令別表十六(六)の記載要領の改正規定、同令別表十六(十)の記載要領第二号(一)の改正規定、同令別表十六(十一)の記載要領第三号の改正規定、同令別表十七(四)の記載要領の改正規定、同令別表十八の二の記載要領第五号の改正規定、同令別表十八の二付表一の改正規定、同令別表十八の二付表二の改正規定、同令別表二十(一)の記載要領の改正規定、同

令別表二十(二)の記載要領の改正規定、同令別表二十(三)の記載要領の改正規定並びに同令別表二十(四)の記載要領の改正規定並びに次条第二項及び第十項の規定 平成二十二年十月一日

二 第一条中法人税法施行規則別表六(十)の記載要領第三号の改正規定 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十号)の施行の日

(法人税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行規則(以下この条において「新規則」という。)別表の書式は、法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十二年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以後の解散(合併による解散及び同法第九十二条第二項に規定する信託特定解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 新規別表五(二)、別表五の二(一)付表二、別表六の二(三)付表三から別表六の二(三)付表五まで、別表六の二(四)付表二から別表六の二(四)付表四まで、別表七(一)付表一から別表七(一)付表三まで、別表九(二)、別表十一(三)、別表十二(三)、別表十二(十)、別表十六(六)、別表十六(十)及び別表十六(十一)の書式は、法人の平成二十二年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十二年九月三十日までの間における新規別表七の二の書式の適用については、同表の記載要領第一号中「第81条の9(第4項を除く。）」とあるのは「第81条の9」と、同第二号中「同条第5項各号」とあるのは「同条第4項各号」と、「同条第4項各号」と、「場合若しくは同条第4項各号に規定する場合」とあるのは「場合」とする。

4 施行日から平成二十二年九月三十日までの間における新規別表七の二付表一の書式の適用については、同表の記載要領第一号中「第81条の9第6項」とあるのは、「第81条の9第5項」とする。

5 施行日から平成二十二年九月三十日までの間における新規別表七の二付表二の書式の適用については、同表の記載要領第一号中「同条第5項各号」とあるのは「同条第4項各号」と、「第81条の10第1項」とあるのは「第81条の9の2第1項」と、「場合若しくは平成22年改正法第2条の規定(平成22年改正法附則第1条第3号ロに規定する組織再編成等以外の改正規定を除く。）」による改正前の法人税法(いう。第81条の9第4項各号(連結欠損金の繰越し)に規定する場合」とあるのは「場合」と、「第81条の9第6項」とあるのは「第81条の9第5項」と、同第三号中「第81条の9第4項」とあるのは「第81条の9の2第4項」と、同第四号中「第81条の10第2項第1号」とあるのは「第81条の9の2第2項第1号」と、「第81条の10第5項」とあるのは「第81条の9の2第5項」と、同第五号中「法人税法施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第51号)による改正前の法人税法施行令第155条の2第2項第2号」とあるのは「令第155条の2第2項第2号」と、同第八号中「第81条の9第5項第3号又は平成22年10月旧法第81条の9第4項第4号」とあるのは「第81条の9第4項第4号」と、「別表七(一)付表一から別表七(一)付表三まで」とあるのは「別表七(一)付表一及び別表七(一)付表二」と、同第九号中「第155条の2第9項各号」とあるのは「第155条の2第9項各号」とする。

6 施行日から平成二十二年九月三十日までの間における新規別表十四(四)の書式の適用に

ついては、同表の記載要領第一号中「法人が法第61条の13(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が法第81条の3第1項(法第61条の13の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。)(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)の規定の適用を受ける場合(適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転につきこれらの規定の適用を受ける場合を除く。）」又は法人が所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法」という。）」とあるのは「法人が法」と、「若しくは連結法人が平成22年旧法」とあるのは「又は連結法人が平成22年旧法」と、同第二号中「各欄は、法第61条の13第2項から第4項まで又は平成22年旧法」とあるのは「各欄は、法」と、「第4項若しくは」とあるのは「第4項又は」と、「において、令第122条の14第4項第3号、第4号、第6号若しくは第7号(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)又は法人税法施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第51号)による改正前の法人税法施行令(次号において「平成22年旧令」という。）」とあるのは「において、令」と、「若しくは第155条の2第3項第1号」とあるのは「又は第155条の2第3項第1号」と、同第三号中「連結事業年度が令第122条の14第6項の規定又は平成22年旧令第122条の14第9項若しくは」とあるのは「連結事業年度が令第122条の14第9項又は」と、「法第61条の13第5項に規定する適格合併又は平成22年旧法第61条の13第3項若しくは」とあるのは「又は連結法人が法」と、「場合又は法人が所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法」という。))第62条の7第1項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)(同条第3項において準用す

(時価純資産価額等)に関する保存書類に関する経過措置)

第三条 新規則第二十六条の四第二項(時価純資産価額等)に関する保存書類の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後

に行われる同項第一号に規定する適格組織再編成等について適用し、施行日前に行われた改正前の法人税法施行規則(以下「旧規則」という。)第二十六条の四第二項第一号(時価純資産価額等)に関する保存書類)に規定する適格組織再編成等については、なお従前の例による。

第四条 新規則第二十七条の十五の二第二項(特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例)の規定は、施行日以後に行われる同項第一号に規定する特定適格組織再編成等について適用し、施行日前に行われた旧規則第二十七条の十五の二第二項第一号(特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例)に規定する特定適格組織再編成等については、なお従前の例による。

(確定申告書の添付書類に関する経過措置)

第五条 新規則第三十五条(確定申告書の添付書類)の規定は、法人の平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度(施行日前に終了する事業年度を除く。)の確定申告書について適用し、法人の同年四月一日前に開始した事業年度(同日以後に開始し、かつ、施行日前に終了する事業年度を含む。)の確定申告書については、なお従前の例による。

(みなし連結欠損金額の計算の特例に係る時価純資産価額等に関する保存書類に関する経過措置)

第六条 新規則第三十七条の三(みなし連結欠損金額の計算の特例に係る時価純資産価額等に関する保存書類)において準用する新規則第二十六条の四第二項(時価純資産価額等)に関する保存書類)の規定は、施行日以後に行われる法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第九十六号。以下「改正令」という。)による改正後の法人税法施行令第五十五条の二十第五項(連結欠損金額のうちないものとされる連結欠損金額個別帰属額に相当する金額)に規定する適格組織再編成等について適用し、施行日前に行われた改正令による改正前の法人税法施行令第五十五条の二十第五項(連結欠損金額のうちないものとされる連結欠損金額個別帰属額に相当する金額)に規定する適格組織再編成等については、なお従前の例による。

属額に相当する金額)に規定する適格組織再編成等については、なお従前の例による。

第七条 新規則第三十七条の十二(連結確定申告書の添付書類)及び第三十七条の十七(個別帰属額等の届出の添付書類)の規定は、連結法人の平成二十三年四月一日以後に開始する連結事業年度(施行日前に終了する連結事業年度を除く。)の連結確定申告書又は新法第八十一条の二十五第一項(連結子法人の個別帰属額等の届出)に規定する書類について適用し、連結法人の同年四月一日前に開始した連結事業年度(同日以後に開始し、かつ、施行日前に終了する連結事業年度を含む。)の連結確定申告書又は改正法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の二十五第一項(連結子法人の個別帰属額等の届出)に規定する書類については、なお従前の例による。

(各事業年度の所得に対する法人税についての申告、納付及び還付に関する経過措置)

第八条 新規則第六十一条第二項(各事業年度の所得に対する法人税についての申告、納付及び還付)の規定は、外国法人の平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度(施行日前に終了する事業年度を除く。)の確定申告書について適用し、外国法人の同年四月一日前に開始した事業年度(同日以後に開始し、かつ、施行日前に終了する事業年度を含む。)の確定申告書については、なお従前の例による。

(書式に関する経過措置)

第九条 新規則別表の書式(新規則別表六(二十五)、別表六の二(二十四)、別表六の二(二十四)付表、別表七(二)、別表七の二付表四、別表十(二)、別表十(三)、別表十七(三)から別表十七(三)の四)まで、別表十八の二付表一及び別表十八の二付表三の書式を除く。)は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税に適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

1 この省令は、平成二十三年一月二日財務省令第八十号(平成二十三年一月二日財務省令第八十号)の施行期日)

附則(平成二十三年一月二日財務省令第八十号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第八条の三の十の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十五条の四の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二十五条の五第三号の改正規定、第二十六条の二及び第二十六条の三を削

日)に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

3 新規則別表七(二)の書式は、法人の平成二十三年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 新規則別表七の二付表四の書式は、連結法人の平成二十三年四月一日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

5 新規則別表十(三)の書式は、法人の附則第一条第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

6 新規則別表十七(二)から別表十七(三)の四)までの書式は、法人の平成二十三年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

7 新規則別表十八の二付表一及び別表十八の二付表三の書式は、施行日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用し、施行日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

8 法人の平成二十二年九月三十日以前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。)に係る旧規則別表二十(一)から別表二十(四)までの書式については、なお従前の例による。

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則(次項において「新規則」という。)第二十二條の四(第五号に

係る部分に限る。)(一般寄附金の損算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人)の規定は、法人のこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十条第四項(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)に規定する旧認定特定非営利活動法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る新規則の規定の適用については、新規則第二十二條の第五号中「認定特定非営利活動法人」とあるのは、「認定特定非営利活動法人及び特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十条第四項(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)に規定する旧認定特定非営利活動法人」とする。

1 この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十九号)附則第一条第二号に定める日(平成二十三年十一月二十四日)から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

1 この省令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十七号)の施行の日から施行する。

附則(平成二十三年一月二日財務省令第八十号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第八条の三の十の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十五条の四の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二十五条の五第三号の改正規定、第二十六条の二及び第二十六条の三を削

り、第二十六条の四を第二十六条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、第二十六条の五を第二十六条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定、第二十七条の十四第二号の改正規定、第二十九条の改正規定、第三十七条第三項第二号の改正規定、第三十七条の三の改正規定、第三十七号の三の改正規定、第二編第一章の二第一節第三款中同条を第三十七号の三の三とする改正規定、第三十七号の三の次に一条を加える改正規定、第五十九条の改正規定、第六十条の四の次に一条を加える改正規定、第六十二条の表第五十九号第一項（帳簿書類の整理保存）の項の改正規定、第六十七号の改正規定並びに別表九（一）の記載要領第一号の改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条及び第七号の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）の規定は、法人（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法」という。）第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第三条 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号。以下「改正令」という。）附則第三条第三項第三号（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）に規定する財務省令で定める事項は、届出をする法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名その他参考となるべき事項とする。

2 新規規則第十九条第三項（種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額）の規定は、法人の平成二十四年四月一日以後に終了する事業年度の改正令による改正後の法人税法施行令（以下

「新令」という。）第四十八条第一項（減価償却資産の償却の方法）に規定する償却限度額の計算について適用する。

3 法人が、その有する減価償却資産について改正令附則第三条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産は、平成二十四年三月三十一日以前に取得をされた資産とみなして、法人税法施行規則第十九条第三項（種類等を同じくする減価償却資産の償却限度額）の規定を適用する。

4 法人が、その有する減価償却資産について改正令附則第三条第三項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産は、平成二十四年四月一日以後に取得をされた資産とみなして、法人税法施行規則第十九条第三項の規定を適用する。

5 改正令附則第三条第五項に規定する新たに取得したものとされる減価償却資産に係る法人税法施行規則第十九条第三項の規定の適用については、当該減価償却資産は、平成二十四年三月三十一日以前に取得をされた資産に該当するものとする。

（貸倒引当金に関する経過措置）

第四条 改正令附則第五条第一項（貸倒引当金勘定の繰入限度額等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の法人税法施行令第九十六条第一項第一号二及び第三号並びに第四項（貸倒引当金勘定への繰入限度額）並びに第九十七条第二項（貸倒実績率の特別な計算方法）の規定に基づく改正前の法人税法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十五条の二から第二十五条の五まで（貸倒引当金）の規定並びに改正法附則第十三条第一項（貸倒引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の法人税法第五十二条第七項（貸倒引当金）の規定に基づく旧規則第二十五条の六（適格分割等により移転する金銭債権に係る期中貸倒引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）の規定は、なおその効力を有する。

2 改正令附則第五条第十項の規定により読み替えられた新令第九十七条第二項（貸倒実績率の特別な計算方法）の規定により申請書を提出する場合における新規規則第二十五条の五（貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項）の規定の適用については、同条第三号中

「令第九十七条第八項の規定の適用を受けて同条第一項の規定による承認の申請をする場合には、同条第六項に規定する該当しないこととなつた日又は該当することとなつた日」とあるのは、「法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号。以下この号において「改正令」という。）附則第五条第十項（貸倒引当金勘定への繰入限度額等に関する経過措置）の規定の適用を受けて令第九十七条第一項の規定による承認の申請をする場合には、改正令附則第五条第十項に規定する最初の事業年度開始の日（同項に規定する貸倒引当金対象法人に該当しないこととなつた場合にあつては、その該当しないこととなつた日）」とする。

（申告書の記載事項に関する経過措置）

第五条 新規規則第三十二条第二項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）及び第三十四条第二項（確定申告書の記載事項）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に確定申告書等（新法第七十一条第一項（中間申告）の規定による申告書で新法第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものと及ぶ新法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書という。以下この条において同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第六条 新規規則第三十七条第一項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定は、改正令附則第十一条（連結法人の減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）において準用する新令第一百五十五条の六第一項第二号（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定により連結親法人が各連結法人について届出を行う場合における附則第三条第一項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）に規定する名称及び納税地並びに氏名について準用する。

（連結法人の貸倒引当金に関する経過措置）

第七条 改正令附則第十二条（連結法人の貸倒引当金に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される新令第一百五十五条の六第一項第二

号（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定により連結親法人が各連結法人について書類の提出又は届出を行う場合における新規規則第三十七条第一項及び第二項（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定の適用については、同条第一項中「（適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載事項）」とあるのは、「（適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載事項）」並びに法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第八十六号）附則第四条第一項（貸倒引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行規則（次項において「旧効力規則」という。）第二十五条の五第一号（貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項）及び第二十五条の六第一号（適格分割等により移転する金銭債権に係る期中貸倒引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）」と、同条第二項中「第二十五条の七第二号」とあるのは、「第二十五条の五第二号」及び旧効力規則第二十五条の五第二号」とする。

（連結法人の申告書の記載事項に関する経過措置）

第八条 新規規則第三十七条の九第二項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）及び第三十七条の十一第二項（連結確定申告書の記載事項）の規定は、施行日以後に連結確定申告書等（新法第八十一条の九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で新法第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものと及ぶ新法第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書という。以下この条において同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年一月二四日財務省令第九四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得

に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税に適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年一月一〇日財務省令第四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表十（三）の記載要領の改正規定は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第七号）の施行の日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税に適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年一月二五日財務省令第八号）

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表九（一）の改正規定及び附則第三項の規定 公布の日

二 別表十（三）の記載要領第一号の改正規定 平成二十四年四月一日又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第七号）の施行の日

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（次項において「新規則」という。）の規定は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二十四年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税に適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規別表九（一）の書式は、この省令の公布の日以後に確定申告書等（法人税法第七十一条第一項（中間申告）の規定による申告書で同法第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したもの及び同法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書をいう。以下この項において同じ。）及び連結確定申告書等（同法第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で同法第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したもの及び同法第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書をいう。以下この項において同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、同日前に確定申告書等及び連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年三月三一日財務省令第二五号）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

第二条 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第二十四条第四項（法人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十六条（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）の規定の適用を受ける法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。）に係る改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十二条第二項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）及び第三十四条第二項（確定申告書の記載事項）の規定の適用については、これらの規定中「又は租税特別措置法施行令」とあるのは、「租税特別措置法施行令」と、「の規定」とあるのは、「租税特別措置法施行令」と、「の規定」とあるのは、「租税特別措置法施行令」とする。

附則（平成二十四年四月二三日財務省令第四〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表十二（九）の次に一表を加える改正規定及び別表二十一の改正規定 平成二十四年七月一日

二 別表六（十一）の記載要領の改正規定、別表六（二）（八）の記載要領第一号の改正規定及び別表六（二）（八）付表の記載要領第一号の改正規定 電気事業者による再生可能エネルギー発電の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二十四年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税に適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結確定申告書等の記載事項に関する経過措置）
第三条 改正法附則第三十五条第四項（連結法人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）の規定の適用を受ける連結法人に係る新規別表第三十七条の九第二項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）及び第三十七条の十一第二項（連結確定申告書の記載事項）の規定の適用については、これらの規定中「又は租税特別措置法施行令」とあるのは、「租税特別措置法施行令」と、「規定の適用」とあるのは、「規定又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第五号）附則第二十一条第二項（連結法人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の五十九第三項（減価償却に関する明細書）の規定の適用」とする。

附則（平成二十四年四月二三日財務省令第四〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表十二（九）の次に一表を加える改正規定及び別表二十一の改正規定 平成二十四年七月一日

二 別表六（十一）の記載要領の改正規定、別表六（二）（八）の記載要領第一号の改正規定及び別表六（二）（八）付表の記載要領第一号の改正規定 電気事業者による再生可能エネルギー発電の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二十四年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税に適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。
3 新規別表十八の二付表一及び別表十八の二付表三の書式は、平成二十四年四月一日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税に適用し、同日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年九月二八日財務省令第五八号）

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附則（平成二十四年一月一〇日財務省令第六三号）
この省令は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年三月一五日財務省令第五号）

この省令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二五年法律第二号）の施行の日から施行する。

附則（平成二五年三月三〇日財務省令第一七号）

この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年四月二二日財務省令第二九号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）
第二条 法人税法施行規則の一部改正に伴う経過措置（法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二五年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税に適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二五年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税に適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 新規別表十七(二)から別表十七(二)の三)付表までの書式は、法人の平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

3 新規別表十七(二)(一)から別表十七(二)(三)付表二までの書式は、連結法人の連結親法人事業年度(法人税法第十五条の二第二項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。)が平成二十五年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

第三条 この省令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)から福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)の施行の日(以下この条において「福島復興特別措置法一部改正法施行日」という。)の前日までの間における新規別表六(二十一)の書式の適用については、同表の表

震災特例法第17条の2・震災特例法第17条の2の2・震災特例法第17条の2の3

とあるのは「福島復興特別措置法一部改正法施行日」と

事業内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあった日等又は避難等指示が解除された日等

事業の内容及び認定地方公共団体の名称等又は避難等指示が解除された日

と、同表の記載要領第一号中、「第17条の2の2第2項若しくは第3項(企業立地促進区域において機械等を取付した場合は法人税額の特別控除 又は第17条の2の3第2項若しくは第3項(避難解除区域等)とあるのは「又は第17条の2の2第2項若しくは第3項(避難解除区域)と、同第二号中「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあった日等又は避難等指示が解除された日等(2)とあるのは「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等又は避難等指示が解除された日(2)と、同号(2)中「提出企業立地促進計画の提出のあった日(企業立地促進区域(同項に規定する企業立地促進区域をいう。(2)において同じ。)の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあった日)及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第4条第4号イからホまで(定義)に掲げる指示の全て」とあるのは「及び同条第1項に規定する避難等指示」とする。

及び認定地方公共団体の名称等又は避難等指示が解除された日(2)と、同号(2)中「同条第1項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日(企業立地促進区域(同項に規定する企業立地促進区域をいう。(2)において同じ。)の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあった日)及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第4条第4号イからホまで(定義)に掲げる指示の全て」とあるのは「及び同条第1項に規定する避難等指示」とする。

福島県知事の認定又は確認を受けた日

とあるのは「福島県知事の認定又は確認を受けた日(4)とあるのは「福島県知事の認定を受けた日(4)とあるのは「又は確認」を消し、震災特例法第17条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「認定又は」を消す」とあるのは「に記載する」と、同第三号中「又は第17条の3の3第1項の規定」とあるのは「の規定」とする。

福島復興特別措置法一部改正法施行日の前日までの間における新規別表六(二十三)の書式の適用については、同表の表

震災特例法第17条の2第2項若しくは第3項、第17条の2の2第2項若しくは第3項又は第17条の2の3第2項若しくは第3項

震災特例法第17条の2第2項若しくは第3項又は第17条の2の2第2項若しくは第3項

震災特例法第17条の2第2項若しくは第3項又は第17条の2の2第2項若しくは第3項

震災特例法第17条の3第1項、第17条の3の2第1項又は第17条の3の3第1項

震災特例法第17条の3第1項又は第17条の3の2第1項

震災特例法第17条の2第3項、第17条の2の2第3項又は第17条の2の3第3項

震災特例法第17条の2第3項又は第17条の2の3第3項

震災特例法第17条の2第3項又は第17条の2の2第3項

震災特例法第25条の2・震災特例法第25条の2の2・震災特例法第25条の2の3

震災特例法第25条の2の2第2項若しくは第3項

震災特例法第25条の2の2第2項若しくは第3項

震災特例法第25条の2・震災特例法第25条の2の2

事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあった日等又は避難等指示が解除された日等

事業の内容及び認定地方公共団体の名称等又は避難等指示が解除された日

と、同表の記載要領第一号中、「第25条の2の2第2項(連結法人が企業立地促進区域において機械等を取付した場合は法人税額の特別控除)又は第25条の2の3第2項(連結法人が避難解除区域等)とあるのは「又は第25条の2の2第2項(連結法人が避難解除区域)と、同第二号中「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあった日等又は避難等指示が解除された日(2)とあるのは「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等又は避難等指示が解除された日(2)と、同号(2)中「提出企業立地促進計画の提出のあった日(企業立地促進区域(同項に規定する企業立地促進区域をいう。(2)において同じ。)の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあった日)及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第4条第4号イからホまで(定義)に掲げる指示の全て」とあるのは「及び同条第1項に規定する避難等指示」とする。

福島復興特別措置法一部改正法施行日の前日までの間における新規別表六(二十三)の書式の適用については、同表の表

福島県知事の認定又は確認を受けた日

とあるのは「福島県知事の認定を受けた日(5)とあるのは「福島県知事の認定を受けた日(5)と、同号(5)中「提出企業立地促進計画の提出のあった日(企業立地促進区域(同項に規定する企業立地促進区域をいう。(2)において同じ。)の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあった日)及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第4条第4号イからホまで(定義)に掲げる指示の全て」とあるのは「及び同条第1項に規定する避難等指示」とする。

震災特例法第25条の2の2第2項若しくは第3項

震災特例法第25条の2の2第2項若しくは第3項

震災特例法第25条の2の2第2項若しくは第3項

鳥取知事の確認を受けた日（五）」と、「には「又は確認」を消し、震災特例法第25条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「認定又は」を消す」とあるのは「に記載する」と、同第三号中「又は第25条の3の3第1項の規定」とあるのは「の規定」とする。

8 施行日から福島復興特別措置法一部改正法施行日の前日までの間における新規別表六の二（二十一）の書式の適用については、同表の表中

震災特例法第25条の2第2項若しくは第3項、第25条の2の2第2項若しくは第3項又は第25条の2の3第2項若しくは第3項

震災特例法第25条の2第2項若しくは第3項又は第25条の2の2第2項若しくは第3項

震災特例法第25条の3第1項、第25条の3の2第1項又は第25条の3の3第1項

震災特例法第25条の3第1項又は第25条の3の2第1項

9 施行日から福島復興特別措置法一部改正法施行日の前日までの間における新規別表六の二（二十一）付表の書式の適用については、同表の表

震災特例法第25条の2第3項、第25条の2の2第3項又は第25条の2の3第3項

震災特例法第25条の2第3項又は第25条の2の2第3項

附則（平成二十六年三月三十一日財務省令（施行期日））

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十九条の三第二項第二号の改正規定及び第三十七条の六第二項第二号の改正規定 平成二十六年十月一日

二 目次の改正規定、第一条の改正規定、第二編第一章第二節中第二十九条の前に六条を加える改正規定、第二十九条の二の改正規定、第二十九条の三の改正規定（同条第二項第二号に係る部分を除く。）、第三十条の改正規定、同節中同条の次に二条を加える改正規定、第三十七条の六の改正規定（同条第二項第二号に係る部分を除く。）、同編第一章の二第二節中第三十七条の七の次に二条を加える改正規定、第三編第一章の章名の改正規定、第六十条の三の改正規定、第六十条の四を削る改正規定、第六十条の五（見出しを含む）の改正規定、同条を第六十条の四とし、同条の次に六条、二節、節名及び款名を加える改正規定、第六十一条の改正規定、第六十二条の改正規定、同編第三章を同編第四章とする改正規定、第六十一条の二の改正規定、同編第二章中同条を第六十一条の九とし、同章を同編第三章とする改正規定、同編第一章中第六十一条の次に二条及び二款を加える改正規定、第六十条の三の次に章名及び節名を付す改正規定、同編に一章を加える改正規定、第六十四条の改正規定、第六十六条第一項の改正規定並びに第六十七條第四項の改正規定 平成二十八年四月一日

三 第二十二條の四第六号の改正規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三号）の施行の日

四 第二十五條の四の二第十三号の改正規定 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の施行の日（資産の評価額の益金算入に関する書類等に関する経過措置）

改正後の法人税法施行規則第八條の六第一項（第二号に係る部分に限る。）（資産の評価額の益金算入に関する書類等）の規定は、この省令の施行の日以後に法人税法第二十五條第三項（資産の評価額の益金算入等）に規定する事実が生ずる場合について適用し、同日前に同項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

附則（平成二十六年四月二四日財務省令（施行期日））

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）別表の書式は、法人（法人税法第二條第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規別表七（一）の書式は、この省令の施行の日以後に確定申告書等（法人税法第七十一条第一項（中間申告）の規定による申告書で同法第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものと及び同法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書をいう。以下同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、同日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二十六年四月二四日財務省令（施行期日））

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二十六年七月九日財務省令（施行期日））

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。（法人税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）第八條の三の第三項第一号、第二項第一号及び第三項第一号（連結納税の承認申請書等の記載事項）、第八條の三の十一第一号（連結納税の取りやめ申請書の記載事項）、第八條の三の十二第一号（みなし事業年度の特例に係る書類の記載事項）、第九條第一号（特別な評価の方法の承認申請書の記載事項）、第九條の二第一号（棚卸資産の評価の方法の変更申請書の記載事項）、第九條の三第一号（特別な償却の方法の承認申請書の記載事項）、第十一條第一号（取替法を採用する場合の承認申請書の記載事項）、第十一條の二第一号（旧リース期間定額法を採用する場合の届出書の記載事項）、第十三條第一号（特別な償却率の認定申請書の記載事項）、第十五條第一号（減価償却資産の償却の方法の変更申請書の記載事項）、第十七條第一号（耐用年数短縮の承認申請書の記載事項）、第十八條第二項第一号及び第四項第一号（耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等）、第二十條の二第一号（増加償却の届出書の記載事項）、第二十一條第一号（堅ろうな建物等の償却限度額の特例の適用を受ける場合の認定申請書の記載事項）、第二十一條の二第一号（適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）、第二十二條第一号（適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載事項）、第二十四條の三第一号（適格分割等に係る国庫補助金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項）、第二十四條の四第一号（適格分割等を行った場合の国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）、第二十四條の五第一号（適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項）、第二十四條の六第一号（特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る国庫補助金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項）、第二十四

条の七第一号(適格分割等に係る工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四条の八第一号(適格分割等に係る保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四条の九第一号(保険差益等に係る特別勘定の設定期間延長申請書の記載事項)、第二十四条の十第一号(適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四条の十一第一号(適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十四条の十二第一号(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十五条第一号(適格分割等に係る交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十五条の五第一号(貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項)、第二十五条の六第一号(適格分割等により移転する金銭債権に係る期中貸倒引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十五条の七第一号(返品率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項)、第二十五条の八第一号(適格分割等により移転する対象事業に係る期中返品調整引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十六条の八第一号(短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の記載事項)、第二十七条の二第一号(有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の記載事項)、第二十七条の八第九項第一号(繰延ヘッジ処理)、第二十七条の九第三項第一号(外貨建資産等の期末換算の方法の変更申請書の記載事項)、第二十七条の十第一号(適格分割等により引き継ぐ一括償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十七条の十九第一号(適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十八条の三第一号(適格分割等により引き継ぐ繰延消費税額等に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十八条の四第一号(適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載事項)並びに第二十九条の二第一号(適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出

書の記載事項)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する法人税法第四条の三第一項(連結納税の承認の申請)若しくは第四条の五第四項(連結納税の承認の取消し等)若しくは法人税法施行令第二十八条の二第二項(棚卸資産の特別な評価の方法)、第三十条第二項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)(同令百八十八条の六第五項(短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第四十条の四第二項(減価償却資産の特別な償却の方法)、第四十九条第四項(取替資産に係る償却率による償却の方法)、第五十二条第二項(減価償却資産の償却の方法の変更手続)、第五十七条第二項(耐用年数の短縮)、第六十一条の二第三項(堅ろうな建物等の償却限度額の特例)、第八十八条第一項(代替資産の取得に係る期限の延長の手続)、第九十七条第二項(貸倒実績率の特別な計算方法)、第九十九条の二第二項(返品率の特別な計算方法)、第九十九条の六第二項(有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更の手続)、第一百二十一条の四第二項(繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等)若しくは第二百二十二条の六第二項(外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続)の申請書、同法第四条の三第七項、第十四条第二項(みなし事業年度)、第三十一条第三項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)、第三十二条第三項若しくは第五項(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)、第四十二条第七項(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)、第四十三条第七項若しくは第九項(国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入)、第四十四条第五項(特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)、第四十五条第七項(工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)、第四十七条第七項(保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)、第四十八条第七項若しくは第九項(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入)、第四十九条第五項(特別勘定を設けた場合の保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)、第五十条第六項(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)、第五十二条第七項

(貸倒引当金)、第五十三条第五項(返品調整引当金)若しくは第六十九条第六項(外国税額の控除)若しくは同令第十四条の七第四項(連結納税の承認の申請手続等)、第六十条(通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例)、第一百三十三条の二第三項若しくは第八項(一括償却資産の損金算入)若しくは第一百三十九条の四第八項若しくは第十三項(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入)の書類又は同令第四十九条の二第二項(リース賃貸資産の償却の方法の特例)若しくは第五十七条第七項若しくは第八項の届出書について適用し、施行日前に提出した同法第四条の三第一項若しくは第四条の五第四項若しくは同令第二十八条の二第二項、第三十条第二項、第四十八条の四第二項、第四十九条第四項、第五十条第二項、第五十二条第二項、第五十七条第二項、第六十一条の二第三項、第八十八条第一項、第九十七条第二項、第一百二十一条の四第二項若しくは第二百二十二条の六第二項の申請書、同法第四条の三第七項、第十四条第二項、第三十一条第三項、第三十二条第三項若しくは第五項、第四十二条第七項、第四十三条第七項若しくは第九項、第四十四条第五項、第四十五条第七項、第四十七条第七項、第四十八条第七項若しくは第九項、第四十九条第五項、第五十条第六項、第五十二条第七項、第五十三条第三項若しくは第六項、第六十条、第六十三條の二第三項若しくは第八項若しくは第一百三十九条の四第八項若しくは第十三項の書類又は同令第四十九条の二第二項の届出書については、なお従前の例による。

2 新規則第三十一条第一項第一号(中間申告書の記載事項)、第三十二条第一項第一号(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)及び第三十四条第一項第一号(確定申告書の記載事項)の規定は、施行日以後に開始する事業年度(中間申告書又は確定申告書(これらの申告書に係る修正申告書を含む。以下この項において同じ。))について適用し、施行日前に開始した事業年度の中間申告書又は確定申告書については、なお従前の例による。

3 新規則第三十六条第一号(確定申告書の提出期限の延長申請書の記載事項)、第三十六条の二第一号(確定申告書の提出期限の延長の特例

の申請書の記載事項)、第三十六条の三第一号(確定申告書の提出期限の延長の特例の取りやめ)の届出書の記載事項)、第三十六条の四第一号(欠損金繰戻しの還付請求書の記載事項)、第三十七条第一項(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)及び第三十七条の五第一号(適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する法人税法第七十五条第二項(確定申告書の提出期限の延長)若しくは第七十五条の二第二項(確定申告書の提出期限の延長)の申請書、同条第五項の届出書、同法第八十条第五項(欠損金の繰戻しによる還付)の還付請求書、法人税法施行令百五十五条の六第一項第二号(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)の書類若しくは届出に係る書類又は同法第八十一条の十五第六項(連結事業年度における外国税額の控除)の書類について適用し、施行日前に提出した同法第七十五条第二項若しくは第七十五条の二第二項の申請書、同条第五項の届出書、同法第八十条第五項の還付請求書、同条の書類若しくは届出に係る書類又は同法第八十一条の十五第六項(連結事業年度における外国税額の控除)の書類について適用し、施行日前に提出した同法第七十五条第二項若しくは第七十五条の二第二項の申請書、同条第五項の届出書又は連結確定申告書については、なお従前の例による。

4 新規則第三十七条の八第一項第一号(連結中間申告書の記載事項)、第三十七条の九第一項第一号(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項)及び第三十七条の十一第一項第一号(連結確定申告書の記載事項)の規定は、連結親法人事業年度(法人税法第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。))が施行日以後に開始する連結事業年度の連結中間申告書又は連結確定申告書(これらの申告書に係る修正申告書を含む。以下この項において同じ。))について適用し、連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結中間申告書又は連結確定申告書については、なお従前の例による。

5 新規則第三十七条の十三第一号(連結確定申告書の提出期限の延長申請書の記載事項)、第三十七条の十四第一号(連結確定申告書の提出期限の延長の特例の申請書の記載事項)、第三十七条の十五第一号(連結確定申告書の提出期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載事項)、第三十七条の十六第一号(個別帰属額等

の届出の記載事項)、第五十二条第一号(青色申告承認申請書の記載事項)、第六十条第一号(青色申告の取りやめの届出書の記載事項)、第六十条の二第二項第一号(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等、第六十条の四第一項第一号及び第二項第一号(国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合等に提出する書類の記載事項)並びに附則第七條第二項第一号(定型的な契約書による適格退職年金契約の届出書等の記載事項)の規定は、施行日以後に提出する法人税法第八十一条の二十三第二項(連結確定申告書の提出期限の延長)において準用する同法第七十五条第二項、同法第八十一条の二十四第二項(連結確定申告書の提出期限の延長の特例)において準用する同法第七十五条の二第二項若しくは同法第二百二十二条第一項(青色申告の承認の申請)の申請書、同法第八十一条の二十四第二項において準用する同法第七十五条の二第五項若しくは同法第二百二十八条(青色申告の取りやめ)若しくは法人税法施行令附則第十七條第七項(適格退職年金契約の承認)の届出書、同法第八十一条の二十五第一項(連結子法人の個別帰属額等の届出)若しくは同令第八十八條第五項(外国法人の内源泉所得に係る所得の金額の計算)の書類又は同法第三百三十五條第六項(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例)の還付請求書について適用し、施行日前に提出した同法第八十一条の二十三第二項において準用する同法第七十五条第二項、同法第八十一条の二十四第二項、同法第七十五条の二第二項若しくは同法第二百二十二条第一項の申請書、同法第八十一条の二十四第二項若しくは同法第二百二十八条若しくは同令附則第十七條第七項の届出書、同法第八十一条の二十五第一項若しくは同令第八十八條第五項の書類又は同法第三百三十五條第六項の還付請求書については、なお従前の例による。

第三條 第二條の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令附則第五條第二項第一号(棚卸資産の評価の方法に関する経過措置)及び第八條(連結法人の棚卸資産の評価の方法に関する経過措置)の規定は、施行日以後に提出する法人税法施行令の一部を改正する政

令(平成二十一年政令第五号)附則第六條第十項(棚卸資産の評価の方法等に関する経過措置)(同令附則第十四條第二項(連結事業年度における棚卸資産の評価の方法に関する経過措置)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の書類について適用し、施行日前に提出した同令附則第六條第十項の書類については、なお従前の例による。

附則(平成二十六年九月二日財務省令第七六号) この省令は、平成二十六年九月二十六日から施行する。

附則(平成二十七年三月三十一日財務省令第二三三号)抄

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八條の五の改正規定、第二十八條の五の改正規定、第二十八條の六の改正規定、第二十八條の七の改正規定、第二十八條の八の改正規定、第二十八條の九(見出しを含む)の改正規定、第二十八條の十の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二十九條の三第二項第二号の改正規定、第三十七條の六第二項第二号の改正規定、第六十條の十一の改正規定、第六十四條に一項を加える改正規定及び第六十五條に一項を加える改正規定並びに附則第三條の規定 平成二十八年四月一日

二 第二十六條の三第一項の改正規定、第二十六條の五第一項の改正規定及び第三十七條の三の第二項の改正規定並びに次条第一項及び第三項の規定 平成三十年四月一日

三 第二十七條の十四第二号の改正規定(「(新幹線鉄道大規模改修準備金)」の下に、「第二十二條の五第十第六号(使用済燃料再処理準備金)」を加える部分に限る。)、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第一号)附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

四 第二十七條の十四第二号の改正規定(「(新幹線鉄道大規模改修準備金)」の下に、「第二

第二十一條の八第五号(使用済燃料再処理準備金)を加える部分を除く。)、及び第三十七條第三項第二号の改正規定(「(新幹線鉄道大規模改修準備金)」の下に、「第二十二條の五第十第六号(使用済燃料再処理準備金)」を加える部分を除く。)、電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)の施行の日

第二条 改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第二十六條の三第一項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類の保存)及び第二十六條の五第一項(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金に係る帳簿書類の保存)の規定は、法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)第一条の規定による改正後の法人税法(以下「新法」という。))第二條第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第四号(施行期日)に掲げる規定の施行の日の前日までの間に提出する法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第四百四十二号)第一条の規定による改正後の法人税法施行令第二百一十一條の三の二第三項若しくは第四項(オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等)又は第二百一十一條の九の二第二項若しくは第三項(オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等)の届出書に係る新規則第二十七條の八第七項第一号及び第八項第一号(繰延ヘッジ処理)並びに第二十七條の九第四項第一号及び第五項第一号(時価ヘッジ処理)の規定の適用については、これらの規定中、「納税地及び法人番号」とあるのは、「及び納税地」とする。

3 新規則第三十七條の三の二第一項(連結欠損金に係る帳簿書類の保存)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度(新法第十五條の二第一

項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が平成三十年四月一日以後に開始する連結事業年度において生ずる連結欠損金額について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

附則(平成二十七年四月一五日財務省令第四六号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表十六(十)の表の改正規定及び附則第七項の規定 平成二十七年十月一日

二 別表一(一)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(二)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(三)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(四)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(五)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(六)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(七)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(八)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(九)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(十)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(十一)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(十二)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(十三)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(十四)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(十五)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(十六)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(十七)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(十八)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(十九)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(二十)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(二十一)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(二十二)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(二十三)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(二十四)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(二十五)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(二十六)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(二十七)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(二十八)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(二十九)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(三十)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(三十一)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(三十二)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(三十三)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(三十四)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(三十五)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(三十六)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(三十七)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(三十八)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(三十九)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(四十)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(四十一)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(四十二)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(四十三)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(四十四)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(四十五)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(四十六)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(四十七)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(四十八)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(四十九)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(五十)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(五十一)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(五十二)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(五十三)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(五十四)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(五十五)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(五十六)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(五十七)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(五十八)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(五十九)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(六十)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(六十一)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(六十二)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(六十三)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(六十四)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(六十五)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(六十六)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(六十七)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(六十八)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(六十九)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(七十)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(七十一)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(七十二)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(七十三)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(七十四)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(七十五)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(七十六)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(七十七)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(七十八)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(七十九)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(八十)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(八十一)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(八十二)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(八十三)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(八十四)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(八十五)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(八十六)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(八十七)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(八十八)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(八十九)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(九十)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(九十一)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(九十二)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(九十三)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(九十四)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(九十五)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(九十六)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(九十七)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(九十八)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(九十九)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)、別表一(百)の表の改正規定(「法人番号」の欄に係る部分及び「所得税の額(41)」の欄に係る部分に限る。)

三 別表六(十七)の改正規定、同表の次に二表を加える改正規定、別表六(二十四)の改正規定、同表の次に一表を加える改正規定、別表六(二十五)を別表六(二十六)とし、同表の前に三表を加える改正規定(別表六(二十五)を別表六(二十六)とするとする部分を除く。)、及び別表十三(五)の改正規定(同表の記載要領第一号に係る部分

二 別表六(十七)の改正規定、同表の次に二表を加える改正規定、別表六(二十四)の改正規定、同表の次に一表を加える改正規定、別表六(二十五)を別表六(二十六)とし、同表の前に三表を加える改正規定(別表六(二十五)を別表六(二十六)とするとする部分を除く。)、及び別表十三(五)の改正規定(同表の記載要領第一号に係る部分

三 別表六(十七)の改正規定、同表の次に二表を加える改正規定、別表六(二十四)の改正規定、同表の次に一表を加える改正規定、別表六(二十五)を別表六(二十六)とし、同表の前に三表を加える改正規定(別表六(二十五)を別表六(二十六)とするとする部分を除く。)、及び別表十三(五)の改正規定(同表の記載要領第一号に係る部分

四 別表六(十七)の改正規定、同表の次に二表を加える改正規定、別表六(二十四)の改正規定、同表の次に一表を加える改正規定、別表六(二十五)を別表六(二十六)とし、同表の前に三表を加える改正規定(別表六(二十五)を別表六(二十六)とするとする部分を除く。)、及び別表十三(五)の改正規定(同表の記載要領第一号に係る部分

五 別表六(十七)の改正規定、同表の次に二表を加える改正規定、別表六(二十四)の改正規定、同表の次に一表を加える改正規定、別表六(二十五)を別表六(二十六)とし、同表の前に三表を加える改正規定(別表六(二十五)を別表六(二十六)とするとする部分を除く。)、及び別表十三(五)の改正規定(同表の記載要領第一号に係る部分

を除く。)並びに附則第六項の規定 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第...)

2 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)の施行の日(以下「新規則」という。)

3 別段の定めがあるものを除き、新規則別表の書式は、法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)

4 新規則別表一(一)(同表の表の「法人番号」の欄に係る部分に限る。)

5 新規則別表六(一)、別表六(二)付表、別表六(二)及び別表六(二)付表の書式は、法人の平成二十八年一月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の所得に対する法人税について、なお従前の例による。

6 新規則別表六(十七)から別表六(十八)付表まで、別表六(二)(十四)から別表六(二)(十五)付表二まで及び別表十三(五)(同表の記載要領第一号に係る部分を除く。)

7 新規則別表十六(十)(同表の記載要領第一号に係る部分を除く。)

8 新規則別表四の書式 同表の表中 法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額

とあるのは、法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額 (別表六(一)「13」+復興特別法人税申告書別表二「6」)

二 新規則別表四の二の書式 同表の表中 法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額

とあるのは、法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額 (別表六(二)「6」+復興特別法人税申告書別表二「6」)

とあるのは、法人税額から控除される所得税額の個別帰属額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額の個別帰属額 (別表六(二)「22」+復興特別法人税申告書別表二「22」)

とあるのは、新規則別表一(一)及び別表一(二)の書式 これらの表の表中 法人税額の特別控除額 (別表六(六)「27」+別表六(七)「16」+別表六(八)「10」+別表六(九)「22」+別表六(十)「30」+別表六(十一)「24」+別表六(十二)「25」+別表六(十三)「25」+別表六(十四)「36」+別表六(十五)「16」+別表六(十六)「21」+別表六(十七)「13」+別表六(十八)「21」+別表六(十九)「24」+別表六(二十)「12」)

法人税額の特別控除額 (別表六(六)「27」+別表六(七)「16」+別表六(八)「10」+別表六(九)「22」+別表六(十)「30」+別表六(十一)「24」+別表六(十二)「25」+別表六(十三)「25」+別表六(十四)「36」+別表六(十五)「16」+別表六(十六)「21」+別表六(十七)「13」+別表六(十八)「21」+別表六(十九)「24」+別表六(二十)「12」)

法人税額の特別控除額 (別表六(六)「27」+別表六(七)「16」+別表六(八)「10」+別表六(九)「22」+別表六(十)「30」+別表六(十一)「24」+別表六(十二)「25」+別表六(十三)「25」+別表六(十四)「36」+別表六(十五)「16」+別表六(十六)「21」+別表六(十七)「13」+別表六(十八)「21」+別表六(十九)「24」+別表六(二十)「12」)

新規則別表一(三)の書式 同表の表中 法人税額の特別控除額 (別表六(六)「27」+別表六(七)「16」+別表六(八)「10」+別表六(九)「22」+別表六(十)「30」+別表六(十一)「24」+別表六(十二)「25」+別表六(十三)「25」+別表六(十四)「36」+別表六(十五)「16」+別表六(十六)「21」+別表六(十七)「13」+別表六(十八)「21」+別表六(十九)「24」+別表六(二十)「12」)

とあるのは、新規則別表一(三)の書式 同表の表中 法人税額の特別控除額 (別表六(六)「27」+別表六(七)「16」+別表六(八)「10」+別表六(九)「22」+別表六(十)「30」+別表六(十一)「24」+別表六(十二)「25」+別表六(十三)「25」+別表六(十四)「36」+別表六(十五)「16」+別表六(十六)「21」+別表六(十七)「13」+別表六(十八)「21」+別表六(十九)「24」+別表六(二十)「12」)

法人税額の特別控除額

(別表六(六)「27」+別表六(七)「16」+別表六(八)「10」+別表六(九)「22」+別表六(十一)「23」+別表六(十二)「30」+別表六(十三)「24」+別表六(十五)「25」+別表六(十六)「25」+別表六(十七)「15」+別表六(十九)「16」+別表六(二十)「22」+別表六(二十一)「13」+別表六(二十二)「21」+別表六(二十三)「24」+別表六(二十四)「12」)

三 新規別表一の二(一)から別表一の二(三)までの書式 これらの表の表中とする。

法人税額の特別控除額

(別表六の二(三)「27」+別表六の二(四)「16」+別表六の二(五)「12」+別表六の二(六)「21」+別表六の二(八)「37」+別表六の二(九)「52」+別表六の二(十)「42」+別表六の二(十一)「42」+別表六の二(十二)「38」+別表六の二(十三)「38」+別表六の二(十四)「25」+別表六の二(十五)「27」+別表六の二(十六)「17」+別表六の二(十七)「37」+別表六の二(十八)「18」+別表六の二(十九)「22」+別表六の二(二十一)「42」+別表六の二(二十二)「19」)

とあるのは、

法人税額の特別控除額

(別表六の二(三)「27」+別表六の二(四)「16」+別表六の二(五)「12」+別表六の二(六)「21」+別表六の二(八)「37」+別表六の二(九)「52」+別表六の二(十)「42」+別表六の二(十一)「42」+別表六の二(十二)「38」+別表六の二(十三)「38」+別表六の二(十四)「22」+別表六の二(十六)「17」+別表六の二(十七)「37」+別表六の二(十八)「18」+別表六の二(十九)「22」+別表六の二(二十)「42」+別表六の二(二十一)「19」)

四 新規別表三(一)の書式 同表の表中とする。

大法人による完全支配関係がある中小企業者

(別表一(一)「2」+「5」+「7」+「11」+「42」+別表六(七)「16」+別表六(八)「10」+別表六(九)「22」+別表六(十一)「23」+別表六(十二)「30」+別表六(十三)「24」+別表六(十四)「22」+別表六(十七)「24」+別表六(十八)「36」+別表六(十九)「16」+別表六(二十)「22」+別表六(二十一)「13」+別表六(二十二)「21」+別表六(二十三)「24」+別表六(二十四)「12」)

とあるのは、

大法人による完全支配関係がある中小企業者

(別表一(一)「2」+「5」+「7」+「11」+「42」+別表六(七)「16」+別表六(八)「10」+別表六(九)「22」+別表六(十一)「23」+別表六(十二)「30」+別表六(十三)「24」+別表六(十四)「22」+別表六(十七)「15」+別表六(十九)「16」+別表六(二十)「22」+別表六(二十一)「13」+別表六(二十二)「21」+別表六(二十三)「24」+別表六(二十四)「12」)

五 新規別表三の二付表の書式 同表の表中とする。

連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合

(8)+(9)+(10)+別表一(二)「11」のうち帰せられる金額+別表六の二(二)付表「14」+別表六の二(四)付表「7」+別表六の二(四)付表「4」+「16」+別表六の二(五)付表「8」+別表六の二(六)付表「11」+別表六の二(八)「19」+別表六の二(九)「30」+別表六の二(十)「20」+別表六の二(十四)「18」+別表六の二(十五)「29」+「30」+「31」+別表六の二(十六)「10」+別表六の二(十七)「19」+別表六の二(十八)「5」+別表六の二(十九)「15」+別表六の二(二十)「20」+別表六の二(二十一)「9」)

とあるのは

連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合

(8)+(9)+(10)+別表一(二)「11」のうち帰せられる金額+別表六の二(二)付表「14」+別表六の二(四)付表「7」+別表六の二(四)付表「4」+「16」+別表六の二(五)付表「8」+別表六の二(六)付表「11」+別表六の二(八)「19」+別表六の二(九)「30」+別表六の二(十)「20」+別表六の二(十一)「20」+別表六の二(十四)「11」+別表六の二(十六)「10」+別表六の二(十七)「19」+別表六の二(十八)「5」+別表六の二(十九)「15」+別表六の二(二十)「20」+別表六の二(二十一)「9」)

と、同表の記載要領第七号(2)中

とあるのは

連結親法人が法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合

- (8) + (9) - (10) - (別表一の二) - 「11」のうち帰せられる金額 - 別表六の二(二) 付表「14」 - 別表六の二(四) 付表「7」 - (別表六の二(四) 付表「4」 + 「16」 - 別表六の二(五) 付表「8」 - 別表六の二(六) 付表「11」 - 別表六の二(八)「19」 - 別表六の二(九)「30」 - 別表六の二(十)「20」 - 別表六の二(十一)「20」 - 別表六の二(十四)「11」 - 別表六の二(十六)「10」 - 別表六の二(十七)「19」 - 別表六の二(十八)「5」 - 別表六の二(十九)「15」 - 別表六の二(二十)「20」 - 別表六の二(二十一)「9」

改正前の法人税法施行規則(次号において「旧規則」という。)別表六(十七)の書式

法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「24の②」)

法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「26の②」)

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「24の②」)

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「26の②」)

「と、同表の記載要領第三号中「第68条の9第6項」とあるのは「第68条の9第2項」とする。

附則(平成二十七年五月七日財務省令第五号)

この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十号)の施行の日から施行する。ただし、第二十七条の十四の改正規定は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第...)

附則(平成二十七年九月三〇日財務省令第七号)抄

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則(平成二十八年三月三十一日財務省令第十六号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中法人税法施行規則第二十七条の十六の四第二項の改正規定は、医療法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第二条 法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第四十六号。次号において「改正令」という。)附則第六条第二項(減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等(以下この号において「人格のない社団等」という。)を含む。次号において同じ。)の名称、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項(定義)に規定する法人番号をいう。)並びに代表者(人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人)の氏名
- 二 その償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類及び構造若しくは用途又は細目の区分(二以上の事業所を有する法人で事業

所ごとに償却の方法を選定していないものが事業所ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあつては、事業所ごとのこれらの区分)

三 現によつて償却の方法及びその償却の方法を採用した日

四 その他参考となるべき事項

第三号 第一条の規定による改正後の法人税法施行規則第三十七条第一項(個別利益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)の規定は、改正令附則第十一条(連結法人の減価償却資産の償却の方法に関する経過措置)において準用する改正令第一条の規定による改正後の法人税法施行令第五十五条の六第一項第二号(個別利益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)の規定により連結親法人が各連結法人について届出を行う場合における前条第一号に規定する名称、納税地及び法人番号並びに氏名について準用する。

附則(平成二十八年四月一五日財務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表五(二)の記載要領第三号の改正規定、別表五の二(一)付表一の記載要領第三号の改正規定及び別表十四(七)の改正規定並びに附則第十項の規定 平成二十八年九月一日

二 別表一(二)の表の改正規定(課税留保金額「8」)及び「同上」に対する税額「9」の欄に係る部分に限る。)、別表一の二(一)の表の改正規定(課税連結留保金額「8」)及び「同上」に対する税額「9」の欄に係る部分に限る。)、別表三(一)の表の改正規定、同表の記載要領第三号の改正規定、同第五号(1)の改正規定、同号(3)の改正規定、同第六号の改正規定、別表三の二の改正規定、別表三の二付表の表の改正規定、同表の記載要領第五号の改正規定、同第六号の改正規定、同第七号(2)及び(3)の改正規定、同第九号及び第十号の改正規定、別表五(二)の記載要領第二十号の改正規定、別表六(十七)を別表六(十五)とし、同表の次に三表を加える改正規定(別表六(十七)

- 1 此の省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 別表五(二)の記載要領第三号の改正規定、別表五の二(一)付表一の記載要領第三号の改正規定及び別表十四(七)の改正規定並びに附則第十項の規定 平成二十八年九月一日
- 二 別表一(二)の表の改正規定(課税留保金額「8」)及び「同上」に対する税額「9」の欄に係る部分に限る。)、別表一の二(一)の表の改正規定(課税連結留保金額「8」)及び「同上」に対する税額「9」の欄に係る部分に限る。)、別表三(一)の表の改正規定、同表の記載要領第三号の改正規定、同第五号(1)の改正規定、同号(3)の改正規定、同第六号の改正規定、別表三の二の改正規定、別表三の二付表の表の改正規定、同表の記載要領第五号の改正規定、同第六号の改正規定、同第七号(2)及び(3)の改正規定、同第九号及び第十号の改正規定、別表五(二)の記載要領第二十号の改正規定、別表六(十七)を別表六(十五)とし、同表の次に三表を加える改正規定(別表六(十七)

に係る部分に限る。)並びに別表六の二(十五)付表二を別表六の二(十三)付表二とし、同表の次に二表を加える改正規定(別表六の二(十五)付表二を別表六の二(十三)付表二とする部分を除く。))並びに附則第五項の規定 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第...号)の施行の日

改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)第六十一条第五項(中間申告書の記載事項)、第六十一条の二第三項及び第四項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)並びに第六十一条の四第三項及び第四項(確定申告書の記載事項)の規定は、外国法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等)と同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。附則第四項において同じ。))の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

別段の定めがあるものを除き、新規則別表の書式は、法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。))の平成二十八年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

新規則別表一(三)及び別表十八(三)の書式は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

新規則別表三(二)、別表三の二、別表三の二付表、別表六(十七)、別表六の二(十四)及び別表六の二(十四)付表の書式は、法人の附則第一項第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

新規則別表六(二)の書式は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

- 3 別段の定めがあるものを除き、新規則別表の書式は、法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。))の平成二十八年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。
- 4 新規則別表一(三)及び別表十八(三)の書式は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。
- 5 新規則別表三(二)、別表三の二、別表三の二付表、別表六(十七)、別表六の二(十四)及び別表六の二(十四)付表の書式は、法人の附則第一項第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。
- 6 新規則別表六(二)の書式は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

7 新規別表六の二(二)及び別表六の二(二)付表の書式は、連結法人の連結親法人事業年度(法人税法第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。)が平成二十八年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

8 新規別表十(八)及び別表十(八)付表の書式は、投資法人が平成二十八年四月一日以後に支払う所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。以下この項において「改正法」という。)第十条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十七条の十五第一項(投資法人に係る課税の特例)に規定する配当等の額に係る事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)の所得に対する法人税について適用し、投資法人が同日前に支払った改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十七条の十五第一項(投資法人に係る課税の特例)に規定する配当等の額に係る事業年度(適用事業年度に該当する事業年度を除く。)の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

9 新規別表十二(六)の記載要領第二号の規定は、法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

10 新規別表十四(八)の書式は、法人の平成二十八年九月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

11 この省令の施行の日から附則第一項第二号に定める日の前日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 改正前の法人税法施行規則(以下「旧規則」という。)別表三(一)の書式 同表の表

中

中小企業者以外の法人
(別表一(二)「2」+「5」+「7」
「11」+「42」+「10」+「別表六(十)」+「別表六(十三)」+「24」+「別表六(十四)」+「22」+「別表六(二十)」+「22」+「別表六(二十三)」+「24」+「別表六(二十四)」+「12」)

とあるのは
「別表一(二)「2」+「5」+「7」
「11」+「42」+「10」+「別表六(七)」+「16」+「別表六(八)」+「10」+「別表六(九)」+「22」+「別表六(十二)」+「23」+「別表六(十二)」+「30」+「別表六(十三)」+「24」+「別表六(十四)」+「22」+「別表六(十七)」+「24」+「別表六(十八)」+「36」+「別表六(十九)」+「16」+「別表六(二十)」+「22」+「別表六(二十一)」+「13」+「別表六(二十二)」+「21」+「別表六(二十三)」+「24」+「別表六(二十四)」+「12」)

中小企業者以外の法人
(別表一(一)「2」+「5」+「7」
「11」+「42」+「別表六(九)」
「23」+「別表六(十)」+「28」+「別表六(十一)」+「24」+「別表六(十二)」+「6」+「別表六(十八)」+「22」+「別表六(二十一)」+「28」+「別表六(二十二)」+「12」)

とあるのは
「別表一(一)「2」+「5」+「7」
「11」+「42」+「別表六(六)」
「25」+「別表六(七)」+「22」+「別表六(九)」+「23」+「別表六(十)」+「28」+「別表六(十一)」+「24」+「別表六(十二)」+「6」+「別表六(十五)」+「24」+「別表六(十六)」+「35」+「別表六(十八)」+「22」+「別表六(十九)」+「15」+「別表六(二十)」+「21」+「別表六(二十一)」+「28」+「別表六(二十二)」+「12」)

と

受取配当等の益金不算入額
(別表八(一)「16」又は「33」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)
外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額
(別表八(二)「13」+別表十七(三)(四)「17の計」)

とあるのは
受取配当等の益金不算入額
(別表八(一)「13」又は「26」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)
外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額
(別表八(二)「26」+別表十七(三)(四)「27の計」)

とあるのは
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額
(別表十(三)「40」)

とあるのは
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額
(別表十(三)「43」)

とあるのは
受取配当等の益金不算入額
(別表八の二「17」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)

とあるのは
受取配当等の益金不算入額
(別表八の二「14」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)

三 旧規則別表三の二付表の書式 同表の表とす。

連結親法人が中小連結親法人以外の場合
(8) + (9) + (10) + (別表一(二)(一)「11」のうち帰せられる金額) + 別表六の二(二) 付表「14」+ 別表六の二(八)「19」+ 別表六の二(九)「30」+ 別表六の二(十)「20」+ 別表六の二(十一)「19」+ 別表六の二(十七)「19」+ 別表六の二(二十)「20」+ 別表六の二(二十一)「9」)

とあるのは
連結親法人が中小連結親法人の場合
(8) + (9) + (10) + (別表一(二)(一)「11」のうち帰せられる金額) + 別表六の二(二) 付表「14」+ 別表六の二(四) 付表「4」+ 別表六の二(四) 付表「4」+ 別表六の二(五) 付表「16」+ 別表六の二(五) 付表「16」+ 別表六の二(六) 付表「11」+ 別表六の二(八)「19」+ 別表六の二(九)「30」+ 別表六の二(十)「20」+ 別表六の二(十一)「20」+ 別表六の二(十四)「18」+ 別表六の二(十五)「29」+ 別表六の二(十六)「30」+ 別表六の二(十七)「19」+ 別表六の二(十八)「5」+ 別表六の二(十九)「15」+ 別表六の二(二十)「20」+ 別表六の二(二十一)「9」)

と

連結親法人が中小連結親法人以外の場合
 (8) + (9) - (10) - (別表一
 の二(一)「11」のうち帰せられる
 金額 - (別表六の二(二)付表「1
 8」又は別表六の二(二)の二)付表
 「14」 - 別表六の二(六)「19」
 - 別表六の二(七)「28」 - 別表六
 の二(八)「20」 - 別表六の二(九)
 「9」 - 別表六の二(十五)「19」 -
 別表六の二(十八)「25」 - 別表六
 の二(十九)「9」

連結親法人が大法人による完全支配配
 係がある中小連結親法人の場合
 (8) + (9) - (10) - (別表一
 の二(一)「11」のうち帰せられる
 金額 - (別表六の二(二)付表「1
 8」又は別表六の二(二)の二)付表
 「14」 - (別表六の二(三)付表
 「8」 + 「16」) - 別表六の二(四)
 付表「11」 - 別表六の二(六)「1
 9」 - 別表六の二(七)「28」 - 別
 表六の二(八)「20」 - 別表六の二
 (九)「9」 - 別表六の二(十二)「1
 8」 - (別表六の二(十三)「30」
 + 「31」 + 「32」) - 別表六の二
 (十五)「19」 - 別表六の二(十六)
 「7」 - 別表六の二(十七)「15」 -
 別表六の二(十八)「25」 - 別表六
 の二(十九)「9」

外国子会社等から受ける剰余金の配当
 等の益金不算入額の個別帰属額
 (別表八(二)「13」 + 別表十七
 の四)「17の計」のうち帰せられる
 金額

外国子会社等から受ける剰余金の配当
 等の益金不算入額の個別帰属額
 (別表八(二)「26」 + 別表十七
 の四)「27の計」のうち帰せられる
 金額

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の
 特別控除額の個別帰属額
 (別表十(三)「40」のうち帰せられ
 る金額)

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の
 特別控除額の個別帰属額
 (別表十(三)「43」のうち帰せられ
 る金額)

連結親法人が中小連結親法人
 以外の場合
 (8) + (9) - (10) -
 (別表一の二(一)「11」の
 うち帰せられる金額) - 別表
 六の二(二)付表「14」 - 別
 表六の二(八)「19」 - 別
 表六の二(九)「30」 - 別表
 六の二(十)「20」 - 別表六
 の二(十二)「20」 - 別表六
 の二(十七)「19」 - 別表六
 の二(二十)「20」 - 別表六
 の二(二十一)「9」

連結親法人が中小連結親法人
 以外の場合
 (8) + (9) - (10) -
 (別表一の二(一)「11」の
 うち帰せられる金額) - (別
 表六の二(二)付表「18」
 又は別表六の二(二)の二)付
 表「14」 - 別表六の二
 (六)「19」 - 別表六の二
 (七)「28」 - 別表六の二
 (八)「20」 - 別表六の二
 (九)「9」 - 別表六の二(十
 五)「19」 - 別表六の二(十
 八)「25」 - 別表六の二(十
 九)「9」

連結親法人が大法人による完全
 支配関係がある中小連結親法人
 の場合
 (8) + (9) - (10) -
 (別表一の二(一)「11」のう
 ち帰せられる金額) - 別表六の
 二(二)付表「14」 - 別表六
 の二(四)付表「7」 - (別
 表六の二(四)付表「4」 +
 「16」) - 別表六の二(五)付
 表「8」 - 別表六の二(六)付
 表「11」 - 別表六の二(八)
 「19」 - 別表六の二(九)「3
 0」 - 別表六の二(十)「20」
 - 別表六の二(十一)「20」
 - (別表六の二(十四)「18」
 - (別表六の二(十五)「29」
 + 「30」 + 「31」) - 別表
 六の二(十六)「10」 - 別表
 六の二(十七)「19」 - 別表
 六の二(十八)「5」 - 別表六
 の二(十九)「15」 - 別表六
 の二(二十)「20」 - 別表六
 の二(二十一)「9」

連結親法人が大法人による完全
 支配関係がある中小連結親法人
 の場合
 (8) + (9) - (10) -
 (別表一の二(一)「11」のう
 ち帰せられる金額) - (別表六
 の二(二)付表「18」又は別
 表六の二(二)の二)付表「1
 4」 - (別表六の二(三)付
 表「8」 + 「16」) - 別表六
 の二(四)付表「11」 - 別表
 六の二(六)「19」 - 別表六
 の二(七)「28」 - 別表六の
 二(八)「20」 - 別表六の二
 (九)「9」 - 別表六の二(十
 二)「18」 - (別表六の二
 (十三)「30」 + 「31」 +
 「32」) - 別表六の二(十五)
 「19」 - 別表六の二(十六)
 「7」 - 別表六の二(十七)「1
 5」 - 別表六の二(十八)「2
 5」 - 別表六の二(十九)「9」

連結親法人が大法人による完全
 支配関係がある中小連結親法人
 の場合
 (8) + (9) - (10) -
 (別表一の二(一)「11」のう
 ち帰せられる金額) - (別
 表六の二(二)付表「18」
 又は別表六の二(二)の二)付
 表「14」 - 別表六の二
 (六)「19」 - 別表六の二
 (七)「28」 - 別表六の二
 (八)「20」 - 別表六の二
 (九)「9」 - 別表六の二(十
 五)「19」 - 別表六の二(十
 八)「25」 - 別表六の二(十
 九)「9」

連結親法人が大法人による完全
 支配関係がある中小連結親法人
 の場合
 (8) + (9) - (10) -
 (別表一の二(一)「11」のう
 ち帰せられる金額) - (別表六
 の二(二)付表「18」又は別
 表六の二(二)の二)付表「1
 4」 - (別表六の二(三)付
 表「8」 + 「16」) - 別表六
 の二(四)付表「11」 - 別表
 六の二(六)「19」 - 別表六
 の二(七)「28」 - 別表六の
 二(八)「20」 - 別表六の二
 (九)「9」 - 別表六の二(十
 二)「18」 - (別表六の二
 (十三)「30」 + 「31」 +
 「32」) - 別表六の二(十五)
 「19」 - 別表六の二(十六)
 「7」 - 別表六の二(十七)「1
 5」 - 別表六の二(十八)「2
 5」 - 別表六の二(十九)「9」

連結親法人が大法人による完全
 支配関係がある中小連結親法人
 の場合
 (8) + (9) - (10) -
 (別表一の二(一)「11」のう
 ち帰せられる金額) - (別
 表六の二(二)付表「18」
 又は別表六の二(二)の二)付
 表「14」 - 別表六の二
 (六)「19」 - 別表六の二
 (七)「28」 - 別表六の二
 (八)「20」 - 別表六の二
 (九)「9」 - 別表六の二(十
 五)「19」 - 別表六の二(十
 八)「25」 - 別表六の二(十
 九)「9」

連結親法人が大法人による完全
 支配関係がある中小連結親法人
 の場合
 (8) + (9) - (10) -
 (別表一の二(一)「11」のう
 ち帰せられる金額) - (別
 表六の二(二)付表「18」
 又は別表六の二(二)の二)付
 表「14」 - 別表六の二
 (六)「19」 - 別表六の二
 (七)「28」 - 別表六の二
 (八)「20」 - 別表六の二
 (九)「9」 - 別表六の二(十
 五)「19」 - 別表六の二(十
 八)「25」 - 別表六の二(十
 九)「9」

附則 (平成二八年六月一〇日財務省令
 第五三三号) 抄

第一条 この省令は、所得税法等の一部を改正す
 る法律(平成二八年法律第十五号)附則第一
 条第五号に掲げる規定の施行の日から施行す
 る。

附則 (平成二八年八月三一日財務省令
 第六一号)
 この省令は、平成二八年九月一日から施行
 する。

附則 (平成二八年九月一日財務省令第
 六二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
 (法人税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の法人税法施
 行規則別表の書式は、法人(法人税法第二条第
 八号に規定する人格のない社団等を含む。以下
 同じ。)のこの省令の施行の日(以下「施行日」
 という。)以後に終了する事業年度の所得に対
 する法人税及び連結法人の施行日以後に終了す
 る連結事業年度の連結所得に対する法人税につ

いて適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二八年九月三〇日財務省令第七二号）

1 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二九年三月三一日財務省令第七一七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の改正規定（「株式会社交換完全親法人」を「株式会社交換等完全子法人」、「株式会社交換等完全親法人」、「株式会社交換等完全親法人」に改める部分、「第十二号の十九」、「第十三号」を「第十二号の十九」に改める部分及び「株式会社交換完全親法人」を「株式会社交換等完全子法人、株式会社交換完全親法人、株式会社交換等完全親法人」に改める部分に限る。）、第三条第一項第二号ハの改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（同条第十二号の十六イ）を「同条第十二号の十七イ」に、「同条第十二号の十七イ」を「同条第十二号の十八イ」に改める部分に限る。）、第三条第二項の改正規定（第十八項第五号及び第二十二項第五号）を「第二十項第五号及び第二十四項第五号」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定（同条第十八項第五号）を「同条第二十項第五号」に改め、「法第二条第十二号の六の六（定義）に規定する」を削る部分及び「第十八項第五号及び第二十二項第五号」を「第二十項第五号及び第二十四項第五号」に改める部分を除く。）、第二十五条の九（見出しを含む。）の

改正規定（同条第三項中「消滅した債権の額」の下に「（令第七十一条の消滅した債権）の下の定数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等」に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額）を加え、「同項」を「令第七十一条の第四項」に改める部分を除く。）、第二十六条の九第二号の改正規定（適格株式交換）を「適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同条第三号の改正規定、第二十七条の三第六号の改正規定、同条第十一号の改正規定、第三十五条第五号の改正規定（第二条第十二号の六）を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）、第三十七条の五第五号の改正規定（第二条第十二号の六）を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）、第三十七条の五第五号の改正規定（第二条第十二号の六）を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）、及び第六十一条の五第一号二の改正規定（第二条第十二号の六）を「第二条第十二号の五の二」に改める部分に限る。）並びに附則第七条の規定、平成二十九年十月一日

二 第二十九条の三第一項の改正規定及び第三十七条の六第一項の改正規定、平成三十年四月一日

（定義に関する経過措置）
第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十九年九月三十日までの間におけるこの省令（前条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条（定義）の規定の適用については、同条中「適格株式分配」「株式交換等」と、「第十二号の十七」とあるのは、「第十二号の十五の三」と、「適格株式分配、株式交換等、適格株式交換等」とあるのは「適格株式分配」とする。

（役員等の給与等に関する経過措置）
第三条 施行日から平成二十九年九月三十日までの間にその支給に係る決議（当該決議が行われない場合には、その支給）をする給与に係る新規則第二十二号の三（役員等の給与等）の規定の適用については、同条第一項第三号中「株式若しくは新株予約権」とあるのは「株式」と、同条中「特定譲渡制限付株式又は法第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する特定新株予約権」とあるのは「特定譲渡制限付株式」と、同条第二項第三号中「株式若しくは新株予約権」とあるのは「株式」とする。

（承継譲渡制限付株式に係る株式の保有関係等に関する経過措置）

第四条 施行日から平成二十九年九月三十日までの間における新規則第二十五条の九（承継譲渡制限付株式に係る株式の保有関係等）の規定の適用については、同条第三項中「第百十一条の二第四項」とあるのは、「第百十一条の二第五項」とする。

（設立届出書等の添付書類に関する経過措置）

第五条 新規則第六十三条（設立届出書の添付書類）、第六十四条（外国普通法人となった旨の届出に係る添付書類）並びに第六十五条第一項及び第二項（収益事業の開始等届出書の添付書類）の規定は、施行日以後に提出する法人税法第百四十八条第一項（内国普通法人等の設立の届出）、第百四十九条第一項若しくは第二項（外国普通法人となった旨の届出）又は第百五十条第一項若しくは第二項（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）の届出書について適用し、施行日前に提出した同法第百四十八条第一項、第百四十九条第一項若しくは第二項又は第百五十条第一項若しくは第二項の届出書については、なお従前の例による。

（旧書式の使用）
第六条 改正前の法人税法施行規則に定める書式は、施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税（施行日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税を含む。）の申告又は施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税（施行日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税を含む。）の申告を行う場合において、所要の調整をして使用することができる。

附則（平成二九年四月一四日財務省令第三六号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表七（一）付表二の記載要領第二号の改正規定、別表七（二）付表三の表の改正規定、別表七（三）の表の改正規定（交付の時等の単価（6）の欄に係る部分を除く。）の施行の日

二 別表六（二十一）の記載要領第二号（三）の改正規定及び別表六（二十八）付表の記載要領第二号（三）の改正規定、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七二号）の施行の日

三 別表六（十七）を別表六（二十）とし、同表の前に四表を加える改正規定（別表六（十七）に係る部分に限る。）、及び別表六（二十一）に係る部分に限る。）、及び別表六（二十一）の次に三表を加える改正規定（別表六（二十一）及び別表六（二十四）付表に係る部分に限る。）、並びに附則第三項の規定（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七二号）の施行の日

四 別表七の二付表一の記載要領に二号を加える改正規定（第七号に係る部分に限る。）、農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第七二号）の施行の日

く）、同表の記載要領の改正規定（同第二号に係る部分を除く。）、及び別表十四（四）の改正規定並びに附則第四項の規定、平成二十九年十月一日

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十九年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規別表六（十七）、別表六（二十四）及び別表六（二十四）付表の書式は、法人の附則第一項第三号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

4 同表の表の「交付の時等の単価（6）」の欄に係る部分及び同表の記載要領第二号に係る部分を除く。）、及び別表十四（四）の書式は、法の平成二十九年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

新規別表七（一）付表三、別表十四（三）（同表の表の「交付の時等の単価（6）」の欄に係る部分及び同表の記載要領第二号に係る部分を除く。）、及び別表十四（四）の書式は、法の平成二十九年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

5 この省令の施行の日から附則第一項第三号に定める日の前日までの間における新規別表六(十八)の書式の適用については、同表の記載要領第一号中「第42条の11の3第2項」とあるのは、「第42条の11の2第2項」とする。

附則(平成二九年九月二九日財務省令第五六号)

1 この省令は、平成二九年十月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人(人格のない社団等を含む。以下同じ)の平成二九年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則(平成三〇年三月三十一日財務省令第一三三号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条の二十(見出しを含む。)の改正規定 平成三十年五月一日

二 目次の改正規定(第三章 収益事業の範囲(第四号―第八号の二の二)を「第二章の三 恒久的施設の範囲(第三条の四)」第三章 収益事業の範囲(第四号―第八号の二の二)に改める部分に限る。)/第一編第二章の二の次に一章を加える改正規定及び第六号第二号口の改正規定 平成三十一年一月一日

三 第八号の三の三の改正規定 平成三十一年四月一日

四 第二十九条の三の改正規定、第三十条第三項第二号の改正規定及び第三十七条の七第四項第二号の改正規定 令和二年一月一日

五 目次の改正規定(「第三章 収益事業の範囲(第三条の三)」に、「第三章 収益事業の範囲

(第四号―第八号の二の二)を「第二章の三 恒久的施設の範囲(第三条の四)」第三章 収益事業の範囲(第四号―第八号の二の二)に、「引当金」を「貸倒引当金」に改める部分を除く。)/第二編第一章第三節第三款の次に一款を加える改正規定、第三十七條の十の改正規定、同編第一章の二第三節第二款の次に一款を加える改正規定、第三十七條の十七(見出しを含む。)の改正規定及び別表三の二付表二の記載要領第五号の改正規定並びに附則第四条及び第七号の規定 令和二年四月一日

第二条 法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十一号。以下「改正令」という。)

附則第九号第一項(返品調整引当金に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第一条の規定による改正前の法人税法施行令第二十条第二項(返品率の特別な計算方法)の規定に基づく改正前の法人税法施行規則(以下「旧規則」という。)/第二十五条の七(返品率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項)の規定及び所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。)/附則第二十五条第一項(法人の返品調整引当金に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の法人税法第五十三条第五項(返品調整引当金)の規定に基づく旧規則第二十五条の八(適格分割等)により移転する対象事業に係る期中返品調整引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第二十五条の七第二号イ中「連結子法人」とあるのは、「連結子法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三号の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七(定義)に規定する連結子法人をいう。口及び次条第二号において同じ。)/」とする。

(長期割賦販売等)に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置) 第三条 改正令附則第十三条第七項(長期割賦販売等)に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正令附則第十三条第六項の規定の適用を受けようとする法人(人格のない社団等を含む。)

二 名称、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五号(定義)に規定する法人番号をいう。)

三 連結事業年度における長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)において代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この号において同じ。)

四 代表者の氏名及び法人税法第四百一一条各号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名(課税標準)に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名)に規定する適格分割等(次号において「適格分割等」という。)

五 改正令附則第十三条第六項に規定する適格分割等(次号において「適格分割等」という。)

六 改正令附則第十三条第六項に規定する適格分割等の日

七 改正令附則第十三条第六項に規定する残存未計上収益額及び残存未計上費用額の計算の方法の内容

八 その他参考となるべき事項

九 (電子情報処理組織による内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の特例に関する経過措置) 第十条 令和二年四月一日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する事業年度において改正法第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法」という。)/第七十五条の三第二項(電子情報処理組織による申告)に規定する特定法人に該当するものは、当該事業年度開始の日以後一月以内に改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)/第三十六条の三の二第一項(電子情報処理組織による申告)の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条第一項(事前届出等)の届出を行わなければならない。

第五条 (連結事業年度における返品調整引当金に関する経過措置)

改正令附則第十八条第一項(連結事業年度における返品調整引当金に関する経過措置)の規定により読み替えて適用される改正令第一条の規定による改正後の法人税法施行令第五百五十五条の六第一項第二号(個別利益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)の規定により連結親法人が各連結法人について書類の提出又は届出を行う場合における新規別表三十七号第一項及び第二項(個別利益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)の規定の適用については、同条第一項中「繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載事項」とあるのは、「繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載事項」並びに法人税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年財務省令第十三号)附則第二条(返品調整引当金に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行規則(次項において「旧効力規則」という。)/第二十五条の七第一号(返品率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項)及び第二十五条の八第一号(適格分割等)により移転する対象事業に係る期中返品調整引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項」と、同条第二項中「に規定する区分」とあるのは、「及び旧効力規則第二十五条の七第二号に規定する区分」とする。

第六条 改正令附則第十九条第五項(連結事業年度における長期割賦販売等)に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)

改正令附則第十九条第五項(連結事業年度における長期割賦販売等)に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)の規定により連結親法人が各連結法人について書類の提出を行う場合には、当該書類に記載すべき事項のうち附則第三条第一号(長期割賦販売等)に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)に規定する名称、納税地及び法人番号並びに氏名は、当該連結親法人及び当該各連結法人の名称、納税地及び法人番号(連結子法人にあつては、名称及び本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名とする。

第四条 令和二年四月一日前に設立された内国法人で同日以後最初に開始する事業年度において改正法第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法」という。)/第七十五条の三第二項(電子情報処理組織による申告)に規定する特定法人に該当するものは、当該事業年度開始の日以後一月以内に改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)/第三十六条の三の二第一項(電子情報処理組織による申告)の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条第一項(事前届出等)の届出を行わなければならない。

第三条 改正令附則第十三条第七項(長期割賦販売等)に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)

改正令附則第十三条第七項(長期割賦販売等)に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正令附則第十三条第六項の規定の適用を受けようとする法人(人格のない社団等を含む。)

二 名称、納税地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五号(定義)に規定する法人番号をいう。)

三 連結事業年度における長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置)において代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この号において同じ。)

四 代表者の氏名及び法人税法第四百一一条各号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名(課税標準)に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名)に規定する適格分割等(次号において「適格分割等」という。)

(電子情報処理組織による連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告の特例に関する経過措置)

第七條 令和二年四月一日前に設立された連結親法人で同日以後最初に開始する連結事業年度において新法第八十一条の二十四の第二項(電子情報処理組織による申告)に規定する特定法人に該当するものは、当該連結事業年度開始の日以後一月以内に新規第三十七條の十五の二第一項(電子情報処理組織による申告)の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項(事前届出等)の届出を行わなければならない。

附則(平成三十年四月一三日財務省令第三五号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表六(十八)の表の改正規定(調整前法人税額超過構成額(一七)の欄に係る部分を除く)、同表の記載要領第一号の改正規定、別表六(十九)の記載要領第七号の改正規定(第四二条の12第五項第12号)を「第42条の12第四項第14号」に改める部分を除く)、別表六(二一)の表の改正規定(「地方活力向上地域」において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書)を「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」に改める部分に限る)、同表の記載要領の改正規定、別表六(二一)の表の改正規定、別表六(二一)の表の改正規定(第五号に係る部分に限る)、地域再生法の一部を改正する法律(平成三十年法律第...号)の施行の日

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規規則」という。)別表の書式は、法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成三十年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 改正前の法人税法施行規則(以下「旧規則」という。)別表(一)から別表(三)までの書式又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年財務省令第三十六号。以下「平成二十九年改正規則」という。)附則第二項の規定その他これに類する規定(以下「改正規則附則規定」という。)によりなお従前の例によることとされる場合における別表(一)等の書式により平成三十年四月一日前に終了した事業年度の所得に対する法人税又は同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税について同日以後に修正申告書の提出をする場合については、前項の規定及び改正規則附則規定にかかわらず、これらの表の(「ふりがな」)代表者自署押印」とし、これらの表の「経理責任者自署押印」とし、これらの表の「経理責任者自署押印」の欄については記載を要しない。

4 旧規則別表(一)の三の書式又は平成二十九年改正規則附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における法人税法施行規則別表(一)の三の書式により平成三十年四月一日前に終了した事業年度の所得に対する法人税について同日以後に修正申告書の提出をする場合には、第二項の規定及び平成二十九年改正規則附則第二項の規定にかかわらず、これらの表の(「ふりがな」)事業責任者自署押印」とし、「国内源泉所得に係る事業等の責任者記名押印」とし、これらの表の「経理責任者自署押印」の欄については記載を要しない。

5 新規規則別表六(二十五)、別表六(二一)及び別表六(二二)付表の書式は、法人の附則第一項第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

6 新規規則別表十八から別表十八の三までの書式は、法人の平成三十年四月一日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用し、法人の同日以前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日以前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

7 旧規則別表十八、別表十八の二又は別表十八の三の書式により平成三十年四月一日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税及び同日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、前項の規定にかかわらず、旧規則別表十八の表及び別表十八の二の表の(「ふりがな」)代表者自署押印)の欄中「自署押印」とあるのは「記名押印」と、旧規則別表十八の三の表の(「ふりがな」)事業責任者自署押印)の欄中「事業責任者自署押印」とあるのは「国内源泉所得に係る事業等の責任者記名押印」とする。

8 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から附則第一項第一号に定める日の前日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

- 一 新規規則別表六(十九)の書式 同表の表中「特定の地域又は地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」と、同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」と、同第八号(一)及び(五)中「地方活力向上地域等」とあるのは「地方活力向上地域」と、同第九号(九)及び同第十一号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」とする。
- 二 新規規則別表六(十九)付表の書式 同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは、「特定の地域」とする。
- 三 新規規則別表六(二十三)付表の書式 同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは、「特定の地域」とする。
- 四 新規規則別表六(二十四)付表の書式 同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは、「特定の地域」とする。

五 新規規則別表六(二十六)の書式 同表の表中「特定の地域又は地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」と、同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」と、同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」とする。

領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」とする。

六 新規規則別表六(二十六)付表一の書式 同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」と、同第四号(二)中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、同第六号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」と、同第七号(一)及び(六)中「地方活力向上地域等」とあるのは「地方活力向上地域」と、同第十号(一〇)中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」とする。

七 新規規則別表六(二十六)付表二の書式 同表の記載要領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは、「特定の地域」とする。

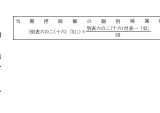
八 新規規則別表六(二十六)付表三の書式 同表の表中「

は「

領第一号中「地方活力向上地域等」とあるのは「特定の地域」とする。

九 新規規則別表六(二十七)付表の書式 同表の表中「

は、「



十一 新規別表六の二(二十一) 付表の書式 同表の記載要領第二号中「地方活力向上地域等」とあるのは、「特定の地域」とする。施行日から附則第一項第二号に定める日の前日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 新規別表六の二(八)の書式 同表の記載要領第二号中「第68条の15の8第1項」とあるのは、「第68条の15の7第1項」とする。

二 新規別表六の二(十)の書式 同表の記載要領第二号中「第68条の15の8第1項」とあるのは、「第68条の15の7第1項」とする。

三 新規別表六の二(十一)の書式 同表の記載要領第二号中「第68条の15の8第1項」とあるのは、「第68条の15の7第1項」とする。

四 新規別表六の二(十八)の書式 同表の記載要領第二号中「第68条の15の8第1項」とあるのは、「第68条の15の7第1項」とする。

五 新規別表六の二(十九)の書式 同表の記載要領第三号中「第68条の15の8第1項」とあるのは、「第68条の15の7第1項」とする。

六 新規別表六の二(二十三)の書式 同表の記載要領第三号中「第68条の15の8第1項」とあるのは、「第68条の15の7第1項」とする。

七 新規別表六の二(二十五)の書式 同表の記載要領第三号中「第68条の15の8第1項」とあるのは、「第68条の15の7第1項」とする。

「と、同表の記載要領

第一号及び第二号中「第68条の15の8第1項」とあるのは「第68条の15の7第1項」とする。

八 新規別表六の二(二十五) 付表の書式 同表の記載要領第三号中「第68条の15の8第1項」とあるのは、「第68条の15の7第1項」とする。

「と、同表の記載要領

は「と、同表の記載要領

領中「第68条の15の8第1項」とあるのは「第68条の15の7第1項」とする。

九 新規別表六の二(二十六)の書式 同表の記載要領第一号中「第68条の15の8第6項」とあるのは、「第68条の15の7第6項」とする。

附則(平成三十一年三月二十九日財務省令第七号)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(一の損金算入)を削る部分に限る。及び第二編第一章第一節第十三款の款名の改正規定は、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)の施行の日から施行する。

(理容師等養成施設において行う技芸の教授のうち収益事業に該当しないものの範囲に関する経過措置)

第二条 改正後の法人税法施行規則(以下「新規別表」という。)第八条の規定は、法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(適格合併等による欠損金の引継ぎ等に関する経過措置)

第三条 新規別表第二十六条の二第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、法人税法第五十七條第三項に規定する内国法人と施行日以後に開始する事業年度において当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなる同項の被合併

併法人との間で行われる同項の適格合併及び施行日以後に開始する事業年度において当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなる同項の被合併法人との間に最後に支配関係があることとなる同項の他の内国法人の残余財産の確定について適用する。

(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置)

第四条 新規別表第二十七条の十五第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に行われる法人税法施行令第二百二十三條の八第三項第四号に規定する特定適格組織再編成等について適用する。

(設立届出書等の添付書類に関する経過措置)

第五条 新規別表第六十三條から第六十五條まで(同条第二項を除く。)の規定は、施行日以後に提出する所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号。以下「改正法」という。)第二条の規定による改正後の法人税法第四百四十八條第一項、第四百四十九條第一項若しくは第二項又は第五百五十條第一項、第三項若しくは第四項の届出書について適用し、施行日前に提出した改正法第二条の規定による改正前の法人税法第四百四十八條第一項、第四百四十九條第一項若しくは第二項又は第五百五十條第一項、第三項若しくは第四項の届出書については、なお従前の例による。

附則(平成三十一年四月二日財務省令第三号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表三(二の三)の記載要領第一号の改正規定及び別表三(二の三)付表の記載要領の改正規定 令和元年六月一日

二 別表三(一)の記載要領第六号の改正規定

「」を「」に改める部分に限

住民税額 (19又は20) × 16.3%

住民税額 (19又は20) × 16.3%又は(10.4%)

る。)、同表の記載要領に一号を加える改正規定、別表三の二付表二の記載要領第七号

(3)の改正規定(「」

を「」に、「」

調整額別帰属地方税額に係る控除額 (19又は20のいずれか多い金額) × 20%

調整額別帰属地方税額に係る控除額 (19又は20のいずれか多い金額) × 16.3%

「」に改める部分に限

る。)、同第九号の改正規定(同号(1)に係る部分を除く。)、同第十号の改正規定、別表四の記載要領第七号の改正規定、別表五の記載要領第三号の改正規定、別表五の二(二)付表の記載要領第三号の改正規定、別表六(三)の改正規定及び別表十六(十)の記載要領第一号の改正規定並びに附則第四項の規定 令和元年十月一日

別表三の二付表二の表の改正規定(「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(19)がないものとした場合の法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額(16)」及び「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(19)がないものとした場合の法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額から分配時調整外国税相当額の個別帰属額を控除した金額(17)」の欄に係る部分に限る。)、同表の記載要領第五号の改正規定、同第六号の改正規定、別表四の表の改正規定(「分配時調整外国税相当額及び外国関係会社

「」に改める部分に限

住民税額 (19又は20) × 16.3%

住民税額 (19又は20) × 16.3%又は(10.4%)

「」に改める部分に限

住民税額 (19又は20) × 16.3%

等に係る控除対象所得税額等相当額（31）の欄に係る部分に限る。）別表四の二の表の改正規定（「分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額（39）」の欄に係る部分に限る。）別表四の二付表の表の改正規定（「分配時調整外国税相当額の個別帰属額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額（39）」の欄に係る部分に限る。）別表六（一）の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号の次に一号を加える改正規定、別表六（五）の次に一号を加える改正規定、別表六（二）（一）の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号の次に一号を加える改正規定、別表六の二（二）付表の次に一号を加える改正規定及び別表六の三の表の改正規定（「当期の法人税額（2）」の欄に係る部分に限る。）並びに附則第三項の規定令和二年一月一日

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成三十一年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規則別表三の二付表二（同表の表の「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに（19）」がないものとした場合の法人税及び地方方法人税の負担額として帰せられる金額から分配時調整外国税相当額の個別帰属額を控除した金額（17）」の欄に係る部分並びに同表の記載要領第五号及び第六号に係る部分に限る。）別表四（同表の表の「分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額（31）」の欄に係る部分に限る。）別表四及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額

等相当額（39）」の欄に係る部分に限る。）別表四の二付表（同表の表の「分配時調整外国税相当額の個別帰属額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額（39）」の欄に係る部分に限る。）別表六（五）の二、別表六の二（二）及び別表六の三（同表の表の「当期の法人税額（2）」の欄に係る部分に限る。）の書式は、法人の令和二年一月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4 新規則別表六（三）の書式は、法人の令和元年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

5 新規則別表十八から別表十八の三までの書式は、法人の平成三十一年四月一日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用し、法人の同日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

6 この省令の施行の日から令和元年九月三十日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 新規則別表三（一）の書式 同表の表中

住民税額
 $(\text{①} \times 16.3\% \text{ 又は } \text{②}) \times 16.3\%$

とあるのは

調整地方税額に係る控除額
 $(\text{②} + (\text{別表一} - \text{⑫}) + \text{④}) \times 20\%$

とあるのは

調整地方税額に係る控除額
 $(\text{②} + (\text{別表一} - \text{⑫}) + \text{④}) \times 20\%$

と、同表の記載要領

第五号（2）中「と、同表の記載要領

あるのは「と、同表の記載要領

二 新規則別表三の二付表二の書式 同表の表

中「とあるのは

住民税額
 $(\text{①} \times 16.3\% \text{ 又は } \text{②}) \times 16.3\%$

住民税額
 $(\text{①} \times 16.3\% \text{ 又は } \text{②}) \times 16.3\%$

調整地方税額に係る控除額
 $(\text{②} + (\text{別表一} - \text{⑫}) + \text{④}) \times 20\%$

調整地方税額に係る控除額
 $(\text{②} + (\text{別表一} - \text{⑫}) + \text{④}) \times 20\%$

調整地方税額に係る控除額
 $(\text{②} + (\text{別表一} - \text{⑫}) + \text{④}) \times 20\%$

第九号（1）中「いう。（3）及び次号（2）において同じ」とあるのは「いう」とする。
附則（令和元年五月七日財務省令第一号）抄
 1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）
 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
附則（令和元年六月二十八日財務省令第一三三号）抄
 1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。
附則（令和元年七月二日財務省令第一七号）
 この省令は、令和元年七月十六日から施行する。
附則（令和元年二月一日財務省令第三六号）抄
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 略
 二 第四条、第六条及び第八条の規定並びに附則第八条から第十条までの規定 令和二年四月一日
附則（令和二年三月三十一日財務省令第一二号）
（施行期日）
 1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第二十九条の三を第二十九条の四とし、第二十九条の二を第二十九条の三とし、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十七条の四の次に一条を加える改正規定及び第六十條の十四の改正規定 令和三年四月一日
 二 第二十六条の二第一項第五号の改正規定、第二十六条の九第九号の改正規定、第二十六条の十（見出しを含む。）の改正規定（同条

第一号中「第一百八条の八第三号」を「第一百八条の八第一項第三号」に、「価格」を「金額」に改める部分を除く。及び第二十七条の十五第一項第五号の改正規定、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日

2 改正後の法人税法施行規則第二十七条の七第四項の規定は、法人（人格のない社団等を含む。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（デリバティブ取引に関する経過措置）
 2 改正後の法人税法施行規則第二十七条の七第四項の規定は、法人（人格のない社団等を含む。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

附則（令和二年四月一日財務省令第四〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表六（七）の記載要領第四号（三）の改正規定、別表六（二十五）の記載要領第三号（三）の改正規定、同第二号の改正規定、別表六（二十六）の記載要領の改正規定、別表六（二十七）の記載要領第四号（三）の改正規定、同表を別表六（二十八）とし、同表の前に一表を加える改正規定（別表六（二十七）を別表六（二十八）とする部分を除く。）、別表六の二（四）の記載要領第四号（三）の改正規定、別表六の二（二十一）の記載要領第三号（三）の改正規定、同第二号の改正規定、別表六の二（二十三）の記載要領の改正規定、別表六の二（二十四）付表の記載要領第三号（三）の改正規定及び別表六の二（二十四）を別表六の二（二十五）とし、同表の前に二表を加える改正規定（別表六の二（二十四）を別表六の二（二十五）とする部分を除く。）並びに附則第三項の規定は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）の施行の日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和二年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以前に終了した連結事業年度の連結

所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規則別表六（二十七）、別表六の二（二十四）及び別表六の二（二十四）付表の書式は、法人の附則第一項ただし書に規定する日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

4 新規則別表十七（四）（同表の表の「無形資産の譲渡の対価」から「貸付金の利息又は借入金金の利息」までの欄に係る部分に限る。）及び別表十七の三（三）（同表の表の「無形資産の譲渡の対価」から「貸付金の利息又は借入金金の利息」までの欄に係る部分に限る。）の書式は、法人の令和二年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

5 この省令の施行の日から特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行の日の前日までの間に当該次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

- 一 新規則別表六（六）の書式 同表の記載要領第一号（一）中、「第42条の12の5の2第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」とあるのは、「又は」とする。
- 二 新規則別表六の二（三）の書式 同表の記載要領第一号（一）中、「第68条の15の6の2第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」とあるのは、「又は」とする。

附則（令和二年六月一日財務省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月三〇日財務省令第五六号）抄

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
 （法人税法施行規則等の一部改正に伴う経過措置の原則）
 第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下

「新法人税法施行規則」という。）、第二条の規定による改正後の地方法人税法施行規則（附則第十一号において「新地方法人税法施行規則」という。）、第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（附則第十二号において「新租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第十四号において「新震災特例法施行規則」という。）、第七条の規定による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令及び第十八条の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第十条までにおいて同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項に規定する旧事業年度（以下「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び施行日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。附則第五条第二項において同じ。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）が施行日以前に開始した連結親法人事業年度をいう。）が施行日以前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第十条までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。附則第十条第一項において同じ。）に対する法人税並びに法人の施行日以前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税については、改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法、改正法第四条の規定

（改正法附則第一条第五号ハに掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方法人税法（平成二十六年法律第十一号。改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。附則第四条の二及び第十二条において「旧租税特別措置法」という。）、改正法第十七条の規定（改正法附則第一条第五号又に掲げる改正規定に限る。）による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号。改正法第十八条の規定（改正法附則第一条第五号イに掲げる改正規定に限る。）による改正前の所得税法等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。附則第四条の二及び第三十四号において「旧震災特例法」という。）及び改正法第三十条の規定（改正法附則第一条第五号ネに掲げる改正規定に限る。）による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の規定並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。以下「改正令」という。）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第一条の規定による改正前の法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号。附則第七条第二項第二号において「旧法人税法施行令」という。）、改正令第二条の規定による改正前の地方法人税法施行令（平成二十六年政令第三十九号。改正令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号。附則第十二条において「旧租税特別措置法施行令」という。）、改正令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第二百二十二号。附則第十四条第二項において「旧震災特例法施行令」という。）、改正令第十一条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）及び改正令第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三十二号）の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行規

則（附則第四条の二において「旧法人税法施行規則」という。）、第二条の規定による改正前の地方税法施行規則、第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（附則第十二条及び第十三条において「旧租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（附則第四条の二において「旧震災特例法施行規則」という。）、第七条の規定による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に關する省令、第十三条の規定による改正前の外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則及び第十八条の規定による改正前の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、なおその効力を有する。

第三条 次の各号に掲げる新法人税法施行規則の規定の適用については、当該各号に定める法人が連結子法人（旧法人税法第二条第十二号の七項第二号において同じ。）である場合における当該各号に定める法人の本店又は主たる事務所の所在地は、当該各号に掲げる新法人税法施行規則の規定の納税地とみなす。

- 一 第二十一条の二第二号 同号の分割承継法人等
- 二 第二十一条の三第二号 同号の分割承継法人等
- 三 第二十二号第二号 同号の分割承継法人等
- 四 第二十四号の三第二号 同号の分割承継法人等
- 五 第二十四号の四第二号 同号の分割承継法人等
- 六 第二十四号の五第二号 同号の分割承継法人等、分割承継法人又は被現物出資法人
- 七 第二十四号の六第二号 同号の分割承継法人等
- 八 第二十四号の七第二号 同号の分割承継法人等
- 九 第二十四号の八第二号 同号の分割承継法人等
- 十 第二十四号の十第二号 同号の分割承継法人等

- 十一 第二十四号の十一第二号 同号の分割承継法人等
- 十二 第二十四号の十二第二号 同号の分割承継法人等
- 十三 第二十五号第二号 同号の分割承継法人等
- 十四 第二十五号の五第二号イ及びロ 同号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人等
- 十五 第二十五号の六第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人
- 十六 第二十七号の十八第二号 同号の分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人
- 十七 第二十七号の十九第二号 同号の分割承継法人等
- 十八 第二十八号の三第二号 同号の分割承継法人等
- 十九 第二十八号の四第二号 同号の分割承継法人等

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに關する経過措置）

第四条 法人が法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令による改正前の法人税法施行規則（以下この条において「平成二十七年旧法人税法施行規則」という。）第二十六条の五各項の規定によりみなし欠損金額（改正法附則第二十二号第三項の規定により欠損金額とみなされる同条第二項第二号に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この条において同じ。）が生じた事業年度の平成二十七年旧法人税法施行規則第六十六条第一項に規定する帳簿及び平成二十七年旧法人税法施行規則第六十七号第一項各号に掲げる書類又はこれらの写しを保存している場合には、当該法人は、平成二十七年旧法人税法施行規則第二十六条の三第一項及び第三項の規定により当該みなし欠損金額が生じた事業年度の平成二十七年旧法人税法施行規則第五十九号第一項各号に掲げる帳簿書類又はその写しを保存しているものとみなす。（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式に關する経過措置）

第五条 改正法附則第二十九号第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出をする連結親法人（旧法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。第三項第二号において同じ。）の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）並びに代表者の氏名

二 その他参考となるべき事項

2 改正法第三条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）第六十四条の九第一項に規定する親法人又は同条第二項に規定する他の内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合における同項に規定する財務省令で定める事項は、新法人税法施行規則第二十七号の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 旧法人税法第四条の五第一項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことのある法人（改正法附則第十六号第一項の承認を含む。）これらの法人の名称及びこれらの承認の取消しの日
- 二 旧法人税法第四条の五第三項の承認（改正法附則第十六号第三項の規定によりなお従前の例によりされた旧法人税法第四条の五第三項の承認を含む。）を受けたことのある法人 当該法人の名称及びこれらの承認を受けた日
- 三 改正法附則第二十九号第二項の規定の適用を受けた法人 当該法人の名称及び同項に規定する前日

3 新法人税法第六十四条の九第二項に規定する他の内国法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合における改正法第一条の十二第三項に規定する財務省令で定める事項は、新法人税法施行規則第二十七号の十六の八第三項各号に

掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 旧法人税法第四条の五第一項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことのある場合（改正法附則第十六号第一項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことのある場合）これらの承認の取消しの日
- 二 旧法人税法第四条の五第二項（第五号に係る部分に限るものとし、その発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人の破産手続開始の決定による解散に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除く。）の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことのある場合（改正法附則第十六号第二項（第五号に係る部分に限るものとし、その発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人の破産手続開始の決定による解散に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除く。）の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消されたことのある場合を含む。）これらの承認の取消しの日並びにこれらの承認の取消しの日直前において当該他の内国法人の連結親法人であったものの名称及び納税地
- 三 旧法人税法第四条の五第三項の承認（改正法附則第十六号第三項の規定によりなお従前の例によりされた旧法人税法第四条の五第三項の承認を含む。）を受けたことのある場合 これらの承認を受けた日
- 四 改正法附則第二十九号第二項の規定の適用を受けた場合 同項に規定する前日

第六条 内国法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における新法人税法施行規則第二十九号の四第一項の規定の適用については、同項第二号中「の事業年度」とあるのは「の事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。第四号から第六号までにおいて「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び次号において「旧法人税法」という。）第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。次号、第五号及び第七号において同じ。）」と、

「同条第一項」とあるのは「法第六十九條第一項」と、「又は第十八項」とあるのは「若しくは第十八項」と、「の規定」とあるのは「一」又は旧税法第八十一條の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定」と、同項第三号中「第四百四十七條第四項」とあるのは「第四百四十七條第四項（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七十七号、第五号及び第七号において「令和二年改正令」という。）附則第三十八條第二項（外国法人税が減額された場合の特例に関する経過措置）の規定によりみなして適用する場合を含む。）と、「又は法第六十九條第九項第二号に規定する適格分割等」とあるのは「若しくは適格分割等（法第六十九條第九項第二号に規定する適格分割等という。以下この号において同じ。）と、「において」とあるのは「又又は当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度以前の連結事業年度若しくは適格分割等の日の属する連結事業年度前の連結事業年度（以下この号において「適格合併等前の連結事業年度」という。）において」と、「において同条第一項」とあるのは「又は当該適格合併等前の連結事業年度において法第六十九條第一項」と、「又は第十八項」とあるのは「若しくは第十八項」と、「の規定」とあるのは「一」又は旧税法第八十一條の十五第一項から第三項までの規定」と、同項第四号中「特例」とあるのは「特例（令和二年改正法附則第二百二十六條第二項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）と、「同項」とあるのは「租税特別措置法第六十六條の七第一項」と、同項第五号中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「の規定」とあるのは「又は令和二年改正法第六十六條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第七号において「旧租税特別措置法」という。）第六十八條の九十一第一項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、「特例」とあるのは「特例」又は旧租税特別措置法第六十八條の九十一第二項第一号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」と、

「の規定」とあるのは「又は令和二年改正令附則第五十五條第十五項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定」と、同項第六号中「特例」とあるのは「特例（令和二年改正法附則第二百二十七條第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）と、「同項」とあるのは「租税特別措置法第六十六條の九の三第一項」と、同項第七号中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「の規定」とあるのは「又は旧租税特別措置法第六十八條の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、「特例」とあるのは「特例」又は旧租税特別措置法第六十八條の九十三の三第二項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）と、「の規定」とあるのは「又は令和二年改正令附則第五十六條第五項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）において準用する令和二年改正令附則第五十五條第十五項の規定」とする。

第七條 内国法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における新法人税法施行規則第三十條第一項の規定の適用については、同項第二号中「前条第一項各号」とあるのは、「法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）附則第六條（外国税額控除を受けるための書類等に関する経過措置）の規定により読み替えられた前条第一項各号」とする。

2 改正法附則第三十二條第五項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九條第二十六項に規定する当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 新法人税法第六十九條第二項に規定する繰越控除限度額又は同条第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度以後の各連結事業年度の各連結事業年度」という。）の旧法人税法第八十一條の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額

二 繰越控除限度額等に係る各連結事業年度において納付することとなった旧法人税法第八十一條の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各連結事業年度において同条第八項の規定の適用があった場合には、旧法人税法施行令第五十五條の三十五第一項に規定する控除後の金額）

（税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等に関する経過措置）

第八條 内国法人の施行日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における新法人税法施行規則第三十條の二第一項及び第三項（これらの規定を法人税法施行規則第三十條の五において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法人税法施行規則第三十條の二第一項第三号中「第二十九條の四第一項各号」とあるのは「法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）附則第六條（外国税額控除を受けるための書類等に関する経過措置）の規定により読み替えられた第二十九條の四第一項各号」と、「前条第一項第二号」とあるのは「同令附則第七條第一項（繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等に関する経過措置）」の規定により読み替えられた前条第一項第二号」と、同項第五号中「係る事業年度」とあるのは「係る事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三條の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第三項第三号において「旧法人税法」という。）第十五條の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この号において同じ。）」と、「以後の各事業年度」とあるのは「又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」と、「の控除限度額」とあるのは「の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額（旧法人税法第八十一條の十五第一項（連結事業年度にお

ける外国税額の控除）に規定する連結控除限度個別帰属額をいう。第三項第二号において同じ。）」と、「を記載した」とあるのは「又は個別控除対象外国法人税の額（旧法人税法第八十一條の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。第三項第三号において同じ。）を記載した」と、同条第三項第二号中「の控除限度額」とあるのは「の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」と、同項第三号中「金額」とあるのは「金額」又は個別控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において旧法人税法第八十一條の十五第八項の規定の適用があった場合には、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七十七号）第一條の規定による改正前の法人税法施行令第五十五條の三十五第一項（連結事業年度において外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）」とする。

（中間申告書の記載事項に関する経過措置）

第八條の二 新法人税法施行規則第三十一條第二項の規定の適用については、同項に規定する中間申告書には、旧法人税法第八十一條の十九第一項各号に掲げる事項を記載する旧法人税法第二條第三十一號の二に規定する連結中間申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）を含むものとする。この場合において、新法人税法施行規則第三十一條第二項中「別表十九」とあるのは「別表十九及び別表十九の二」と、「同表」とあるのは「これらの表」とする。

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項に関する経過措置）

第八條の三 新法人税法施行規則第三十二條第二項の規定の適用については、同項に規定する中間申告書には、旧法人税法第八十一條の二十第一項各号に掲げる事項を記載する旧法人税法第二條第三十一號の二に規定する連結中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）を含むものとする。この場合において、新法人税法施行規則第三十二條第二項中「別表一、別表一付表、別表二、別表三（一）から別表三（七）まで、別表四、別表四付表、別表五（一）から別表五（三）まで、別表六（一）から別表六（三十七）まで、別表七（一）から別表七（四）付表まで、別表七の三から別表八（三）付表まで、別表九（一）から別表十（九）付表まで、別表十（十一）、別表十一

(二) から別表十四(十) 付表二まで、別表十五、別表十五付表、別表十六(一) から別表十七(二)の三) 付表まで、別表十七(三)の二) から別表十七(三)の八) まで及び別表十八(一) から別表十八(三)まで(更正請求書にあつては、別表一を除く。))とあるのは、「別表一から別表一の二まで、別表二、別表三(二) から別表三(七)まで、別表四から別表五の二(一) 付表一まで、別表五の二(二) から別表六の二(二十七)まで、別表七(一) から別表七(四) 付表まで、別表七の二から別表十七(九) 付表まで、別表十(十一) から別表十七(二)の三) 付表まで、別表十七(三)の二) から別表十七(三)の八) まで、別表十七(二)から別表十七(二) 付表二まで及び別表十八(一)から別表十八(三)まで(更正請求書にあつては、別表一及び別表一の二を除く。))とする。

2 新法人税法施行規則第三十二條第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書に規定する場合には連結法人が旧法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合の法人税法施行令第六十三條第二項又は第六十七條第二項の規定の適用を受ける場合を含むものとし、新法人税法施行規則第三十二條第二項ただし書に規定する明細書には連結法人が旧法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合の法人税法施行令第六十三條第二項又は第六十七條第二項に規定する明細書を含むものとする。

第八條の四 新法人税法施行規則第三十四條第二項の規定の適用については、同項に規定する確定申告書には、旧法人税法第二條第三十二号に規定する連結確定申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)を含むものとする。この場合において、同項中「別表一、別表一付表、別表二から別表三(七)まで、別表四、別表四付表、別表五(一) から別表五(二)まで、別表五の二(一) 付表二、別表六(一) から別表六(三十七)まで、別表七(一) から別表七(五)まで、別表七の三から別表八(三) 付表まで、別表九(一) から別表十(十一)まで、別表十一(一) から別表十四(十) 付表二まで、別表十五、別表十五付表、別表十六(一) から別表十七(四) まで及び別表十八(一) から別表十八(三)まで(更正請求書に

あつては、別表一を除く。))とあるのは、「別表一から別表一の二まで、別表二から別表六の二(二十七)まで、別表七(一) から別表十七(二)の二) 付表二まで及び別表十八(一) から別表十八(三)まで(更正請求書にあつては、別表一及び別表一の二を除く。))とする。

2 新法人税法施行規則第三十四條第二項ただし書の規定の適用については、同項ただし書に規定する場合には連結法人が旧法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合の法人税法施行令第六十三條第二項又は第六十七條第二項の規定の適用を受ける場合を含むものとし、新法人税法施行規則第三十四條第二項ただし書に規定する明細書には連結法人が旧法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合の法人税法施行令第六十三條第二項又は第六十七條第二項に規定する明細書を含むものとする。

3 改正法附則第二十九條第一項の規定により新法人税法第六十四條の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた内国法人について第一条の規定による改正前の法人税法施行規則第八條の三の九の規定による承認がされていた場合には、当該内国法人は、新法人税法施行規則第五十八條の承認を受けたものとみなす。

第十條 新法人税法施行規則別表の書式(新法人税法施行規則別表十九から別表十九の三までの書式を除く。)は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の施行日前に終了した連結事業年

度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 新法人税法施行規則別表十九から別表十九の三までの書式は、法人の施行日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税及び連結法人の施行日以後に納税義務が成立する連結中間申告書(旧法人税法第二條第三十一号の二に規定する連結中間申告書をいう。以下この項において同じ。)に係る法人税について適用し、法人の施行日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税及び連結法人の施行日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

附則(令和三年二月二五日財務省令第四号)抄

1 この省令は、令和三年三月一日から施行する。

(施行期日)

1 (法人税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則(令和三年三月二日財務省令第一六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表十七(二)の二) 付表二の記載要領の改正規定、別表十七(二)の五)の記載要領第六号(一)の改正規定、別表十七(二)の五) 付表の記載要領の改正規定、別表十七(二)の七)の二)の記載要領の改正規定及び別表十七(二)の四) 付表の記載要領の改正規定

令和三年三月三十一日

二 第三十六條の三の二) 第一項の改正規定、同條第七項の改正規定、第三十七條の十五の二) 第一項の改正規定及び同條第七項の改正規定

令和四年一月一日

三 第二十二條の四第六号の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日

(経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(次条において「新規規則」という。)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる合併、分割、現物出資、法人税法第二條第十二号の五の二)に規定する現物分配、株式交換、株式移転又は株式交付(以下この条において「合併等」という。)について適用し、施行日前に行われた合併等については、なお従前の例による。

(公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等に関する経過措置)

第三条 新規規則第二十四條の規定は、法人(人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)が施行日以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

附則(令和三年三月三一日財務省令第三号)抄

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則(令和三年四月一五日財務省令第四号)抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表十二(十三)の記載要領第一号の改正規定 令和四年四月一日

二 第三十七條の九第二項の改正規定(別表七の二付表五)を「別表七の二付表六」に改める部分に限る。)、第三十七條の十一第二項の改正規定(別表七の二付表五)を「別表七の二付表六」に改める部分に限る。)、別表六(六)の記載要領第一号(一)の改正規定(「第42條の12の5の2第2項」を「第42條の12の6第2項」に、「又は」を「、」第42條の12の7第4項から第6項まで(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)又は「に改める部分に限る。)、別表六(二十三)の記載要領第三号の改正規定、別表六(二十八)を別表六(三十一)とし、同表の次に一表を加える改正規定(別表

一 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表十二(十三)の記載要領第一号の改正規定 令和四年四月一日

二 第三十七條の九第二項の改正規定(別表七の二付表五)を「別表七の二付表六」に改める部分に限る。)、第三十七條の十一第二項の改正規定(別表七の二付表五)を「別表七の二付表六」に改める部分に限る。)、別表六(六)の記載要領第一号(一)の改正規定(「第42條の12の5の2第2項」を「第42條の12の6第2項」に、「又は」を「、」第42條の12の7第4項から第6項まで(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)又は「に改める部分に限る。)、別表六(二十三)の記載要領第三号の改正規定、別表六(二十八)を別表六(三十一)とし、同表の次に一表を加える改正規定(別表

六(二十八)を別表六(三十一)とする部分を除く。別表六(二十七)の記載要領第一号の改正規定、別表六(二)(三)の記載要領第一号(一)の改正規定(「又は」を、「第68条の15の7第4項から第6項まで(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除 又は」に改める部分に限る。)、別表六(二十五)付表を別表六(二十六)(二十八)付表とし、同表の次に二表を加える改正規定(別表六(二十五)付表を別表六(二十八)付表とする部分を除く。)、別表七(一)の記載要領の改正規定(同第四号に係る部分を除く。)、別表七(一)付表四の次に一表を加える改正規定、別表七の二付表一の記載要領の改正規定、別表七の二付表五の次に一表を加える改正規定、別表十一(一)(六)の改正規定及び別表十六(九)の改正規定並びに附則第五項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)の施行の日

三 別表一の記載要領第九号(一)ロの改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日

四 別表十七(七)の改正規定及び別表十四(二)の記載要領第一号の改正規定(第66条の11の2第1項)を「第66条の11の3第1項」に改める部分に限る。並びに附則第六項の規定 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)の施行の日

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則(以下「新規則」という。)別表の書式は、法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。)の令和三年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 次の各号に掲げる書式により令和三年四月一日前に終了した事業年度の所得に対する法人税

又は同日前に終了した連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法(以下「令和二年旧法」という。)第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。)の連結所得(令和二年旧法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。)に対する法人税について同日以後に確定申告書又は同条第三十二号に規定する連結確定申告書(これらの申告書に係る修正申告書を含む。)の提出をする場合には、当該各号に定めるところによる。

一 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の法人税法施行規則(以下「旧規則」という。)別表一若しくは別表一の二の書式、法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和二年財務省令第四十号。以下「令和二年改正規則」という。)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年改正規則による改正前の法人税法施行規則(以下「令和二年旧規則」という。)別表一若しくは別表一の二の書式又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十一年財務省令第三十一号。以下「平成三十一年改正規則」という。)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正規則による改正前の法人税法施行規則(以下「平成三十一年旧規則」という。)別表一(一)から別表一の二(三)までの書式

これらの表の表中「

な	が	る	者
な	り	る	者
代	り	る	者
記	名	押	印

」とする。
あるのは、「

な	が	る	者
な	り	る	者
代	り	る	者

」とする。
二 法人税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年財務省令第三十五号。以下「平成三十年改正規則」という。)附則第二項その他これに類する法人税法施行規則別表の書式を改正する省令の経過措置を定める規定によりなお従前の例によることとされる場合に

おけるこれらの省令による改正前の法人税法施行規則別表一(一)から別表一の二(三)までの書式(前号に掲げる書式を除く。)平成三十年改正規則附則第三項の規定にかかわらず、これらの表の表中

「

な	が	る	者
な	り	る	者
代	り	る	者
自	署	押	印

」とあるのは
「

な	が	る	者
な	り	る	者
代	り	る	者

」とし、これらの表の
表の「経理責任者自署押印」の欄については記載を要しない。
次の各号に掲げる書式により令和三年四月一日前に終了した事業年度の所得に対する法人税について同日以後に確定申告書(当該確定申告書に係る修正申告書を含む。)の提出をする場合には、当該各号に定めるところによる。
一 第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧規則別表一の三の書式、令和二年改正規則附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年旧規則別表一の三の書式又は平成三十一年改正規則附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年旧規則別表一の三の書式

これらの表の表中「

な	が	る	者
な	り	る	者
代	り	る	者
記	名	押	印

」とする。
あるのは、「

な	が	る	者
な	り	る	者
代	り	る	者

」とする。
二 平成三十年改正規則附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正規則による改正前の法人税法施行規則別表一の三の書式又は法人税法

施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年財務省令第三十六号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同令による改正前の法人税法施行規則別表一の三の書式 平成三十年改正規則附則第四項の規定にかかわらず、これらの表の表中

「

な	が	る	者
な	り	る	者
代	り	る	者
自	署	押	印

」とあるのは
中「

な	が	る	者
な	り	る	者
代	り	る	者

」とし、これらの表の
表の「経理責任者自署押印」の欄については記載を要しない。
新規則別表六(三十二)、別表六(二十二)九、別表六(二十九)付表、別表七(一)付表五、別表七の二付表六、別表十一(一)、別表十六(六)及び別表十六(九)の書式は、法人の附則第一項第三号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。
6 新規則別表十(七)の書式は、法人の附則第一項第四号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。
7 新規則別表十八から別表十八の三までの書式は、法人の令和三年四月一日以後に提出する中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日以後に提出する連結中間申告書に係る法人税について適用し、法人の同日前に提出した中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日前に提出した

連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

8 この省令の施行の日から附則第一項第二号に定める日の前日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 新規別表六（二十七）の書式 同表の記載要領第二号中「第27条の12の5第15項」とあるのは「第27条の12の4の2第15項」と、同第三号中「第27条の12の5第6項第2号イ」とあるのは「第27条の12の4の2第6項第2号イ」と、同第四号中「第27条の12の4の2第7項」とあるのは「第27条の12の4の2第7項」と、同号（1）中「第27条の12の5第21項」とあるのは「第27条の12の4の2第21項」とする。

二 新規別表六（二十八）の書式 同表の記載要領第二号中「第27条の12の5第15項」とあるのは「第27条の12の4の2第15項」と、同第三号中「第27条の12の5第6項第2号イ」とあるのは「第27条の12の4の2第6項第2号イ」と、同第四号中「第27条の12の5第5項第2号イ」とあるのは「第27条の12の4の2第5項第2号イ」と、同第四号中「第27条の12の5第20項」とあるのは「第27条の12の4の2第20項」と、同号（2）中「第27条の12の5第21項」とあるのは「第27条の12の4の2第21項」とする。

附則（令和三年四月一五日財務省令第四号） この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の改正規定（法人税法施行規則第三十二条第二項の改正規定に係る部分（一）、別表十八及び別表十八付表）を「及び別表十八から別表十八付表二まで」に改める部分に限る。、同令第三十四条第二項の改正規定に係る部分、同令第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項の改正規定に係る部分、同令別表七（一）の記載要領の改正規定に係る部分（同第四号条の改正規定「の次に」を「を」「法第五八条の規定の適用がある場合」に、「を加え」を

「に改め」に改める部分を除く。）、同令別表七（一）付表四の記載要領第二号（2）の改正規定の次に次のように加える部分、同表の次に五表を加える改正規定に係る部分（同令別表七（二）の記載要領第七号（1）に係る部分を除く。）、同令別表七の二付表五の次に三表を加える改正規定に係る部分（別表七の二付表五）並びに同令別表十七の三（三）の次に二表を加える改正規定に係る部分（同令別表十八に係る部分を除く。）に限る。）、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七号）の施行の日

二 第一条の改正規定（法人税法施行規則別表十四（二）の記載要領第一号の改正規定に係る部分（第66条の11の2第1項）を「第66条の11の3第1項」に改める部分に限る。）、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応するための金融機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の施行の日

附則（令和三年七月三〇日財務省令第五八号）抄（施行期日） 1 この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七号）の施行の日から施行する。

附則（令和三年九月一七日財務省令第六六号）抄（施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中法人税法施行規則第三十九条第三項の改正規定 令和四年五月一日 二 次に掲げる規定 令和五年一月一日 イ 第一条中法人税法施行規則目次の改正規定（「一括償却資産」を「少額の減価償却資産等」に、「第三十条の四」を「第三十条の五」に改める部分を除く。）、同令第二編第一章第一節第六款の二の次に一款を加える改正規定、同令第三十六条の四第一項の改正規定及び同令第六十条の四の改正規定

（経過措置） 第二条 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第三十七号。以下「改正令」という。）附則第六条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 改正令附則第六条第三項の書類を提出する同項の経過連結親法人の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）並びに代表者の氏名

二 改正令附則第六条第三項に規定する事業年度開始の日及び終了の日 三 改正令附則第六条第三項の規定の適用に係る同項に規定する経過適格合併に係る被合併法人（同項に規定する計算される金額に係る被合併法人に限る。）及び合併法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

四 前号の経過適格合併の日 五 第三号の被合併法人及び合併法人が第一号の経過連結親法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。）を有することとなつた日

六 その他参考となるべき事項 2 改正令第一条の規定による改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第百十九条の三第六項の内国法人が同項の他の通算法人の株式又は出資につき同項の規定の適用を受けようとする場合において、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定による改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）第二十七條第一項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 改正令附則第六条第三項の規定により当該他の通算法人を合併法人とする新令第百十九条の三第七項第五号に規定する通算内適格合併に係る同項第六号に規定する被合併法人調整勘定対応金額とみなされる金額がある場合 当該金額の計算の基礎となる事項に関する新規規則第二十七條第一号イからハまでに掲げる書類に準ずる書類

二 改正令附則第六条第四項の規定の適用を受ける場合 同項に規定する経過連結子法人等が同項に規定する連結完全支配関係発生日において有する同項に規定する営業権の当該連結完全支配関係発生日における価額を記載した書類及び新規規則第二十七條第一項第一号ハ（2）又は（3）に掲げる書類に準ずる書類で当該価額を明らかにするもの

附則（令和四年三月三一日財務省令第三四号） この省令は、令和四年四月一日から施行する。 附則（令和四年四月一五日財務省令第三九号）抄（施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表一の記載要領の改正規定（同第四号（2）に係る部分及び同号（5）に係る部分を除く。）、別表二の二の記載要領の改正規定（同第四号（2）に係る部分を除く。）、別表一の三の記載要領の改正規定（同第四号に係る部分を除く。）、及び別表二十の表の改正規定 令和四年十二月三十一日

二 別表十二（十四）の記載要領第一号の改正規定（一は、青色申告書を提出する法人で）の次に「租税特別措置法第61条の2第1項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合、青色申告書を提出する法人で所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第4号）第11条の規定による改正前の」を加える部分に限る。）、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

（書式に関する経過措置） 2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和四年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法（以下「令和二年旧法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に

終了する連結事業年度（令和二年旧法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）の連結所得（令和二年旧法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この項において同じ。）に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（令和二年旧法第二条第十二号の七に規定する連結子法人の令和二年旧法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）の所得に対する法人税に係る新規別表の書式の適用については、新規別表一から別表十九の三までの記載要領中次の各号に掲げる規定には、当該各号に定める規定を含むものとする。

一 法人税法の各規定 当該規定に対応する令和二年改正前法（令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するもの）とされる令和二年旧法をいう。以下同じ。

二 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の法人税法の各規定 当該規定に対応する旧令和二年改正前法（改正法第三条の規定による改正前の令和二年改正前法をいう。）の規定

三 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の各規定 当該規定に対応する令和二年改正前措置法（令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するもの）とされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法をいう。以下同じ。

四 改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法の各規定 当該規定に対応する旧令和二年改正前措置法（改正法第十二条の規定による改正前の令和二年改正前措置法をいう。）の規定

五 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の各規定 当該規定に対応する令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令

和二年改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定

六 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の各規定 当該規定に対応する令和二年改正前令（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するもの）とされる同令第一条の規定による改正前の法人税法施行令をいう。以下同じ。

七 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第二百七号。以下「改正令」という。）第一条の規定による改正前の法人税法施行令の各規定 当該規定に対応する旧令和二年改正前令（改正令第二条の規定による改正前の令和二年改正前令をいう。）の規定

附則（令和四年九月二九日財務省令第四八号）
この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附則（令和四年十一月一日財務省令第五三三号）
この省令は、令和四年十一月十四日から施行する。

1 この省令は、令和四年十一月十四日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下「令和二年旧法」という。）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（令和二年旧法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）の連結所得（令和二年旧法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下同じ。）に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（令和五年三月三十一日財務省令第一三三号）
（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十条の改正規定及び附則第五条の規定 令和八年一月一日

二 第五十二条の改正規定及び第六十二条の表第五十二条第五号の項を削る改正規定並びに附則第三条第一項の規定 令和八年十月一日

三 第二十六条の二第二項第五号の改正規定及び第二十七条の十五第一項第五号の改正規定 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日

（確定申告書の記載事項に関する経過措置）

第二条 改正後の法人税法施行規則（以下「新規令」という。）第三十四条第一項第四号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に残余財産が確定する内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第七十四条第一項の規定による申告書の同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この条及び附則第四条において「経過事業年度」という。）を含む。）の所得に対する法人税について適用し、施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（帳簿書類の整理保存に関する経過措置）

第四条 新規令第五十九条第二項第二号の規定は、施行日以後に残余財産が確定する内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を含む。）において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領する帳簿書類の保存について適用し、施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

（青色申告の取りやめの届出書の記載事項に関する経過措置）

第五条 新規令第六十条（法人税法施行規則第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、法人の令和八年一月一日以後に開始する事業年度の法人税法第二百一十一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとする場合における新法第二百二十八条（新法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の届出書について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の法人税法第二百一十一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとする場合における旧法第二百二十八条（法人税法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の届出書については、なお従前の例による。

附則（令和五年四月一四日財務省令第一三四号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表十六（十）の記載要領第一号の改正規

2 施行日から令和八年九月三十日までの間における改正前の法人税法施行規則第五十二条の規定の適用については、同条第五号中「公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当している普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日」とあるのは、「同項第三号イ若しくはロに掲げる法人の区分に応じそれぞれ同号イ若しくはロに定める日」とする。

21 第一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項（同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする場合における同法第二百二十二条第一項（同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の申請書については、なお従前の例による。

21 第一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項（同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする場合における同法第二百二十二条第一項（同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の申請書については、なお従前の例による。

2 施行日から令和八年九月三十日までの間における改正前の法人税法施行規則第五十二条の規定の適用については、同条第五号中「公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当している普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日」とあるのは、「同項第三号イ若しくはロに掲げる法人の区分に応じそれぞれ同号イ若しくはロに定める日」とする。

（帳簿書類の整理保存に関する経過措置）

第四条 新規令第五十九条第二項第二号の規定は、施行日以後に残余財産が確定する内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を含む。）において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領する帳簿書類の保存について適用し、施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）において閉鎖し、又は作成し、若しくは受領した帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

（青色申告の取りやめの届出書の記載事項に関する経過措置）

第五条 新規令第六十条（法人税法施行規則第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、法人の令和八年一月一日以後に開始する事業年度の法人税法第二百一十一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとする場合における新法第二百二十八条（新法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の届出書について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の法人税法第二百一十一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとする場合における旧法第二百二十八条（法人税法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の届出書については、なお従前の例による。

附則（令和五年四月一四日財務省令第一三四号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表十六（十）の記載要領第一号の改正規

21 第一条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項（同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする場合における同法第二百二十二条第一項（同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の申請書については、なお従前の例による。

定（「ついで令」を「ついで令第139条の4（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）（法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号。以下この号において「平成30年改正令」という。）附則第14条第3項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は平成30年改正令第1条の規定による改正前の法人税法施行令」に、「法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号）」を「平成30年改正令」に改め、「資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置」を削る部分に限る。）は、令和五年十月一日から施行する。

2 改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）別表の書式（新規規則表十九の二の書式を除く。）は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和五年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下「令和二年旧法」という。）第二条第二十号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日前に終了した連結事業年度（令和二年旧法第十五条の二第二項に規定する連結事業年度をいう。）の連結所得（令和二年旧法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規規則表十九の二の書式は、外国法人の令和五年四月一日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税について適用し、外国法人の同日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

附則（令和五年六月三〇日財務省令第四七号）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第二条 特定多国籍企業グループ等（所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法」という。）第八十二条第四号に規定する特定多国籍

企業グループ等をいう。以下同じ。）に属する構成会社等（同条第十三号に規定する構成会社等をいう。以下同じ。）又は共同支配会社等（同条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。以下同じ。）のこの省令の施行の日から令和七年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和九年六月三十日までを終了するものに限る。）において、当該構成会社等又は共同支配会社等の親会社等（法人税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第208号。次条において「改正令」という。）による改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第百五十五号の三第五項第四号において同じ。）が特定外国子会社合算税制等（同号に規定する外国子会社合算税制等のうち、親会社等に係る複数の外国関係会社等（改正後の法人税法施行規則（以下「新規規則」という。）第三十八号の五第五項に規定する外国関係会社等をいう。以下この条において同じ。）の所得又は損失を通算して外国子会社合算税制等により当該親会社等の益金の額に算入される金額を算出することとされるものをいう。以下この条において同じ。）の適用を受ける場合における同号に定める金額は、同号の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が第三号に掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該親会社等の当期純損益金額（新法第八十二条第二十六号に規定する当期純損益金額をいう。次条において同じ。）に係る対象租税（新法第八十二条第二十九号に規定する対象租税をいう。以下この号及び第三項において同じ。）の額（法人税等調整額（新令第百五十五号の三第五項第二号に規定する法人税等調整額をいう。次条において同じ。）を除く。以下この号及び第三項において同じ。）（当該親会社等がその所在地国（新法第八十二条第七号に規定する所在地国をいう。以下同じ。）において外国税額控除等（新規規則第三十八号の二十七第三項第一号に規定する外国税額控除等をいう。以下この条において同じ。）の適用を受ける場合には、その適用後の対象租税の額）のうち特定外国子会社合算税制等の適用により当該親会社等の益金の額に算入される部分の金額に係る部分の金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

二 当該構成会社等又は共同支配会社等（これらのうち外国関係会社等に該当するものに限る。）に係る配分基準額

三 当該親会社等に係る全ての外国関係会社等（特定外国子会社合算税制等の適用に係るものに限る。）に係る配分基準額

2 前項第二号及び第三号に規定する配分基準額とは、外国関係会社等の対象所得金額（特定外国子会社合算税制等の適用により親会社等の益金の額に算入されることとなる所得の金額のうち各外国関係会社等に係る部分の金額として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額をいう。）に適用基準税率（特定外国子会社合算税制等に係る課税額（特定外国子会社合算税制等の適用により親会社等に課することとされる法人税に相当する税の額から外国関係会社等の所得に対して課される税の額が控除される場合におけるその控除後の残額をいう。）が生ずることとなる税率として当該親会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した割合をいう。）から特定国別実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいう。

3 前項に規定する特定国別実効税率とは、新令第百五十五号の三第五項第一号に規定する被配分当期対象租税額（同条第三項第四号に係る部分に限る。）がないものとし、かつ、国内最低課税額に係る税（新法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税をいう。以下この条において同じ。）の額（特定外国子会社合算税制等の適用を受けることにより親会社等が法人税に相当する税の額から控除することができる金額に限る。）が対象租税の額に含まれるものとして計算した場合の外国関係会社等の所在地国に係る新法第八十二条の第二項第一号イ（3）又は第四項第一号イ（3）に規定する国別実効税率（当該外国関係会社等が無国籍会社等（新法第八十二条第十七号に規定する無国籍会社等をいう。以下この条において同じ。）である場合には、当該外国関係会社等の新法第八十二条の第二項第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率又は同条第四項第四号に規定する無国籍共同支配会社等実効税率）をいう。

4 各対象会計年度において、前項の外国関係会社等が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該対象会計年度に係る第二項に規定する特定国別実効税率は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 当該対象会計年度において当該外国関係会社等が新法第八十二条の第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合、自国内最低課税額に係る税に関する法令における当該外国関係会社等に係る同条第二項第一号イ（3）又は第四項第一号イ（3）に規定する国別実効税率（当該外国関係会社等が無国籍会社等である場合にあっては、同条第二項第四号に規定する無国籍構成会社等実効税率又は同条第四項第四号に規定する無国籍共同支配会社等実効税率）に相当する割合（当該外国関係会社等に対して課される自国内最低課税額に係る税の額がある場合において、当該額につき親会社等がその所在地国において外国税額控除等の適用を受けることができるときは、当該外国関係会社等の調整後対象租税額（新法第八十二条第三十号に規定する調整後対象租税額をいう。以下同じ。）に当該額が含まれるものとして合理的な方法により計算した当該割合）

二 当該対象会計年度において当該外国関係会社等が新法第八十二条の第七項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合、当該外国関係会社等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 構成会社等である外国関係会社等（1）に掲げる金額が（2）に掲げる金額のうち占める割合

(1) 改正法附則第十四条第一項第二号イに掲げる金額

(2) 当該外国関係会社等の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の新法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表に記載された税引前当期純利益金額の合計額から当該連結等財務諸表に記載された税引前当期純損失金額の合計額を控除した残額

ロ 共同支配会社等である外国関係会社等
改正法附則第十四条第三項第二号に規定する割合

三 当該対象会計年度において当該外国関係会社等が改正法附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受ける場合 同条第一項第二号に規定する割合(当該外国関係会社等が共同支配会社等である場合にあっては、同条第三項第二号に規定する割合)

四 当該対象会計年度において当該外国関係会社等が特定多国籍企業グループ等に属する会社等及び当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に該当しない場合 当該外国関係会社等の所在地を所在地とする構成会社等に係る新法第八十二条の二第二項第一号イ(3)に規定する国別実効税率及び当該所在地を所在地とする共同支配会社等に属する同条第四項第一号イ(3)に規定する国別実効税率のうちいずれか高い割合(当該所在地を所在地とする構成会社等及び共同支配会社等がない場合にあっては、イに掲げる金額がロに掲げる金額のうち占める割合)

イ 当該対象会計年度に係る当該外国関係会社等及び他の外国関係会社等(当該所在地を所在地とするものに限るものとし、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に該当するものを除く。ロにおいて同じ。)の個別財務諸表(会社等(新法第八十二条第一号ハ)に規定する会社等をいう。以下同じ。)ごとの財産及び損益の状況を記載した計算書類をいう。ロにおいて同じ)における法人税の額

ロ 当該対象会計年度に係る当該外国関係会社等及び他の外国関係会社等の個別財務諸表に記載された税引前当期純利益金額の合計額から当該個別財務諸表に記載された税引前当期純損失金額の合計額を控除した残額

第三条 改正法附則第十四条第一号イに規定する財務省令で定める構成会社等は、新規則第三十八条の五第二号に掲げる理由により各対象会計年度に係る国別報告事項(同項第一号イに規定する国別報告事項をいう。以下この条に

おいて同じ。)又はこれに相当する事項として提供された構成会社等の所在地に係る収入金額にその収入金額が含まれない当該構成会社等とする。

2 改正法附則第十四条第一項第一号イに規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 構成会社等が最終親会社等財務会計基準(新令第五十五条の十六第一項第一号に規定する最終親会社等財務会計基準をいう。次号において同じ。)又は同条第二項に規定する代用財務会計基準に従って個別財務諸表(同条第一項第二号イに規定する個別財務諸表をいう。以下この項において同じ。)を作成している場合 当該個別財務諸表に記載された売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額

二 前号に掲げる場合以外の場合 構成会社等が最終親会社等財務会計基準に従って個別財務諸表を作成したならば作成されることとなる個別財務諸表に記載されることとなる売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額

3 改正法附則第十四条第一項第一号イ及びロ並びに第三項第一号イ及びロ並びに改正法附則第十四条第二項及び第七項に規定する財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額は、これらの規定に規定する千万欧元、百万ユーロ又は五千万ユーロをそれぞれこれらの規定の適用に係る対象会計年度開始の日(当該対象会計年度が参照日(各対象会計年度開始の日を決定するための基準となる日)をいう。)から最も近い特定の曜日から開始することとされる場合にあっては、当該参照日)の属する年の前年十二月における欧州中央銀行によって公表された外国為替の売買相場の平均値により、本邦通貨表示の金額に換算した金額とする。

4 改正法附則第十四条第一項第二号イに規定する法人税の額その他の財務省令で定める金額は、連結等財務諸表(改正法附則第十四条第一項第一号イに規定する連結等財務諸表をいう。以下この条において同じ。)に記載された構成会社等の法人税等(新令第五十五条の三十五第二項第一号に規定する法人税等をいう。以下この条において同じ。)の額及び法人税等調整額の合計額とする。

5 改正法附則第十四条第一項第二号イ及び第三項第二号イに規定する不確実性がある金額として財務省令で定める金額は、不確実な処理(新規則第三十八条の二十八第三項第一号二に規定する不確実な処理をいう。以下この項において同じ。)に係る法人税等の額及び不確実な処理に係る繰延税金資産(新規則第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。)

6 改正法附則第十四条第一項第一号イに規定する財務省令で定める金額は、連結等財務諸表に記載された共同支配会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額とする。

7 改正法附則第十四条第三項第一号ロに規定する税引前当期純利益の額として財務省令で定める金額は、連結等財務諸表に記載された共同支配会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の税引前当期純利益金額とする。

8 改正法附則第十四条第三項第一号ロに規定する税引前当期純損失の額として財務省令で定める金額は、連結等財務諸表に記載された共同支配会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の税引前当期純損失金額とする。

9 改正法附則第十四条第三項第二号イに規定する法人税の額その他の財務省令で定める金額は、連結等財務諸表に記載された共同支配会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等の法人税等の額及び法人税等調整額の合計額とする。

10 第四項及び前項に規定する法人税等の額及び法人税等調整額は、当期純損益金額に係る金額に限るものとする。

11 各対象会計年度において構成会社等に係る改正法附則第十四条第一項第一号イに規定する国別報告事項又はこれに相当する事項として同号イに規定する所轄税務署長等に提供された当該構成会社等の所在地に係る同号イに規定する収入金額又は当該所在地に係る同号ロに規定する税引前当期利益の額に利益の配当の額(当該利益の配当を支払う会社等が当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等である場合にあって、当該他の構成会社等の連結等財務諸表において当該利益の配当の

額が費用の額として計上されている額に限る。以下この項において同じ。)が含まれていない場合には、当該利益の配当の額は、当該収入金額又は当該税引前当期利益の額に含まれるものとして、同条第一項の規定を適用する。

12 各対象会計年度において構成会社等が改正法附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該構成会社等の所在地を所在地とする他の構成会社等があるときは、当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項は、同一の連結等財務諸表を基礎として作成されたものでなければならぬ。

13 各対象会計年度において構成会社等が改正法附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該対象会計年度に係る連結等財務諸表には、特定会計処理(新令第五十五条の十六第十項に規定する特定会計処理をいう。以下この条において同じ。)又はこれに準ずる会計処理を適用することが認められる連結等財務諸表を含まないものとする。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一 令和五年一月一日以後に開始する各対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項が特定会計処理又はこれに準ずる会計処理が適用される連結等財務諸表に基づき作成されている場合(これらの会計処理を適用して連結等財務諸表を作成することが定められている法令の規定によりこれらの会計処理が適用される連結等財務諸表が作成されている場合を含む。)

二 構成会社等が令和三年十二月一日以後に行う取引に係るれんが当該構成会社等の連結等財務諸表に計上され、当該取引に係る金額に当該対象会計年度に係る次に掲げる金額に当該れんに係る損失の額が加算されている場合

イ 改正法附則第十四条第一項第二号イに掲げる金額に当該損失の額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債が含まれていない場合における同号ロに掲げる金額
ロ 改正法附則第十四条第一項第三号の同項第二号ロに掲げる金額
14 各対象会計年度において構成会社等に係る次に掲げる取引が行われる場合には、改正法附則第十四条第一項第一号ロの規定にかかわらず、次に掲げる取引に係る費用又は損失の額を減算

しないので、当該対象会計年度に係る同号口に規定する調整後税引前当期利益の額を計算するものとする。

- 一 構成会社等が資金供与会社等（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に属する共同支配会社等であつて、他の当該特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に属する共同支配会社等であつて、他の当該特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に属する共同支配会社等）の共同支配会社等であつて、他の当該特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に属する共同支配会社等として直接又は間接に資金の供与を行うものをいう。以下同じ。）から直接又は他の会社等（当該特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に属する共同支配会社等）を通じて間接に受ける資金の供与（令和四年十二月十五日以前に行われた取引を除く。）であつて、これらの取引に係る費用（新令第四百五十五条の第二項中「銀行業又は保険業」とあるのを「銀行業」と読み替えた場合における同項に規定する特定金融商品に係る同項に規定する金銭等の分配を除く。以下この号において同じ。）又は損失の額が当該構成会社等の当該対象会計年度に係る連結等財務諸表に計上されるもの（次に掲げる要件のいずれかを満たすものに限る。）
- イ 当該資金供与会社等の当該対象会計年度に係る連結等財務諸表においてこれらの取引に係る収入の額が計上されないこと。
- ロ 当該資金供与会社等の所得の金額の計算上、これらの取引に係る益金の額に算入される金額（次に掲げる金額を除く。）がないこと。

- (1) 当該益金の額に算入される金額のうち、法人税法第五十七条第一項又はこれに相当する規定により当該資金供与会社等の所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額（これらの規定に係る欠損の金額が生じた新法第八十二条の第二項第一号ロに規定する過去対象会計年度後の各対象会計年度における法人税等の額を減少させることが見込まれないこと（令和四年十二月十六日以後に行われるこれらの取引がないものとした場合に、当該過去対象会計年度後の各対象会計年

度における法人税等の額を減少させることが見込まれないことを含む。）により当該欠損の金額に係る繰延税金資産が計上されていないものに限る。）に対応する部分の金額その他これに準ずる金額

- (2) 当該費用又は損失の額（(2)において「費用等の額」という。）のうち、他の会社等（当該資金供与会社等の所在地を所在地とするものに限る。）（(2)において同じ。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額（当該費用等の額のうち、当該対象会計年度に係る当該所在地の連結等財務諸表に費用又は損失の額として計上されるもの（当該他の会社等有する新法第八十二条第五号に規定する導管会社等の連結等財務諸表に費用又は損失の額として計上されることにより、当該所在地の連結等財務諸表に費用又は損失の額として計上されるものを含む。）を除く。）」

金の額に算入される場合には、その計上された金額とその算入される金額のうちいずれか少ない金額を控除した残額）があること。

- 二 構成会社等と他の会社等（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する他の会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に属する共同支配会社等をいう。以下この号において同じ。）との間で行われる取引（令和四年十二月十五日以前に行われた取引を除く。以下この号において同じ。）であつて、当該取引に係る費用又は損失の額が当該構成会社等の連結等財務諸表に計上されるもの（次に掲げる要件のいずれかを満たすものに限る。）
- イ 当該費用又は損失の額のうち、当該他の会社等の当該対象会計年度に係る連結等財務諸表において費用又は損失の額として計上される金額（当該構成会社等及び当該他の会社等の連結等財務諸表において当該取引に係る収入の額として計上される金額がある場合には、当該他の会社等の連結等財務諸表に当該取引に係る収入の額として計上される金額を控除した残額）があること。
- ロ 当該費用又は損失の額のうち、当該他の会社等の所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額（当該構成会社等の連結等財務諸表に当該取引に係る収入の額として計上され、かつ、取引に計上された金額が当該構成会社等の所得の金額の計算上、益金の額に算入される場合には、その計上された金額とその算入される金額のうちいずれか少ない金額を控除した残額）があること。

下この項において「法人税額等」という。）が当該構成会社等の連結等財務諸表に計上される場合において、当該法人税等の額が当該他の会社等の調整後対象租税額又は改正法附則第十四条第一項第二号イに掲げる金額（当該取引に係る繰延税金資産又は繰延税金負債が含まれていないものに限る。以下この項において同じ。）に含まれるときは、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る同号イに掲げる金額から当該法人税額等を減算する。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該取引が行われることにより、当該他の会社等の所得の金額の計算上、益金の額に算入される金額がある場合
 - 二 当該構成会社等の所在地における租税に關する法令において、当該構成会社等に係る改正法附則第十四条第一項第二号イに規定する財務省令で定める金額から当該構成会社等の調整後対象租税額の計算上当該他の会社等に配分される金額を控除すること又はこれに相当する調整を行わないこととされている場合
 - 三 当該取引に係る会計処理が変更されたこと。
- 15 前項第一号中「供与（令和四年十二月十五日以前に行われた取引を除く。）」とあるのを「供与」と読み替えた場合における同号に掲げる取引又は同項第二号中「取引（令和四年十二月十五日以前に行われた取引を除く。以下この号において同じ。）」とあるのを「取引」と読み替えた場合における同号に掲げる取引が次に掲げる要件のいずれかを満たす場合における同項の規定の適用については、これらの取引は、令和四年十二月十六日以後に行われたものとみなす。
 - 一 当該取引に係る契約の内容が変更されたこと（次号に該当するものを除く。）
 - 二 当該取引に係る契約において令和四年十二月十六日以後にその内容を変更することが定められていること。
 - 三 当該取引に係る会計処理が変更されたこと。
- 16 導管会社等（新法第八十二条第五号に規定する導管会社等をいう。以下この条において同じ。）である第十四項の規定の構成会社等について同項の規定を適用する場合において、当該構成会社等の構成員の所在地における租税に關する法令において導管会社等の収入が当該導管会社等の構成員の収入として取り扱われるときは、当該構成会社等の連結等財務諸表に計上される同項各号に掲げる取引に係る費用又は損失の額は、当該連結等財務諸表に計上されていないものとみなす。
 - 17 各対象会計年度において第十四項第二号の構成会社等の所在地を所在地とする同号に規定する他の会社等（同項（同号）に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けるものに限る。）がある場合には、当該対象会計年度に係る当該構成会社等について第十四項の規定の適用はないものとする。
 - 18 各対象会計年度において、構成会社等と他の会社等（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する他の会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に属する共同支配会社等をいう。以下この項において同じ。）との間で行われる取引（令和四年十二月十五日以前に行われた取引を除く。以下この項において同じ。）に係る法人税等の額及び法人税等調整額の合計額（以
 - 19 第十五項の規定は前項中「取引（令和四年十二月十五日以前に行われた取引を除く。以下この項において同じ。）」とあるのを「取引」と読み替えた場合における同項に規定する取引について、第十六項の規定は導管会社等である前項の構成会社等について同項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。
 - 20 第十三項の規定は各対象会計年度において共同支配会社等が改正法附則第十四条第三項の規定の適用を受ける場合について、第十四項から前項までの規定は各対象会計年度において共同支配会社等に係る取引が行われる場合について、それぞれ準用する。この場合において、第十三項第二号イ中「第十四条第一項第二号イ」とあるのは「第十四条第三項第二号イ」と、同号ロ中「第十四条第一項第三号」とあるのは「第十四条第三項第三号」と、第十四項中「第十四条第一項第一号」とあるのは「第十四条第三項第一号」と、同項第一号中「第百五十五条の二十二第一項」とあるのは「第百五十五条の二十二第二項において準用する同条第一項」と、第十五項中「前項第一号」とあるのは「第二十項において準用する前項第一号」と、第十六項中「第十四項」とあるのは「第二十項において準用する第十四項」と、第十七項中

「第十四項第二号」とあるのは「第二十項において準用する第十四項第二号」と、「第十四項の」とあるのは「第二十項において準用する第十四項の」と、「第十四項中「第十四条第一項第二号イ」とあるのは「第十四条第三項第二号イ」と、前項中「第十五項」とあるのは「次項において準用する第十五項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「第十六項」とあるのは「次項において準用する第十六項」と読み替えるものとする。

21 各対象会計年度において、改正法附則第十四条第一項に規定する特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国の租税に関する法令において適格分配時課税制度（新令第五百五十五条の三十四第一項第二号に規定する適格分配時課税制度をいう。次項において同じ。）が定められている場合において、当該所在地国に係る新法第八十二条の二第二項第一号イ（三）（一）に規定する国別調整後対象租税額の計算について新規則第三十八条の四十一第一項の規定の適用があるときは、当該所在地国を所在地国とする全ての構成会社等については、改正法附則第十四条第一項の規定は、適用しない。

22 各対象会計年度において、改正法附則第十四条第三項に規定する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配親会社等（新令第五百五十五条の三第二項第六号に規定する共同支配親会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該共同支配親会社等に係る他の共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令において適格分配時課税制度が定められている場合において、当該所在地国に係る新法第八十二条の二第四項第一号イ（三）（一）に規定する国別調整後対象租税額の計算について新規則第三十八条の四十一第八項において準用する同条第一項の規定の適用があるときは、当該共同支配親会社等及び他の共同支配会社等のうち当該所在地国を所在地国とする全ての共同支配会社等については、改正法附則第十四条第三項の規定は、適用しない。

23 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の全ての所在地国としていなかった国又は地域を当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等のいずれかが最初に所在地国とした当該構成会社等又は当該共

同支配会社等に係る対象会計年度において当該国又は地域を所在地国とする構成会社等及び共同支配会社等の全てが改正法附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受ける場合には、当該対象会計年度（以下この項において「適用対象会計年度」という。）（当該適用対象会計年度後の対象会計年度においてこれらの規定の適用を受ける対象会計年度を含む。）は新令第五百五十五条の三第二項第十一号に規定する移行対象会計年度に該当しないものとし、当該適用対象会計年度後の対象会計年度において最初に当該構成会社等又は当該共同支配会社等のいずれかが改正法附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受けないこととなる場合には、当該対象会計年度は同号に規定する移行対象会計年度に該当するものとする。

附則（令和六年一月三十一日財務省令第三号）抄
 施行期日
 第一条 この省令は、令和六年二月一日から施行する。
 附則（令和六年三月三十一日財務省令第一五号）抄
 施行期日
 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。
 第二条 法人がこの省令の施行の日前に行った第一条の規定による改正前の法人税法施行規則第二十二條の三第六項第一号に掲げる方法による法人税法第三十四條第一項第三号イ（三）の開示については、なお従前の例による。
 第三条 役員（役員等）の給与等に関する経過措置
 第一条 法人がこの省令の施行の日前に行った第一条の規定による改正前の法人税法施行規則第二十二條の三第六項第一号に掲げる方法による法人税法第三十四條第一項第三号イ（三）の開示については、なお従前の例による。

第二条 以下「新規則」という。第二十二條の三第六項の規定の適用については、同項第一号に規定する半期報告書には、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）附則第二條第一項の規定によりなお従前の例により提出される同項に規定する四半期報告書を含むものとする。
 第三条 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）第二号において「令和五年改正法」という。附則第十四條第一項又は第三項の規定の適用がある場合における新規則第三十八條第五項（第四号イに係る部分に限る。）

及び第六項の規定の適用については、次に定めるところによる。
 一 新規則第六十八條第五項第四号イ中「又は同条第八項」とあるのは、「若しくは同条第八項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第十四條第一項若しくは第三項（国際最低課税額の計算に関する経過措置）」とする。
 二 令和五年改正法附則第十四條第一項又は第三項の所在地国に係る新規則第六十八條第六項第一号に定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 令和五年改正法附則第十四條第一項又は第三項の規定の適用に関する事項
 二 その他参考となるべき事項
 附則（令和六年四月二日財務省令第三六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 別表十（七）の記載要領第三号の改正規定 令和六年十月一日
 二 別表六（六）の記載要領第一号（一）の改正規定（第6項まで）を「第8項まで、第10項若しくは第11項」に改める部分に限る。別表六（七）の記載要領第一号に次のように加える改正規定（三）に係る部分に限る。同第三号の改正規定（「租税特別措置法」の次に「第42條の12の7第1項」の次に「第27條の12の7第12項第1号（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）又は」を加える部分に限る。）、別表六（二十七）を別表六（二十五）とし、同表次に二表を加える改正規定（別表六（二十七）に係る部分に限る。）及び別表十二（二）の改正規定並びに附則第四項の規定 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十八條の四十六第二項の規定は、内国法人の令和六年四月一日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額（法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をい

う。以下同じ。）に対する法人税について適用する。
 3 別段の定めがあるものを除き、新規則別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和六年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。
 4 新規則別表六（二十七）及び別表十二（二）の書式は、法人の附則第一項第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。
 5 新規則別表二十から別表二十付表四までの書式は、内国法人の令和六年四月一日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用する。
 6 この省令の施行の日から附則第一項第二号に定める日の前日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

新規則別表六（六）付表の書式 同表の記載要領第一号（一）中、「第42條の12の5第4項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は第42條の12の7第8項若しくは第11項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とあるのは、「又は第42條の12の5第4項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」とする。
 二 改正前の法人税法施行規則別表十二（二）の書式 同表の記載要領中「同条」とあるのは、「同条又は所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）第13條の規定による改正前の租税特別措置法第56條（中小企業事業再編投資損失準備金）」とする。

別表一 各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分
 別表一付表 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書
 別表一の一 各事業年度の所得に係る申告書―外国法人の分
 （略）

別表一付表 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書
 別表一の一 各事業年度の所得に係る申告書―外国法人の分
 （略）

別表一付表 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書
 別表一の一 各事業年度の所得に係る申告書―外国法人の分
 （略）

別表二 同族会社等の判定に関する明細書

別表三(一) 特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

別表三(二) 付表一 特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書

別表三(三) 付表二 通算法人の留保金額又は所得基準額の調整計算に関する明細書

別表三(四) 土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書

別表三(五) 優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった土地等の譲渡に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書

別表三(六) 確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等に関する明細書

別表三(七) 付表 確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る直接又は間接に要した経費の額等の計算に関する明細書

別表三(八) 短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書

別表三(九) 課税除外とされる短期所有に係る土地等(面積1,000平方メートル以上)のもの)の譲渡に係る対価の額等に関する明細書

別表三(一〇) 課税除外とされる短期所有に係る土地(面積1,000平方メートル未満のもの)の譲渡に係る対価の額等に関する明細書

別表三(一一) 課税除外とされる買取仲介に係る短期所有に係る土地等の譲渡益に関する明細書

別表三(一二) 課税除外とされる不動産特定共同事業契約に係る事業参加者から取得した短期所有に係る土地等の譲渡益に関する明細書

別表三(一三) 所得の金額の計算に関する明細書

略

別表四付表 通算法人の所得の金額の調整に関する明細書

別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

別表五(二) 付表 種類資本金額の計算に関する明細書

別表五(三) 租税公課の納付状況等に関する明細書

別表六(一) 所得税額の控除に関する明細書

別表六(二) 内国法人の外国税額の控除に関する明細書

別表六(三) 付表一 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書

別表六(四) 付表二 国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算及び銀行等の資本に係る負債の利子の損金不算入額の計算に関する明細書

別表六(五) 付表三 国外事業所等帰属資本相当額の計算に関する明細書

別表六(六) 付表四 保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入に関する明細書

別表六(七) 付表五 通算法人の控除限度額の計算に関する明細書

別表六(八) 付表六 税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

別表六(九) 当期の控除対象外国法人税額に関する明細書

別表六(一〇) 外国税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書

別表六(一一) 付表一 地方税の控除限度額の計算の特例に関する明細書

略

別表六(一二) 付表三 適格分割等に係る分割法人等の調整後の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書

別表六(一三) 控除対象外国法人税額に関する明細書

別表六(一四) 外国子会社配当益金不算入の対象とならない剰余金の配当等の額のうち特定課税対象金額等を超える金額等に対応する控除対象外国法人税額に関する明細書

別表六(一五) 利子等に係る控除対象外国法人税額等に関する明細書

別表六(一六) 分配時調整外国税相当額の控除に関する明細書

別表六(一七) 法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

別表六(一八) 付表 前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書

別表六(一九) 特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書

別表六(二〇) 通算法人に係る通算特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書

別表六(二一) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(二二) 付表 通算法人の一般試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

別表六(二三) 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(二四) 付表 通算法人である中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

別表六(二五) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書

略

別表六(二六) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(二七) 付表一 新規高度人件費割合等の計算に関する明細書

別表六(二八) 付表二 通算法人の特別試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

別表六(二九) 欠損金増加合計額に係る法人税額相当額の計算に関する明細書

別表六(三〇) 調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(三一) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(三二) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(三三) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(三四) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(三五) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(三六) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(三七) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

略

略

略

別表六(二十一) 付表 特定新規基準雇用者割合
及び特定非新規基準雇用者割合の計算に関する明
細書
(略)

別表六(二十二) 認定地方公共団体の寄附活用
事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別
控除に関する明細書
(略)

別表六(二十三) 中小企業者等が特定経営力向
上設備等取得した場合の法人税額の特別控除に
関する明細書
(略)

別表六(二十四) 給与等の支給額が増加した場
合の法人税額の特別控除に関する明細書
(略)

別表六(二十四) 付表一 給与等支給額、比較教
育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の
計算に関する明細書
(略)

別表六(二十四) 付表二 給与等の支給額が増加
した場合の法人税額の特別控除における雇用者給
与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書
(略)

別表六(二十五) 認定特定高度情報通信技術活
用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関
する明細書
(略)

別表六(二十六) 情報技術事業適応設備を取得
した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出し
た場合又は生産工程効率化等設備等取得した場
合の法人税額の特別控除に関する明細書
(略)

別表六(二十七) 産業競争力基盤強化商品生産
用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に関
する明細書
(略)

別表六(二十八) 特定復興産業集積区域若しくは
復興産業集積区域等において機械等を取得した
場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等
において機械等取得した場合の法人税額の特別
控除又は避難解除区域等において機械等取得し
た場合の法人税額の特別控除に関する明細書
(略)

別表六(二十九) 特定復興産業集積区域におい
て被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別
控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用
者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避
難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用し
た場合の法人税額の特別控除に関する明細書
(略)

別表六(三十) リース特別控除取戻税額に関す
る明細書
(略)

別表六(三十一) リース資産の使用状況等に関
する明細書
(略)

別表六の二 外国法人の外国税額の控除に関する
明細書
(略)

別表七(一) 欠損金の損金算入等に関する明細
書
(略)

別表七(一) 付表一 適格組織再編成等が行われ
た場合の調整後の控除未済欠損金額の計算に関す
る明細書
(略)

別表七(一) 付表二 合併等前二以内適格合併
等が行われていた場合の特定資産譲渡等損失額の
計算に関する明細書
(略)

別表七(一) 付表三 共同事業を行うための適格
組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理
欠損金額又は控除未済欠損金額の特例に関する明
細書
(略)

別表七(一) 付表四 事業を移転しない適格組織
再編成等が行われた場合の控除未済欠損金額の特
例に関する明細書
(略)

別表七(一) 付表五 認定事業適応法人の欠損金
の損金算入の特例に関する明細書
(略)

別表七(二) 通算法人の欠損金の翌期繰越額の
計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明
細書
(略)

別表七(二) 付表一 通算法人の欠損金の通算に
関する明細書
(略)

別表七(二) 付表二 通算法人が修正申告をする
場合の欠損金の当期控除額の計算に関する明細書
(略)

別表七(二) 付表三 承認前二以内適格合併等
が行われていた場合の特定資産譲渡等損失額の計
算に関する明細書
(略)

別表七(二) 付表四 時価評価除外法人が新たな
事業を開始した場合の控除未済欠損金額の特例に
関する明細書
(略)

別表七(二) 付表五 認定事業適応法人の欠損金
の通算の特例に関する明細書
(略)

別表七(三) 更生欠損金の損金算入及び民事再
生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損
金算入に関する明細書
(略)

別表七(三) 付表 通算法人の更生欠損金の損金
算入及び民事再生等評価換えが行われる場合の再
生等欠損金の損金算入があつた場合の控除未済欠
損金額等の調整に関する明細書
(略)

別表七(四) 民事再生等評価換えが行われる場
合以外の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合
の欠損金の損金算入に関する明細書
(略)

別表七(四) 付表 通算法人の民事再生等評価換
えが行われる場合以外の再生等欠損金の損金算入
及び解散の場合の欠損金の損金算入があつた場合
の欠損金の翌期繰越額の調整に関する明細書
(略)

別表七(五) 通算法人の災害損失欠損金額の益
金算入額の計算に関する明細書
(略)

別表七(二) 通算対象欠損金額又は通算対象所得
金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関す
る明細書
(略)

別表七(二) 付表一 特定資産譲渡等損失額からの
控除額の計算に関する明細書
(略)

別表七(二) 付表二 特定移転資産の譲渡等による
損失の額又は利益の額がある場合の特定資産譲渡
等損失額の計算に関する明細書
(略)

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する
明細書
(略)

別表八(一) 付表 通算法人の関連法人株式会社等
に係る配当等の額から控除する利子の額の計算に関
する明細書
(略)

別表八(二) 外国子会社から受ける配当等の益
金不算入等に関する明細書
(略)

別表八(三) 特定支配関係がある他の法人から
受ける対象配当等の額等に関する明細書
(略)

別表八(三) 付表 特定支配後増加利益剰余金額
超過額の計算に関する明細書
(略)

別表九(一) 保険会社の契約者配当の損金算入
に関する明細書
(略)

別表九(二) 組合事業等による組合等損失額の
損金不算入又は組合等損失超過合計額の損金算入
に関する明細書
(略)

別表九(一) 沖繩の認定法人の所得の特別控除
及び要加算調整額の益金算入に関する明細書
(略)

別表十(一) 付表 通算法人の所得基準額の計算
に関する明細書
(略)

別表十(二) 国家戦略特別区域における指定法
人の所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入
に関する明細書
(略)

別表十(二) 付表 通算法人の所得基準額の計算
に関する明細書
(略)

別表十(三) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の
損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費
の特別控除に関する明細書
(略)

別表十(三) 付表 通算法人の所得基準額の計算
に関する明細書
(略)

別表十(四) 対外船舶運航事業者の日本船舶に
よる収入金額に係る所得の金額の損金算入又は益
金算入に関する明細書
(略)

別表十(四) 付表一 日本船舶外航事業に係る所
得の金額の計算に関する明細書
(略)

別表十(四) 付表二 日本船舶外航事業に係る当
期利益の額又は当期欠損の額の計算に関する明
細書
(略)

別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買
取等の場合の所得の特別控除等に関する明細書
(略)

別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買
取等の場合の所得の特別控除等に関する明細書
(略)

別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買
取等の場合の所得の特別控除等に関する明細書
(略)

別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買
取等の場合の所得の特別控除等に関する明細書
(略)

別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買
取等の場合の所得の特別控除等に関する明細書
(略)

別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買
取等の場合の所得の特別控除等に関する明細書
(略)

別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買
取等の場合の所得の特別控除等に関する明細書
(略)

別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買
取等の場合の所得の特別控除等に関する明細書
(略)

別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買
取等の場合の所得の特別控除等に関する明細書
(略)

別表十(五) 付表 完全支配関係法人の資産の譲渡がある場合の資産の譲渡に係る特別控除額の特別に関する明細書

別表十(六) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書

別表十(六) 付表一 各特定株式の特別勘定の金額に関する明細書

別表十(六) 付表二 通算法人の調整前通算所得基準額の計算に関する明細書

別表十(七) 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績運動給与の損金算入に関する明細書

別表十(八) 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

別表十(九) 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

別表十(九) 付表 配当可能利益の額の計算に関する明細書

別表十(十) 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

別表十(十一) 関西化学術研究都市における文化学術研究交流施設の設置等を行う会社への出資に係る特別勘定の益金算入に関する明細書

別表十一(一) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

別表十一(一)の二 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

別表十一(二) 返品調整引当金の損金算入に関する明細書

別表十二(一) 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(二) 中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(三) 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(四) 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(五) 廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(六) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(七) 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(八) 特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(九) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(十) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(十一) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(十二) 特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(十三) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

別表十二(十四) 再投資等準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(十五) 福島再開発投資等準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(十六) 特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(十七) 岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(十八) 特定都市鉄道整備準備金の益金算入に関する明細書

別表十二(十九) 原子力発電施設解体準備金の益金算入に関する明細書

別表十三(一) 国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

別表十三(二) 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

別表十三(三) 交換により取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

別表十三(四) 収用換地等に併い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

別表十三(六) 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

別表十三(七) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

別表十三(八) 賦課金で取得した試験研究用資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

別表十三(九) 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

別表十四(一) 民事再生等評価換えによる資産の評価損益に関する明細書

別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書

別表十四(二) 付表 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書

別表十四(三) 譲渡制限付株式に関する明細書

別表十四(四) 新株予約権に関する明細書

別表十四(五) 通算終了事由が生じた他の通算法人の株式につき資産調整勘定対応金額等がある場合の簿価純資産価額とする金額の計算に関する明細書

別表十四(六) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

別表十四(七) 特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書

別表十四(七) 付表一 支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書

別表十四(七) 付表二 前特定適格組織再編成等による移転資産の特例計算をした場合の特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書

別表十四(七) 付表三 関連法人支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書

別表十四(八) リース譲渡に係る収益及び費用の益金及び損金算入に関する明細書

別表十四(九) 公益法人等が普通法人等に移行する場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書

別表十四(十) 特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書

別表十四(十) 付表一 特定資産譲渡等損失額からの控除額の計算に関する明細書

別表十四(十) 付表二 特定移転資産の譲渡等による損失の額又は利益の額がある場合の特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書

別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書

<p>別表十五付表 通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書 (略) 別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書 (略) 別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書 (略) 別表十六(三) 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書 (略) 別表十六(四) 旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書 (略) 別表十六(五) 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書 (略) 別表十六(六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書 (略) 別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書 (略) 別表十六(八) 一括償却資産の損金算入に関する明細書 (略) 別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書 (略) 別表十六(十) 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書 (略) 別表十六(十一) 非適格合併等に係る調整勘定の計算の明細書 (略) 別表十七(一) 国外支配株主等に係る負債の利子等の損金算入に関する明細書 (略) 別表十七(二) 付表 国外支配株主等及び特定債券現先取引等に関する明細書 (略) 別表十七(三) 対象純支払利子等の額の損金不算入の適用除外に関する明細書 (略)</p>	<p>別表十七(二) 対象純支払利子等の額の損金不算入に関する明細書 (略) 別表十七(二) 付表一 対象支払利子等合計額の計算に関する明細書 (略) 別表十七(二) 付表二 控除対象受取利子等合計額の計算に関する明細書 (略) 別表十七(二) 付表三 調整対象金額に係る調整額の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 超過利子額の損金算入に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表 適格合併等が行われた場合の調整後の超過利子額の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表一 添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合等に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表二 添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表三 特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表四 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表五 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る特定所得の金額の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表六 外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表七 外国金融子会社等に係る特定所得の金額の計算等に関する明細書 (略)</p>	<p>別表十七(三) 付表八 外国関係会社の課税対象金額に係る控除対象外国法人税額の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表九 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表十 外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象所得税額等相当額の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表十一 特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表十二 適格組織再編成に係る合併法人等の調整後の課税済金額の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表十三 適格分割等に係る分割法人等の調整後の課税済金額の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表十四 間接特定課税対象金額の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表十五 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算及び外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表十六 恒久的施設帰属資本相当額の計算に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表十七 外国法人の本店等との間の内部取引の状況等に関する明細書 (略) 別表十七(三) 付表十八 各通算法人の所得金額等に関する明細書 (略)</p>	<p>別表十八(一) 付表一 10年内事業年度に係る各通算法人の欠損金額等に関する明細書 (略) 別表十八(一) 付表二 各通算法人の所得限度額等に関する明細書 (略) 別表十八(二) 各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書 (略) 別表十八(三) 各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書 (略) 別表十九 法第七十一条の規定による予定申告書 (略) 別表十九(一) 法第四十四条の三第一項又は第二項の規定による予定申告書 (略) 別表二十 各対象会計年度の国際最低課税額に係る申告書 (略) 別表二十付表一 国際最低課税額の計算に関する明細書 (略) 別表二十付表二 構成会社等又は共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の計算に関する明細書 (略) 別表二十付表三 無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の計算に関する明細書 (略) 別表二十付表四 未分配所得国際最低課税額に係る会社等別国際最低課税額及び国際最低課税額の計算に関する明細書 (略) 別表二十一 退職年金等積立金に係る申告書―退職年金業務等を行う法人の分 (略) 別表二十二 青色申告書の提出の承認を受けようとする法人の帳簿の記載事項 区分 (一) 現 取引の年月日、事由、金の出納 区分別 記載事項 出納先及び金額並びに日々の残高 備考</p>
---	---	--	--

<p>(七) 有価証券(商品であるものを除く。)</p>	<p>(六) から(五)までに掲げるものの債権債務に関する事項</p>	<p>(五) 買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。)</p>	<p>(四) 売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。)</p>	<p>(三) 手形(融通手形を除く。)</p>	<p>(二) 当座預金の預入れ及び引出しに関する事項</p>
<p>取引の年月日、事由、相手方、銘柄、数量、単価及び金額</p>	<p>貸付金、借入金、預け金、預り金、仮払金、仮受金、未収入金、未払金等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>	<p>仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他受けた給付の内容、数量、単価及び金額</p>	<p>売上先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額</p>	<p>受取手形、支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>	<p>預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額</p>

<p>(十) から</p>	<p>(九) 繰上延資産に関する事項</p>	<p>(八) 減価償却資産に関する事項</p> <p>減価償却資産については、第十四条各号(償却の方法の選定の単位)に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に掲げる種類の区分(その種類につき耐用年数省令別表(第十九条第二項(種類等)と同じくする減価償却資産の償却限度額)の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数等)に関する省令(平成二十年財務省令第三十二号)による改正前の耐用年数省令別表)において構造若しくは用途又は細目が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の区分とし、二以上の事業所又は船舶を有する法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を定めている場合にあつては、事業所又は船舶ごとのこれらの区分とする。)ごとに、かつ、耐用年数省令に定める耐用年数の異なるものについてはその異なるごとに区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額</p>
<p>取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額</p>	<p>その種類ごとに区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由及び金額</p>	<p>減価償却資産については、第十四条各号(償却の方法の選定の単位)に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に掲げる種類の区分(その種類につき耐用年数省令別表(第十九条第二項(種類等)と同じくする減価償却資産の償却限度額)の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数等)に関する省令(平成二十年財務省令第三十二号)による改正前の耐用年数省令別表)において構造若しくは用途又は細目が定められているものについては、その構造若しくは用途又は細目の区分とし、二以上の事業所又は船舶を有する法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を定めている場合にあつては、事業所又は船舶ごとのこれらの区分とする。)ごとに、かつ、耐用年数省令に定める耐用年数の異なるものについてはその異なるごとに区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額</p>

<p>(十一) 売上げ(加工その他の業務の給付等)の売上げと同様の性質を有するものを含む。)</p>	<p>(四) 及び(六)から(九)までの掲げるもの以外の資産(商品、消耗品、その他棚卸)により整理するものを除く。)</p> <p>(十一) 売上げ(加工その他の業務の給付等)の売上げと同様の性質を有するものを含む。)</p> <p>取引の年月日、売上先、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の売上上げの総額並びに売上先又は売上先を記載し難いものについては、これを代えて取引回数を記載し、品名その他給付の内容、数量、単価又は金額のうち、その記載し難いものを省略することができる。</p>
<p>(1) 小売その他類</p>	<p>(1) 小売その他類</p>

<p>(十二) (十一)に掲げるもの以外に関する事項</p> <p>(十三) 仕入れに関する事項</p>	<p>受取利息、雑収入等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額</p> <p>取引の年月日、仕入先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の仕入総額</p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>

の事業を有する人の上の規程によるもの(一)は、その事業所ごと

<p>別表二十三 貸借対照表及び損益計算書に記載する科目</p> <p>(一) 貸借対照表に記載する科目</p> <p>資産の部</p> <p>現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮払金、貸付金、有価証券、商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、貯蔵品、繰延税金資産、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定、鉱業権、漁業権、ダム使用权、水利権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ソフトウエア、育成者権、公共施設等運営権、樹木採取権、漁港水面施設運営権、営業権、専用側線利用権、鉄道軌道連絡通路施設利用権、電気ガス供給施設利用権、水道施設利用権、工業用水道施設利用権、水道施設利用権、借地権、繰延資産等</p>	<p>(十四)に掲げるものの以外の経費に関する事項</p> <p>賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、地代家賃、保険料、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、機密費、接待交際費、寄附金、利子割引料、雑費等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支払先、事由及び金額。ただし、少額の経費で本文の規定により難いものについては、それぞれその日々の合計金額のみを記載することができる。</p>	<p>の事業所における仕入れ総額を記載すれば足りる。</p>
--	--	--------------------------------

<p>別表二十四 普通法人等の帳簿の記録方法</p> <p>区分</p> <p>(一) 現金の出納に関する事項</p> <p>記録方法</p> <p>取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日々の残高を記載する。ただし、少額な取引については、その科目ごとに、日々の合計金額を一括記載することができる。</p>	<p>負債及び資本の部</p> <p>支払手形、買掛金、未払金、未払税金、繰延税金負債、仮受金、借入金、貸倒引当金、海外投資等損失準備金、中小企業事業再編投資損失準備金、特定原子力施設炉心等除去準備金、異常危険準備金、関西国際空港用地整備準備金、中部国際空港整備準備金、特別修繕準備金、探鉱準備金、海外探鉱準備金、農業経営基盤強化準備金、福島再開発投資等準備金、資本金又は出資金、資本剰余金、利益剰余金、再評価積立金、再評価差額金、積立金等</p> <p>(二) 損益計算書に記載する科目</p> <p>利益の部</p> <p>商品製品等売上高、期末商品製品原材料等棚卸高、雑収入、資産の売却益、資産の評価損、損失の部</p> <p>商品製品原材料等仕入高、期首商品製品原材料等棚卸高、賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、地代家賃、保険料、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、機密費、接待交際費、寄附金、利子割引料、雑費、資産の売却損、資産の評価損、貸倒引当金繰入額、海外投資等損失準備金積立額、中小企業事業再編投資損失準備金積立額、特定原子力施設炉心等除去準備金積立額、異常危険準備金積立額、関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額、特別修繕準備金積立額、探鉱準備金積立額、海外探鉱準備金積立額、農業経営基盤強化準備金積立額、福島再開発投資等準備金積立額、当期利益金等</p>	<p>の事業所における仕入れ総額を記載すれば足りる。</p>
--	--	--------------------------------

<p>(八) 減価償却資産に関する事項</p> <p>取引の年月日、事由、相手方、種類(その種類につき耐用年数省令別表(第十九条第二項)の種類等と同じくする減価償却資産の償却限度額)の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産</p>	<p>(七) 有価証券(商品を除く)に関する事項</p> <p>取引の年月日、事由、相手方、銘柄、数量、単価及び金額を記載する。</p>	<p>(六) (二) から(五)までに掲げるものの以外の債権債務に関する事項</p> <p>貸付金、借入金、預け金、預り金、仮払金、仮受金、未収入金、未払金等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。</p>	<p>(五) 買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む)に関する事項</p> <p>仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他受けた給付の内容、数量、単価及び金額を記載する。ただし、保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載することができる。</p>	<p>(四) 売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む)に関する事項</p> <p>売上先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額を記載する。ただし、保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載することができる。</p>	<p>(二) 当座預金の預入れ及び引出しに関する事項</p> <p>預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額を記載する。</p> <p>(三) 手形(融通手形を除く)上の債権債務に関する事項</p> <p>受取手形、支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。</p>
--	--	--	---	--	---

<p>(九) 繰延資産に関する事項</p> <p>取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額を記載する。</p>	<p>(十一) 売上げ(加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む)に関する事項</p> <p>取引の年月日、売上先、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の売上総額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。</p> <p>(一) 保存している納品書、請求書等によりその内容を認める取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載する。</p> <p>(二) 小売その他これに類するものを行う法人の現金売上げについては、日々の現金売上げの総額のみを記載する。</p> <p>(三) 二以上の事業所を有する法人の売上げで日々の売上総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における売上総額を記載する。</p>	<p>(十) (一) から(四)まで及び(六)から(九)までに掲げるもの以外の資産(商品、製品、消耗品その他棚卸しにより整理するものを含む)に関する事項</p> <p>取引の年月日、売上先、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。</p> <p>(一) 保存している納品書、請求書等によりその内容を認める取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載する。</p>	<p>の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成二十年財務省令第32号)による改正前の耐用年数省令別表)において構造若しくは用途又は細目が定められているものについては、構造若しくは用途又は細目を含む)数量及び金額を記載する。</p>
---	---	---	--

<p>(十二) (十一)に掲げるもの以外の収入に関する事項</p>	<p>(十三) 仕入れに関する事項</p>	<p>(十四) (十三)に掲げるもの以外の経費に関する事項</p>
<p>受取利息、雑収入等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額を記載する。ただし、少額な雑収入等については、それぞれ、その日々の合計金額のみを一括記載することができる。</p>	<p>取引の年月日、仕入先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の仕入総額を記載する。ただし、次に掲げるところによることができる。</p> <p>(一) 保存している納品書、請求書等によりその内容を確認できる取引については、その相手方別に、日々の合計金額のみを一括記載する。</p> <p>(二) 少額な現金仕入れについては、日々の合計金額のみを一括記載する。</p> <p>(三) 二以上の事業所を有する法人の仕入れで日々の仕入総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における仕入総額を記載する。</p>	<p>賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、繰延資産の償却費、地代家賃、保険料、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、機密費、接待交際費、寄附金、利子割引料、雑費等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支払先、事由及び金額を記載する。ただし、少額の経費については、それぞれ、その日々の合計金額のみを一括記載することができる。</p>